

令和5年度 全国更生相談所補装具担当者説明会

- 1 日時 令和6年3月21日(木)15:00~17:00
令和6年3月25日(月)15:00~17:00
- 2 会場 東京都心身障害者福祉センター
(オンライン方式による開催)
- 3 テーマ
 - (1) 補装具の告示改正(案)について
 - (2) 補装具費支給事務取扱指針の改正(案)について
 - (3) 補装具支給事務取扱要領の改正(案)について
 - (4) 装具(レディメイド)の本体価格にかかる取扱いについて
 - (5) その他
- 4 その他
全国身体障害者更生相談所長協議会と厚生労働省との共同開催。

【資料】

- | | |
|------|---------------------------------------|
| 資料 1 | 補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準(案)の新旧対照表 |
| 資料 2 | 補装具支給事務取扱指針の改正(案) |
| 資料 3 | 補装具支給事務取扱要領の改正(案) |
| 資料 4 | 装具(レディメイド)の本体価格にかかる取扱いについて |

補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件

○こども家庭庁 告示第 号
厚生労働省

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第
二十五項及び第七十六条第二項の規定に基づき、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する
基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十八号）の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から
適用する。

令和六年 月 日

こども家庭庁長官 渡辺由美子

厚生労働大臣 武見 敬三

改 正 後	改 正 前
<p>1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五条第二十五項に規定する主務大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、<u>姿勢保持装置</u>、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から第六項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第七十六条第三項の規定による身体障害者更生相談所その他主務省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第七十六条第二項の規定に基づき主務大臣が定める補装具の購入等に係る費用の額の基準は、別表の規定による<u>上限価格</u>の百分の百六に相当する額とする。ただし、第一項ただし書の補装具については、市町村が定める額とする。</p> <p><u>4 別表の1の(4)の装具（レディメイド）の購入に係る費用の額の基準は、前項の規定にかかわらず、別表の規定による上限価格の百分の百に相当する額とする。</u></p> <p>5 次に掲げる購入等に係る費用の額の基準は、<u>前二項</u>の規定にかかわらず、別表の規定による<u>上限価格</u>の百分の百十に相当する額とする。</p> <p>一 <u>別表の1の(8)のその他の表に掲げる眼鏡（遮光用及び弱視用を除く。）の購入</u></p> <p>二 <u>別表の1の(8)のその他の表に掲げる歩行補助つえ（プラットホーム杖に限る。）の購入</u></p>	<p>1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五条第二十五項に規定する主務大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、<u>座位保持装置</u>、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から第五項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第七十六条第三項の規定による身体障害者更生相談所その他主務省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第七十六条第二項の規定に基づき主務大臣が定める補装具の購入等に係る費用の額の基準は、別表の規定による<u>価格</u>の百分の百六に相当する額とする。ただし、第一項ただし書の補装具については、市町村が定める額とする。</p> <p>(新設)</p> <p>4 次に掲げる購入等に係る費用の額の基準は、<u>前項</u>の規定にかかわらず、別表の規定による<u>価格</u>の百分の百十に相当する額とする。</p> <p>一 <u>別表の1の(5)の眼鏡（遮光用及び弱視用を除く。）の購入</u></p> <p>二 <u>別表の1の(5)の歩行補助つえ（プラットホーム杖に限る。）の購入</u></p>

三 別表の3の(1)のエの表に掲げる断端袋の交換

四 別表の3の(2)のエの表に掲げる断端袋の交換

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

五 別表の3の(6)の車椅子の表の付属品の項に掲げる付属品交換 (別表の1の(6)のエの(ウ)の表に掲げるクッション(カバー付き)、背クッション、枕(レディメイド)、テーブル、杖たて、栄養パック取付用ガードル架、点滴ポール、日よけ、雨よけ、スポークカバー及びリフレクタの交換に限る。ただし、オーダーメイドで製作されたものを除く。)

六 別表の3の(7)の電動車椅子のアの表のスイッチの項に掲げる延長スイッチ交換、バッテリーの項に掲げるバッテリー交換(リチウムイオン電池)、充電器の項に掲げる外部充電器交換及び付属品の項に掲げる付属品交換(別表の1の(7)のエの(ウ)の表に掲げるジョイスティックノブの交換に限る。)並びにイの表のスイッチの項に掲げるスイッチゴム交換及び延長スイッチ交換、バッテリーの項に掲げるバッテリー交換(リチウムイオン電池)

(新設)

(新設)

三 別表の3の(5)の視覚障害者安全つえの項中マグネット付き石突交換

四 別表の3の(5)の眼鏡の項中枠交換(遮光用及び弱視用に係るものを除く。)

五 別表の3の(5)の眼鏡の項中レンズ交換(遮光用レンズ及び遮光矯正用レンズに係るものを除く。)

六 別表の3の(5)の補聴器の項中重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換及びイヤホン交換

七 別表の3の(5)の車椅子の項中クッション交換、クッション(ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの及び立体編物構造のもの)交換、クッション(ゲルとウレタンフォームの組み合わせのもの)交換、クッション(バルブを開閉するだけで空気量を調整するもの)交換、クッション(特殊な空気室構造のもの)交換、フローテーションパッド交換、背クッション交換、特殊形状クッション(骨盤・大腿部サポート)交換、クッションカバー(防水加工を施したもの)交換、枕(オーダー)交換、リフレクタ(反射器一夜光反射板)交換、テーブル交換、スポークカバー交換、ステッキホルダー(杖たて)交換、栄養パック取り付け用ガードル架交換、点滴ポール交換及び日よけ(雨よけ)部品交換

八 別表の3の(5)の電動車椅子の項中枕(オーダー)交換、バッテリー交換(マイコン内蔵型に係るものを含む。)、外部充電器交換、オイル又はグリス交換、ステッキホルダー(杖たて)交換、栄養パック取り付け用ガードル架交換、点滴ポール交換、延長式スイッチ交換、レバーノブ各種形状(小ノブ、球ノブ、こけしノブ)交換、レバーノブ各種形状(Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ)交換、日よけ(

及びバッテリー交換（ニッケル水素電池）並びに充電器の項に掲げる外部充電器交換

七 別表の3の(8)のその他の表の視覚障害者安全つえの項に掲げるマグネット付き石突交換

八 別表の3の(8)のその他の表の眼鏡の項に掲げる枠交換（遮光用及び弱視用に係るものを除く。）

九 別表の3の(8)のその他の表の眼鏡の項に掲げるレンズ交換（遮光用レンズ及び遮光矯正用レンズに係るものを除く。）

十 別表の3の(8)のその他の表の補聴器の項に掲げる重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換及びイヤホン交換

十一 別表の3の(8)のその他の表の歩行補助つえの項に掲げる凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換

十二 別表の3の(8)のその他の表の重度障害者用意思伝達装置の項に掲げる本体修理、固定台（アーム式又はテーブル置き式）交換、固定台（自立スタンド式）交換、入力装置固定具交換、呼び鈴交換、呼び鈴分岐装置交換、接点式入力装置（スイッチ）交換、帯電式入力装置（スイッチ）交換、筋電式入力装置（スイッチ）交換、光電式入力装置（スイッチ）交換、呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換、圧電素子式入力装置（スイッチ）交換、空気圧式入力装置（スイッチ）交換、視線検出式入力装置（スイッチ）交換及び遠隔制御装置交換

十三 別表の3の(8)のその他の表の人工内耳の項に掲げる人工内耳用音声信号処理装置修理

6 国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する補装具製作施設が製作した補装具を購入又は修理する場合の第三項又は前項の費用の額の基準は、第三項及び前項の規定にかかわらず、それぞれ第三項又は前項に掲げる額の百分の九十五に相当する額とする。

別表

雨よけ）部品交換、リフレクタ（反射器—夜光反射板）交換及びテーブル交換

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

九 別表の3の(5)の歩行補助つえの項中凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換

十 別表の3の(5)の重度障害者用意思伝達装置の項中本体修理、固定台（アーム式又はテーブル置き式）交換、固定台（自立スタンド式）交換、入力装置固定具交換、呼び鈴交換、呼び鈴分岐装置交換、接点式入力装置（スイッチ）交換、帯電式入力装置（スイッチ）交換、筋電式入力装置（スイッチ）交換、光電式入力装置（スイッチ）交換、呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換、圧電素子式入力装置（スイッチ）交換、空気圧式入力装置（スイッチ）交換、視線検出式入力装置（スイッチ）交換及び遠隔制御装置交換

十一 別表の3の(5)の人工内耳の項中人工内耳用音声信号処理装置修理

5 国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する補装具製作施設が製作した補装具を購入又は修理する場合の第三項又は前項の費用の額の基準は、前二項の規定にかかわらず、それぞれ第三項又は前項に掲げる額の百分の九十五に相当する額とする。

別表

1 購入基準

(1) 義肢一般構造義肢

義肢とは、欠失した上肢若しくは下肢の全部若しくは一部の形態又は機能を代償するために装着及び使用する人工の手足をいう。

そのうち、殻構造義肢とは、義肢に働く外力を殻で負担し、同時に、この殻の外形が手足の外觀を整える構造のものをいい、アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

価格は、イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

名称	採型区分	定義	備考
肩義手	A-1	<p>肩義手とは、肩甲胸郭間切断、肩関節離断及び上腕骨頸部^{（肩）}切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p>（能動式）</p> <p>主として、上肢帯及び体幹の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</p> <p>（電動式）</p> <p>継手及び手先具の操作を行うための力源に電気エネルギーを用いるもの。なお、電動式に加え、能動式又</p>	<p>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</p>

1 購入基準

(1) 義肢一般構造義肢
(新設)

名称	型式	使用材料・部品及び工作法	価格	備考
上腕義手	装飾用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに安定性の確保に留意し、残存運動力を有効に伝えなければならないこと。</p> <p>肩吊りバンドは、使用中容易に変形しない織物を用い、腋窩部に不快感、疼痛、皮膚の損傷を生じないように留</p>	<p>イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とする。</p>	

		<p>(電動式) <u>継手及び手先具の操作を行うための力源に電気エネルギーを用いるもの</u> (その他) <u>能動式・電動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）及び作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したものであって、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの）のものを含む。なお、幹部を使用する作業用義手は骨格構造とする。</u></p>				<p>操作は、筋電電極又はスイッチを用い、モーターにより手先具や継手を制御するものであること。</p>	
				肩義手	装飾用	<p>肩継手は、可動で外転式、屈曲—伸展式又は複合運動式とし、衣服の損耗を防ぐために突起部のないよう留意すること。</p> <p>ハーネス（胸郭帯）は、義手を肩部によく落ち着かせるようその取付位置を注意して選び、着脱に便利な構造とすること。</p> <p>その他は上腕義手装飾用と同じ。</p>	
前腕義手	A-4	<p>前腕義手とは、前腕切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(能動式) <u>上肢帯、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの。なお、電動式に加え、能動式又はその他を用いるハイブリッド</u></p>	<p>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</p>		作業用	<p>肩継手は、必要に応じて固定できること。</p> <p>その他は上腕義手作業用と同じ。</p>	
				能動式	ハンド型手付	<p>肩継手は、装飾用と同じ。</p> <p>コントロールケーブルの取付けにはその位置に留意し、コントロールケーブルに引張力が働くとき肩継手が動かぬようにするこ</p>	

		<p><u>式の場合は、電動式として算定する。</u> <u>(電動式)</u> <u>継手及び手先具の操作を行うための力源に電気エネルギーを用いるもの</u> <u>(その他)</u> <u>能動式・電動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）及び作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したものであって、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの）のものを含む。なお、幹部を使用する作業用義手は骨格構造とする。</u></p>							
<u>手義手</u>	<u>A-5</u>	<p><u>手義手とは、手関節離断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</u> <u>(能動式)</u> <u>上肢帯、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</u></p>	<p><u>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</u></p>						
				普通					
				用					
				フック型					
				手 部 付					
				能動式肩甲鎖骨切除用					
				ハン ド 型 手 部 付					

		<p>(電動式) <u>継手及び手先具の操作を行うための力源に電気エネルギーを用いるもの</u></p> <p>(その他) <u>能動式・電動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）及び作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したものであって、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの）のものを含む。</u></p>						<p>用と同じ。</p> <p>フック型 手付 <u>手부는、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。</u> <u>その他はハンド型手付と同じ。</u></p> <p>電動式 <u>上腕義手電動式と同じ。</u></p> <p>肘義手 装飾用 <u>上腕義手表飾用と同じ。</u> 作業用 <u>幹部は、作業種目を考慮したものとする</u> <u>こと。</u> <u>その他は上腕義手作業用と同じ。</u> 能動式 <u>上腕義手能動式と同じ。</u> 電動式 <u>上腕義手電動式と同じ。</u></p> <p>前腕義手 装飾用 <u>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせ</u> <u>て製作すること。</u> <u>ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに残存運動力を有効に伝えるよう注意すること。</u> <u>切断面に回旋能力が</u></p>	
手部義手	A-6	<p>手部義手とは、手根中手切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(能動式) <u>上肢帯、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブルやリンク機構等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</u></p> <p>(電動式) <u>継手及び手先具の操作を</u></p>							

		<p>行うための力源に電気エネルギーを用いるもの (その他)</p> <p>能動式・電動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）及び作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したものであって、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの）のものを含む。</p>				<p>残っていない場合には、手継手部で回旋できることが必要であること。</p>
				作業用		<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>必要に応じて上腕カフ（縮革）にハーネスを付けること。</p> <p>ソケット、支持部及び肘継手は、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃荷重に耐えられるよう材質及び工作法を十分吟味すること。</p>
手指義手	A-6 (多指切断)	<p>手指義手とは、手指切断に用いるものであって、次に掲げるものをいい、キャップ式又は手袋型のいずれかによることとする。</p> <p>(能動式)</p> <p>切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、リンク機構等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</p> <p>(その他)</p> <p>能動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）のもの</p>				
	A-7 (1指切断)			能動式	<p>ハンド型</p> <p>ソケットは、断端の運動を忠実に伝えるため及び装着感を良くするため、採型に細心の注意を払うこと。また、断端長の許す限り二重ソケットを原則と</p>	
					長断端用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p>
					長断端用	<p>ソケットは、断端の運動を忠実に伝えるため及び装着感を良くするため、採型に細心の注意を払うこと。また、断端長の許す限り二重ソケットを原則と</p>

		を含む。	
股義足	B-1	股義足とは、片側骨盤切断、股関節離断及び大腿切断極短断端に用いるものをいう。	
大腿義足	B-2	<p>大腿義足とは、大腿切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(差込式)</p> <p>断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを用いて、懸垂装置によって懸垂するもの。ソケット底を開放した型式(オープンエンドソケット)のものを含む。</p> <p>(ライナー式)</p> <p>ソケットとのインターフェイスにライナーを用いるもの。ライナーを用いるものは全て、機能にかかわらずライナー式に含める。</p> <p>(吸着式)</p> <p>ソケットと断端表面との間に陰圧による吸着作用を生じさせ、もって自己懸垂機能を持たせたもの。ライナーを使用するものは含まない。</p>	
膝義足	B-3	膝義足とは、膝関節離断に用いるものであって、次	

		すること。	
中断端用	ハンド型	<ul style="list-style-type: none"> 長断端用には、前腕の回内外運動をできるだけ良く伝えるようにソケット先端部の適合に留意すること。 中断端用には、肘の屈曲—伸展運動を忠実に伝えるとともに、135°の屈曲を妨げることのないように留意すること。 短断端用には、ソケット及び前腕部が別個に動く構造、いわゆるスプリットソケット構造とし、屈曲時に断端の脱落を防止するため、ソケットは肘頭まで包含する構造とすること。 	
中断端用	フック型	<ul style="list-style-type: none"> 短断端用には、ソケット及び前腕部が別個に動く構造、いわゆるスプリットソケット構造とし、屈曲時に断端の脱落を防止するため、ソケットは肘頭まで包含する構造とすること。 	
短断端用	ハンド型	<p>コントロールケーブルは、可撓性の大きい平滑な鋼製ケーブル又はナイロン単繊維をハウジングとともに用</p>	

	<p><u>に掲げるものをいう。</u> <u>(差込式)</u> <u>断端とソケットとの間に</u> <u>余裕をもたせて適合させた</u> <u>ソケットを有するもの</u> <u>(ライナー式)</u> <u>ソケットとのインター</u> <u>フェイスにライナーを用い</u> <u>るもの。ライナーを用いる</u> <u>ものは全て、機能にかかわ</u> <u>らずライナー式に含める。</u> <u>(吸着式)</u> <u>ソケットと断端表面との</u> <u>間に陰圧による吸着作用を</u> <u>生じさせ、もって自己懸垂</u> <u>機能をもたせたもの。ライ</u> <u>ナーを使用するものは含ま</u> <u>ない。</u></p>				<p><u>短</u> <u>断</u> <u>端</u> <u>用</u></p>	<p><u>い、ケーブルの摩擦を</u> <u>少なくするとともに、</u> <u>摩耗によるケーブルの</u> <u>損傷を極力少なくする</u> <u>こと。</u> <u>肩吊りバンドの適合</u> <u>及びアライメントは、</u> <u>コントロールケーブル</u> <u>のアライメントととも</u> <u>に能動義手の機能を左</u> <u>右することから、適合</u> <u>と取付けには特に留意</u> <u>し、腋輪は、腋窩部の</u> <u>疼痛、不快感、皮膚の</u> <u>損傷を生じないよう適</u> <u>切な保護用被覆を行う</u> <u>こと。</u></p>		
<p>下腿義足</p>	<p>B-4</p> <p><u>下腿義足とは、下腿切断</u> <u>に用いるものであって、次</u> <u>に掲げるものをいう。ライ</u> <u>ナーの有無は問わない。</u> <u>(差込式)</u> <u>断端とソケットとの間に</u> <u>余裕をもたせて適合させた</u> <u>ソケットを用いて、大腿コ</u> <u>ルセット等の懸垂装置に</u> <u>よって懸垂するもの。ソ</u> <u>ケット底を開放した型式</u> <u>(オープンエンドソケット)</u> <u>のものを含む。</u></p>		<p>手義手</p>	<p>電動式</p>	<p>電動式</p>	<p><u>上腕義手電動式と同</u> <u>じ。</u> <u>前腕義手装飾用と同</u> <u>じ。</u> <u>前腕義手作業用と同</u> <u>じ。</u> <u>前腕義手能動式長断</u> <u>端用と同じ。</u> <u>アの基本工作法によ</u> <u>り、エ及びオよりそれ</u> <u>ぞれ必要な材料・部品</u> <u>を選択し、組み合わせ</u> <u>て製作すること。</u> <u>ソケットは、断端と</u></p>		

		<p>(PTB式) <u>膝蓋腱（靭帯）を主とし、脛骨内側脛部、腓骨骨幹部、軟部組織等により体重を支持し、PTBカフベルト等の懸垂装置を用いて懸垂するもの</u></p> <p>(PTS式) <u>膝蓋骨及び大腿骨顆部を収納し、自己懸垂機能のあるもの。体重支持方式は問わない。</u></p> <p>(KBM式) <u>膝蓋骨を露出させている義足で、かつ、大腿骨顆部の内外側を収納することにより、自己懸垂機能をもたせたもの。体重支持方式は問わない。</u></p> <p>(TSB式) <u>断端表面全体を体重支持面とする全面接触式ソケットを用いるもの。ただし、PTS式及びKBM式を除く。</u></p>					<p>の適合に留意し、装着感の良さ、安定性及び運動の伝達性を確保すること。</p> <p>操作は、筋電電極又はスイッチを用い、モーターにより手先具を制御するものであること。</p>
				手部義手	装飾用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>手袋型とすること。</p>	
					作業用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>手部又は前腕部に固定できるようにすること。</p> <p>手部には、作業に必要な装置を付けること。</p>	
					電動式	<p>手義手電動式と同じ。</p>	
サイム義足	B-5	<p>サイム義足とは、足関節離断（サイム切断）に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(差込式) <u>断端とソケットとの間に</u></p>		手指義手	装飾用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品</p>	

		<p>余裕をもたせて適合させたソケットを有するもの (有窓式) ソケットに窓状の開口部を設けたもので、断端の出し入れを容易にし、果部による懸垂を可能にするもの</p>				<p>を選択し、組み合わせで製作すること。 キャップ式又は手袋型のいずれかによること。</p>		
足根中足義足	B-6	<p>足根中足義足とは、足根中足切断（足根部から中足部までの切断で、ポイド切断及びピロゴフ切断を含む）に用いるものであって、次に掲げるものをいう。 (足袋式) 足袋式ソケットに足先（完成用部品含む）等を接合したもので、後方開きで紐やベルトで固定するもの (下腿部支持式) 下腿部に及ぶ構造を有するもので、断端部が不良等の理由により体重支持が困難な場合に使用されるもの</p>		作業用		<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせで製作すること。 指部は、作業に適すよう形成すること。</p>		
足趾義足	B-7	<p>足趾義足とは、足趾切断に用い、踵部にベルト等を引き掛け、又は足袋型にして装着するものをいう。</p>		股義足	常用	普通	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせで製作すること。 ソケットは、装着感を良くするとともに完全に適合し、かつ、腸骨稜まで収納することにより、義足を懸垂するようにすること。革ソケットの場合は、ソケットの内側を牛クロム革で内張りすること。 回転台付の場合、皮革絞りのソケットは、変形防止のため帯鋼で補強枠を組み、取り付</p>	大腿短断端を含む。

		作業用	耐水性及び防蝕性に留意すること。 その他は足部を除き、常用普通と同じ。	
	大腿義足	常用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、装着感、体重支持及び運動性を良くするため、適合に留意し四辺型ソケットとすること。 ソフトインサートは、皮革、軟性発泡樹脂等のいずれでもよいこと。ただし、状況に応じてソフトインサートを省いてもよいこと。 アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理を施すこと。	
		吸着式常用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、断端の解剖、生理学的特性に	差込吸着式を含む。

適合した最適形状と軽度の圧迫によって、体重支持、懸垂力を生じるので、適合には特に留意し、装着感、断端の変色、肉の盛り上がり、坐骨結節の位置等を、十分吟味すること。

義足の組立てに際しては、試歩行により装着感、安定性及び運動性を確保するための歩行分析を行い、ソケット適合の場合の修正、アライメントの調整を行い、正常歩行に近づけるよう努めること。

膝継手の運動を制御するためのブレーキ装置は、その機能が確実に信頼性のあるものを用い、使用中の緩み、かじりつきのないものを用いること。

断端の状況に応じて、懸垂補助、歩容の改善のため、シレジアバンド（懸垂帯）を用いてもよいこと。

SACH足部は、体

		<p>重、健肢の足の寸法、常用する履物、装着者の活動性を考慮して、適切な寸法、性状で、かつ、信頼性の高いものを使用すること。</p> <p>断端の状況の許す限り、トータルコンタクトを原則とし、やむを得ない場合には断端末部に空気室を設けてもよいこと。</p>	
	作業用	<p>耐水性及び防蝕性を与えるよう留意するとともに、十分な強度をもたせること。</p> <p>その他は常用と同じ。</p>	
膝義足	常用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットの適合には綿密な注意を払い、装着感を良くするとともに運動性を確保すること。</p> <p>ソフトインサートは、必ずしも必要としないが、断端末支持に</p>	

			<p>は断端末受を入れること。</p> <p>下腿部に強化プラスチックを用いる場合は、変形を防止するよう十分留意すること。</p> <p>膝継手が遊動式の場合には、膝関節の運動をコントロールする構造又は装置を必要とするほか、防音、運動部の減摩に留意すること。</p> <p>膝継手は、衣服の損耗を防止するため皮革で包むこと。</p>
		作業用	<p>耐水性及び防蝕性に留意すること。</p> <p>その他は足部を除き、常用に同じ。</p>
	下腿義足	常用	<p>普通</p> <p>(軽便式を含む)</p> <p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、体重支持と義足の運動性のため、採型に特に留意すること。</p> <p>膝継手軸の取付位置は、椅座時の快さ、歩</p>

				<p>行時のピストン運動及び遊脚時の義足の動きに重大な影響を与えるので、入念にその位置を決定すること。</p> <p>アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理を施すこと。</p> <p>大腿もも締め筋金は、歩容、義足の懸垂及び安定性に影響があるので、筋金のくせとり、長さの決定並びにもも締革の製作及び取付けには十分な配慮が必要であること。</p>	
			<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせで製作すること。</p> <p>ソケットは、体重支持、安定性及び運動性を良くするため、適合に留意し、アライメントカップリングを用いて試歩行を行った上で組み立てること。</p> <p>精密な適合によってソケットのみを用い、ソフトインサートを省</p>	<p>P</p> <p>T</p> <p>B</p> <p>式</p>	<p>サイム切 断を 含む。</p>

					<p>いてもよいこと。その場合、断端末部はクッション材で支持すること。</p> <p>外装は、強化プラスチック仕上げとすること。</p> <p>膝カフを皮革で作る場合には、使用中に懸垂バンドが伸びるのを防止するため、表革と裏打との間に伸びのないベルト等をはさむこと。</p> <p>膝継手金具及び大腿もも縮革は、用いないことを原則とするが、断端の状況によりやむを得ない場合は、膝継手金具又は大腿もも縮革を用いてもよいこと。</p> <p>適合判定は、試歩行の段階及び義足完成時に行うこと。</p>
				P T S 式	<p>ソケット上部の適合には、細心の注意を払い、特に膝関節付近の解剖学的構造によく合わせることで義足を懸垂させること。</p>

					採型後ギブスソケットによって適合をよく吟味、修正すること。 その他はPTB式と同じ。
					義足の懸垂は、内顆部の解剖学的構造によく適合したくさび又はFAJALの方法によって行われ、膝蓋骨部は露出するため、特に採型時及び仮合わせ時の適合は、綿密に吟味すること。
					膝蓋靭帯より上部のソケットは、左右方向に変形しやすいものとなる傾向があるので、ソケット形成に際しては、補強材の種類、量、樹脂の強度を十分吟味して、強度、剛性を減少させぬよう留意すること。
					その他はPTS式と同じ。
					ソケットは、精密な適合を行い全面が接触する形状になるよう製作すること。
					その他はPTB式と同じ。

			同じ。	
	作業用		耐水性及び防蝕性に留意すること。 その他は常用普通と同じ。	
	果義足		<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>義足の懸垂は、断端の形状を利用し、ソケットを断端に固定することによって行われるので、適合に十分留意すること。</p> <p>足部は、遊動足部又はSACH足部の構造特性を利用したものとすること。</p> <p>特にソケットと足部との結合部の強度を保つように留意すること。</p>	ピロゴフ切断を含む。
	足根中足義足	鋼板入り	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>断端の骨突出部を損傷しないようソケット</p>	

		<p>の適合とソケット構造に特に留意すること。</p> <p>足底は、鋼板、ゴムベルト等を挿入して弾性と強度をもたせること。</p> <p>足の形態の復元のため、スポンジで形成し、足底は牛なめし革を張り付けること。</p>
	足袋式	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>足底は、ゴムベルトを入れ足部の変形を防止し、かつ、耐久性を増加するようにすること。</p> <p>断端から踵までを包み足袋型とすること。</p> <p>締付けは、前後いずれでもよいこと。</p> <p>足部は、牛なめし革を張り付けること。</p>
	下腿部支持式	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p>

ア 基本工作法	
工 程	作 業 の 内 容

	義足の懸垂は、断端の形状を利用し、ソケットを断端に固定することによって行われるので、適合に十分留意すること。	
足指義足	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>腫部にゴムバンドで引き掛け、又は足袋型にし、足部を包んで装着できるようにすること。</p>	
(注)		
<p>1 義手の作業用に付ける手先用具は、3個を範囲として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</p> <p>2 手先用具の取付部は、ピン固定法又は溝固定法により、太さは9mmとすること。</p> <p>3 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。</p> <p>4 障害者の殻構造義肢の耐用年数は、カの耐用年数によるものとする。</p> <p>5 障害児の殻構造義肢の使用年数は、キの使用年数によるものとする。</p>		
ア 基本工作法		
工 程	作 業 の 内 容	

(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈曲、伸展、内転、外転等）の状況、肢位の観察及び特徴の把握並びに筋肉の走路及び筋電位出力の確認（電動式）
(イ)・(ウ) (略)	(略)
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手位置の設定
(オ) (略)	(略)
(カ) ソケット製作	積層材の被覆、強化材の付加、PVAバックの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング並びに電極ダミーの設定（電動式）
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォーム、ギプス等による支持部材外形の形成及び要素の結合並びにバッテリー及びコントローラ収納場所の確保（電動式） 義足：（略）
(ク) (略)	(略)
(ケ) 仮合わせ	義手：（略） 義足：アライメントの調整、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手：外形の研削、積層材の被覆及び樹脂注型並びに感度調整用窓加工（電動式） 義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成及び外装

(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況、肢位の観察及び特徴の把握並びに筋肉の走路及び筋電位出力の確認（電動式）
(イ)・(ウ) (略)	(略)
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手の中心位置の設定
(オ) (略)	(略)
(カ) ソケット製作	ストッキネットの被覆、強化材の付加、PVAバックの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング並びに電極ダミーの設定（電動式）
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部材外形の形成及び要素の結合並びにバッテリー及びコントローラ収納場所の確保（電動式） 義足：（略）
(ク) (略)	(略)
(ケ) 仮合わせ	義手：（略） 義足：アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手：外形の研削、ストッキネットの被覆及びラミネーション並びに感度調整用窓加工（電動義手） 義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の

(サ) 適合検査	適合、アライメント及び機能の最終点検並びに動作及び操作の確認

イ (略)

ウ 基本価格

名称	採区分	型式	上限価格 円	備考
義手用	A-1	(削る)	(削る)	全ての型式において、肩甲胸郭間切断用は、 <u>15,000円</u> 増しとすること。
		(削る)	(削る)	
		能動式	<u>50,900</u>	
		電動式	<u>90,800</u>	
		その他	<u>38,200</u>	
A-2	(削る)	(削る)	全ての型式において、吸着式は、 <u>29,600円</u> 増しとすること。	
	(削る)	(削る)		
	能動式	<u>47,800</u>		
	電動式	<u>84,000</u>		
	その他	<u>40,700</u>		
A-3	(削る)	(削る)	全ての型式において、吸着式は、 <u>29,600円</u> 増しとすること。	
	(削る)	(削る)		
	能動式	<u>43,000</u>		
	電動式	<u>75,900</u>		
	その他	<u>37,100</u>		
A-4	(削る)	(削る)	全ての型式において、 <u>懸垂式</u> は、 <u>14,800円</u> 増しとすること。 スプリットソケットは、 <u>22,200円</u> 増しとすること。	
	(削る)	(削る)		
	能動式	<u>37,800</u>		
	電動式	<u>66,900</u>		
	その他	<u>36,000</u>		
A-5	(削る)	(削る)		
	(削る)	(削る)		
	能動式	<u>37,200</u>		

	除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導

イ (略)

ウ 基本価格

名称	採区分	型式	価格 円	備考
義手用	A-1	装飾用	<u>36,200</u>	肩甲胸郭間切断用は、 <u>14,200円</u> 増しとすること。
		作業用	<u>36,200</u>	
		能動式	<u>48,200</u>	
		電動式	<u>85,900</u>	
		(新設)	(新設)	
A-2	装飾用	<u>38,500</u>	吸着式は、 <u>28,000円</u> 増しとすること。	
	作業用	<u>38,500</u>		
	能動式	<u>45,200</u>		
	電動式	<u>79,400</u>		
	(新設)	(新設)		
A-3	装飾用	<u>35,100</u>	吸着式は、 <u>28,000円</u> 増しとすること。	
	作業用	<u>35,100</u>		
	能動式	<u>40,700</u>		
	電動式	<u>71,800</u>		
	(新設)	(新設)		
A-4	装飾用	<u>34,100</u>	懸垂式は、 <u>14,000円</u> 増しとすること。 スプリットソケットは、 <u>21,000円</u> 増しとすること。	
	作業用	<u>34,100</u>		
	能動式	<u>35,800</u>		
	電動式	<u>63,300</u>		
	(新設)	(新設)		
A-5	装飾用	<u>30,900</u>		
	作業用	<u>30,900</u>		
	能動式	<u>35,200</u>		

		電動式	65,400	
		その他	32,600	
	A-6	(削る) (削る) 能動式 電動式 その他	(削る) (削る) 18,900 33,400 12,400	
	A-7	能動式 その他	14,600 9,950	
義足用	B-1	(削る) (削る)	236,700 (削る)	片側骨盤切断用は、 <u>20,100円</u> 増しとすること。
	B-2	差込式	76,300	短断端切断用キップシャフトは、 <u>56,800円</u> 増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、 <u>53,200円</u> 増しとし、チェックソケット加算ができること。
		ライナー式	126,500	
		吸着式	175,600	
	B-3	差込式	74,400	大腿支柱付きは、 <u>27,200円</u> 増しとすること。
		ライナー式	97,500	
		吸着式	146,600	
B-4	差込式	60,800	大腿支柱付きは、 <u>27,200円</u> 増しとすること。	
	P T B式	86,500		
	P T S式	103,700		
	K B M式	106,700		
	T S B式	86,500		
B-5	差込式	49,400		
	有窓式	74,400		
B-6	足袋式	25,900		
	下腿部支持式	74,400		

		電動式 (新設)	61,900 (新設)	
	A-6	装飾用 作業用 能動式 電動式 (新設)	11,800 11,800 17,900 31,600 (新設)	
	A-7	装飾用 作業用	9,450 13,800	
義足用	B-1	受皿式 カナダ式	110,500 110,500	片側骨盤切断用は、 <u>19,000円</u> 増しとすること。
	B-2	差込式	72,200	短断端切断用キップシャフトは、 <u>53,700円</u> 増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、 <u>58,700円</u> 増しとすること。
		ライナー式	119,600	
		吸着式	166,000	
	B-3	差込式	70,400	大腿支柱付きは、 <u>25,800円</u> 増しとすること。
		ライナー式	92,200	
		吸着式	138,600	
B-4	差込式	57,500	大腿支柱付きは、 <u>25,800円</u> 増しとすること。	
	P T B式	81,800		
	P T S式	98,100		
	K B M式	100,900		
	T S B式	81,800		
B-5	差込式	46,700		
	有窓式	70,400		
B-6	足袋式	24,500		
	下腿部支持式	70,400		

B-7	19,800
(注)	
1 (略)	
2 ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、 <u>50,600円</u> 加算できること。	
3 吸着式、顎上懸垂式、スプリットソケット及び坐骨収納型ソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、 <u>8,700円</u> 加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。	
4 (略)	

エ 製作要素価格

(ア) ソケット

名称	採型区分	使用材料	上限価格 円	備考
義手用	A-1	(削る)	(削る)	電動式は、 <u>520円</u> 増しとすること。
		皮 革	<u>10,100</u>	
		熱硬化性樹脂	<u>22,600</u>	
		(削る)	(削る)	
		熱可塑性樹脂	<u>5,750</u>	
		(削る)	(削る)	
A-2	(削る)	(削る)	(削る)	電動式は、 <u>520円</u> 増しとすること。
		皮 革	<u>13,300</u>	
		熱硬化性樹脂	<u>15,500</u>	

B-7	18,800
(注)	
1 (略)	
2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、 <u>47,900円</u> 加算できること。	
3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顎上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、 <u>8,250円</u> 加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。	
4 (略)	

エ 製作要素価格

(ア) ソケット

名称	採型区分	使用材料	価格 円	備考
義手用	A-1	アルミニウム、セルロイド	<u>11,700</u>	(新設)
		皮 革	<u>9,550</u>	
		熱硬化性樹脂	<u>21,400</u>	
		熱硬化性樹脂	<u>21,900</u>	
		(電動式)		
		熱可塑性樹脂	<u>5,450</u>	
		熱可塑性樹脂	<u>6,000</u>	
		(電動式)		
A-2	(削る)	アルミニウム、セルロイド	<u>10,300</u>	(新設)
		皮 革	<u>12,600</u>	
		熱硬化性樹脂	<u>14,700</u>	

	(削る) 熱可塑性樹脂 (削る)	(削る) 7,500 (削る)	
A-3	(削る) 皮 革 熱硬化性樹脂 (削る) 熱可塑性樹脂 (削る)	(削る) 14,300 15,500 (削る) 5,300 (削る)	電動式は、520円 増しとすること。
A-4	(削る) 皮 革 熱硬化性樹脂 (削る) 熱可塑性樹脂 (削る)	(削る) 13,100 15,200 (削る) 5,200 (削る)	電動式は、520円 増しとすること。
A-5	(削る) 皮 革 熱硬化性樹脂 (削る) 熱可塑性樹脂 (削る)	(削る) 9,900 14,400 (削る) 7,500 (削る)	電動式は、520円 増しとすること。

	熱硬化性樹脂 (電動式)	15,200	
	熱可塑性樹脂 (電動式)	7,100	
	熱可塑性樹脂 (電動式)	7,550	
A-3	アルミニウム、 セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 (電動式) 熱可塑性樹脂 熱可塑性樹脂 (電動式)	10,300 13,600 14,700 15,200 5,050 5,550	(新設)
A-4	アルミニウム、 セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 (電動式) 熱可塑性樹脂 熱可塑性樹脂 (電動式)	9,100 12,400 14,400 14,800 4,950 5,450	(新設)
A-5	アルミニウム、 セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 (電動式) 熱可塑性樹脂 熱可塑性樹脂	10,900 9,400 13,700 14,100 7,100 7,600	(新設)

	A-6	(削る) 皮 革 熱硬化性樹脂 (削る) 熱可塑性樹脂 (削る)	(削る) <u>9,650</u> <u>11,700</u> (削る) <u>7,350</u> (削る)	電動式は、520円増しとすること。
	A-7	皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>4,300</u> <u>4,350</u> <u>3,750</u>	
義足用	B-1	(削る) 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	(削る) <u>40,000</u> <u>16,800</u>	
	B-2	木 製 (削る) 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>54,500</u> (削る) <u>21,300</u> <u>31,100</u> <u>18,300</u>	エアクションソケットは、 <u>17,200</u> 円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>18,900</u> 円増しとすること。

		(電動式)		
	A-6	セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 (電動式) 熱可塑性樹脂 熱可塑性樹脂 (電動式)	<u>8,900</u> <u>9,150</u> <u>11,100</u> <u>11,500</u> <u>6,950</u> <u>7,350</u>	(新設)
	A-7	皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>4,100</u> <u>4,150</u> <u>3,550</u>	
義足用	B-1	アルミニウム、 セルロイド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>23,100</u> <u>37,900</u> <u>15,900</u>	
	B-2	木 製 アルミニウム、 セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>51,600</u> <u>15,400</u> <u>20,200</u> <u>29,400</u> <u>17,300</u>	エアクションソケットは、 <u>16,300</u> 円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>17,900</u> 円増しとすること。

B-3	(削る) 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	(削る) <u>27,500</u> <u>46,000</u> <u>20,800</u>	エアクッションソケットは、 <u>17,200</u> 円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>18,600</u> 円増しとすること。
B-4	(削る) 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	(削る) <u>19,300</u> <u>28,100</u> <u>14,700</u>	エアクッションソケットは、 <u>15,600</u> 円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>7,350</u> 円増しとすること。
B-5	(削る)	(削る)	エアクッションソ

B-3	アルミニウム、 セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>15,700</u> <u>26,000</u> <u>43,500</u> <u>19,700</u>	エアクッションソケットは、 <u>16,300</u> 円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>17,600</u> 円増しとすること。
B-4	アルミニウム、 セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>12,300</u> <u>18,300</u> <u>26,600</u> <u>13,900</u>	エアクッションソケットは、 <u>14,800</u> 円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>6,950</u> 円増しとすること。
B-5	アルミニウム、	<u>12,800</u>	エアクッションソ

		皮 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	19,600 26,700 11,600	ケットは、 <u>14,300</u> 円増しとするこ と。 主たる積層材に カーボンストッキ ネットを用い樹脂 注型を行う場合 は、 <u>10,200</u> 円増し とすること。
B-6	(削る)	皮 熱硬化性樹脂 (削る) 熱可塑性樹脂	(削る) <u>11,500</u> 24,600 (削る) <u>11,400</u>	エアクッションソ ケットは、 <u>13,500</u> 円増しとするこ と。 主たる積層材に カーボンストッキ ネットを用い樹脂 注型を行う場合 は、 <u>6,250</u> 円増し とすること。 下腿部支持式につ いては、 <u>2,100</u> 円 増しとすること。
B-7		皮 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>10,100</u> 22,400 10,800	

(注)

アルミニウム、セルロイドについては、皮革に準ずること。

(イ) ソフトインサート

名称	採型 区分	使用材料	上限価格 円	備考
義手用	A-1	皮 革	<u>4,950</u>	

		セルロイド 皮 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	18,600 25,300 11,000	ケットは、 <u>13,600</u> 円増しとするこ と。 主たる積層材に カーボンストッキ ネットを用い樹脂 注型を行う場合 は、 <u>9,700</u> 円増し とすること。
B-6		セルロイド 皮 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 (下腿部支持式) 熱可塑性樹脂	12,700 10,900 23,300 25,300 10,800	エアクッションソ ケットは、 <u>12,800</u> 円増しとするこ と。 主たる積層材に カーボンストッキ ネットを用い樹脂 注型を行う場合 は、 <u>5,950</u> 円増し とすること。 (新設)
B-7		皮 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>9,550</u> 21,200 10,300	

(新設)

(イ) ソフトインサート

名称	採型 区分	使用材料	価格 円	備考
義手用	A-1	皮 革	<u>4,700</u>	

		軟性発泡樹脂	5,050
		皮革・軟性発泡樹脂	8,550
A-2	皮革	4,350	
	軟性発泡樹脂	4,900	
	皮革・軟性発泡樹脂	8,150	
A-3	皮革	4,350	
	軟性発泡樹脂	4,900	
	皮革・軟性発泡樹脂	8,150	
A-4	皮革	4,250	
	軟性発泡樹脂	4,900	
	皮革・軟性発泡樹脂	7,900	
A-5	皮革	4,250	
	軟性発泡樹脂	4,900	
	皮革・軟性発泡樹脂	7,900	
義足用	B-1	皮革	7,400
		軟性発泡樹脂	5,600
		皮革・軟性発泡樹脂	11,200
	B-2	皮革	5,700
軟性発泡樹脂		5,200	
皮革・軟性発泡樹脂		7,400	
皮革・フェルト		10,200	
シリコーン		46,500	
B-3	皮革	6,400	
	軟性発泡樹脂	5,350	
	皮革・軟性発泡樹脂	10,200	
	皮革・フェルト	11,300	
	シリコーン	50,100	
B-4	皮革	4,700	
	軟性発泡樹脂	5,000	
	皮革・軟性発泡樹脂	7,600	
	皮革・フェルト	8,800	

		軟性発泡樹脂	4,800
		皮革・軟性発泡樹脂	8,100
A-2	皮革	4,150	
	軟性発泡樹脂	4,650	
	皮革・軟性発泡樹脂	7,750	
A-3	皮革	4,150	
	軟性発泡樹脂	4,650	
	皮革・軟性発泡樹脂	7,750	
A-4	皮革	4,050	
	軟性発泡樹脂	4,650	
	皮革・軟性発泡樹脂	7,500	
A-5	皮革	4,050	
	軟性発泡樹脂	4,650	
	皮革・軟性発泡樹脂	7,500	
義足用	B-1	皮革	7,000
		軟性発泡樹脂	5,300
		皮革・軟性発泡樹脂	10,600
	B-2	皮革	5,400
軟性発泡樹脂		4,950	
皮革・軟性発泡樹脂		7,000	
皮革・フェルト		9,700	
シリコーン		44,000	
B-3	皮革	6,050	
	軟性発泡樹脂	5,100	
	皮革・軟性発泡樹脂	9,650	
	皮革・フェルト	10,700	
	シリコーン	47,400	
B-4	皮革	4,450	
	軟性発泡樹脂	4,750	
	皮革・軟性発泡樹脂	7,200	
	皮革・フェルト	8,350	

	シリコーン		40,000	
B-5	皮革		4,950	
	軟性発泡樹脂		8,000	
	皮革・軟性発泡樹脂		8,700	
B-6	皮革		3,150	下腿部支持式につ いては、4,450円 増しとすること。
	(削る)	(削る)		
	軟性発泡樹脂		3,550	
	(削る)	(削る)		
B-7	皮革		2,400	
	軟性発泡樹脂		2,850	
	皮革・軟性発泡樹脂		4,900	

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト等のスポンジ材であること。
- 2 (略)

(ウ) 支持部

名称	型式	部位	使用材料	上限価格 円	備考
義手用	(削る)	肩部		9,500	肩義手で、ソ ケットに続く 部分の形状を 健側のように 整えるため又 は上腕部との 接続のために
	能動式 (削る)	上腕部	(削る)		
			熱硬化性樹脂	26,400	
		熱可塑性樹脂	8,500		
		前腕部	(削る)	21,700	

	シリコーン		37,900	
B-5	皮革		4,700	
	軟性発泡樹脂		7,600	
	皮革・軟性発泡樹脂		8,250	
B-6	皮革		3,000	(新設)
	皮革		4,700	
	(下腿部支持式)			
	軟性発泡樹脂		3,400	
	軟性発泡樹脂		7,600	
	(下腿部支持式)			
	皮革・軟性発泡樹脂		6,000	
皮革・軟性発泡樹脂		8,250		
B-7	皮革		2,300	
	軟性発泡樹脂		2,700	
	皮革・軟性発泡樹脂		4,650	

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。
- 2 (略)

(ウ) 支持部

名称	型式	部位	使用材料	価格 円	備考
義手用	装飾用	肩部		9,000	(新設)
	能動式 作業用	上腕部	アルミニウム、	8,050	
			セルロイド		
			熱硬化性樹脂 (新設)	25,000 (新設)	
		前腕部	アルミニウム、	10,200	
			セルロイド		

		(削る)	(削る)	修正を行う場
(削る)	(削る)		(削る)	合は、9,900
				円増しとする
				こと。
	(削る)		(削る)	
電動式	肩 部	(削る)	11,500	
	上腕部	(削る)	32,500	
	前腕部	(削る)	26,700	
	手 部	(削る)	26,700	
その他	肩 部		9,500	
	上腕部	熱硬化性樹脂	26,400	
		熱可塑性樹脂	8,500	
	前腕部	熱硬化性樹脂	21,700	
		熱可塑性樹脂	10,700	
義足用	(削る)	股 部	11,600	股義足で、ソ
	(削る)			ケットに続く
				部分の形状を
				健側のように
				整えるため又
				は股継手の土
				台を積層する
				ために大幅な
				修正を行う場
				合は、11,700
				円増しとする

		熱硬化性樹脂	20,600	
作業用	上腕部		8,050	肩義手用及び
(幹部				上腕義手用に
使用)				幹部を使用す
				る場合に限る
				こと。
	前腕部		10,200	前腕義手用に
				幹部を使用す
				る場合に限る
				こと。
電動式	肩 部	熱硬化性樹脂	10,900	
	上腕部	熱硬化性樹脂	30,800	
	前腕部	熱硬化性樹脂	25,300	
	手 部	熱硬化性樹脂	25,300	
(新設)	(新設)		(新設)	
	(新設)	(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	
	(新設)	(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	
義足用	常用	股 部	11,000	(新設)
	作業用			

				こと。
大腿部	木製 (削る)	34,500 (削る)	膝義足の場合 を含む。	
	熱硬化性樹脂	36,100	股義足用及び 大腿義足用に 鉄脚を使用す る場合は、 66,300円とす ること。	
下腿部	木製 (削る)	30,100 (削る)	サイム義足及 び足根中足義 足（下腿部支 持式）の場合 を含む。	
	熱硬化性樹脂	35,500	下腿義足用に 鉄脚を使用す る場合は、 31,500円とす ること。	
足 部	軟性発泡樹脂	16,100	サイム義足、 足根中足義足 及び足趾義足 の場合に限り 加えることが できること。	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	

大腿部	木製 アルミニウム、 セルロイド	32,700 33,000	(新設)	
	熱硬化性樹脂	34,200		
下腿部	木製 アルミニウム、 セルロイド	28,500 29,900	(新設)	
	熱硬化性樹脂	33,600		
足 部	軟性発泡樹脂	15,300	(新設)	
作業用 (鉄脚 使用)	大腿部	62,900	股義足用及び 大腿義足用に 鉄脚を使用す る場合に限る こと。	

	(削る)		(削る)	(削る)
(注)				
1 (略)				
2 <u>アルミニウム、セルロイドについては、木製に準ずること。</u>				
(削る)				
(削る)				
(削る)				

(エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋

区分	名称	使用部品	上限価格 円	備考
義 手 用 ハ ー ネ ス	肩義手用	胸郭バンド式肩ハーネス一式	23,800	
		肩たすき一式	11,900	
	上腕義手用 肘義手用	胸郭バンド式上腕ハーネス一式	23,500	
		肩たすき一式	11,900	
		8字ハーネス一式	10,800	
	前腕義手用 手義手用 手部義手用	胸郭バンド式前腕ハーネス一式	20,200	
		8字ハーネス一式	8,750	
		9字ハーネス一式	5,650	
		たわみ式肘継手（一組）	2,750	

	下腿部		29,900	下腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。
(注)				
1 (略)				
2 <u>果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限り、足部を加えることができること。</u>				
3 <u>肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,400円増しとすること。</u>				
4 <u>股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、11,100円増しとすること。</u>				
5 <u>熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。</u>				

(エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

区分	名称	使用部品	価格 円	備考
義 手 用 ハ ー ネ ス	肩義手用	胸郭バンド式肩ハーネス一式	22,500	
		肩たすき一式	11,300	
	上腕義手用 (新設)	胸郭バンド式上腕ハーネス一式	22,300	
		肩たすき一式	11,300	
		8字ハーネス一式	10,300	
	前腕義手用 (新設) (新設)	胸郭バンド式前腕ハーネス一式	19,100	
		8字ハーネス一式	8,300	
		9字ハーネス一式	5,350	
		たわみ式肘継手（一組）	2,600	

		Yストラップ	2,750	
		上腕カフ（三頭筋パッド）	5,700	
義足懸垂用部品	股義足用	懸垂帯一式	17,000	
	大腿義足用	シレジアバンド一式	8,250	
	膝義足用	肩吊り帯	7,100	
		腰バンド	9,800	
		横吊帯	1,850	
		義足用股吊帯一式	4,700	（削る）
下腿義足用 サイム義足用	腰バンド	9,800	懸垂用膝カフは、 P T B カフベルト に準ずること。	
	横吊帯	2,500		
	大腿コルセット一式	12,800		
	P T B カフベルト一式	9,750		
断端袋	上腕用	3,350	年間の上限額であるため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができること。	
	前腕用	3,550		
	大腿用	5,600		
	下腿用	5,900		
（削る）				

(オ) 外装

		前方支持バンド	2,600	
		上腕カフ（三頭筋パッド）	5,400	
義足懸垂用部品	股義足用	懸垂帯一式	16,100	
	大腿義足用 （新設）	シレジアバンド一式	7,800	
		肩吊り帯	6,750	
		腰バンド	9,300	
		横吊帯	1,750	
		義足用股吊帯	2,250	価格は、1本当たりのものであること。
下腿義足用 （新設）	腰バンド	9,300	（新設）	
	横吊帯	2,400		
	大腿もも締め一式	12,100		
	P T B カフベルト一式	9,250		
（新設）	（新設）		（新設）	（新設）
（新設）	（新設）		（新設）	（新設）
（新設）	（新設）		（新設）	（新設）
（新設）	（新設）		（新設）	（新設）
（注）				
1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。				
2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。				
3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。				
4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。				
5 下腿義足常用軽便式の懸垂用膝カフは、P T B カフベルトに準ずること。				

(オ) 外装

名称	外装部位	使用材料等	上限価格 円	備考
義手用	肩部	皮革	6,200	
		プラスチック	17,100	
		塗装	2,200	
	上腕部	皮革	6,400	
		プラスチック	16,600	
		塗装	1,950	
	前腕部	皮革	6,200	
		プラスチック	13,000	
		塗装	2,050	
義足用	股部	皮革	11,400	
		プラスチック	18,800	
		塗装	3,650	
	大腿部	皮革	9,350	
		プラスチック	16,800	
		塗装	3,250	
	下腿部	皮革	8,500	
		プラスチック	14,600	
		塗装	2,900	
	足部	表	皮革	5,700
			裏	3,900
		裏	皮革	3,750
リアルソックス			1,150 (略)	

オ 完成用部品

完成用部品とは、殻構造義肢をオーダーメイドにより製作及び完成させるための部品をいい、部品の名称、使用部品、上限価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

(ア) 義肢本体

名称	外装部位	使用材料等	価格 円	備考
義手用	肩部	皮革	5,900	
		プラスチック	16,200	
		塗装	2,100	
	上腕部	皮革	6,050	
		プラスチック	15,700	
		塗装	1,850	
	前腕部	皮革	5,900	
		プラスチック	12,300	
		塗装	1,950	
義足用	股部	皮革	10,800	
		プラスチック	17,800	
		塗装	3,450	
	大腿部	皮革	8,850	
		プラスチック	15,900	
		塗装	3,100	
	下腿部	皮革	8,050	
		プラスチック	13,800	
		塗装	2,750	
	足部	表	皮革	5,400
			裏	3,700
		裏	皮革	3,550
リアルソックス			1,100 (略)	

オ 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

(ア) 義肢本体

区分	名称	型式	耐用年数 年	備考		
義手	肩義手	(削る)	(削る)	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。		
		(削る)	(削る)			
		能動式	3			
	上腕義手	電動式	3			
		その他(装飾用以外)	3			
		その他(装飾用)	4			
	肘義手	(削る)	(削る)		耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。	
		(削る)	(削る)			
		能動式	3			
	前腕義手	電動式	3			
		その他(装飾用以外)	3			
		その他(装飾用)	4			
	手義手	(削る)	(削る)			耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。
		(削る)	(削る)			
		能動式	3			
	手部義手	電動式	3			
		その他(装飾用以外)	2			
その他(装飾用)		1				
手指義手	(削る)	(削る)	耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。			
	(削る)	(削る)				
	能動式	2				
	その他(装飾用以外)	2				
	その他(装飾用)	1				
義足	股義足			4		
	大腿義足	(削る)		(削る)		
		差込式		3		

区分	名称	型式	耐用年数 年	備考				
義手	上腕義手	装飾用	4	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。				
		作業用	3					
		能動式	3					
	肩義手	電動式	3					
		(新設)	(新設)					
		(新設)	(新設)					
	肘義手	装飾用	4		耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。			
		作業用	3					
		能動式	3					
	前腕義手	電動式	3					
		(新設)	(新設)					
		(新設)	(新設)					
	手義手	(削る)	(削る)			耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。		
		(削る)	(削る)					
		装飾用	1					
	手部義手	作業用	2					
		(新設)	(新設)					
電動式		3						
手指義手	(新設)	(新設)	耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。					
	(新設)	(新設)						
	装飾用	1						
義足	作業用	2		耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。				
	(新設)	(新設)						
	電動式	3						
股義足	(新設)	(新設)			耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。			
	(新設)	(新設)						
	装飾用	1						
大腿義足	作業用	2					耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。	
	(新設)	(新設)						
	電動式	3						
義足	(新設)	(新設)				耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。		
	(新設)	(新設)						
	常 用	3						
		(新設)						(新設)

	ライナー式	3	
	吸着式	5	
膝義足	(削る)	(削る)	
	(削る)	(削る)	
	(削る)	(削る)	
	(削る)	(削る)	
	差込式	3	
	ライナー式	3	
	吸着式	5	
下腿義足		2	
サイム義足		2	
足根中足義足	(削る)	(削る)	
	足袋式	1	
	下腿部支持式	2	
足趾義足		1	

(イ) 完成用部品

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
継手類 (削る)	3 (削る)	(略)
手 部	1	
手 袋	1	
足 部	1	
その他の小部品 (消耗品)	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0 歳	4 月	使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたもので
1～2歳	6 月	
3～5歳	10 月	
6～14歳	1 年	

	(新設)	(新設)	
	吸着式	5	
膝義足	作業用	3	
	常 用	3	
	作業用	2	
	(新設)	(新設)	
	(新設)	(新設)	
	(新設)	(新設)	
下腿義足		2	
果義足		2	
足根中足義足	鋼板入り	2	
	足袋式	1	
	下腿部支持式	2	
足指義足		1	

(イ) 完成用部品

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
継手類	3	(略)
リストメタル	3	
手 部	1	
手 袋	1	
足 部	1	
その他の小部品 (消耗品)	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0 歳	4 月	使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたもので
1～2歳	6 月	
3～5歳	10 月	
6～14歳	1 年	

15～17歳	1年6月	(略) 1 義肢本体のうち「 <u>手部義手</u> 」及び「 <u>手指義手</u> 」の「 <u>その他（装飾用）</u> 」、「 <u>足根中足義足</u> 」の「 <u>足袋式</u> 」及び「 <u>足趾義足</u> 」 2・3 (略)	あるが、使用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。 なお、使用年数については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。
--------	------	---	--

(削る)

(2) 義肢—骨格構造義肢

骨格構造義肢とは、義肢に働く外力を義肢の中心軸にあるパイプ、支柱等の骨格部で負担し、プラスチックフォームなどの軟材料の成型品をかぶせて外観を整える構造のものをいい、アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

価格は、イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

名称	採型区分	定義	備考
肩義手	A-1	肩義手とは、肩甲胸郭間切断、肩関節離断、及び上腕骨頸部切断に用いるもの	作業用の手先具は、3個を

15～17歳	1年6月	(略) 1 義肢本体のうち「 <u>手部義手</u> 」の「 <u>装飾用</u> 」、「 <u>手指義手</u> 」の「 <u>装飾用</u> 」、「 <u>足根中足義足</u> 」の「 <u>足袋式</u> 」及び「 <u>足趾義足</u> 」 2・3 (略)	あるが、使用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。 (新設)
--------	------	--	--

備考

1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。

2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(2) 義肢—骨格構造義肢
(新設)

名称	型式	使用材料・部品及び工 作法	価格	備考
肩義手	装飾用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれ	イの採型 区分によ	

		<p>であって、次に掲げるものをいう。</p> <p><u>(能動式)</u></p> <p>主として、上肢帯及び体幹の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</p> <p><u>(その他)</u></p> <p>能動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）、作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したもので、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの）のものを含む。</p>	<p>限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</p>		<p>それぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせで製作すること。</p> <p>外形カバーは、容易に着脱できるように製作すること。</p>	<p>るウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とする。</p>	
				<p>上腕義手 装飾用 肩義手と同じ。</p>			
				<p>前腕義手 装飾用 肩義手と同じ。</p>			
				<p>股義足 カナダ式</p> <p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせで製作すること。</p> <p>外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、一体的又は膝上下分離式及び軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるように製作すること。</p>	<p>片側骨盤切断用を含むものであること。</p>		
上腕義手	A-2	<p>上腕義手とは、上腕切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p><u>(能動式)</u></p> <p>上肢帯、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</p>	<p>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</p>	<p>大腿義足 差込式 股義足と同じ。</p> <p>吸着式 股義足と同じ。</p>	<p>キップシャフト（短断端切断用）を含むものであること。</p> <p>吸着式には、</p>		

		<p>(その他)</p> <p>能動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）、作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したもので、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの）のものを含む。</p>				<p>差込吸着式を含むものであること。</p>	
肘義手	A-3	<p>肘義手とは、肘関節離断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(能動式)</p> <p>上肢帯、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</p> <p>(その他)</p> <p>能動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）、作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したもので、作業</p>	<p>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること</p> <p>。</p>	膝義足	常用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるように製作すること。</p>	
				下腿義足	PTB式	膝義足と同じ。	
					PTS式	膝義足と同じ。	
					KBM式	膝義足と同じ。	
					T SB式	膝義足と同じ。	
					長断端用	膝義足と同じ。	<p>サイム義足を含むものであること。ただし、この場合外形カバーは加算できないこと。</p>
(注)							
<p>1 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。</p> <p>2 障害者の骨格構造義肢の材料・部品の耐用年数は、力の</p>							

		<p>に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの) のものを含む。</p>	
前腕義手	A-4	<p>前腕義手とは、前腕切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(能動式)</p> <p>上肢帯、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</p> <p>(その他)</p> <p>能動式以外のもの。装飾用(外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの)、作業用(就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したもので、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの) のものを含む。</p>	<p>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけでの完成用部品を加えること</p>
股義足	B-1	<p>股義足とは、片側骨盤切断、股関節離断及び大腿切断極短断端に用いる義足とする。</p>	
大腿義足	B-2	<p>大腿義足とは、大腿切断に用いるものであって、次</p>	

<p>耐用年数によるものとする。</p> <p>3 障害児の骨格構造義肢の材料・部品の使用年数は、キの使用年数によるものとする。</p> <p>4 肩義手、上腕義手及び前腕義手については、6歳以上を対象とするものに限ること。</p>
--

		<p><u>に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>(差込式)</u></p> <p><u>断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを用いて、懸垂装置によって懸垂するもの。</u></p> <p><u>ソケット底を開放した型式(オープンエンドソケット)のものを含む。</u></p> <p><u>(ライナー式)</u></p> <p><u>ソケットとのインターフェイスにライナーを用いるもの。ライナーを用いるものは全て、機能にかかわらずライナー式に含める。</u></p> <p><u>(吸着式)</u></p> <p><u>ソケットと断端表面との間に陰圧による吸着作用を生じさせ、もって自己懸垂機能を持たせたもの。ライナーを使用するものは含まない。</u></p>	
膝義足	B-3	<p><u>膝義足とは、膝関節離断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>(差込式)</u></p> <p><u>断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを有するもの</u></p> <p><u>(ライナー式)</u></p> <p><u>ソケットとのインターフ</u></p>	

		<p><u>エイスにライナーを用いる義足。ライナーを用いるものは全て、機能にかかわらずライナー式に含める。</u></p> <p><u>(吸着式)</u></p> <p><u>ソケットと断端表面との間に陰圧による吸着作用を生じさせ懸垂するもの。ライナーを使用するものは含まない。</u></p>	
<u>下腿義足</u>	<u>B-4</u>	<p><u>下腿義足とは、下腿切断に用いる以下の義足とし、ライナーの有無は問わない。</u></p> <p><u>(差込式)</u></p> <p><u>断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを用いて、大腿コルセット等の懸垂装置によって懸垂するもの。ソケット底を開放した型式(オープンエンドソケット)のものを含む。</u></p> <p><u>(PTB式)</u></p> <p><u>膝蓋腱(靭帯)を主とし、脛骨内側顆部、腓骨骨幹部、軟部組織等により体重を支持するもので、PTBカフベルト等の懸垂装置を用いて懸垂するもの</u></p> <p><u>(PTS式)</u></p>	

		<p><u>膝蓋骨及び大腿骨顆部を収納し、自己懸垂機能のあるもの。体重支持方式は問わない。</u></p> <p><u>(KBM式)</u></p> <p><u>膝蓋骨を露出させているもので、かつ大腿骨顆部の内外側を収納することにより、自己懸垂機能をもたせたもの。体重支持方式は問わない。</u></p> <p><u>(TSB式)</u></p> <p><u>断端表面全体を体重支持面とする全面接触式ソケットを用いるもの。ただし、PTS式及びKBM式を除く。</u></p>
サイム義足	B-5	<p><u>サイム義足とは、足関節離断（サイム切断）に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>(差込式)</u></p> <p><u>断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを有するもの</u></p> <p><u>(有窓式)</u></p> <p><u>ソケットに窓状の開口部を設けたもので、断端の出し入れを容易にし、果部による懸垂を可能にするもの</u></p>

ア 基本工作法

ア 基本工作法

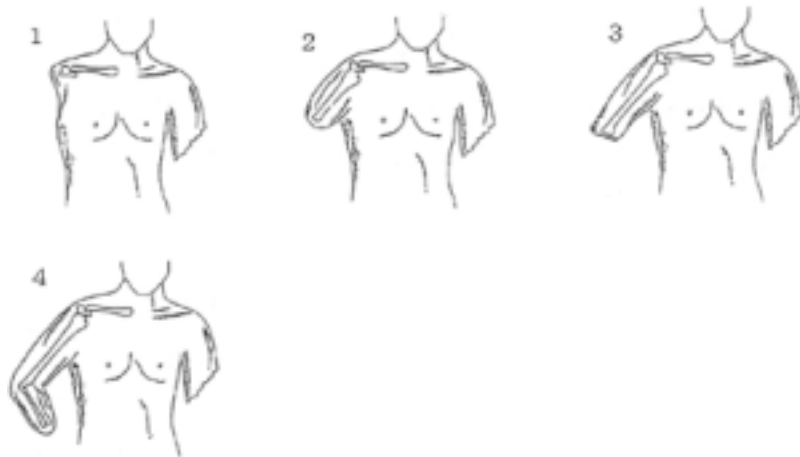
工 程	作 業 の 内 容
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（ <u>屈曲、伸展、内転、外転等</u> ）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握
(イ)・(ウ) (略)	(略)
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手位置の設定
(オ) (略)	(略)
(カ) ソケットの製作	<u>積層材</u> の被覆、強化材の付加、 <u>PVA</u> <u>バッグ</u> の被覆、樹脂注型、取外し及びソ ケットトリミング
(キ) 支持部材の外形の 形成及び要素の結合	義手： <u>パラフィン、プラスチック</u> <u>フォーム、ギプス</u> 等による支持 部芯材外形の形成及び要素の結 合 義足：股継手、膝継手、足部等の機能 部品の支持部材による結合及び 足部の調整
(ク) (略)	(略)
(ケ) 仮合わせ	義手：ソケットトリミングの修正、 ハーネスの調整及び機能の点 検、義手操作の基本の指導並び に適合の修正 義足：アライメントの <u>調整</u> 、適合の点 検及び修正、各部の機能の点検 並びに起立及び歩行の基本動作 の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手： <u>フォームカバー</u> の穴掘り及び外 形の研削、 <u>積層材</u> の被覆

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（ <u>屈伸、内転、外転等</u> ）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握
(イ)・(ウ) (略)	(略)
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手の中心位置の設定
(オ) (略)	(略)
(カ) ソケットの製作	<u>ストックネット</u> の被覆、強化材の付 加、 <u>PVA</u> <u>バック</u> の被覆、樹脂注型、取 外し及びソケットトリミング
(キ) 支持部材の外形の 形成及び要素の結合	義手： <u>パラフィン、プラスチック</u> <u>フォームギプス</u> 等による支持部 材外形の形成及び要素の結合 義足：股継手、膝継手、足部等の機能 部品の支持部材による結合及び 足部の調整
(ク) (略)	(略)
(ケ) 仮合わせ	義手：ソケットトリミングの修正、 ハーネスの調整及び機能の点 検、義手操作の基本の指導並び に適合の修正 義足：アライメントの <u>修正</u> 、適合の点 検及び修正、各部の機能の点検 並びに起立及び歩行の基本動作 の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手： <u>フォームラバー</u> の穴掘り及び外 形の研削、 <u>ストックネット</u> の被 覆

	義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成及び外装
(サ) 適合検査	適合、アライメント及び機能の最終点検並びに動作及び操作の確認

イ 採型区分

A 義手



B (略)

ウ 基本価格

名称	採型区分	型式	上限価格 円	備考
義手用	A-1	(削る) 能動式	(削る) 50,900	肩甲胸郭間切断用は、 15,000円増しとすること。
		その他	38,200	
	A-2	(削る) 能動式	(削る) 47,800	吸着式は、29,600円増しと すること。

	義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導

イ 採型区分

A 義手



B (略)

ウ 基本価格

名称	採型区分	型式	価格 円	備考
義手用	A-1	装飾用 (新設)	36,200 (新設)	肩甲胸郭間切断用は、 14,200円増しとすること。
		(新設)	(新設)	
	A-2	装飾用 (新設)	38,500 (新設)	吸着式は、28,000円増しと すること。

		その他	40,700	
	A-3	(削る) 能動式 その他	(削る) 43,000 37,100	吸着式は、 <u>29,600円</u> 増しとすること。
	A-4	能動式 その他	37,800 36,000	顆上懸垂式は、 <u>14,800円</u> 増しとすること。 スプリットソケットは、 <u>22,200円</u> 増しとすること。
義足用	B-1	(削る)	236,700	片側骨盤切断用は、 <u>20,100円</u> 増しとすること。
	B-2	差込式 ライナー式 吸着式	76,300 126,500 175,600	短断端切断用キップシャフトは、 <u>56,800円</u> 増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、 <u>53,200円</u> 増しとし、 <u>チェックソケット</u> 加算ができること。
	B-3	差込式 ライナー式 吸着式	74,400 97,500 146,600	
	B-4	差込式 PTB式 PTS式 KBM式 TSB式	60,800 86,500 103,700 106,700 86,500	大腿支柱付きは、 <u>27,200円</u> 増しとすること。
	B-5	差込式 有窓式	49,400 74,400	
(注)				
1 (略)				
2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライ				

		(新設)	(新設)	
	A-3	装飾用 (新設) (新設)	34,100 (新設) (新設)	顆上懸垂式は、 <u>14,000円</u> 増しとすること。 スプリットソケットは、 <u>21,000円</u> 増しとすること。
	(新設)	(新設) (新設)	(新設) (新設)	(新設)
義足用	B-1	カナダ式	110,500	片側骨盤切断用は、 <u>19,000円</u> 増しとすること。
	B-2	差込式 ライナー式 吸着式	72,200 119,600 166,000	短断端切断用キップシャフトは、 <u>54,100円</u> 増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、 <u>58,700円</u> 増しとすること。
	B-3	差込式 ライナー式 吸着式	70,400 92,200 138,600	
	B-4	差込式 PTB式 PTS式 KBM式 TSB式	57,500 81,800 98,100 100,900 81,800	大腿支柱付きは、 <u>25,800円</u> 増しとすること。
	B-5	差込式 有窓式	46,700 70,400	
(注)				
1 (略)				
2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライ				

ナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、50,600円加算できること。

- 3 吸着式、顎上懸垂式、スプリットソケット及び坐骨収納型ソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,700円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

4 (略)

エ 製作要素価格

(7) ソケット

名称	採型区分	使用材料	上限価格 円	備考
義手用	A-1	(削る)	(削る)	
		皮 革	<u>10,100</u>	
		熱硬化性樹脂	<u>22,600</u>	
		熱可塑性樹脂	<u>5,750</u>	
	A-2	(削る)	(削る)	
		皮 革	<u>13,300</u>	
		熱硬化性樹脂	<u>15,500</u>	
		熱可塑性樹脂	<u>7,500</u>	
	A-3	(削る)	(削る)	
		皮 革	<u>13,100</u>	
		熱硬化性樹脂	<u>15,200</u>	
		熱可塑性樹脂	<u>5,200</u>	
A-4	皮 革	<u>13,100</u>		
	熱硬化性樹脂	<u>15,200</u>		

ナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、47,900円加算できること。

- 3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顎上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

4 (略)

エ 製作要素価格

(7) ソケット

名称	採型区分	使用材料	価格 円	備考
義手用	A-1	アルミニウム、 セルロイド	<u>11,700</u>	
		皮 革	<u>9,550</u>	
		熱硬化性樹脂	<u>21,400</u>	
		熱可塑性樹脂	<u>5,450</u>	
	A-2	アルミニウム、 セルロイド	<u>10,300</u>	
		皮 革	<u>12,600</u>	
		熱硬化性樹脂	<u>14,700</u>	
		熱可塑性樹脂	<u>7,100</u>	
	A-3	アルミニウム、 セルロイド	<u>9,100</u>	
		皮 革	<u>12,400</u>	
		熱硬化性樹脂	<u>14,400</u>	
		熱可塑性樹脂	<u>4,950</u>	
(新設)	(新設)	(新設)		
	(新設)	(新設)		

		熱可塑性樹脂	5,200	
義足用	B-1	(削る)	(削る)	
		熱硬化性樹脂	40,000	
		熱可塑性樹脂	16,800	
	B-2	木製 (削る)	54,500 (削る)	エアクッションソケットは、 <u>17,200</u> 円増しとすること。
	皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	21,300 31,100 18,300	(略) 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>18,900</u> 円増しとすること。	
B-3	(削る)	(削る)	エアクッションソケットは、 <u>17,200</u> 円増しとすること。	
	皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	27,500 46,000 20,800	(略) 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>18,600</u> 円増しとすること。	
	B-4	(削る)	エアクッションソケットは、 <u>15,600</u> 円増しとすること。	
	皮革 熱硬化性樹脂	19,300 28,100		

		(新設)	(新設)	
義足用	B-1	アルミニウム、 セルロイド	23,100	
		熱硬化性樹脂	37,900	
		熱可塑性樹脂	15,900	
	B-2	木製 アルミニウム、 セルロイド	51,600 15,400	エアクッションソケットは、 <u>16,300</u> 円増しとすること。
	皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	20,200 29,400 17,300	(略) 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>17,900</u> 円増しとすること。	
B-3	アルミニウム、 セルロイド	15,700	エアクッションソケットは、 <u>16,300</u> 円増しとすること。	
	皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	26,000 43,500 19,700	(略) 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>17,600</u> 円増しとすること。	
	B-4	アルミニウム、 セルロイド	12,300	エアクッションソケットは、 <u>14,800</u> 円増しとすること。
	皮革 熱硬化性樹脂	18,300 26,600		

	熱可塑性樹脂	14,700	(略) 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>7,350円</u> 増しとすること。
B-5	(削る)	(削る)	エアクッションソケットは、 <u>14,300円</u> 増しとすること。
	皮 革	<u>19,600</u>	主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>10,200円</u> 増しとすること。
	熱硬化性樹脂	<u>26,700</u>	
	熱可塑性樹脂	<u>11,600</u>	

(注)

アルミニウム、セルロイドについては、皮革に準ずること。

(イ) ソフトインサート

名 称	採 型 区 分	使 用 材 料	上 限 価 格 円	備 考
義手用	A-1	皮 革	<u>4,950</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>5,050</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>8,550</u>	
	A-2	皮 革	<u>4,350</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>4,900</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>8,150</u>	
	A-3	皮 革	<u>4,350</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>4,900</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>8,150</u>	

	熱可塑性樹脂	13,900	(略) 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>6,950円</u> 増しとすること。
B-5	アルミニウム、セルロイド	12,800	エアクッションソケットは、 <u>13,600円</u> 増しとすること。
	皮 革	<u>18,600</u>	主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>9,700円</u> 増しとすること。
	熱硬化性樹脂	<u>25,300</u>	
	熱可塑性樹脂	<u>11,000</u>	

(新設)

(イ) ソフトインサート

名 称	採 型 区 分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義手用	A-1	皮 革	<u>4,700</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>4,800</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>8,100</u>	
	A-2	皮 革	<u>4,150</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>4,650</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>7,750</u>	
	A-3	皮 革	<u>4,050</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>4,650</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>7,500</u>	

	A-4	皮 革	4,250
		軟性発泡樹脂	4,900
		皮革・軟性発泡樹脂	7,900
義足用	B-1	皮 革	7,400
		軟性発泡樹脂	5,600
		皮革・軟性発泡樹脂	11,200
	B-2	皮 革	5,700
		軟性発泡樹脂	5,200
		皮革・軟性発泡樹脂	7,400
		皮革・フェルト	10,200
		シリコーン	46,500
	B-3	皮 革	6,400
		軟性発泡樹脂	5,350
		皮革・軟性発泡樹脂	10,200
		皮革・フェルト	11,300
		シリコーン	50,100
	B-4	皮 革	4,700
		軟性発泡樹脂	5,000
		皮革・軟性発泡樹脂	7,600
		皮革・フェルト	8,800
		シリコーン	40,000
	B-5	皮 革	4,950
		軟性発泡樹脂	8,000
皮革・軟性発泡樹脂		8,700	
(注)			
1 軟性発泡樹脂とは、PEライト等のスポンジ材であること。			
2 (略)			

(ウ) 支持部

	(新設)	(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)
義足用	B-1	皮 革	7,000
		軟性発泡樹脂	5,300
		皮革・軟性発泡樹脂	10,600
	B-2	皮 革	5,400
		軟性発泡樹脂	4,950
		皮革・軟性発泡樹脂	7,000
		皮革・フェルト	9,700
		シリコーン	44,000
	B-3	皮 革	6,050
		軟性発泡樹脂	5,100
		皮革・軟性発泡樹脂	9,650
		皮革・フェルト	10,700
		シリコーン	47,400
	B-4	皮 革	4,450
		軟性発泡樹脂	4,750
		皮革・軟性発泡樹脂	7,200
		皮革・フェルト	8,350
		シリコーン	38,100
	B-5	皮 革	4,700
		軟性発泡樹脂	7,550
皮革・軟性発泡樹脂		8,200	
(注)			
1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。			
2 (略)			

(ウ) 支持部

名 称	上限価格 円	備 考
肩義手用	15,300	ソケットに続く部分の形状を健側のよう に整えるため又は上腕部との接続のため に修正を行う場合は、9,850円増しとする こと。
上腕義手用	12,100	幹部を使用する場合を含むこと。
肘義手用	12,100	幹部を使用する場合を含むこと。
前腕義手用	12,000	幹部を使用する場合を含むこと。
股義足用	18,300	ソケットに続く部分の形状を健側のよう に整えるため又は股継手の土台を積層す るために大幅な修正を行う場合は、11,600 円増しとすること。
大腿義足用	18,300	
膝義足用	18,300	
下腿義足用	12,000	サイム義足を含む。
(削る)		

(エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋

区 分	名 称	使 用 部 品	上限価格 円	備 考
	肩義手用	胸郭バンド式肩ハー ネス一式	23,800	
		肩たすき一式	11,900	

名 称	価 格 円	備 考
肩義手用	14,500	(新設)
上腕義手用	11,500	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
前腕義手用	11,400	(新設)
股義足用	17,300	(新設)
大腿義足用	17,300	
(新設)	(新設)	
下腿義足用	11,400	(新設)
(注)		
1 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のよう に整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、 9,350円増しとすること。		
2 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のよう に整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を 行う場合は、11,000円増しとすること。		

(エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

区 分	名 称	使 用 部 品	価 格 円	備 考
	肩義手用	胸郭バンド式肩ハー ネス一式	22,500	
		肩たすき一式	11,300	

義 手 用 ハ ー ネ ス	上腕義手用	胸郭バンド式上腕	23,500	
	肘義手用	ハーネス一式		
		肩たすき一式	11,900	
		8字ハーネス一式	10,800	
	前腕義手用	胸郭バンド式前腕	20,100	
義 足 懸 垂 用 部 品	股義足用	懸垂帯一式	16,900	
	大腿義足用	シレジアバンド一式	8,150	
	膝義足用	肩吊り帯	7,100	
		腰バンド	9,750	
		横吊帯	1,850	
		義足用股吊帯一式	4,700	(削る)
断 端 袋	上腕用		3,350	年間の上限額であるため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができること。
	前腕用		3,550	
	大腿用		5,600	
	下腿用		5,900	
義 手 用 ハ ー ネ ス	上腕義手用 (新設)	胸郭バンド式上腕	22,300	
		ハーネス一式		
		肩たすき一式	11,300	
		8字ハーネス一式	10,300	
	前腕義手用	胸郭バンド式前腕	19,000	
義 足 懸 垂 用 部 品	股義足用	懸垂帯一式	16,000	
	大腿義足用 (新設)	シレジアバンド一式	7,750	
		肩吊り帯	6,750	
		腰バンド	9,250	
		横吊帯	1,750	
		義足用股吊帯	2,250	価格は1本当たりのものであること。
(新設)	下腿義足用 (新設)	腰バンド	9,300	(新設)
		横吊帯	2,400	
		大腿もも締め一式	12,100	
		P T B カフベルト一式	9,250	
(新設)	(新設)		(新設)	(新設)
	(新設)		(新設)	(新設)
	(新設)		(新設)	(新設)
	(新設)		(新設)	(新設)

(削る)

(オ) 外装

名 称	上限価格 円	備 考
肩 義 手 用	12,100	
上 腕 義 手 用	9,600	
肘 義 手 用	9,050	
前 腕 義 手 用	8,550	
股 義 足 用	30,400	
大 腿 義 足 用	24,400	
膝 義 足 用	21,700	
下 腿 義 足 用	19,200	サイム義足の場合は加算できないこと。

(注)
リアルソックスを必要とする場合は、オの完成用部品の価格を1,150円増しとすること。

オ 完成用部品

完成用部品とは、骨格構造義肢をオーダーメイドにより製作及び完成させるための部品をいい、部品の名称、使用部品、上限価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
パイプ (チューブアダプター)	5	耐用年数以内の故障に際して

(注)
1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。
2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。
3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。
4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。
5 差込式下腿義足用軽便式の懸垂用膝カフは、PTBカフベルトに準ずること。

(オ) 外装

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	11,500	
上 腕 義 手 用	9,100	
(新設)	(新設)	
前 腕 義 手 用	8,100	
股 義 足 用	28,800	
大 腿 義 足 用	23,100	
膝 義 足 用	20,600	
下 腿 義 足 用	18,200	(新設)

(注)
リアルソックスを必要とする場合は、オの完成用部品の価格を1,100円増しとすること。

オ 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
パイプ (チューブアダプター)	5	耐用年数以内の故障に際して

継手類 (削る)	3	は、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
手 部	3	
ターンテーブル	3	耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。
手 袋	1.5	
足 部	1.5	
フォームカバー (義手用)	1.5	
フォームカバー (義足用)	0.5	
その他小部品 (消耗品)	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0～14歳	1 年	(略) 使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
15～17歳	1年6月	1・2 (略) 使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。 なお、使用年数については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。

(削る)

継手類	3	しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
リストメタル	3	
手 部	3	(新設)
ターンテーブル	3	
手 袋	1.5	
足 部	1.5	
フォームカバー (義手用)	1.5	
フォームカバー (義足用)	0.5	
その他小部品 (消耗品)	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0～14歳	1 年	(略) 使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
15～17歳	1年6月	1・2 (略) 使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。 (新設)

備考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(3) 装具 (オーダーメイド)

装具とは、上肢、下肢又は体幹の機能障害の軽減を目的として体表に装着し、機能を補助する器具のことをいい、下肢装具、靴型装具、体幹装具、上肢装具に区分される。

そのうち、装具 (オーダーメイド) とは、採型等により個別に製作される装具をいい、アの基本工作法により、エ及びオによりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

価格は、イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

区分	名称	定義	備考
下肢装具	股装具	<p>股関節の運動を制御する装具の総称で、原則として仙腸支持部から大腿部に及ぶもの</p> <p>A 硬性 陽性モデルによって成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p>B フレーム 仙腸支持部が金属枠で作られており、大腿部は下肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、両支柱を結ぶ1つ以上の半月をもつもの</p> <p>C 軟性 軟性材料を主材料としたもので、仙腸支持部は板ば</p>	<p>児童にあつては、发育性股関節形成不全(先天性股関節脱臼)及びパルテス病用の装具を含む。</p>

(3) 装具
(新設)

区分	名称	基本構造	使用材料・部品及び工作法	価格	備考
下肢装具	股装具	<p>骨盤から大腿下部に及ぶもの</p> <p>A 金属枠 骨盤部が金属枠で作られているもの。S型支柱のものも含まれること。</p> <p>B 硬性 骨盤及び大腿部が陽性モデルによってモールドされたもの。補強用の支柱付きのものを基本とすること。</p> <p>1 不燃性セルロ</p>	<p>アの基本工作法により、エ及びオによりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p>	<p>イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とする。</p>	

	<p>ねで補強されているもの</p> <p>D ツイスター</p> <p>仙腸支持部あるいは大腿部と足部を連結し、下肢の内外旋を制御するもの。</p>				
長下肢装具	<p>大腿部から足底に及ぶ構造を持つもので、膝関節及び足関節の運動を制御し、若しくは大腿部への負荷を軽減あるいは免荷するもの。仙腸支持部が連結された骨盤帯長下肢装具を含む。なお、カーボンは、筋力が著しく低下した方に必要であると判断された場合にのみ用いることができること。</p> <p>A 硬性</p> <p>陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p>B 両側支柱付</p> <p>下肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、大腿部と下腿部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の半月をもつもの</p> <p>C 片側支柱付</p> <p>下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に支柱をもつもの</p>				
				イド	
				2 皮革	
				3 プラスチック	
				C 軟性	
				布を主材料としたもの	
			先天股脱装具	<p>先天股脱に用いられる装具で、両側下肢に及ぶものを基本とすること。</p> <p>A リーメンビューゲル型（パブリック帯）</p> <p>布又は皮革の帯によって股関節を屈曲位に保つもの</p> <p>B フォンローゼン型</p> <p>三本の金属板の組合せで、股関節を開排位に保つもの</p> <p>C バチェラー型</p> <p>両大腿及び下腿コルセットを金属支柱でつなぎ、股関節を外転、内旋、屈曲位に保つもの</p> <p>D ローレンツ型</p> <p>股関節を開排位</p>	障害児に限る。

膝装具	<p>大腿部から下腿部に及ぶ構造を持つもので、膝関節の運動を制御するもの</p> <p>A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p>B 両側支柱付 下肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、大腿部と下腿部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の半月をもつもの</p> <p>C 片側支柱付 下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に支柱をもつもの</p> <p>D 軟性 軟性材料を主材料としたもの</p>	<p>に固定保持するもの</p> <p>E ランゲ型 股関節を外転位、軽度屈曲位、強い内旋位に固定保持するもの</p>	
短下肢装具	<p>下腿部から足底に及ぶ構造を持つもので、足関節の運動を制御し、若しくは下腿部あるいは足部への負荷を軽減あるいは免荷するもの。なお、カーボンは、筋力が著しく低下した方に必要であると判断された場合にのみ用いることができること。</p> <p>A 硬性</p>	<p>内反足装具</p> <p>A 短下肢装具型 下腿の上部から足底に及ぶもの。 詳細は、短下肢装具に準ずること。</p> <p>B 靴型装具型 詳細は、靴型装具に準ずること。</p> <p>C デニスブラウン副子 両側の足部を横棒によって結ぶもの</p> <p>1 足底板型 アルミニウムにフェルトの内張りをしたものを基本とすること。</p> <p>2 足部おおい型</p> <p>3 靴型装具型</p>	<p>障害児に限る。 外反足装具もこれに準ずること。</p>
		<p>長下肢装具</p> <p>大腿上部より足底に及ぶもの</p>	

	<p>陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p>B 両側支柱付 下肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、両支柱を連結する一つ以上の半月をもつもの</p> <p>C 片側支柱付 下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に支柱をもつもの</p> <p>D 後方支柱付 下肢の長軸に沿って後方に支柱をもつもの</p> <p>E 軟性 軟性材料を主材料としたもの</p>				<p>A 両側支柱 下肢の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、大腿部と下腿部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの</p> <p>1 高力アルミニウム合金</p> <p>2 鋼</p> <p>B 片側支柱 下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの</p> <p>1 高力アルミニウム合金</p> <p>2 鋼</p> <p>C 硬 性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。内外の両側に金属の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月で補強されているものを基本とすること。</p> <p>1 不燃性セルロイド</p>		
足 装 具	<p>足部に装着する装具であつて、靴型装具を除く以下のものとする。</p> <p>A 足底装具 足アーチの支持、足部変形の防止及び矯正等を目的とするもの。内側^{くさび}楔及び外側楔に加え、除圧及び脚長差の補正のための補高も含まれること。</p> <p>B Denis-Browne (デニスブラウン) 型</p>	<p>靴型装具の一部として算定できないこと。</p>					

		両側の足部をバーによって連結した装具で、内反足の児童に用いるもの					
靴型装具		変形の矯正、圧力分散による疼痛除去等の特定の目的のために、足部に適合させた靴。靴型を基に製作し、アッパーの付いたもの。既製品の靴型（ラスト）を補正して製作されたものを整形靴、陽性モデルを基に製作されたものを特殊靴とする。腰革（側革）の高さにより以下の種類を定める。 A 長靴 腰革（側革）の高さがおむね下腿の2/3までかかるもの B 半長靴 腰革（側革）の高さが果部を完全に覆うもの C チャッカ靴 腰革（側革）の高さが果部に及ぶもの D 短靴 腰革（側革）の高さが果部より低いもの	足底装具の価格は加算できないこと。				
					2 皮革 3 プラスチック D X脚又はO脚（障害児に限る。）		
				膝装具	大腿から下腿に及ぶもの A 両側支柱 内外側に金属支柱をもち、両支柱を結ぶ金属の半月を大腿部及び下腿部でそれぞれ一つ以上もつもの B 硬性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱付きのもの及び平ばねの入ったものも含まれること。 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック C スウェーデン式 D 軟性 布を主材料としたもの		
体幹装具	頰椎装具	頰椎の運動を制御し又は頰部への負荷を軽減する以下のものとする。 A 硬性		短下肢装具	下肢上部より足底に及ぶもの		頰上部型プラスチック

	<p>陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。ただし、頸椎カラーを除く。</p> <p>B フレーム 主に金属で作られているもの</p> <p>C カラー 頸部のみを全周覆うもの</p> <p>D 斜頸矯正用枕 斜頸の矯正に用いる枕で、児童に限ること。</p>				
胸腰仙椎装具	<p>骨盤から胸背部に及び、胸椎、腰椎、仙腸関節の運動を制御する以下のものとする。</p> <p>A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p>B フレーム 主に金属で作られているもの</p> <p>C 軟性 軟性材料を主材料にし、板ばねで補強したもの</p>			<p>A 両側支柱 下腿の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの</p> <p>1 高力アルミニウム合金</p> <p>2 鋼</p> <p>B 片側支柱 下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの</p> <p>1 高力アルミニウム合金</p> <p>2 鋼</p> <p>C S型支柱 下腿の周囲をらせん状に走る金属の支柱をもつもの</p> <p>1 高力アルミニウム合金</p> <p>2 鋼</p> <p>D 鋼線支柱 下腿の長軸に沿って走る鋼線の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月をもつもの。鋼線の支</p>	<p>短下肢装具 (NYU型)及びS型プラスチック短下肢装具は、硬性短下肢装具(支柱付き)に含まれること。</p>
腰仙椎装具	<p>骨盤から腰部に及び、腰椎、仙腸関節の運動を制御する以下のものとする。</p>				

	<p>A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p>B フレーム 主に金属で作られているもの</p> <p>C 軟性 軟性材料を主材料にし、板ばねで補強したもの</p>					
仙腸装具	<p>骨盤を包み、仙腸関節の運動を制御する以下のものとする。</p> <p>A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p>B フレーム 主に金属で作られているもの</p> <p>C 軟性 軟性材料を主材料にし、板ばねで補強したもの</p> <p>D 骨盤帯 骨盤を帯状に一周するもの</p>			<p>柱は、足関節の高さ付近で円形に曲げられて、コイルばねの機能をもたせてあること。</p> <p>E 板ばね 下腿の後方に長軸に沿って走る金属又はプラスチックのばねをもつもの。ばねの上端は、金属又はプラスチックの半月につながるものとすること。</p> <p>F 硬性 陽性モデルを用いてモールドされたもの（材料は不燃性セルロイド、プラスチック、皮革等）</p> <p>1 支柱付き 金属の支柱と半月によって補強されたもの</p> <p>2 支柱なし 金属支柱のないもの</p>		
側弯症装具	<p>脊柱側弯症の矯正に用いるもの</p> <p>A 硬性</p>			<p>G 軟性 ゴムひもを用い</p>		

		陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。	
		B フレーム 主に金属で作られているもの	
		C 軟性 軟性材料を主材料にし、板ばねで補強したもの	
上肢装具	肩 装 具	肩関節の運動を制御し又は肩甲骨腕関節の脱臼を防止するもので、以下のものとする。	
		A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。	
		B フレーム 体幹の部分が主に金属で作られているもの	
		C 軟性 軟性材料を主材料にしたもの	
	肘 装 具	上腕部から前腕部に及び、肘関節の運動を制御する以下のものとする。なお、必要に応じて、手部を追加することができること。	前腕の回内外を制御するためのものを含む。
		A 硬性	

		て足関節を背屈位に保つもの	
ツイスター		骨盤帯と足を布ひも、ゴムひも又は鋼製ケーブルによって結び、下肢の内外旋を制御するもの	
		A 軟性 布ひも又はゴムひもを用いたもの	
		B 鋼製ケーブル 鋼製ケーブルを用いたもの	
足底装具		足部に対する装具であって、靴型装具以外のもの	
		A アーチサポート (ふまず支え) 足の縦アーチを支えるもので、中足支えを含むものを基本とすること。	
		1 陽性モデルを用いてモールドされたもの	
		2 採寸によって製作されたもの	
		B メタターサルサポート (中足支え) 足の中足	

		踵骨棘用装具は、補高に含まれること。	
		スピッツインライン (ふまず支え) は、A-2に含まれること。	
		ランゲ (ふまず支え) は、A-2に含まれること。	

	<p>陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p><u>B 両側支柱付</u> <u>上肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、上腕部と前腕部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の半月をもつもの</u></p> <p><u>C 軟性</u> <u>軟性材料を主材料としたもの</u></p>		<p>アーチを支えるもの</p> <p><u>C 補高</u> <u>1 2cm未満</u> <u>2 2cm以上</u></p> <p><u>D 内側及び外側楔</u></p>		
手関節装具	<p>前腕部から手部に及ぶ装具の総称で、長対立装具及び把持装具を含む以下のものとする。</p> <p><u>A 硬性</u> <u>陽性モデルを用いて成形されたもの</u></p> <p><u>B 両側支柱付</u> <u>上肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、前腕部において両支柱を結ぶ一つ以上の半月をもつもの</u></p> <p><u>C 片側支柱付</u> <u>上肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に支柱をもつもの</u></p> <p><u>D 掌側（背側）支柱付</u> <u>上肢の掌側又は背側の長</u></p>		<p>医師の処方に基づき、変形の矯正、圧力分散による疼痛除去等の特定の目的のために、足部に適合させた靴。靴型を基に製作し、アップターの付いたもの</p> <p><u>A 長靴</u> <u>下腿の上部に及ぶもの</u></p> <p><u>B 半長靴（編上靴）</u> <u>側革が果部より高いもの</u></p> <p><u>C チャッカ靴</u> <u>側革が果部に及ぶもの</u></p> <p><u>D 短靴</u> <u>側革が果部より低いもの</u></p>		<p>靴型装具の要素</p> <p>・整形靴（陽性モデルから作成した特別製の木型を用いるもの）</p> <p>・矯正靴（内・外反足の矯正用）</p>
		<p>体幹装具</p> <p>頸椎装具</p> <p>肩甲骨から頭蓋に及ぶものを基本とすること。</p> <p><u>A 金属枠</u></p>			<p>高さ調整は、カラーの場合には適用しない</p>

	<p>軸に沿った支柱をもつもの</p> <p>E 軟性 軟性材料を主材料にしたもの (注)</p> <p>長対立装具：手関節の運動を制御し、母指を対立位に保持するもの</p> <p>把持装具：手関節の運動等により3点つまみを可能とするもので、フレクサーヒンジ等を用いる「継手付き」とRIC型のような「継手なし」がある。</p>					
手装具	<p>手部に装着する装具であって、短対立装具及びCM関節装具を含み、指装具を除く以下のものとする。</p> <p>A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの</p> <p>B フレーム 金属を主材料にしたもの</p> <p>C 軟性 軟性材料を主材料にしたもの</p>		胸椎装具	<p>骨盤から胸背部に及ぶもの</p> <p>A 金属枠</p> <p>B 硬性（頸椎装具に準ずる。）</p> <p>C 軟性</p>		
指装具	IP関節を適切な肢位に保		腰椎装具	<p>骨盤から腰部に及ぶもの</p> <p>A 金属枠</p> <p>B 硬性（頸椎装具に準ずる。）</p> <p>C 軟性</p>	<p>ナイトブレイスは、金属枠腰椎装具に含まれること。 ウイリアムブレイス、</p>	
					<p>B 硬性（スポンジラバーを含む。） 陽性モデルを用いてモールドされたもの</p> <p>1 不燃性セルロイド</p> <p>2 皮革</p> <p>3 プラスチック</p> <p>C カラー</p> <p>1 あご受けのあるもの</p> <p>2 あご受けのないもの</p> <p>D 斜頸矯正用枕（障害児に限る。）</p>	こと。

	持し、あるいは伸展・屈曲補助をする以下のものとする。	
	A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの	
	B フレーム 金属を主材料にしたもの	
	C 軟性 軟性材料を主材料にしたもの	
B F O	平衡をとった状態で前腕を支え、あるいは懸垂することで、わずかな力で水平面における上肢の運動を可能にしたもの	

仙腸装具	骨盤を含むもの A 金属柁 B 硬性（頸椎装具に準ずる。） C 軟性 布を主材料にし、板ばねで補強したもの D 骨盤帯 骨盤を帯状に一周するもの 1 芯のあるもの 2 芯のないもの
側弯症装具	脊柱側弯症の矯正に用いるもの。原則として24時間の連続装着しうるものであること。 A ミルウォーキー型 骨盤から頭部に及ぶもの B 頭部に及ばないもの 1 金属柁

前屈ブレイスは、金属柁腰椎装具・腰部継手付に含まれること。
オスグッドブレイス、コールドウェイトブレイスは、金属柁仙腸装具に含まれること。

		<p>2 硬 性 (仙腸 装具に準ず る。)</p> <p>3 軟 性 (帯状 のものを含 む。)</p>		
上肢装具	肩装具	<p>肩関節を外転位に 保持するもので、骨 盤から前腕に及ぶも のを基本とするこ と。</p> <p>A 金属杵 体幹の部分が金 属杵のもの</p> <p>B 硬 性 陽性モデルによ ってモールドされ たもの。金属支柱 により補強された ものも含まれるこ と。</p> <p>1 不燃性セルロ イド</p> <p>2 皮 革</p> <p>3 プラスチック</p> <p>C 分娩麻痺用 (障 害児に限る。)</p>		
	肘装具	<p>上腕から前腕に及 ぶもの</p> <p>A 両側支柱 両側に金属支柱</p>		

		<p>をもち、金属の半月をもつもの</p> <p><u>B 硬 性</u></p> <p>陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱により補強されたものも含まれること。</p> <p><u>1 不燃性セルロイド</u></p> <p><u>2 皮 革</u></p> <p><u>3 プラスチック</u></p> <p><u>C 軟 性</u></p>	
手関節 背屈保 持装具	前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持するもの	<p><u>A バネル型</u></p> <p>前腕部と手部を板ばねによって結ぶもの</p> <p><u>B トーマス型</u></p> <p>ゴムによって手関節を背屈位に、母指を外転位に保つもの</p> <p><u>C オッペンハイマー型</u></p> <p>鋼線を主材料として、手関節背</p>	

	<p>屈、MP 伸展、母指外転位をとらせるもの</p> <p>D 硬 性</p> <p>1 不燃性セルロイド</p> <p>2 皮 革</p> <p>3 プラスチック</p>
長対立装具	<p>前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持し、母指を対立位に保つもの。高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。</p>
短対立装具	<p>母指を対立位に保つもの。高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。</p>
把持装具	<p>前腕から手部に及ぶもので、母指と示中指間におけるつまみを可能にするもの。通常は高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りしたものを基本とするが、プラスチックを</p>

	<p>主材料としたものも含まれること。</p> <p>A 手関節駆動式 手関節の運動によってつまみを可能にするもの</p> <p>B ハーネス駆動式 ハーネスを力源とするもの</p>		
MP屈曲補助装具（ナックルベンダー）及びMP伸展補助装具（逆ナックルベンダー）	<p>手部から示指より小指の基節に及ぶもので、MP関節を屈曲又は伸展させるもの</p> <p>A バネル型 ゴムを用いるもの</p> <p>B プラスチック</p> <p>C 軟性</p>		
指装具（指用ナックルベンダー及び指用逆ナックルベンダー）	<p>P I P及びD I P関節を伸展位又は屈曲位、あるいは内外反位に保持するもの</p>		

ン ダー)			
BFO (食事 動作補 助器)	前腕を平衡をとつ た状態で支え、ポー ルベアリングを利用 してわずかな力で運 動を可能にしたもの		付属品とし て車いすを 加えること ができるこ と。

ア 基本工作法

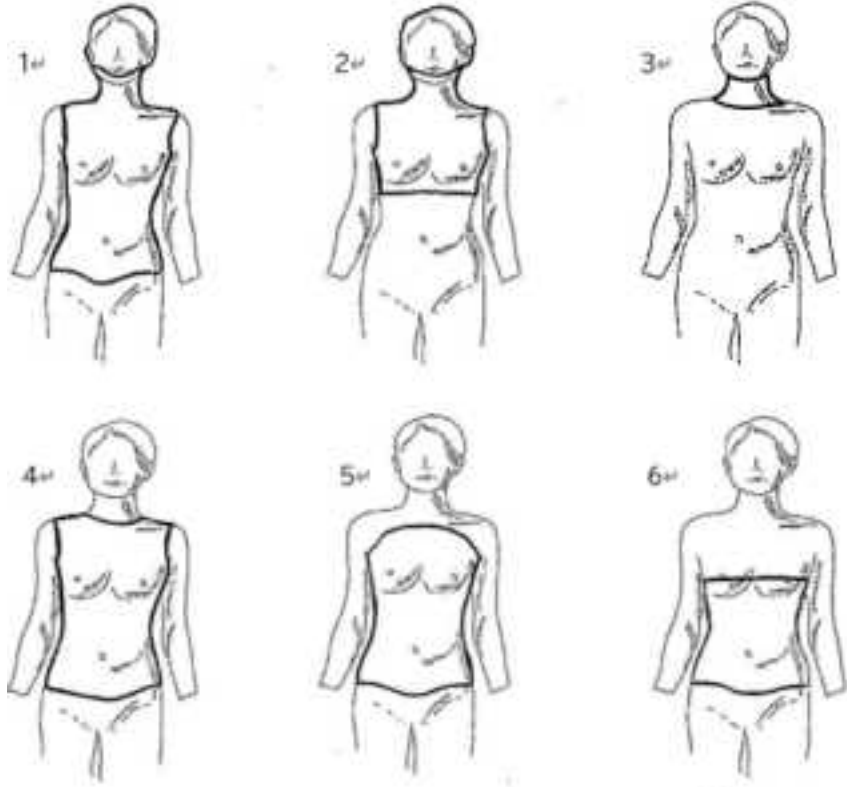
工 程	作 業 の 内 容
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況、関節の運動機能（ <u>屈曲、伸展、内転、外転等</u> ）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握
(イ) (略)	(略)
(ウ) 採型	ギプス包帯法及び印象材による陰性モデルの採型
(エ) (略)	(略)
(オ) 組立て	陽性モデルへの装具形状（アライメント）の記入 フレーム：(略) 硬 性：プラスチック板切断、加熱成形加工（ <u>熱可塑性樹脂</u> ）、 <u>注型（熱硬化性樹脂）</u> 、トリミング及び調整 支柱、支持部、継手、付属品等の仮止め及び各部の結合
(カ) 仮合わせ（中間適合検査）	支柱、支持部、継手、付属品等の調整及び試用
(キ) 仕上げ	支柱、支持部、継手、付属品等の取付け及び仕上げ

ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況、関節の運動機能（ <u>屈伸、内転、外転等</u> ）の状況並びに肢位の観察及び特長の把握
(イ) (略)	(略)
(ウ) 採型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型
(エ) (略)	(略)
(オ) 組立て	陽性モデルにデザインの記入（アライメント） フレーム：(略) モールド：プラスチック板切断、加熱成形加工、トリミング及び調整 <u>筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等</u> の仮止め及び各部の結合
(カ) 仮合わせ（中間適合検査）	<u>筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等</u> の調整、試し使用及び仕上げ
(キ) 仕上げ	<u>筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等</u> の付属品の取付け及び仕上げ

(ク) (略) (略)

イ 採型区分
 A・B (略)
 C 体幹装具



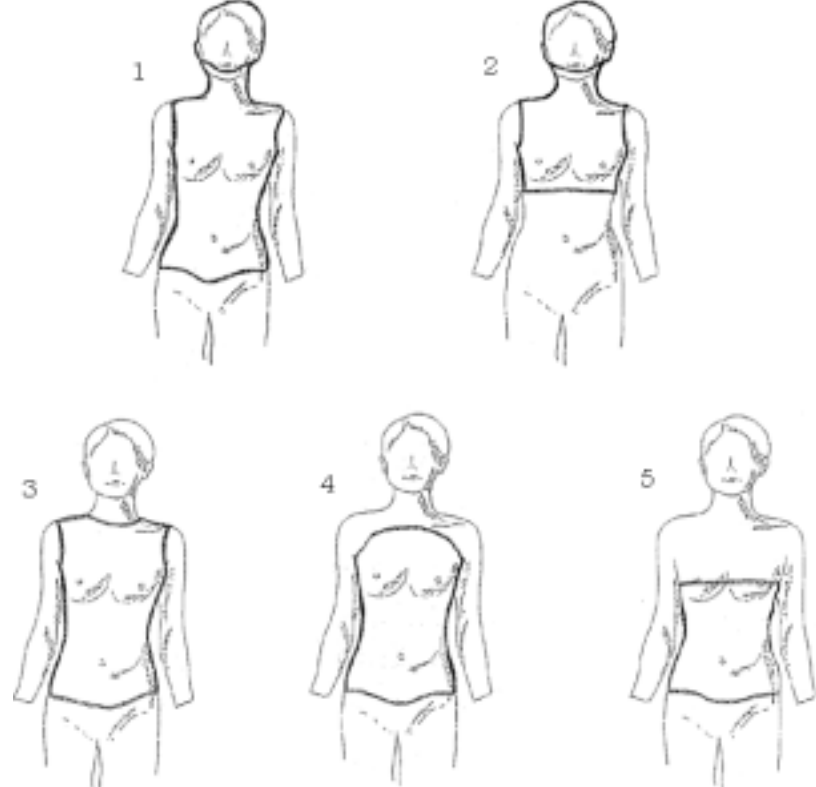
D (略)

ウ 基本価格

名称	採型区分	上限価格		備考
		円		
		採型	採寸	
下肢装具用	A-1	27,900	8,550	
	A-2	43,000	16,800	

(ク) (略) (略)

イ 採型区分
 A・B (略)
 C 体幹装具



D (略)

ウ 基本価格

名称	採型区分	価格		備考
		円		
		採型	採寸	
下肢装具用	A-1	26,300	8,050	
	A-2	40,500	15,800	

	A-3	31,700	16,100		A-3	29,800	15,200	
	A-4	20,400	8,150		A-4	19,200	7,700	
	A-5	18,700	7,900		A-5	17,600	7,450	
	A-6	17,000	7,750		A-6	16,000	7,300	
	A-7a	12,300	6,700	採型について	A-7	11,600	6,300	(新設)
				は、ギプス採型				
				に限る。				
	A-7b	8,200		—印象材を用いた	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
				採型に限る。				
	A-8	23,700	8,450		A-8	22,300	7,950	
	A-9	25,500	8,550		A-9	24,000	8,050	
	A-10	54,000	15,700		A-10	50,800	14,800	
靴型装具用	B-1	17,000	7,750	長靴、半長靴、	靴型装具用	16,000	7,300	(新設)
				チャッカ靴に限				
				る。				
	B-2	12,300	6,700	短靴に限る。	B-2	11,600	6,300	(新設)
体幹装具用	C-1	32,800	8,950		体幹装具用	30,900	8,450	
	C-2	25,600	8,250		C-2	24,100	7,800	
	C-3	12,800	4,100		(新設)	(新設)	(新設)	
	C-4				C-4			
	(硬性、フ	25,100	7,750		(金属枠、	23,600	7,300	
	レーム)				硬性)			
	(軟性)	7,750	7,750		(軟性)	7,300	7,300	
	C-5				C-4			
	(硬性、フ	21,400	7,600		(金属枠、	20,200	7,150	
	レーム)				硬性)			
	(軟性)	7,650	7,600		(軟性)	7,200	7,150	
	C-6				C-5			
	(硬性、フ	18,900	7,350		(金属枠、	17,800	6,950	
	レーム)				硬性)			
	(軟性、骨	7,350	7,350		(軟性、骨	6,950	6,950	

	盤帯)		
上肢装具用	D-1	34,200	9,050
	D-2	18,600	7,900
	D-3	16,900	7,650
	D-4	15,000	7,400
	D-5	12,000	6,800
	D-6	9,000	4,800

(注)

- 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、個々の価格のうち、最も高い価格とすること。ただし、両長下肢装具に体幹装具（骨盤帯を除く。）を組み合わせる場合は、それぞれの基本価格を算定することができること。
- 補高足部（脚長差を補正するために使用する義足用足部をいう。以下同じ。）を使用する場合は、35,800円増しとし、完成用部品を用いる場合は、その価格を加算できること。エの(イ)のbの付属品等の加算要素である補高は補高足部とは異なるため、その価格を加算することができないこと。補高足部は、健肢と大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。

(削る)

(削る)

- 採型によりカーボン製装具の製作にチェック用装具を要する場合、次に掲げる額（複数に該当する場合、それらの合計額）を加算できること。

- チェック用装具が「大腿部」を含む場合 18,100円
- チェック用装具が「下腿部」を含む場合 16,900円
- チェック用装具が「足部」を含む場合 9,900円

エ 製作要素価格

	盤帯)		
上肢装具用	D-1	32,200	8,550
	D-2	17,500	7,450
	D-3	15,900	7,200
	D-4	14,100	7,000
	D-5	11,300	6,400
	D-6	8,500	4,550

(注)

- 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、個々の価格のうち、最も高い価格とすること。
- 補高足部（脚長差を補正するために使用する義足用足部をいう。以下同じ。）を使用する場合は、33,700円増しとすること。

- 補高足部は、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。

- 補高足部の場合は、エの(イ)のbの付属品等の加算要素として補高の価格を加算することができないこと。

- 採型によりカーボン製装具の製作にチェック用装具を要する場合、用いたチェック用装具の形状に応じ、次に掲げる額（複数に該当する場合、それらの合計額）を加算できること。

- チェック用装具が「大腿部」を含む場合 17,100円
- チェック用装具が「下腿部」を含む場合 15,900円
- チェック用装具が「足部」を含む場合 9,350円

エ 製作要素価格

(ア) 下肢装具
a 継手

名称	種類	上限価格 円	備考
股継手	固定式 遊動式	6,550 7,800	固定式継手とは、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。 遊動式継手とは、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
膝継手 (片側)	固定式 遊動式 プラスチック継手	6,400 7,000 14,800	固定式継手とは、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。 遊動式継手とは、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。 可撓性のプラスチック継手（完成用部品に指定されているものを除く。）の場合は、片側プラスチック継手として算定すること。ただし、ヒンジ継手の場合は、片側を1単位とすること。 プラスチック継手は、オ

(ア) 下肢装具
a 継手

名称	種類	価格 円	備考
股継手	固定式 遊動式	6,200 7,350	(新設)
膝継手 (片側)	固定式 遊動式 プラスチック継手	6,050 6,600 14,000	(新設)

			の完成用部品を加えることができないこと。
足 継 手 (片 側)	固定式	5,400	固定式継手とは、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。 遊動式継手とは、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。 鋼線支柱及び完成用部品に指定されているプラスチック製の継手は遊動式とし、片側を1単位とすること。 後方支柱付の場合は、片側遊動式として算定すること。 可撓性のプラスチック継手（完成用部品に指定されているものを除く。）の場合は、片側プラスチック継手として算定すること。ただし、ヒンジ継手の場合は、片側を1単位とすること。 プラスチック継手は、オの完成用部品を加えることができないこと。
	遊動式	6,350	
	プラスチック継手	11,000	
(削る)			

足 継 手 (片 側)	固定式	5,100	(新設)
	遊動式	6,000	
	プラスチック継手	10,400	
(注)			

- 1 固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。
- 2 遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
- 3 鋼線支柱は、遊動式の価格とし、片側を1単位とすること。
- 4 短下肢装具用の板バネ支柱は、足継手の遊動式の価格とすること。
- 5 可撓性のプラスチック継手（継手部分として独立した形状を有するものに限る。）の場合は、プラスチック継手の価格とすること。ただし、ヒンジ継手の場合は、片側を1単位とすること。

b 支持部

名称	種類	価格 円	備考
大腿支持部	A 半月	4,550	(新設)
	B 皮革等		
	1 カフバンド	7,900	
	2 大腿コルセット	15,700	
	C モールド		
	1 熱硬化性樹脂	25,700	
2 熱可塑性樹脂	10,600		

b 支持部

名称	種類	上限価格 円	備考
大腿支持部	A 半月 (1か所)	4,800	カフベルトは、半月を使用する場合のみ算定できるとし、硬性との併用加算はできないこと。 大腿支持部の坐骨支持式は、22,500円増しとすること。 カーボンを使用した場合は、大腿支持部の総額を57,400円とすること。
	B 皮革等		
	1 カフベルト (1か所)	8,400	
	2 大腿コルセット	16,700	
	C 硬性		
	1 熱硬化性樹脂	27,300	
	2 熱可塑性樹脂	11,200	

下腿支持部	A 半月 (1か所)	4,600	カフベルトは、硬性と併用できないこと。
	B 皮革等	7,100	
下部	1 カフベルト (1か所)	12,900	下腿支持部のPTB式、PTS式及びKBM式は、15,400円増しとする。
	2 下腿コルセット	25,400	
	C 硬性	9,550	
	1 熱硬化性樹脂	9,550	
	2 熱可塑性樹脂		カーボンを使用した場合は、下腿支持部の総額を57,500円とすること。
足部	A あぶみ	2,600	歩行用あぶみは、あぶみに準ずること。
	B 足部	14,400	
下部	1 足部覆い	22,300	足板の補強を行った場合は、10,200円増しとすること。
	2 標準靴	15,000	
	3 硬性 (熱硬化性樹脂)	8,250	
	4 硬性 (熱可塑性樹脂)	8,250	
C 足底装具	7,550	足部には、足底裏革 (すべり止め用) を加えることができること。	
	1 MP関節遠位	8,250	補高、ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。
	2 MP関節近位	7,550	カーボンを使用した場合は、足部の

下腿支持部	A 半月	4,350	(新設)
	B 皮革等	6,700	
下部	1 カフバンド	12,200	
	2 下腿コルセット	23,900	
	C モールド	9,000	
	1 熱硬化性樹脂	9,000	
	2 熱可塑性樹脂		
足部	A あぶみ	2,450	歩行用あぶみは、あぶみに準ずること。
	B 足部	13,600	
下部	1 皮革等	7,100	足底装具は、Bの足部に準ずること。
	大	14,100	
	2 モールド (熱硬化性樹脂)	7,800	
	3 モールド (熱可塑性樹脂)	830	
C 標準靴		830	標準靴は、完成用部品を加えることができること。

総額を41,800円と
 すること。
 除圧のためにMP
 関節部を含むもの
 はMP関節遠位で
 算定すること。

(注)

- 1 硬性にはベルトの価格が含まれていること。ただし、短下肢装具（硬性）において3本を超えるベルトを使用する場合は、1本当たり1,550円を加算することができること。
- 2 支持部（「足部Aあぶみ」を除く。）について、オの完成用部品を使用する場合は、上限価格の40%の範囲内で算定すること。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

c その他の加算要素

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
膝サポーター	支柱付き	17,100	膝サポーターは オーダーメイドに 限ること。
	支柱なし	7,850	
キャリパー		19,700	キャリパー及びツ
ツイスター	硬性	3,450	イスターを使用す

(注)

- 1 半月及び皮革の価格は、1か所当たりのものであること。
- 2 補高、ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。
- 3 大腿支持部の坐骨支持式は、21,200円増しとすること。
- 4 下腿支持部のPTB式、PTS式及びKBM式は、14,500円増しとすること。
- 5 足板の補強を行った場合は、9,600円増しとすること。
- 6 カーボンは、筋力が著しく低下した方に必要であると判断された場合に用いることができることとし、カーボンを使用した場合は、それぞれ以下の額とすること。
 - (1) 大腿支持部 54,000円
 - (2) 下腿支持部 54,100円
 - (3) 足部のモールド 39,300円

c その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
膝サポーター	軟性（支柱付き）	16,100	(新設)
	軟性（支柱なし）	7,400	
キャリパー		18,600	(新設)
ツイスター	軟性	5,350	

	軟性	5,650	る場合は、オの完成用部品を加えることができないこと。	鋼製ケーブル	3,250	
			鋼製ケーブル及びエラストマーを使用する場合は硬性とすること。			(新設)
Denis-Browne (デニスブラウン) 型		2,700		デニスブラウン	2,550	
膝当て		4,650		膝当て	4,400	
T・Yストラップ		5,350	硬性の装具に使用する場合は1,500円減じた額とすること。	T・Yストラップ	5,050	(新設)
スタビライザー		18,300		スタビライザー	17,200	
ターンバックル		6,050		ターンバックル	5,700	
ダイヤルロック		8,750	(削る)	ダイヤルロック	8,250	ファンロックは、ダイヤルロックに含まれること。
アウトリガー (1か所)		2,750		(新設)	(新設)	
伸展・屈曲補助装置		4,700	(略)	伸展・屈曲補助装置	4,450	(略)
補高足部		51,800	完成用部品を加算することができること。	補高足部	48,700	(新設)
足底裏革 (すべり止め用)		1,950		足底裏革 (すべり止め用)	1,850	
高さ調整 (1か所)		3,800		高さ調整	3,600	

内張り	大腿部	2,150	内張りは、足底装具を除き、硬性の場合に限ること。
	下腿部	1,750	
	足部	1,300	
	足底装具	1,300	
足底装具屋内用ベルト		2,300	足底装具を皮革で覆い、皮革ベルトを取り付けた場合は、上限価格の2倍の範囲内の額とすること。

(注)

(削る)

(削る)

- 1 骨盤帯を使用する場合は、(ウ)の体幹装具に準ずること。
- 2 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(エ)の義足懸垂用部品に準ずること。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

d 発育性股関節形成不全用装具の加算要素

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
リーメンビューゲル フォンローゼン型 バチェラー型		10,600	
		15,100	
		31,700	

内張り	大腿部	2,050	(新設)
	下腿部	1,650	
	足部	1,250	
	(新設)	(新設)	
(新設)			(新設) (新設)

(注)

- 1 キャリパー及びツイスターを使用する場合は、オの完成用部品を加えることができないこと。
- 2 ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。
- 3 骨盤帯を使用する場合は、(ウ)の体幹装具に準ずること。
- 4 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(エ)の義足懸垂用部品に準ずること。
- 5 補高足部とは、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。
- 6 補高足部は、完成用部品を加算することができること。
- 7 高さ調整の価格は、1か所当たりのものであること。
- 8 内張りは、モールドの場合に限ること。
- 9 デニスブラウンは、6歳未満を対象とするものに限ること。

d 先天股脱装具用の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
リーメンビューゲル フォンローゼン型 バチェラー型		10,000	
		14,200	
		29,800	

ローレンツ型	硬性	
	1 支柱なし	17,100
	2 支柱付き（固定式）	26,000
	3 支柱付き（調節式）	27,900
ランゲ型		38,600

(注)

継手を使用した場合は、aの継手及びオの完成用部品の上限価格の範囲内で加算できること。

- (イ) 靴型装具
a 製作要素
(a) 患足

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
短 靴	整形靴	44,100	
	特殊靴	54,600	
チャッカ靴	整形靴	45,600	
	特殊靴	56,900	
半 長 靴	整形靴	47,000	
	特殊靴	59,000	
長 靴	整形靴	50,000	
	特殊靴	65,200	

(注)

- 1 (略)
(削る)

(削る)

2 グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。

ローレンツ型	A モールド	16,100
	B モールドフレーム	
	1 固定式	24,500
	2 調節式	26,300
ランゲ型		36,300

(注)

継手を使用した場合は、aの継手及びオの完成用部品の価格を加算できること。

- (イ) 靴型装具
a 製作要素
(a) 患足

名 称	種 類	価 格 円	備 考
短 靴	整形靴	41,500	
	特殊靴	51,400	
チャッカ靴	整形靴	42,900	
	特殊靴	53,500	
半 長 靴	整形靴	44,200	
	特殊靴	55,500	
長 靴	整形靴	47,000	
	特殊靴	61,300	

(注)

- 1 (略)
2 整形靴は、標準木型に皮革、フェルト等を張って、補正して作られるものとする。
3 特殊靴は、陽性モデルから作成した特殊木型を用いて作られるものとする。
4 グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。

(削る)

(b) 健足

名 称	上限価格 円	備 考
短 靴	27,300	
チャッカ靴	28,300	
半 長 靴	29,300	
長 靴	31,300	

(注)

1～3 (略)

b 付属品等の加算要素

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
月型の延長		4,500	価格は、1個当たりのものであること。
スチールバネ入り		5,650	(略)
トウボックス補強		2,750	
鉛板の挿入		2,850	
足背ベルト		2,300	尖足等がある足部を靴型装具に収納する必要がある場合に限ること。 下肢装具の支持部(硬性)には算定できないこと。
ベルト(裏付き) の追加		1,550	(略)
補高	敷き革式	8,000	補高が2cmを超え

5 靴型装具に支柱を必要とする場合は、(ア)の下肢装具の製作要素とオの完成用部品を加えることができること。

(b) 健足

名 称	価 格 円	備 考
短 靴	25,700	
チャッカ靴	26,600	
半 長 靴	27,600	
長 靴	29,500	

(注)

1～3 (略)

b 付属品等の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
月型の延長		4,250	
スチールバネ入り		5,350	(略)
トウボックス補強		2,600	
鉛板の挿入		2,700	
足背バンド		2,200	(新設)
マジックバンド (裏付き)		1,500	(略)
補高	敷き革式	7,550	補高が2cmを超え

			る場合は、超える部分につき2 cm単位で <u>1,700円</u> を加算すること。
	靴の補高	<u>3,700</u>	補高が2 cmを超える場合は、超える部分につき2 cm単位で <u>1,100円</u> を加算すること。 補高足部を使用する場合は加算できないこと。
ヒールの補正	トルクヒール	<u>6,300</u>	
	ヒールウェッジ	<u>3,700</u>	
	カットオフヒール		
	キールヒール		
	サッチヒール		
	トーマスヒール		
	逆トーマスヒール		
	フレアヒール		
階段状ヒール			
足底の補正	内側ソール・ウェッジ	<u>4,800</u>	
	外側ソール・ウェッジ		
	デンバーバー	<u>3,700</u>	
	トーマスバー		
	メイヨー半月バー		
	メタターサルバー		
	ハウザーバー		
	ロッカーバー		

			る場合は、超える部分につき2 cm単位で <u>1,600円</u> を加算すること。
	靴の補高	<u>3,500</u>	補高が2 cmを超える場合は、超える部分につき2 cm単位で <u>1,050円</u> を加算すること。 (新設)
ヒールの補正	トルクヒール	<u>5,950</u>	
	ウェッジヒール	<u>3,500</u>	
	カットオフヒール		
	キールヒール		
	サッチヒール		
	トーマスヒール		
	逆トーマスヒール		
	フレアヒール		
	階段状ヒール		
足底の補正	内側ソール・ウェッジ	<u>4,550</u>	
	外側ソール・ウェッジ		
	デンバーバー	<u>3,500</u>	
	トーマスバー		
	メイトー半月バー		
	メタターサルバー		
	ハウザーバー		
	ロッカーバー		

蝶型踏み返し			
(ウ) 体幹装具			
a 支持部			
名称	種類	上限価格 円	備考
頸椎支持部	A 硬性		硬性のサンドイッチ構造は、 <u>19,600円</u> 増しとすること。
	1 支柱付き	42,300	
	2 支柱なし	32,600	
	B フレーム	31,600	
	C カラー		
	1 あご受けあり	15,200	
2 あご受けなし	12,200		
胸腰仙椎支持部	A 硬性		硬性のサンドイッチ構造は、 <u>15,900円</u> 増しとすること。
	1 支柱付き	42,700	
	2 支柱なし	31,100	
	B フレーム	44,300	
	C 軟性	26,000	
腰仙椎支持部	A 硬性		硬性のサンドイッチ構造は、 <u>12,000円</u> 増しとすること。
	1 支柱付き	28,600	
	2 支柱なし	21,100	
	B フレーム	35,800	
	C 軟性	20,300	
仙腸支持部	A 硬性		硬性のサンドイッチ構造は、 <u>10,300円</u> 増しとすること。
	1 支柱付き	23,000	
	2 支柱なし	16,900	
	B フレーム	31,200	
	C 軟性	18,100	

蝶型踏み返し			
(ウ) 体幹装具			
a 支持部			
名称	種類	価格 円	備考
頸椎支持部	A <u>モールド(熱可塑性樹脂)</u>		モールドのサンドイッチ構造は、 <u>18,500円</u> 増しとすること。
	1 支柱付き	39,800	
	2 支柱なし	30,700	
	B フレーム	29,700	
	C カラー		
	1 あご受けあり	14,300	
2 あご受けなし	11,500		
胸椎支持部	A <u>モールド(熱可塑性樹脂)</u>		モールドのサンドイッチ構造は、 <u>15,000円</u> 増しとすること。
	1 支柱付き	40,200	
	2 支柱なし	29,300	
	B フレーム	41,700	
	C 軟性	24,500	
腰椎支持部	A <u>モールド(熱可塑性樹脂)</u>		モールドのサンドイッチ構造は、 <u>11,300円</u> 増しとすること。
	1 支柱付き	26,900	
	2 支柱なし	19,900	
	B フレーム	33,700	
	C 軟性	19,100	
仙腸支持部	A <u>モールド(熱可塑性樹脂)</u>		モールドのサンドイッチ構造は、 <u>9,750円</u> 増しとすること。
	1 支柱付き	21,700	
	2 支柱なし	15,900	
	B フレーム	29,400	
	C 軟性	17,100	

	D 骨盤帯		
	1 芯のあるもの	17,600	
	2 芯のないもの	11,500	
骨盤支持部	A 皮革（補強材を含む。）	45,900	（略）
	B 硬性 ペルビックガード ル	32,900	硬性のサンドイッチ構造は、22,700円増しとすること。
（注）			
1 支持部にはベルトの価格が含まれていること。			
2 支持部について、オの完成用部品を使用する場合は、上限価格の40%の範囲内で算定すること。			

b その他の加算要素

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
体幹装具付属品	高さ調整（1か所）	3,800	高さ調整
	ターンバックル	6,000	は、頸椎装
	腰部継手（片側）	6,500	具について
	バタフライ	10,300	のみ加算す
	肩ベルト	3,250	ることがで
	会陰ひも	2,350	きること。
	腹部エプロン	3,250	カラーの場
	斜頸枕	25,000	合には適用 しないこ と。
側弯症装具付属品	ミルウォーキー型付属 品一式	66,400	ミルウォー キー型付属
	胸椎パッド	5,900	品一式は胸
	腰椎パッド	5,350	椎パッド、
	ショルダーリング	16,300	腰 椎 パ ッ

	D 骨盤帯		
	1 芯のあるもの	16,600	
	2 芯のないもの	10,900	
骨盤支持部	A 皮革（補強材を含む。）	43,200	（略）
	B <u>モールド（熱可塑性樹脂）</u> ペルビックガード ル	31,000	モールドのサンドイッチ構造は、21,400円増しとすること。
（新設）			

b その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
体幹装具付属品	高さ調整	3,600	（新設）
	ターンバックル式	5,650	
	腰部継手	6,150	
	バタフライ	9,750	
	肩バンド	3,100	
	会陰ひも	2,250	
	腹圧強化バンド	3,100	
	（新設）	（新設）	
側弯症装具付属品	（新設）	（新設）	（新設）
	胸椎パッド	5,550	
	腰椎パッド	5,050	
	ショルダーリング	15,400	

	腋窩 ^{えきか} パッド	4,300	ド、腋窩
	ネックリング	2,350	パッド、
	胸郭バンド（プラスチック製）	19,000	ネックリン
	アウトリガー	3,150	グ、アウト
	前方支柱	13,000	リガー（2
	後方支柱	14,600	個）、前方
	側方支柱	5,850	支柱及び後
			方支柱（2
			個）を含む
			ものである
			こと。な
			お、ショル
			ダーリング
			を用いた場
			合には、
			12,000円を
			加算できる
			こと。
			アウトリ
			ガー、支柱
			については
			完成用部品
			を加算でき
			ること。
内張り	頸椎支持部	3,500	
	胸腰仙椎支持部	4,350	
	腰仙椎支持部	3,900	
	仙腸支持部	2,300	
(注)			
1 体幹装具付属品については、腰部継手を除き、完成用部品を加算することができないこと。			

	腋窩パッド	4,050	
	アウトリガー	3,000	
	前方支柱	12,300	
	後方支柱	13,800	
	側方支柱	5,500	
	ネックリング	2,250	
	胸郭バンド（プラスチック製）	17,900	
内張り	頸椎支持部	3,300	
	胸椎支持部	4,100	
	腰椎支持部	3,700	
	仙腸支持部	2,200	
(注)			
1 高さ調整の価格は、1か所当たりのものであり、頸椎装具についてのみ加算することができること。			

2 バタフライについては、硬性又はフレームの場合にのみ加えることができること。

(エ) 上肢装具

a 継手

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
肩 継 手	A 固定式 (片側)	6,450	固 定 式 継 手 は、継手のな い支柱を使用 する場合にの み用いること ができること。 遊 動 式 継 手 は、継手のあ る支柱を使用 する場合にの み用いること ができ、固 定・遊動切替 式のものも含 まれること。
	B 遊動式 (片側)	10,100	
	C 肩回旋装置	22,800	
肘 継 手 (片側)	A 固定式	4,600	固 定 式 継 手 は、継手のな い支柱を使用 する場合にの み用いること ができること。 遊 動 式 継 手 は、継手のあ
	B 遊動式	4,600	
	C プラスチック継手	12,000	

2 バタフライについては、モールド又はフレームの場合にのみ加えることができること。

(エ) 上肢装具

a 継手

名 称	種 類	価 格 円	備 考
肩 継 手	A 固定式 (片側)	6,100	(新設)
	B 遊動式 (片側)	9,550	
	C 肩回旋装置	21,500	
肘 継 手 (片側)	A 固定式	4,350	(新設)
	B 遊動式	4,350	
	C プラスチック継手	11,300	

			<p>る支柱を使用 する場合にの み用いること ができ、固 定・遊動切替 式のものも含 まれること。 プラスチック 継手は、オの 完成用部品を 加えることが できないこ と。 鋼線支柱及び 完成用部品に 指定されてい るプラスチッ ク製の継手は 遊動式とし、 片側を1単位 とすること。</p>				
手継手 (片側)	A 固定式 B 遊動式 C プラスチック継 手 (削る)	3,800 7,600 10,600 (削る)	<p>固定式継手 は、継手のな い支柱を使用 する場合にの み用いること ができるこ と。 遊動式継手 は、継手のあ る支柱を使用</p>	手継手 (片側)	A 固定式 B 遊動式 C プラスチック継 手 D 鋼線支柱	3,600 7,150 10,000 6,750	(新設)

			<p>する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。</p> <p>プラスチック継手は、オの完成用部品を加えることができないこと。</p> <p>鋼線支柱及び完成用部品に指定されているプラスチック製の継手は遊動式とし、片側を1単位とすること。</p>				
MP継手	A 固定式 B 遊動式	4,650 5,150	<p>固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。</p> <p>遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。</p> <p>プラスチック継手は、オの完成用部品を加えることができないこと。</p> <p>鋼線支柱及び完成用部品に指定されているプラスチック製の継手は遊動式とし、片側を1単位とすること。</p>	MP継手	A 固定式 B 遊動式	4,400 4,850	(新設)

			み用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。 鋼線支柱は遊動式とすること。
I P継手	A 固定式 1 硬性 2 フレーム B 遊動式 C 鋼線支柱	2,250 2,850 3,850 2,000	固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。 遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
(削る)			

I P継手	A 固定式 1 金属 (アルミニウム) 2 モールド (熱可塑性樹脂) B 遊動式 C 鋼線支柱	2,700 2,150 3,650 1,900	(新設)
(注)			
1 固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。 2 遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。 3 プラスチック継手は、オの完成用部品を加えることがで			

b 支持部			
名 称	種 類	上限価格 円	備 考
胸郭支持部 (半 身)	A 硬性	15,500	
	B フレーム	10,400	
骨盤支持部 (半 身)	A 硬性	17,100	
	B フレーム	16,900	
上腕支持部	A 半月 (1か所)	4,300	
	B 皮革等		
	1 カフベルト (1 か所)	6,050	カフベルトは、 硬性と併用でき ないこと。
	2 上腕コルセット	9,900	
	C 硬性	9,350	硬性のサンド イッチ構造は、 7,400円増しと すること。
前腕支持部	A 半月	4,450	
	B 皮革等 (1か所)		
	1 カフベルト (1 か所)	6,150	カフベルトは、 硬性と併用でき ないこと。
	2 前腕コルセット	7,950	
	C 硬性	8,900	硬性のサンド イッチ構造は、 7,700円増しと すること。
手部背側	A 硬性	2,650	

きないこと。 b 支持部			
名 称	種 類	価 格 円	備 考
胸郭支持部 (半 身)	A <u>モールド (熱可塑 性樹脂)</u>	14,600	
	B フレーム	9,800	
骨盤支持部 (半 身)	A <u>モールド (熱可塑 性樹脂)</u>	16,100	
	B フレーム	15,900	
上腕支持部	A 半月	4,050	
	B 皮革等		
	1 <u>カフバンド</u>	5,700	(新設)
	2 上腕コルセット	9,350	
	C <u>モールド (熱可塑 性樹脂)</u>	8,800	モールドのサン ドイッチ構造 は、7,000円増 しとすること。
前腕支持部	A 半月	4,200	
	B 皮革等		
	1 <u>カフバンド</u>	5,800	(新設)
	2 前腕コルセット	7,500	
	C <u>モールド (熱可塑 性樹脂)</u>	8,400	モールドのサン ドイッチ構造 は、7,250円増 しとすること。
手部背側	A <u>モールド</u>	2,500	

パッド	B フレーム	2,550
手掌パッド	A 硬性	4,100
	B フレーム	4,800
(注)		
1 硬性にはベルトの価格が含まれていること。		
2 支持部について、オの完成用部品を使用する場合は、上限価格の40%の範囲内で算定すること。		

c その他の加算要素

名称	種類	上限価格 円	備考
肘サポーター	支柱付き	16,850	オーダーメイドに限ること。
	支柱なし	10,300	
基節骨パッド	硬性	2,900	(略)
	フレーム	4,250	
中・末節骨パッド	硬性	2,500	(略)
	フレーム	1,950	
対立バー		5,650	
Cバー		4,350	
アウトリガー (1か所)		2,750	
伸展・屈曲補助バネ		2,800	価格は、1本当たりとすること。 輪ゴムを用いる場合は、本数にかかわらず、300円とすること。
肘当て		3,700	
ターンバックル		6,050	
ダイヤルロック		8,750	
フレクサーヒンジ		50,400	

パッド	B フレーム	2,400
手掌パッド	A モールド	3,900
	B フレーム	4,550
(注)		
半月及び皮革の価格は、1か所当たりのものであること。 (新設)		

c その他の加算要素

名称	種類	価格 円	備考
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
基節骨パッド	モールド	2,750	(略)
	フレーム	4,000	
中・末節骨パッド	モールド	2,350	(略)
	フレーム	1,850	
対立バー		5,350	
Cバー		4,100	
アウトリガー		2,600	
伸展・屈曲補助バネ		2,650	価格は、1か所当たりとすること。 (新設)
肘当て		3,500	
ターンバックル		5,700	
ダイヤルロック		8,250	
(新設)		(新設)	

内張り	上腕部	1,300	硬性の場合に限ること。
	前腕部	1,150	
	手部	1,000	

(注)

(削る)

- 1 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(エ)の義手用ハーネス及び義足懸垂用部品に準ずること。
- 2 完成用部品を加算することができないこと。

オ 完成用部品

完成用部品とは、装具をオーダーメイドにより製作及び完成させるための部品をいい、部品の名称、使用部品、上限価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

(7) 装具本体

区分	名称	型式	耐用年数 年	備考
下肢装具	股装具	(削る)	(削る)	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。 耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能とな
		硬性	3	
		フレーム	3	
	長下肢装具	軟性	2	
		膝装具	3	
		(削る)	(削る)	
	膝装具	硬性	3	
		支柱付き	3	
		(削る)	(削る)	
短下肢装具	軟性	2		
	(削る)	(削る)		
	(削る)	(削る)		
	(削る)	(削る)		

内張り	上腕部	1,250	(新設)
	前腕部	1,100	
	手部	970	

(注)

- 1 肘伸展・屈曲補助バネ又は肘伸展・屈曲補助ゴムを使用する場合は、(7)の下肢装具に準ずること。
- 2 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(エ)の義手用ハーネス及び義足懸垂用部品に準ずること。
- 3 内張りは、モールドの場合に限ること。

オ 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

(7) 装具本体

区分	名称	型式	耐用年数 年	備考	
下肢装具	股装具	金属枠	3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。 (新設)	
		硬性	3		
		(新設)	(新設)		
		軟性	2		
		長下肢装具	両側支柱		3
			膝装具		3
	膝装具	硬性	3		
		(新設)	(新設)		
		スウェーデン式	2		
	短下肢装具	軟性	2		
		両側支柱	3		
		片側支柱	3		
		S型支柱	3		

	(削る)	(削る)	るまでの予		鋼線支柱	3	
	(削る)	(削る)	想年数を示		板ばね	3	
	硬性 (支柱あり)	3	しているも		硬性 (支柱あり)	3	
	硬性 (支柱なし)	1.5	のであるた		硬性 (支柱なし)	1.5	
	支柱付き	3	め、耐用年		(新設)	(新設)	
	軟性	2	数を一律に		軟性	2	
(削る)	(削る)	(削る)	適用しない	ツイスター	軟性	2	
	(削る)	(削る)	こと。		鋼索	3	
足装具		1.5		足底装具		1.5	
靴型装具		1.5		靴型装具		1.5	
体幹装具	頸椎装具	(削る)	(削る)	体幹装具	頸椎装具	金属枠	3
		硬性	2			硬性	2
	フレーム	3			(新設)	(新設)	
	カラー	2			カラー	2	
胸腰仙椎装具	(削る)	(削る)		胸椎装具	金属枠	3	
	硬性	2				硬性	2
	フレーム	3			(新設)	(新設)	
	軟性	1.5			軟性	1.5	
腰仙椎装具	(削る)	(削る)		腰椎装具	金属枠	3	
	硬性	2				硬性	2
	フレーム	3			(新設)	(新設)	
	軟性	1.5			軟性	1.5	
仙腸装具	(削る)	(削る)		仙腸装具	金属枠	3	
	硬性	2				硬性	2
	フレーム	3			(新設)	(新設)	
	軟性	1.5			軟性	1.5	
側弯症装具	骨盤帯	2		側弯症装具	骨盤帯	2	
	ミルウォーキー型	2				ミルウォーキー型	2
	(削る)	(削る)			金属枠	2	
	硬性	1			硬性	1	
	フレーム	2			(新設)	(新設)	

		軟性	1
上肢装具	肩装具		3
	肘装具	(削る)	(削る)
		硬性	3
		支柱付き	3
		軟性	2
	手関節装具		3
	対立装具		3
		(削る)	(削る)
	把持装具		3
	手装具		3
	(削る)	(削る)	
	指装具		3
	B F O		3

(イ) 完成用部品

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
継手類 (削る)	1.5 (削る)	耐用年数以内の故障に際し ては、原則として小部品の 取替えにより修理又は調整 を行うこと。
(削る)	(削る)	
その他の小部品 (消耗品)	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0歳	4 月	使用年数は、年 齢による児童の 特殊性を考慮し て定めたもので あるが、使用年
1～2歳	6 月	
3～5歳	10 月	
6～14歳	1 年	
15～17歳	1年6月	(略)

		軟性	1
上肢装具	肩装具		3
	肘装具	両側支柱	3
		硬性	3
		(新設)	(新設)
		軟性	2
	手関節背屈 保持装具		3
	長対立装具		3
	短対立装具		3
	把持装具		3
	MP屈曲補 助装具		3
	MP伸展補 助装具		3
	指装具		3
	B F O		3

(イ) 完成用部品

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
継手類	1.5	耐用年数以内の故障に際し ては、原則として小部品の 取替えにより修理又は調整 を行うこと。
手部	1.5	
足部	1	
その他の小部品 (消耗品)	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0歳	4 月	使用年数は、年 齢による児童の 特殊性を考慮し て定めたもので あるが、使用年
1～2歳	6 月	
3～5歳	10 月	
6～14歳	1 年	
15～17歳	1年6月	(略)

	1～3 (略)	数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。 なお、使用年数については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。
--	---------	---

(削る)

(4) 装具 (レディメイド)

装具 (レディメイド) とは、装具として完成しており、調整を必須としないものをいう。加工の必要がない部品を組立てる等して完成させるものを含み、軟性装具におけるベルト調整後の固定のための縫製は加工に含まないこと。

価格は、基本価格に本体価格を合算した価格を上限額とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

ア 基本価格

採寸及び適合にかかる全ての作業 (使用方法の説明及び加工を含む。) についての技術料とする。

<u>身体部位</u>	<u>上限価格</u> 円	<u>備 考</u>
<u>共 通</u>	2,500	装具の種類にかかわらず一律の価格とすること。

	1～3 (略)	数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。 (新設)
--	---------	---

備 考

1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。

2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(新設)

イ 本体価格

装具（レディメイド）の本体価格は、装具（レディメイド）の製造又は輸入に要する原価に、一般管理販売費等、営業利益及び流通経費を加えた額の範囲内の額とし、一般管理販売費等、営業利益及び流通経費については、別に定める係数を基に算出すること。ただし、本体価格は、完成用部品として指定されているものを除き、オーダーメイドで算定した額の75%の範囲内の額とすること。

ウ 耐用年数及び使用年数

(3)の装具（オーダーメイド）に準ずること。

(5) 姿勢保持装置

姿勢保持装置とは、アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な要素・部品を組み合わせて製作すること。

価格は、イの身体部位区分に従いウにより算定した基本価格に、エ及びオのそれぞれ使用する要素・部品の価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

定 義	備 考
機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等の付属装置を装備し、安定した座位、立位、臥位等の保持を可能にする機能を有するもの	

(4) 座位保持装置

(新設)

種目	使用要素・部品及び工作法	価 格	耐用年数 年	備 考
座位保持装置	座位保持装置として製作されるものについては、機能障害の状況により、座位に類似した姿勢を保持する機能を有する装置を含むものであること。 アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な要素・部品を組み合わせて製作すること。 成長、発達及び姿勢保持能力の状況に適合させること。	イの身体部位区分に従いウにより算定した基本価格に、エ及びオのそれぞれ使用する要素・部品の価格を合算した価格とすること。	3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。

過度の圧迫等による不快
感を生じさせないこと。

ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 身体状況の観察と評価	身体変形の状況及び ^{びん} 縮、緊張、不随意運動等の観察並びにこれらの特徴の把握並びに姿勢の決定及び使用目的の確認
(イ)～(ケ) (略)	(略)

イ (略)

ウ 基本価格

身 体 部 位	上限価格 円		備 考
	採 寸	採 型	
頭・頸部	3,550	6,000	
上肢(片側)	1,750	4,200	
体幹部	15,400	28,500	
骨盤・大腿部	15,400	28,500	
下腿・足部(片側)	2,050		
(注) (略)			

エ 製作要素価格

(ア) 支持部

部 位	名 称	上限価格 円	備 考
頭部	頭部支え	9,700	
上肢	上腕支え(片側)	3,750	
	前腕・手部支え(片側)	4,150	
体幹部	平面形状型	7,550	
	モールド型	53,400	(略)
	張り調整型	15,500	

ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 身体状況の観察と評価	身体変形の状況及び ^{びん} 直、緊張、不随意運動等の観察並びにこれらの特徴の把握並びに姿勢の決定及び使用目的の確認
(イ)～(ケ) (略)	(略)

イ (略)

ウ 基本価格

身 体 部 位	価 格 円		備 考
	採 寸	採 型	
頭・頸部	3,350	5,600	
上肢(片側)	1,650	3,950	
体幹部	14,400	26,600	
骨盤・大腿部	14,400	26,600	
下腿・足部(片側)	1,950		
(注) (略)			

エ 製作要素価格

(ア) 支持部

部 位	名 称	価 格 円	備 考
頭部	頭部支え	9,050	
上肢	上肢支え(片側)	3,500	
	前腕・手部支え(片側)	3,900	
体幹部	平面形状型	7,050	
	モールド型	49,900	(略)
	シート張り調節型	14,500	

骨盤・大腿部	平面形状型	7,550	
	モールド型	53,400	(略)
	張り調整型	15,500	
下腿部	下腿支え (片側)	2,750	
足部	足台 (片側)	2,800	

(注)

フレックス構造を持たせる場合は、1か所につき6,700円加算できること。

(イ) 支持部の連結

名称	種類	上限価格 円	備考
固定	頰部	3,550	
	腰部 (片側)	2,650	
	膝部 (片側)		
	足部 (片側)		
遊動	腰部 (片側)	3,850	
	膝部 (片側)		
	足部 (片側)		
角度調整用部品	機械式	10,000	
	ガス圧式	11,400	
	電動式	77,300	

(注)

1～4 (略)

(ウ) 構造フレーム

使用材料	上限価格 円	備考
木材・金属	57,200	

(注)

1 ティルト機構を付加する場合は、6,150円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。

骨盤・大腿部	平面形状型	7,050	
	モールド型	49,900	(略)
	シート張り調節型	14,500	
下腿部	下腿支え (片側)	2,600	
足部	足台 (片側)	2,650	

(注)

フレックス構造を持たせる場合は、1か所につき6,250円加算できること。

(イ) 支持部の連結

名称	種類	価格 円	備考
固定	頰部	3,350	
	腰部 (片側)	2,500	
	膝部 (片側)		
	足部 (片側)		
遊動	腰部 (片側)	3,600	
	膝部 (片側)		
	足部 (片側)		
角度調整用部品	機械式	9,350	
	ガス圧式	10,700	
	電動式	72,200	

(注)

1～4 (略)

(ウ) 構造フレーム

使用材料	基本価格 円	備考
木材・金属	53,400	

(注)

1 ティルト機構を付加する場合は、5,750円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。

- 2 昇降機構を付加する場合は、8,500円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
- 3 完成用部品の構造フレームを使用する場合は、当該完成用部品の価格を上限価格とすること。
- 4 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、1の(6)及び(7)に定める価格を上限価格とすること。ただし、姿勢保持装置として製作する部分と重複することとなる部分については、3の(6)及び(7)に定める各部位の交換価格の95%に相当する価格とみなし、これを控除すること。また、リクライニング、ティルト、ティルト・リクライニングに限り車椅子及び電動車椅子側の機構を優先することとし、姿勢保持装置側の機構の製作要素加算は行わないこと。

(エ) 付属品

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
カットアウト テーブル	テーブル	21,000	表面クッション張りは <u>4,500円</u> 加算できること。
	テーブル取付部品 (片側)	5,000	
上肢保持部品	アームサポート (片側)	4,500	
	肘パッド (片側)	2,850	
	縦型グリップ (片側)	3,500	
	横型グリップ (片側)		
体幹保持部品	頭頸部パッド	5,050	
	肩パッド (片側)	4,550	
	胸パッド	5,050	
	胸受けロール	6,950	
	体幹パッド (片側)	3,900	

- 2 昇降機構を付加する場合は、7,950円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
- 3 完成用部品の構造フレームを使用する場合は、当該完成用部品の価格を基本価格とすること。
- 4 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、1の(5)に定める車椅子及び電動車椅子の価格を基本価格とすること。ただし、座位保持装置として製作する部分と重複することとなる部分については、3の(5)に定める車椅子及び電動車椅子の各部位の交換価格の95%に相当する価格とみなし、これを控除すること。また、リクライニング、ティルト、リクライニング・ティルトに限り車椅子及び電動車椅子側の機構を優先することとし、座位保持装置側の機構の製作要素加算は行わないこと。

(エ) 付属品

名 称	種 類	価 格 円	備 考
カットアウト テーブル	(新設)	14,000	表面クッション張りは <u>4,200円</u> 加算できること。
	(新設)	(新設)	
上肢保持部品	アームレスト (片側)	4,200	
	肘パッド (片側)	2,700	
	縦型グリップ (片側)	3,300	
	横型グリップ (片側)		
体幹保持部品	(新設)	(新設)	
	肩パッド (片側)	4,250	
	胸パッド	4,750	
	胸受けロール	6,500	
	体幹パッド (片側)	3,650	

	腰部パッド	4,600		
骨盤保持部品	骨盤パッド (片側)	2,800		
	殿部パッド	4,700		
下肢保持部品	内転防止パッド	5,050		
	外転防止パッド (片側)	2,850		
	膝パッド (片側)	4,300		
	下腿保持パッド (片側)			
	足部保持パッド (片側)	3,250		
ベルト部品	肩ベルト (片側)	2,500		
	腕ベルト (片側)	2,100		
	手首ベルト (片側)			
	胸ベルト	4,350		
	骨盤ベルト			
	股ベルト	4,700		
	大腿ベルト (片側)	2,350		
	膝ベルト (片側)			
	下腿ベルト (片側)			
	足首ベルト (片側)			
支持部カバー	頭部	3,050	脱着式は3,500	
	上肢 (片側)	1,650	円加算できる	
	体幹部	平面形状型	3,450	こと。
		モールド型	10,300	防水加工を追
		張り調整型	4,150	加する場合は
	骨盤・大腿部	平面形状型	3,450	1台につき、
		モールド型	10,300	8,100円加算で
		張り調整型	4,150	きること。
	下腿部 (片側)	1,650		
	足部 (片側)	1,650		

	腰部パッド	4,300		
骨盤保持部品	骨盤パッド (片側)	2,650		
	臀部パッド	4,400		
下肢保持部品	内転防止パッド	4,750		
	外転防止パッド (片側)	2,700		
	膝パッド (片側)	4,050		
	下腿保持パッド (片側)			
	足部保持パッド (片側)	3,050		
ベルト部品	肩ベルト (片側)	2,350		
	腕ベルト (片側)	2,000		
	手首ベルト (片側)			
	胸ベルト	4,100		
	骨盤ベルト			
	股ベルト	4,400		
	大腿ベルト (片側)	2,200		
	膝ベルト (片側)			
	下腿ベルト (片側)			
	足首ベルト (片側)			
支持部カバー	頭部	2,850	脱着式は3,300	
	上肢 (片側)	1,550	円加算できる	
	体幹部	平面形状型	3,250	こと。
		モールド型	9,700	(新設)
		シート張り調節型	3,900	
	骨盤・大腿部	平面形状型	3,250	
		モールド型	9,700	
		シート張り調節型	3,900	
	下腿部 (片側)	1,550		
	足部 (片側)	1,550		

内張り	アームサポート (片側)	1,850	
	テーブル	4,500	
体圧分散補助 素材	頭部	4,050	
	上肢 (片側)	2,000	
	体幹部	9,350	
	骨盤・大腿部	9,350	
	下腿部 (片側)	2,000	
	足部 (片側)		
キャスト		1,650	多機能キャストは990円加算できること。
その他	介助用グリップ (片側)	3,250	
	ストッパー	4,750	
	高さ調整用台座	20,500	
(注)			
1 (略)			
2 取付けに当たって面ファスナーを使用する場合は、その価格を含むものとする。			

(オ) 調節機構

名称	種類	上限価格 円	備考
高さ調節	頭部支持部	3,450	
	体幹支持部		
	骨盤・大腿支持部		
	足部支持部 (片側)	2,150	
	アームサポート (片側)		
前後調節	頭部支持部	3,500	
	骨盤・大腿支持部		
	足部支持部 (片側)	2,100	

内張り	アームレスト (片側)	1,750	
	テーブル	4,200	
体圧分散補助 素材	頭部	3,800	
	上肢 (片側)	1,900	
	体幹部	8,750	
	骨盤・大腿部	8,750	
	下腿部 (片側)	1,900	
	足部 (片側)		
キャスト		1,550	多機能キャストは930円加算できること。
その他	介助用グリップ (片側)	3,050	
	ストッパー	4,450	
	高さ調整用台座	19,200	
(注)			
1 (略)			
2 取付けに当たってマジックバンドを使用する場合は、その価格を含むものとする。			

(オ) 調節機構

名称	種類	価格 円	備考
高さ調節	頭部支持部	3,250	
	体幹支持部		
	骨盤・大腿支持部		
	足部支持部 (片側)	2,050	
	アームレスト (片側)		
前後調節	頭部支持部	3,300	
	骨盤・大腿支持部		
	足部支持部 (片側)	2,000	

角度調節	頭部支持部	4,050	
	テーブル	8,600	
脱着機構	体幹パッド (片側) 骨盤パッド (片側) 膝パッド (片側) アームサポート (片側)	2,700	
	内転防止パッド	7,600	
開閉機構	アームサポート (片側) 足部支持部 (片側)	2,700	

(注)

- 1 (略)
- 2 脱着・開閉機構で、蝶番のみや面ファスナーなどの簡便な方法によるものは、加算できないこと。

オ 完成用部品

完成用部品とは、姿勢保持装置をオーダーメイドにより製作及び完成させるための部品をいい、部品の名称、使用部品、上限価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

耐用年数 年	備 考
3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。 耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。 なお、児童については、成長速度や使用環境

角度調節	頭部支持部	3,800	
	テーブル	8,050	
脱着機構	体幹パッド (片側) 骨盤パッド (片側) 膝パッド (片側) アームレスト (片側)	2,550	
	内転防止パッド	7,100	
開閉機構	アームレスト (片側) 足部支持部 (片側)	2,550	

(注)

- 1 (略)
- 2 脱着・開閉機構で、蝶番のみやマジックバンドなどの簡便な方法によるものは、加算できないこと。

オ 完成用部品

座位保持装置用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

(新設)

等も踏まえ、柔軟に対応すること。

(注)

構造フレームに車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、耐用年数を6年とすること。

(削る)

(6) 車椅子

車椅子とは、使用者自身又は介助者が駆動する移動用の車輪付機器であって、JIS T 9201-2016に定める構造を有するもの（パワーアシスト式を除く。）をいい、アの基本工作法により、ウ及びエよりそれぞれ必要な要素・機構・部品を選択し、組み合わせて製作されたモジュラー式を基本とする。ただし、モジュラー式で対応できない場合はオーダーメイド式とし、アの基本工作法のうち、(ウ)、(エ)及び(オ)を必要としないものについてはレディメイド式とすること。

価格は、イの基本価格にウの本体価格及び必要に応じてエの加算要素価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 身体状況の観察等	身体状況の観察、座位姿勢の評価及び使用目的の確認
(イ) 採寸	製作に必要な採寸、車椅子の装備等についての選択及び記録
(ウ) 製作、加工及び組立て	フレーム及び付属品の製作、加工並びに組立て
(エ) 仮合わせ（必要に応じて）	身体への適合並びにフレーム及び付属品の検査及び修正

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の使用状態において、当該装置が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(新設)

(イ) 仕上げ	各部品の取付け、仕上げ等
(カ) 適合検査	最終的な身体への適合及び車椅子の各機能の検査

イ 基本価格

身体部位	上限価格 円	備 考
標準（上肢・体幹部・骨盤大腿部・下肢・足部）	17,900	
頭頸部	3,550	ヘッドサポートが必要な場合のみ加えることができること。

(注)

レディメイド式、2台同時支給及び再支給の場合については、1台当たりの基本価格を上限価格の半額とすること。

ウ 本体価格

名 称	上限価格 円	備 考
自走用	90,000	自らが駆動及び操作して使用することを主目的とした車椅子であること。
介助用	85,000	自らは駆動せず、介助者が操作することを主目的とした車椅子であること。

(注)

オーダーメイド式は上限価格の125%の範囲内の額とし、レディメイド式は上限価格の75%の範囲内の額とすること。

エ 加算要素価格

(ア) 機構加算

名 称	上限価格 円	備 考
リクライニング機構	30,500	

ティルト機構	61,000	
ティルト・リクライニング機構	88,200	
リフト機構	152,400	
(注) リクライニング機構のうち、回転軸が2か所以上設けられている場合で、うち1つが座面の中に設けられているものはティルト・リクライニング機構に準ずること。		

(4) 構造部品加算

本体部位	名 称	上限価格 円	備 考
基本構造	後方大車輪 (標準)	0	6輪構造とは、 駆動輪が4輪構造に比して前方に位置するものとし、単に後方にキャストを取り付けたものは後方大車輪とすること。 幅止めの構造を有する場合は1本当たり6,000円増しとすること。
	前方大車輪	8,800	
	6輪構造	37,700	
シート	スリング式 (標準)	0	奥行調整の構造を有する場合は18,500円増しとすること。 板張り式の構造を有する場合は、付属品の座板を
	張り調整式	8,650	
	板張り式	6,800	

			加えることができないこと。
バックサポ ート	スリング式（標準） 張り調整式	0 8,650	ワイドフレームの場合は14,000円、バックサポート延長（頭頸部まで）の場合は10,000円、高さ調整の構造を有する場合は13,100円、背座角度調整の構造を有する場合は17,600円、背折れの構造を有する場合は8,500円増しとすること。
フット・レッ グサポート （片側）	固定式（標準） 挙上式 着脱式 開閉着脱式 挙上・開閉着脱式	0 8,550 6,250 7,350 11,100	レッグベルトで全面張りの場合は4,000円増しとすること。
フットサポ ート	セパレート式（標準） セパレート式（二重折込式） 中折式	0 4,300 5,000	前後調整、角度調整及び左右調整の各構造を有する場合は各1,600円増しとし、片側を1単位とすること。

アームサポ ート (片側)	フレーム 一体型	固定式 (標準) 跳ね上げ式 着脱式	0 6,750 6,550	高さ調整の構造 を有する場合は 3,600円、角度調 整の構造を有す る場合は7,650円 、アームサポー ト幅広、アーム サポート延長の 各構造を有する 場合はそれぞれ 3,900円増しとし 、片側を1単位 とすること。
	独立型	固定式 跳ね上げ式 着脱式	5,000 6,750 6,550	
ブレーキ	駐車ブレーキ (標 準)		0	介助用ブレーキ を加える場合は 17,400円、フッ トブレーキを加 える場合は 17,300円増しと すること。
駆動輪・主輪	固定式 (標準) 着脱式		0 10,800	車軸位置調整の 構造を有する場 合は17,500円、 キャンバー角度 を変更する場 合は11,000円増し とすること。 片手駆動の構 を有する場合は 37,200円、レバ ー駆動の構造を

			有する場合は 60,000円増しと すること。
タイヤ	エア (標準)	0	
	ノーパンク	9,100	
キャスト	ソリッド (標準)	0	
	衝撃吸収タイプ	15,000	
ハンドリム (片側)	プラスチック (標準)	0	ピッチ30mmを超える場合は5,000円増しとし、片側を1単位とすること。片手駆動の構造を有する場合は3,300円増しとすること
	ステンレス	6,000	
	アルミ	5,000	

(注)

- 1 名称に「(標準)」と記載のあるものは、本体価格に価格が含まれる標準構造部品であること。
- 2 各構造部品はそれぞれの本体部位において他の構造部品と併用加算できないこと。

(ウ) 付属品

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
クッション (カバー付き)	平面形状型	14,500	姿勢保持装置の完成用部品を使用する場合は算定することができないこと。 ゲル素材を使用する場合は9,850円、多層構造又は立体編物を使用
	モールド型	56,500	

			<p>する場合は 3,000 円増しとすること。滑り止め加工を追加する場合は 2,050 円、防水加工を追加する場合は 8,100 円増しとすること。</p>
座板		5,000	<p>クッション一体型の場合は 3,000 円増しとし、クッション（カバー付き）と併用加算できないこと。</p>
背クッション		14,500	<p>滑り止め加工を追加する場合は 2,050 円増しとすること。</p>
ヘッドサポート	着脱式（枕含む）	17,300	<p>着脱式及びマルチタイプはヘッドサポートとして独立した構造を有するものとし、枕をオーダーメイドで製作する場合には 4,900 円増しとすること（バックサポート一体型には加えることができないこと）。</p>
	マルチタイプ（枕含む）	29,500	
	枕（オーダーメイド）	11,200	
	枕（レディメイド）	6,300	
フットサポート	ヒールループ	3,600	<p>価格は、1 個当たりのものであること。</p>
	アングルストラップ	3,600	
	ステップカバー	4,000	
テーブル	テーブル	11,800	
	テーブル取付部	5,000	

	品 (片側)		
転倒防止装置	パイプ	4,050	価格は、1個当たりのものであること。 キャスタ付きのうち、折りたたみの構造を有する場合は3,000円増しとし、片側を1単位とすること。
	キャスタ付き	6,400	
搭載台		32,600	搭載台とは呼吸器搭載台、痰吸引機搭載台、携帯用会話補助装置搭載台を含むものであること。 価格は、各搭載台1個当たりのものであること。
車載固定部品		3,250	価格は、1個当たりのものであること。
杖たて	一本杖	3,250	
	多脚つえ	6,000	
酸素ボンベ固定装置		14,100	
栄養パック取付用ガードル架		11,000	
点滴ポール		11,300	
日よけ		15,000	
雨よけ		15,000	

泥よけ		6,550	
スポーク カバー		4,450	
リフレク タ		720	
高さ調整 式手押し ハンドル		4,250	
ブレーキ	延長レバー	1,750	
ハンドリ ム	滑り止め ノブ付き	6,000 4,850	価格は、1個当たりの ものであること。 ノブ付きのうち、垂直 ノブの場合は3,000円 増しとし、片側を1単 位とすること。

(注)

- 1 クッションについて、姿勢保持装置の完成用部品を使用する場合は、1の(5)の姿勢保持装置の価格を加えることができること。
- 2 カットアウトテーブル、姿勢保持部品及びベルトが必要な場合は、1の(5)の姿勢保持装置の価格を加えることができること。

オ 耐用年数

耐用年数 年	備 考
6	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。 耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。 なお、児童については、成長速度や使用環境等も踏

まえ、柔軟に対応すること。

(7) 電動車椅子

電動車椅子とは、使用者自身が移動のために操作し、動力によって推進する車輪付機器であって、JIS T 9201-2016に定める構造を有するもの（パワーアシスト式に限る。）及びJIS T 9203-2016に定める構造を有するものをいい、アの基本工法により、ウ及びエよりそれぞれ必要な要素・機構・部品を選択し、組み合わせて製作されたモジュラー式を基本とする。ただし、モジュラー式で対応できない場合はオーダーメイド式とし、アの基本工法のうち、(ウ)、(エ)及び(オ)を必要としないものについてはレディメイド式とすること。

価格は、イの基本価格にウの本体価格及び必要に応じてエの加算要素価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

(新設)

名 称	定 義	備 考
標準形	JIS T 9203-2016 に定める以下の電動車椅子とする。 (低速用) 最高速度4.5km/h以下の電動車椅子 (中速用) 最高速度6.0km/h以下の電動車椅子	
簡易形	車椅子に電動駆動装置又は制御装置を取り付けた簡便な電動車椅子で、使用者が操作して使用する以下のものとする。 (切替式) 電動力行・手動力行を切り替え可能なもの (アシスト式) 駆動人力を電動力で補助することが可能なもの	

ア 基本工法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 身体状況の観察等	身体状況の観察、座位姿勢の評価及び使用目的の確認
(イ) 採寸	製作に必要な採寸、車椅子の装備等についての選択及び記録
(ウ) 製作、加工及び組立て	フレーム及び付属品の製作、加工並びに組立て
(エ) 仮合わせ（必要に応じて）	身体への適合並びにフレーム及び付属品の検査及び修正
(オ) 仕上げ	各部品の取付け、仕上げ等
(カ) 適合検査	最終的な身体への適合及び車椅子の各機能の検査

イ 基本価格

身 体 部 位	上限価格 円	備 考
標準（上肢・体幹部・骨盤大腿部・下肢・足部）	20,400	
頭頸部	3,550	ヘッドサポートが必要な場合のみ加えることができること。

(注)

レディメイド式、2台同時支給及び再支給の場合については、1台当たりの基本価格を上限価格の半額とすること。

ウ 本体価格

名 称	区 分	上限価格 円	備 考
標準形	低速用	486,300	駆動モーター、充電器及び転倒防止装置を含むものであること。
	中速用	502,300	

			オーダーメイド式は上限価格の 125%の範囲内の額とし、レディメイド式は上限価格の 75%の範囲内の額とすること。
簡易形	切替式	393,900	車椅子部分は、1の(6)の車椅子の価格を加えることができること。 駆動モーター、充電器及び転倒防止装置（折りたたみの有無は問わない）を含むものであること。
	アシスト式	412,600	

エ 加算要素価格

(ア) 機構加算

名 称	上限価格 円	備 考
手動リクライニング機構	32,500	標準形にのみ加えることができること。
電動リクライニング機構	134,000	
電動ティルト機構	281,000	
電動ティルト・リクライニング機構	732,400	
電動リフト機構	433,000	

(イ) 構造部品加算

本体部位	名 称	上限価格 円	備 考
操作ボックス	標準操作ボックス (標準)	0	
操作レバー	感度調整ジョイスティック (標準)	0	標準ばねのばね圧を変更した場合は7,950円増しとすること。

スイッチ	標準スイッチ (標準)	0	スイッチ延長の場合は1本当たり1,050円増しとすること。
バッテリー	標準形	0	
	シールドバッテリー (標準) リチウムイオンバッテリー	62,300	
	簡易形	0	ニッケル水素バッテリーの場合は37,000円減じた額とすること。
基本構造	後方大車輪 (標準)	0	
シート	板張り式 (標準) スリング式 張り調整式	0 4,200 12,900	奥行調整の構造を有する場合は18,500円増しとすること。 板張り式の構造を有する場合は、付属品の座板を加えることができないこと。
バックサポ ート	スリング式 (標準) 張り調整式	0 8,650	ワイドフレームの場合は14,000円、バックサポート延長 (頭頸部まで) の場合は10,000円、高さ調整の構造を有する場合は

			13,100円、背座 角度調整の構造 を有する場合は 17,600円、背折 れの構造を有す る場合は8,500円 増しとすること 。	
フット・レッ グサポート（ 片側）	固定式（標準）	0	レッグベルトで 全面張りの場合 は4,000円増しと すること。	
	挙上式	8,550		
	着脱式	6,250		
	開閉着脱式	7,350		
	挙上・開閉着脱式	11,100		
フットサポー ト	セパレート式（標 準）	0	前後調整、角度 調整及び左右調 整の各構造を有 する場合は各 1,600円増しとし 、片側を1単位 とすること。 強度を高めるた めに、金属製の フットサポート を使用する場合 は15,000円増し とすること。	
	セパレート式（二 重折込式）	4,300		
アームサポー ト（片側）	フレ ーム 一体 型	固定式（標準）	0	高さ調整の構造 を有する場合は 3,600円、角度調 整の構造を有す る場合は7,650円
		跳ね上げ式	6,750	
		着脱式	6,550	

独立型	固定式	5,000	アームサポート幅広、アームサポート延長の各構造を有する場合はそれぞれ3,900円増しとし、片側を1単位とすること。
	跳ね上げ式	6,750	
	着脱式	6,550	
ブレーキ	電動又は電磁ブレーキ (標準)	0	
タイヤ	エア (標準)	0	
	ノーパンク	12,000	
キャスト	エア (標準)	0	
	ノーパンク	12,000	

(注)

- 1 名称に「(標準)」と記載のあるものは、本体価格に価格が含まれる標準構造部品であること。
- 2 各構造部品はそれぞれの本体部位において他の構造部品と併用加算できないこと。

(ウ) 付属品

名称	種類	上限価格 円	備考
パワーステアリング		54,300	
クワイマーセット		19,100	
手動スイングアーム		10,600	

電動チン	(内訳)	259,400	
コント	パワースイン	72,700	
ローラー	グチンアーム		
式	チン操作ボック	16,200	
	クス		
	セレクト	93,800	
	液晶モニタ	55,400	
	頭 部 ス イ ッ	21,300	
	チ・取付金具		
手動チン	(内訳)	37,200	
コント	手動スイング	21,000	
ローラー	チンアーム		
式	チン操作ボック	16,200	
	クス		
多様入力	非常停止スイッ	51,100	
コント	チボックス		
ローラ	4方向スイッチ	31,900	
	ボード		
	8方向スイッチ	53,300	
	ボード		
	小型ジョイス	42,600	
	ティックボック		
	ス		
	フォースセンサ	93,800	
	足用ボックス	42,600	
簡易1入		95,900	
力			
ジョイス	レバーノブ各種	7,500	
ティック	形状 (小ノブ、		
ノブ	球ノブ、こけし		
	ノブ)		

	レバーノブ各種 形状（Uノブ、 十字ノブ、ペン ノブ、太長ノ ブ、T字ノブ、 極小ノブ）	10,500	
フットサ ポート	ヒールループ	3,600	価格は、1個当たりの ものであること。
	アングルスト ラップ	3,600	
	ステップカバー	4,000	
(注) 上記のほか、1の(6)のエの(ウ)の付属品を加えることができること。			

オ 耐用年数

耐用年数 年	備 考
6	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。 耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。 なお、児童については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。

(8) その他

種目	名 称	定 義	付属品	上限価格 円	耐用 年数 年	備 考
視覚 障害 者安		障害物を探知するために使用するもので、シャフトを白色又は黄色に塗装若しくは加工したもので、普通用、携帯用、身体支持併用に分類される。				

(5) その他

種目	名 称	基本構造	付属品	価 格 円	耐用 年数 年	備 考
視覚 障害 者安		(新設)				

全つえ	普通用	携帯用、身体支持併用以外のもの	夜光装置	4,200	2	1 夜光装置 (1) 夜光材付とした場合は460円増しとすること。 (2) 全面夜光材付とした場合は1,400円増しとすること。 (3) フラッシュライト付とした場合は860円増しとすること。
		主体—繊維複合材料 (削る)	ベル ゴムグリップ			
		(削る)				
	主体—木材 (削る)	上と同じ。	2,700	2	ベル付とした場合は450円増しとすること。	
	主体—軽金属 (削る)	上と同じ。	2,800	5	3 主体木材でポリカーボネート樹脂被覆付とした場合は1,650円増しとすること。	
	携帯用	折りたたみ又はスライド等により鞆等に収納して持ち運びができるもの	上と同じ。	5,200	2	でポリカーボネート樹脂被覆付とした場合は1,450円増しとすること。

全つえ	普通用	(新設)	夜光装置	3,550	2	1 夜光装置 (1) 夜光材付とした場合は410円増しとすること。 (2) 全面夜光材付とした場合は1,200円増しとすること。 (3) フラッシュライト付とした場合は1,650円増しとすること。
		主体—繊維複合材料 石突—耐摩耗性合成樹脂又は高力アルミニウム合金	ベル ゴムグリップ			
		外装—白色又は黄色の塗装 若しくは加工形状—直式				
	主体—木材 その他は上と同じ。	上と同じ。	1,650	2	ベル付とした場合は1,650円増しとすること。	
	主体—軽金属 その他は上と同じ。	上と同じ。	2,200	5	3 主体木材でポリカーボネート樹脂被覆付とした場合は1,450円増しとすること。	
	携帯用	(新設)	上と同じ。	4,400	2	でポリカーボネート樹脂被覆付とした場合は1,450円増しとすること。

	主体—繊維複合材料 (削る)					と。 4 ゴムグリップ付とした場合は750円増しとすること。
	(削る)					
	主体—木材 (削る)	上と同じ。	3,400			
	主体—軽金属 (削る)	上と同じ。	3,300	4		
身体支持併用	1本の脚部と1つの握り部からなり、前腕支持部がないもので、身体の支持やバランス保持の目的を含むもの	上と同じ。	4,600	4		
義眼	欠失した眼球の一部又は全部の外観を整え、眼窩等の形態を保持するために装着する人工の眼をいう。					

	主体—繊維複合材料 石突及び外装					と。 4 ゴムグリップ付とした場合は660円増しとすること。
	—普通用と同じ。					
	形状—折たたみ式若しくはスライド式。					
	主体—木材 その他は上と同じ。	上と同じ。	3,700			
	主体—軽金属 その他は上と同じ。	上と同じ。	3,550	4		
身体支持併用	主体—軽金属 石突—ゴム又は普通用と同じ。 外装—普通用と同じ。 形状—直式又は折りたたみ式若しくはスライド式。	上と同じ。	3,800	4		
義眼	(新設)					

	レディ メイド	虹彩や強膜の 色、サイズ等 が統一された 既製のもの		17,900	2	
	オー ダーメ イド	採型等によ り、健常眼に 合わせて、形 状、色等を細 密に合わせて 製作されるも の		86,900		
眼鏡	矯正用	屈折 異常 を矯 正す る目 的 で、 眼球 に接 触せ ず に、 レン ズ等 を眼 の前 方に 掛け る構	6 D未 満	16,900	4	上限価格はレ ンズ2枚1組 のものとし、 枠を含むもの であること。 乱視を含む場 合は片眼又は 両眼にかかわ らず、 <u>4,350</u> 円増しとする こと。 遮光用として の機能が必要 な場合は、 <u>31,200円</u> とす ること。
			6 D以 上10D 未満	20,200		
			10D以 上20D 未満	24,000		
			20D以 上	24,000		

	レディ メイド	主材料—プラ スチック又は ガラス 既製品		17,000	2	
	オー ダーメ イド	主材料—上と 同じ。 特殊加工を施 したものを。		82,500		
眼鏡	矯正用	レン ズ— プラ ス チック 又は ガラ ス	6 D未 満	17,600	4	価格はレンズ 2枚1組のもの とし、枠を 含むものである こと。 乱視を含む場 合は片眼又は 両眼にかかわ らず、 <u>4,200</u> 円増しとする こと。 遮光用として の機能が必要 な場合は、 <u>30,000円</u> とす ること。
			6 D以 上10D 未満	20,200		
			10D以 上20D 未満	24,000		
			20D以 上	24,000		

	造を有するものの										
遮光用	羞明を軽減する目的で、可視光のうちの一部の透過を抑制するものであって、分光透過率曲線が公表されているもの	前掛式		22,400	上限価格はレンズ2枚1組のものとし、枠を含むものであること。	遮光用	主材料は上と同じ。	前掛式		21,500	(新設)
		掛けめがね式		31,200				掛けめがね式		30,000	

コンタクトレンズ	屈折異常を矯正し、又は羞明を軽減する目的で、角膜の表面に装着して使用するもの		13,000	2	上限価格はレンズ1枚のものであること。 多段階レンズについては、7,150円、虹彩付レンズについては、5,150円増しとすること。
弱視用	対象物の眼への入射角を拡大（又は縮小）して見る器械で、通常、焦点非結像系の光学系を持つもの。眼鏡フレームに固定された「掛けめがね式」と手に持って使用する「焦点調整式」の2種類がある。 A 掛けめがね式 B 焦点調整式		A 38,200 B 18,600	4	高倍率（3倍率以上）の主鏡を必要とする場合は、焦点調整式の上限価格の範囲内で必要な額を加算すること。

コンタクトレンズ	主材料—プラスチック		15,400	(新設)	価格はレンズ1枚のものであること。 (新設)
弱視用	(新設)			(新設)	高倍率（3倍率以上）の主鏡を必要とする場合は、21,800円増しとする。
	掛けめがね式		36,700		
	焦点調整式		17,900		

補聴器	高度難聴用ポケット型	次のいずれかを満たすもの ① <u>JIS C 5512-2000</u> による。	電池イヤモールド	44,000	5	上限価格は電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。ただし、電池については補聴器購入時のみの付属品であり、修理による支給は認められないこと。	補聴器	高度難聴用ポケット型	次のいずれかを満たすもの。 ① <u>JIS C 5512-2000</u> による。	電池イヤモールド	41,600	5	価格は電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。身体の障害の状況により、イヤモールドを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
	高度難聴用耳かけ型	90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル未満のもの。 90デシベル最大出力音圧のピーク値が125デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。 ② <u>JIS C 5512-2015</u> による。 90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値（ピーク）の公称値が130デシベル未満のもの。		46,400	身体障害の状況により、イヤモールドを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 ダンパー入りフックとした場合は、 <u>250</u> 円増しとすること。 平面レンズを必要とする場			高度難聴用耳かけ型	90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル未満のもの。 90デシベル最大出力音圧のピーク値が125デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。 ② <u>JIS C 5512-2015</u> による。 90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値（ピーク）の公称値が130デシベル未満のもの。		43,900	平面レンズを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズ	

	90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値（ピーク）の公称値が120デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置をつけること。			合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は、眼鏡の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。				を必要とする場合は、眼鏡の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。	
重度難聴用ポケット型	次のいずれかを満たすもの ① JIS C	電池 イヤ モールド	59,000	の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。	重度難聴用ポケット型	次のいずれかを満たすもの。 ① JIS C	電池 イヤ モールド	55,800	重度難聴用耳かけ型で受信機、オーディオチュー、ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
重度難聴用耳かけ型	5512-2000による90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の①に準ずる。 ② JIS C		71,200	デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関	重度難聴用耳かけ型	C 5512- 2000による90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の①に準ずる。 ② JIS C		67,300	2,000円を加算すること。
	5512-2015による90デシベル入力最大出			器の装用に関		C 5512- 2015による90デシベル入力			

	力音圧レベルの最大値（ピーク）の公称値が130デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の②に準ずる。			し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算すること。																
耳あな型（レディメイド）	高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型に準ずる。ただし、オーダーメイド（オーダーメイド）	電池 イヤ モールド	92,000		耳あな型（レディメイド）	高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型に準ずる。ただし、オーダーメイド（オーダーメイド）	電池 イヤ モールド	87,000												
耳あな型（オーダーメイド）	る。ただし、オーダーメイドの出力制限装置は内蔵型を含むこと。	電池	144,900		耳あな型（オーダーメイド）	る。ただし、オーダーメイドの出力制限装置は内蔵型を含むこと。	電池	137,000												
骨導式ポケット型	IEC 60118-9（1985）による。90デシベル最大フォースレベルの表示値が	電池 骨導レシーバー ヘッドバンド	74,100		骨導式ポケット型	IEC 60118-9（1985）による。90デシベル最大フォースレベルの表示値が	電池 骨導レシーバー ヘッドバンド	70,100												
骨導式眼鏡型	110デシベル以上のもの。	電池 平面レンズ	126,900		骨導式眼鏡型	110デシベル以上のもの。	電池 平面レンズ	120,000												

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	車椅子	普通型	原則として折りたたみ式で、大車輪が後方にあるもの。JIS T 9201-2006又はJIS T 9201-2016による。	身体障害の状況により、クッション、その他付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	100,000	6	価格は、オーダーメイドによる製品及びモジュラー方式による製品(モジュールを組み立てることにより製作でき、完成後の微調整機能を有するもの。)に適用するものとし、レディメイドによる製品については、価格欄の額の75%の範囲内の額とすること。
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	リクライニング式普通型		バックサポートの角度を変えられることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	120,000	褥瘡 ^{じよくそう} のある者、褥瘡 ^{じよくそう} の発生危険性のある者等がクッションを必要とする場合は、修理基準の表に掲げるクッション等の額の範囲内で必要な額		
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	ティルト式普通型		座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変える	上と同じ。	148,000			

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

	ことができるもの。その他は普通型と同じ。		
リクライニング・グ・ティルト式普通型	バックサポートの角度を変じ。えることができ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	173,000
手動リフト式普通型	座席の高さを変じ。えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	232,000
前方大車輪型	原則として折りたたみ式で前方に大車輪のあるもの。	上と同じ。	100,000
リクライニング式前方大車輪型	バックサポートの角度を変じ。えることができるもの。その他は前方大車輪型と同	上と同じ。	120,000

を加算すること。
 体幹筋力の低下等により、
 座位保持装置の完成用部品（支持4部（骨盤・大腿部））をクッションとして用いる必要がある場合には、別に定めるところによるものを加算すること。
 身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る) (削る) (削る)

	じ。		
片手駆動型	原則として折りたたみ式で片側にハンドリムを二重に装着して、片側上肢障害者等が使用できるもの。	上と同じ。	117,000
リクライニング式片手駆動型	バックサポートの角度を変えることができ、その他は片手駆動型と同じ。	上と同じ。	133,600
レバー駆動型	レバー1本で駆動操舵ができ、片側上肢障害者等が使用できるもの。	上と同じ。	160,500
手押し型	原則として介助者が押し駆動するもの。(折りたたみ式又は非折りたたみ式) A 大車輪のあるもの B 小車輪だ	上と同じ。	A 82,700 B 81,000

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	電動 車椅子	普通型	JIS T 9203	外部充	314,000	6	褥瘡のある者、褥瘡の発生危険性のある者等がクッションを必要とする場合は、車椅子の修理基準の表に掲げるクッション等及びクッションカバーの交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 体幹筋力の低下等により、座位保持装置の完成用部品（支持部（骨盤・大腿部））をクッションとして用いる必要がある場合には、別に定めるところによるものを加算すること。 外部充電器を
	(削る)			(削る)				(4.5 km/h)	—2006、JIS T 9203—2010又はJIS T 9203—2016による。	電器 バッテ リー 身体の 障害の 状況に より、 クッ シヨ ン、そ 他の 付属品 を必要 とする 場合 は、修 理基準 の表に 掲げる ものを 付属品 とす る。	329,000		
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		普通型 (6 km/h)					
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	簡易型	車椅子に電動駆動装置や制御装置を取り付けた簡便なもの。	電動装 置以外 の車椅 子部分 は購入 基準に 掲げる	A 157,500 B 212,500			

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

	<p>走行・手動額 力走行を切 り替え可能 なもの。 B アシスト 式 駆動人 力を電動 で補助する ことが可能 なもの。 その他は車 子の普通型 に準ずる。</p>	<p>額の範 囲内で 必要な 額を加 算する こと。 外部充 電器 バッテリー 電動装 置以外 は、車 椅子の 普通型 に準ず る。</p>	
リクラ イニン グ式普 通型	<p>バックサポー トの角度を変 えることがで きるもの。そ の他は普通型 と同じ。</p>	<p>普通型 と同じ。</p>	343,500
電動リ クライ ニング 式普通 型	<p>電気でバック サポートの角 度を変えるこ とができるも の。その他は 普通型と同 じ。</p>	<p>上と同 じ。</p>	444,400

必要とせず当
該機能を内蔵
する場合は
30,000円を、
外部充電器を
必要とする場
合は修理基準
の表に掲げる
交換の額の範
囲内で必要な
額を加算する
こと。
バッテリーの
価格は、修理
基準の表に掲
げるバッテ
リー交換（マ
イコン内蔵型
に係るものを
含む。）の額
の範囲内で必
要な額を加算
すること。ま
た、ACサー
ボモーター式
を必要とする
場合は20,000
円増しとする
こと。
身体の障害の
状況により、

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)			電動リフト式普通型	電気で座席の高さを変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	725,100	その他の付属品を必要とする場合は、電動車椅子の修理基準の表に掲げる交換額の範囲内で必要な額を加算すること。
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)			電動テイルト式普通型	電気で座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	582,600	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)			電動リクライニング・テイルト式普通型	電気でバックサポートの角度を変えることができ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	1,016,100	

座位保持椅子		機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等を装備し、座位を保持することを可能にする機能を有する椅子で、車載用のものも含むこと。	26,100	3	児童に限る。 机上用の盤を取り付ける場合は6,000円増しとすること。 座面に軟性の内張りを付した場合は5,350円増しとすること。 車載用のものは、オーダーメイド又はレディメイドにかかわらず、43,800円増しとすること。
	起立保持具	下肢及び上肢、体幹の発達を補助する目的で、立位姿勢を保持するもの	31,700	3	児童に限る。
JIS T 9264-2012又はJIS T 9265-2019による。					
	六輪型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、	70,000	5	

座位保持椅子		機能障害の状況に適合させること。 主材料—木材 アルミ ニウム 管 スポンジ又はウレタン 人工皮革又は布製のカバー 外装—ニス塗装	24,300	3	障害児に限る。 机上用の盤を取り付ける場合は5,600円増しとすること。 座面に軟性の内張りを付した場合は5,000円増しとすること。 車載用のものは40,700円増しとすること。
	起立保持具	機能障害の状況に適合させること。 箱形とすること。 主材料—木材 外装—ニス塗装	27,400	3	障害児に限る。
(新設)					
	六輪型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、	63,100	5	

歩行器		前輪を自在車輪とすること。		
	四輪型 (腰掛付)	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		43,900
	四輪型 (腰掛なし)	上と同じ。		43,900
	三輪型	前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		37,700
	二輪型	前二輪、後固定式の脚を有すること。		29,900

		腰掛付とは、休息用のシートが付いたものをいう。		
		サドル(歩行中に体重を支える座)・テーブル付きのもの又はスリング・胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのものは67,700円増しとすること。後方支持型のものは23,300円増しとすること。		

歩行器		前輪を自在車輪とすること。		
	四輪型 (腰掛つき)	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		39,600
	四輪型 (腰掛なし)	上と同じ。		39,600
	三輪型	前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		34,000
	二輪型	前二輪、後固定式の脚を有すること。		27,000

		(新設)		
		サドル・テーブル付きのもの又は胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのものは61,000円増しとすること。後方支持型のものは21,000円増しとすること。		

	固定型	四脚を有し、 使用時に持ち 上げて移動さ せるもの		24,400					
	交互型	四脚を有し、 両二脚を交互 に移動させる もの		33,300					
頭部 保持 具		座位保持椅子 等に装着して 用いるもの で、頭部を固 定する機能を 有するもの		7,550	3	児童に限る。			
排便 補助 具		排便を補助す るものであっ て、パッド等 を装着するこ とにより、又 は背もたれ及 び腰掛を有す る椅子状のも のであること により、座位 を保持しつ つ、排便をす ることを可能 にする機能を 有するもの で、持ち運び が可能なもの		10,000	2	児童に限る。			
	固定型	四脚を有し、 使用時に持ち 上げて移動さ せるもの。		22,000					
	交互型	四脚を有し、 両二脚を交互 に移動させる もの。		30,000					
頭部 保持 具		座位保持椅子 等に装着して 用いるもの で、頭部を固 定する機能を 有するもの。		7,100	3	障害児に限 る。			
排便 補助 具		普通便所で排 便が困難な場 合に用い、座 位排便が容易 となるよう機 能障害の状況 に適合させる こと。 主材料—木材 外装—ペンキ 塗装		10,000	2	障害児に限 る。			

歩行補助つえ	松葉づえ	に限ること。											
		1本の脚部と脇当て及び2本の側弓の間	夜光材	A	3,800	2	夜光材付とした場合は、470円（全面夜光材付とした場合1,350円）増しとすること。	（新設）	夜光材	A	3,300	2	夜光材付とした場合は、410円（全面夜光材付とした場合1,200円）増しとすること。
		に一つの握り部を有するもの		B	3,800		価格が1本当たりのものであること。	主体—木材		B	3,300		価格が1本当たりのものであること。
		の					外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は300円増しとすること。	（十分な強度を有するもの）					外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は260円増しとすること。
歩行補助つえ	松葉づえ	（削る）					脇当—スポンジ又はウレタン製の枕						
		（削る）					皮革、人工皮革又は布製のカバー						
		A 普通型					外装—ニス塗装						
		B 伸縮型					装						
歩行補助つえ	松葉づえ	1本の脚部と脇当て及び2本の側弓の間		A	4,600	4		（新設）		A	4,000	4	
		に一つの握り部を有するもの		B	5,150					B	4,500		
		の											
		（削る）											

	部を有するもの 主体—軽金属 (削る) (削る) (削る) A 普通型 B 伸縮型								
カナ ディア ン・ク ラッチ	1本の脚部と一つの握り部、上腕カフ及び肘当てを有するもの	夜光材	10,000	4					
カナ ディア ン・ク ラッチ	主体—アルミニウム、鋼管 上部4段間隔以上、下部9段間隔以上の調節装置を付けるものとする。 腕支持器—アルミニウム鑄物及びステンレス鋼板 握り部分—アル	夜光材	8,700	4					

ロフト トラン ド・ク ラッチ	1本の脚部と 一つの握り 部、前腕カフ を有するもの	夜光材	10,000	4	
多脚つ え	3本以上の脚 と握りとを有 するもの JIS T 9267 —2020によ る。	夜光材	7,600	4	
プラッ トホー ム杖	1本の脚部と 一つの特異な 形の握り部、 水平の前腕支 持部を有する もの	夜光材	27,600	4	

	ミニウ ム鋳物 及びゴ ム 外装—塗装な し				
ロフト トラン ド・ク ラッチ	カナディア ン・クラッチ に準ずる。	夜光材	8,700	4	
多脚つ え	つえの下部に 三本以上の脚 を有するも の。 JIS T 9267 —2020によ る。	夜光材	6,600	4	
プラッ トホー ム杖	カナディア ン・クラッチ に準ずる。	夜光材	24,000	4	

重度障害者用意思伝達装置	文字等走査入力方式	意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。文字盤又はシンボル等の選択による意思の表示等の機能を有する簡易なもの	プリンタ（必要に応じて）身体障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	152,700	5	プリンタを必要としない場合は、15,000円減じた額とすること。 (略)	重度障害者用意思伝達装置	文字等走査入力方式	意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。文字盤又はシンボル等の選択による意思の表示等の機能を有する簡易なもの	プリンタ（必要に応じて）身体障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	143,000	5	プリンタを必要としない場合は、15,000円減じた価格とすること。 (略)
		簡易な環境制御機能が付加されたもの	プリンタ（必要に応じて）身体障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	203,900					簡易な環境制御機能が付加されたもの	上と同じ。	191,000		

		品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。					
	高度な環境制御機能が付加されたもの	遠隔制御装置プリンタ(必要に応じて)身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを	480,600				
	高度な環境制御機能が付加されたもの	遠隔制御装置 その他は上と同じ。				450,000	

		付属品とする。						
	通信機能が付加されたもの	プリンタ(必要に応じて)身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。			通信機能が付加されたもの	上と同じ。		
生体現象方式	生体信号の検出装置及び解析装置	身体の障害の状況により、付属品を必要とする	480,600		生体現象方式	生体信号の検出装置及び解析装置	プリンタ及び遠隔制御装置を除き上と同じ。	450,000

			場合 は、修 理基準 の表に 掲げる ものを 付属品 とす る。		
--	--	--	--	--	--

備考

- 1 本表の上限価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。

2 借受け基準

(1) 義肢、装具及び姿勢保持装置の完成用部品

義手用部品、義足用部品、装具用部品及び姿勢保持装置用部品の基準額については、当該完成用部品の耐用年数の3分の2を償却期間として設定し、別に定める上限価格を当該償却期間の月数で除した額を一月あたりの基準額とすること。

(2) その他

種目	名称	定義	付属品	上限価格 円	備考
座位保持椅子		機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等を装備し、座		1,050	児童に限る。 机上用の盤を取り付ける場合は、250円増しとすること。

--	--	--	--	--	--

備考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

2 借受け基準

(1) 義肢、装具及び座位保持装置の完成用部品

義手用部品、義足用部品、装具用部品及び座位保持装置用部品の基準額については、当該完成用部品の耐用年数の3分の2を償却期間として設定し、別に定める価格を当該償却期間の月数で除した額を一月あたりの基準額とすること。

(2) その他

種目	名称	基本構造	付属品	価格 円	備考
座位保持椅子		機能障害の状況に適合させること。 主材料—木材 アルミ ニウム 管		1,010	障害児に限る。 机上用の盤を取り付ける場合は、170円増しとすること。

		位を保持することを可能にする機能を有する椅子で、 <u>車載用のものも含むこと。</u>		座面に軟性の内張りを付した場合は、 <u>220円増し</u> とすること。 <u>車載用のものは、オーダーメイド又はレディースにかかわらず、1,800円増し</u> とすること。			スポンジ又はウレタン人工皮革又は布製のカーバー外装—ニス塗装		座面に軟性の内張りを付した場合は、 <u>120円増し</u> とすること。 <u>車載用のものは840円増し</u> とすること。			
	JIS T 9264-2012又はJIS T 9265-2019による。											
歩 行 器	六輪型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		<u>1,750</u>			(新設)	六輪型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		<u>1,570</u>	
	四輪型 (腰掛付)	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		<u>1,050</u>	<u>腰掛付きとは、休息用のシートが付いたものをいう。</u>	歩 行 器	四輪型 (腰掛付き)	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		<u>990</u>	(新設)	
	四輪型 (腰掛なし)	上と同じ。		<u>1,050</u>	<u>サドル(歩行中に体重を支える座)・テー</u>		四輪型 (腰掛なし)	上と同じ。		<u>990</u>		<u>サドル・テーブル付きのもの又は胸郭支持</u>

				ブル付きのもの又はスリング・胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのものは、 <u>1,650円</u> 増しとすること。 後方支持型のものは、 <u>580円</u> 増しとすること。
三輪型	前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		<u>940</u>	
二輪型	前二輪、後固定式の脚を有すること。		<u>740</u>	
固定型	四脚を有し、使用時に持ち上げて移動させるもの		<u>610</u>	
交互型	四脚を有し、両二脚を交互に移動させるもの		<u>830</u>	
文字等	意思伝達機能	プリンタ	<u>3,800</u>	プリンタを

				具若しくは骨盤支持具付きのものは、 <u>1,520円</u> 増しとすること。 後方支持型のものは、 <u>520円</u> 増しとすること。
三輪型	前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		<u>850</u>	
二輪型	前二輪、後固定式の脚を有すること。		<u>670</u>	
固定型	四脚を有し、使用時に持ち上げて移動させるもの。		<u>550</u>	
交互型	四脚を有し、両二脚を交互に移動させるもの。		<u>750</u>	
文字等	意思伝達機能	プリンタ	<u>3,570</u>	プリンタを

<u>重度障害者用意思伝達装置</u>	走査入力方式	を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。文字盤又はシンボル等の選択による意思の表示等の機能を有する <u>簡易なもの</u>	(必要に応じて) 身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	必要としない場合は、 <u>370円減じた額</u> とすること。 ひらがな等の文字綴り選択による文章の表示や発声、要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声等を行うソフトウェアが組み込まれた	<u>重度障害者用意思伝達装置</u>	走査入力方式	を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。文字盤又はシンボル等の選択による意思の表示等の機能を有する <u>簡易なもの</u> 。	(必要に応じて) 身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	必要としない場合は、 <u>370円減じた価格</u> とすること。 ひらがな等の文字綴り選択による文章の表示や発声、要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声等を行うソフトウェアが組み込まれた
		<u>簡易な環境制御機能が付加されたもの</u>	<u>プリンタ</u> (必要に応じて) 身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	5,050			専用機器及びプリンタ (必要に応じて) により構成されたものであること。 簡易な環境制御機能が付加されたものとは、1つの機器操作に關す	<u>簡易な環境制御機能が付加されたもの</u>	上と同じ。

	高度な環境制御機能が付加されたもの	遠隔制御装置 プリンタ (必要に応じて) 身体障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	12,000	る要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作できるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。		高度な環境制御機能が付加されたもの。	遠隔制御装置 その他は上と同じ。	11,250	る要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作できるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
	通信機能が付加されたもの	プリンタ (必要に応じて) 身体障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。		高度な環境制御機能が付加されたものとは、複数の機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作する		通信機能が付加されたもの。	遠隔制御装置 その他は上と同じ。		高度な環境制御機能が付加されたものとは、複数の機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作する
生体現象方式	生体信号の検出装置及び解析装置	身体障害の状況により、付属品	12,000	ることができ るソフト		生体現象方式	生体信号の検出装置及び解析装置	11,250	ることができ るソフト
							プリンタ及び遠隔制御装置を除き		

を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。

ウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、定型句、各種設定等の機能が豊富な特徴を持ち、生成した伝言を、メール等を用いて、遠隔地の相手に対して伝達することができる専用ソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
生体現象方

上と同じ。

ウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、定型句、各種設定等の機能が豊富な特徴を持ち、生成した伝言を、メール等を用いて、遠隔地の相手に対して伝達することができる専用ソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
生体現象方

式とは、生
体現象（脳
波や脳の血
液量等）を
利用して
「はい・い
いえ」を判
定するもの
であること
。

式とは、生
体現象（脳
波や脳の血
液量等）を
利用して
「はい・い
いえ」を判
定するもの
であること
。

備考

本表の上限価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。

3 修理基準

(1) 義肢一般構造義肢

修 理 項 目	上 限 価 格
ア ソケットの交換	<u>ソケットを新たに製作する場合は、1の(1)の購入基準に準ずることとし、ソケットを複製する場合は、1の(1)のイの採型区分ごとの複製価格にソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ソケットの交換に伴い、ソフトインサート及び支持部の交換が必要な場合は、それぞれの修理項目の上限価格を加算することができること。</u>
イ ソフトインサートの交換	<u>ソケットの交換に伴ってソフトインサートを交換する場合は、1の(1)のエの(イ)のソフトインサートの上限価格をもって修理価格の上限額とし、ソフトインサートを単独で交換する場合は、ソフト</u>

備 考

1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。

3 修理基準

(1) 義肢一般構造義肢

修 理 項 目	価 格
ア ソケットの交換	<u>1の(1)のイの採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。</u>
イ ソフトインサートの交換	<u>1の(1)のイの採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。</u>

	<u>インサートの交換の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。</u>
ウ 支持部の交換	<u>交換した支持部ごとの1の(1)のエの(ウ)の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。</u>
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	<u>交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。</u>
オ 外装の更新	<u>外装の更新の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。</u>
カ 完成用部品の交換	<u>3の(1)のカに掲げる上限価格に、1の(1)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、外付けバッテリー、バッテリーボックス、リストユニット又は充電器の交換の場合には、1の(1)のオに掲げる額をもって修理価格の上限額とすること。</u>
キ ソケットの調整	<u>断端の変化に対しソケットを調整した場合に8,000円をもって修理価格の上限額とすること。</u>
(注) 1・2 (略)	

ア ソケットの交換

ソケットを新たに製作する場合は、1の(1)のウの基本価格に1の(1)のエの(ア)のソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とし、ソケットを複製する場合は、1の(1)のイの採型区分ごとの複製価格に1の(1)のエの(ア)のソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、筋電電極が必要な電動義手において完成用部品に掲げられた筋電電極の交換を伴わない場合は、ダミー用部品価格として5,600円増しとすること。

ウ 支持部の交換	<u>交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。</u>
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	<u>交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。</u>
オ 外装の交換	<u>交換した外装の価格をもって修理価格とすること。</u>
カ 完成用部品の交換	<u>3の(1)のカに掲げる基本価格に、1の(1)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格とすること。ただし、外付けバッテリー、バッテリーボックス、リストユニット又は充電器の交換の場合には、1の(1)のオに掲げる額をもって修理価格とすること。</u>
キ ソケットの調整	<u>断端の変化に対しソケットを調整した場合に7,600円をもって修理価格とすること。</u>
(注) 1・2 (略)	

ア ソケットの交換

(新設)

(ア) 複製価格

名称	採区分	型式	上限価格	備考
			円	
義手用	A-1	(削る)	(削る)	全ての型式において、肩甲胸郭間切断用は、15,000円増しとすること。
		(削る)	(削る)	
		能動式	37,200	
		電動式	63,900	
	その他	27,400		
	A-2	(削る)	(削る)	全ての型式において、吸着式は、29,600円増しとすること。
(削る)		(削る)		
能動式		34,800		
電動式		59,200		
その他	31,100			
A-3	(削る)	(削る)	全ての型式において、吸着式は、29,600円増しとすること。	
	(削る)	(削る)		
	能動式	32,000		
	電動式	53,900		
その他	28,200			
A-4	(削る)	(削る)	全ての型式において、顎上懸垂式は、14,800円増しとすること。	
	(削る)	(削る)		
	能動式	27,700		
	電動式	47,900		
その他	25,100	スプリットソケットは、22,200円増しとすること。		
A-5	能動式	27,100		
	電動式	46,800		
	その他	22,700		
A-6	能動式	13,800		
	電動式	25,700		
	その他	8,650		

(ア) 基本価格及び複製価格

名称	採区分	型式	価格		備考
			基本価格	複製価格	
義手用	A-1	装飾用	41,400	25,900	肩甲胸郭間切断用は、14,200円増しとすること。
		作業用	41,400	25,900	
		能動式	53,200	35,200	
		電動式	91,100	60,400	
	(新設)	(新設)	(新設)		
	A-2	装飾用	44,000	29,400	吸着式は、28,000円増しとすること。
		作業用	44,000	29,400	
		能動式	50,700	32,900	
		電動式	84,600	56,000	
	(新設)	(新設)	(新設)		
	A-3	装飾用	41,600	26,700	吸着式は、28,000円増しとすること。
		作業用	41,600	26,700	
能動式		46,900	30,300		
電動式		77,100	51,000		
(新設)	(新設)	(新設)			
A-4	装飾用	42,800	23,800	顎上懸垂式は、14,000円増しとすること。	
	作業用	42,800	23,800		
	能動式	44,400	26,200		
	電動式	68,500	45,300		
(新設)	(新設)	(新設)	スプリットソケットは、21,000円増しとすること。		
A-5	(新設)	(新設)	(新設)		
	電動式	67,100	44,300		
(新設)	(新設)	(新設)			
A-6	(新設)	(新設)	(新設)		
	電動式	36,800	24,300		
(新設)	(新設)	(新設)			

義足用	B-1	(削る)	205,100	片側骨盤切断用は、20,100円増しとすること。
		(削る)	(削る)	
	B-2	差込式 ライナー式 吸着式	48,000	短断端切断用キップシャフトは、57,200円増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、62,100円増しとすること。
			76,500	
			77,800	
	B-3	差込式 ライナー式 吸着式	46,700	大腿支柱付きは、27,200円増しとすること。
			69,100	
			70,400	
	B-4	差込式 PTB式 PTS式 KBM式 TSB式	42,500	大腿支柱付きは、27,200円増しとすること。
			46,200	
			56,000	
			56,000	
46,200				

(注)

- 1 (略)
- 2 チェックソケット加算はできないこと。

(削る)

(削る)

義足用	B-1	受皿式	113,100	65,300	片側骨盤切断用は、19,000円増しとすること。
		カナダ式	113,100	65,300	
	B-2	差込式 ライナー式 吸着式	74,800	45,400	短断端切断用キップシャフトは、54,100円増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、58,700円増しとすること。
			121,100	72,400	
			167,500	73,600	
	B-3	差込式 ライナー式 吸着式	74,800	44,200	
			95,900	65,400	
			142,300	66,600	
	B-4	差込式 PTB式 PTS式 KBM式 TSB式	60,700	40,200	大腿支柱付きは、25,800円増しとすること。
			84,600	43,700	
			100,900	53,000	
			103,700	53,000	
84,600			43,700		

(注)

- 1 (略)
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合の基本価格に限り、47,900円加算できること。
- 3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顆上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。
- 4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシ

システムについては、基本価格に 40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できないこと。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。

(イ) ソケットの価格
(新設)

名 称	採 型 区 分	使用材料	価 格 円	備 考
義手用	A-1	アルミニウム、セルロイド	11,700	
		皮 革	9,550	
		熱硬化性樹脂	21,400	
		熱硬化性樹脂 (電動式)	21,900	
		熱可塑性樹脂	5,450	
		熱可塑性樹脂 (電動式)	6,000	
		A-2	アルミニウム、セルロイド	
	皮 革	12,600		
	熱硬化性樹脂	14,700		
	熱硬化性樹脂 (電動式)	15,200		
	熱可塑性樹脂	7,100		
	熱可塑性樹脂 (電動式)	7,550		
	A-3	アルミニウム	10,300	

(イ) ソケットの価格

1の(1)のエの(ア)のソケットに準じ、ソケットの上限価格をもって修理価格の上限額とすること。必要に応じて完成用部品を加えることができること。

(削る)

		ム、セルロイ ド	
		皮 革	13,600
		熱硬化性樹脂	14,700
		熱硬化性樹脂 (電動式)	15,200
		熱可塑性樹脂	5,050
		熱可塑性樹脂 (電動式)	5,550
	A-4	アルミニウ ム、セルロイ ド	9,100
		皮 革	12,400
		熱硬化性樹脂	14,400
		熱硬化性樹脂 (電動式)	14,800
		熱可塑性樹脂	4,950
		熱可塑性樹脂 (電動式)	5,450
	A-5	熱硬化性樹脂	13,700
		熱硬化性樹脂 (電動式)	14,100
		熱可塑性樹脂 (電動式)	7,600
	A-6	熱硬化性樹脂	11,100
		熱硬化性樹脂 (電動式)	11,500
		熱可塑性樹脂 (電動式)	7,350
義足用	B-1	アルミニウ ム、セルロイ	23,100

	ド		
	熱硬化性樹脂	37,900	
	熱可塑性樹脂	15,900	
B-2	木製	51,600	エアクッションソ
	アルミニウ	15,400	ケットは、16,300円
	ム、セルロイ		増しとすること。
	ド		二重式ソケット
	皮革	20,200	は、内ソケットの使
	熱硬化性樹脂	29,400	用材料の価格を加算
	熱可塑性樹脂	17,300	することができるこ
			と。
			主たる積層材に
			カーボンストッキ
			ネットを用い樹脂注
			型を行う場合は、
			17,900円増しとする
			こと。
B-3	アルミニウ	15,700	エアクッションソ
	ム、セルロイ		ケットは、16,300円
	ド		増しとすること。
	皮革	26,000	二重式ソケット
	熱硬化性樹脂	43,500	は、内ソケットの使
	熱可塑性樹脂	19,700	用材料の価格を加算
			することができるこ
			と。
			主たる積層材に
			カーボンストッキ
			ネットを用い樹脂注
			型を行う場合は、
			17,600円増しとする
			こと。

B-4	アルミニウム、セルロイド	12,300	エアクションソケットは、14,800円増しとすること。
	皮革	18,300	二重式ソケット
	熱硬化性樹脂	26,600	は、内ソケットの使用材料の価格を加算
	熱可塑性樹脂	13,900	することができること。
主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,950円増しとすること。			

(注)

電動義手における筋電電極の交換を伴わないソケット交換の場合には、4,400円増しとすること。

イ ソフトインサートの交換

名称	採区分	使用材料	上限価格	備考
			円	
義手用	A-1	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	13,000	
			17,400	
			21,400	
	A-2	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	11,700	
			16,700	
			18,600	

イ ソフトインサートの交換

名称	採区分	使用材料	価格		備考
			ソケット交換に付随する場合	円 単独の場合	
義手用	A-1	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,700	12,300	
			4,800	16,500	
			8,100	20,300	
	A-2	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,150	11,100	
			4,650	15,800	
			7,750	17,600	

	A-3	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>11,700</u> <u>16,500</u> <u>18,500</u>	
	A-4	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>10,700</u> <u>15,400</u> <u>17,600</u>	
	A-5	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>11,200</u> <u>16,600</u> <u>19,100</u>	
義足用	B-1	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>15,600</u>	
			<u>22,700</u>	
			<u>26,500</u>	
	B-2	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	<u>14,100</u> <u>22,700</u> <u>26,100</u> <u>17,700</u> <u>46,500</u>	
B-3	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	<u>12,800</u> <u>22,000</u> <u>26,400</u> <u>18,800</u> <u>50,100</u>		
B-4	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>11,700</u> <u>17,500</u> <u>19,100</u>		

	A-3	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>4,150</u> <u>4,650</u> <u>7,750</u>	<u>11,100</u> <u>15,600</u> <u>17,500</u>
	A-4	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>4,050</u> <u>4,650</u> <u>7,500</u>	<u>10,200</u> <u>14,600</u> <u>16,700</u>
	A-5	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>4,050</u> <u>4,650</u> <u>7,500</u>	<u>10,600</u> <u>15,700</u> <u>18,100</u>
義足用	B-1	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>7,000</u>	<u>14,800</u> <u>21,500</u> <u>25,100</u>
			<u>5,300</u>	
			<u>10,600</u>	
	B-2	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	<u>5,400</u> <u>4,950</u> <u>7,000</u> <u>9,700</u> <u>44,000</u>	<u>13,400</u> <u>21,500</u> <u>24,700</u> <u>16,800</u> <u>44,000</u>
B-3	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	<u>6,050</u> <u>5,100</u> <u>9,650</u> <u>10,700</u> <u>47,400</u>	<u>12,100</u> <u>20,800</u> <u>25,000</u> <u>17,800</u> <u>47,400</u>	
B-4	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>4,450</u> <u>4,750</u> <u>7,200</u>	<u>11,100</u> <u>16,600</u> <u>18,100</u>	

	皮革・フェルト シリコーン	<u>16,200</u> <u>40,000</u>	
B-5	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>10,700</u> <u>17,900</u> <u>19,200</u>	
B-6	皮革 (削る) 軟性発泡樹脂 (削る) 皮革・軟性発泡樹脂 (削る)	<u>9,050</u> (削る) <u>15,800</u> (削る) <u>17,600</u> (削る)	下腿部支持式につ いては、6,550円 増しとすること。
B-7	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>7,600</u> <u>14,300</u> <u>16,100</u>	

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト等のスポンジ材であること。
- 2 (略)

ウ 支持部の交換

1の(1)のエの(ウ)の支持部に準じ、支持部の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。必要に応じて完成用部品を加えることができること。

	樹脂 皮革・フェルト シリコーン	<u>8,350</u> <u>37,900</u>	<u>15,400</u> <u>37,900</u>
B-5	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>4,700</u> <u>7,600</u> <u>8,250</u>	<u>10,200</u> <u>17,000</u> <u>18,200</u>
B-6	皮革 皮革 (下腿部支持式) 軟性発泡樹脂 軟性発泡樹脂 (下腿部支持式) 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 (下腿部支持式)	<u>3,000</u> <u>4,700</u> <u>3,400</u> <u>7,600</u> <u>6,000</u> <u>8,250</u>	<u>8,600</u> <u>10,200</u> <u>15,000</u> <u>17,000</u> <u>16,700</u> <u>18,200</u>
B-7	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>2,300</u> <u>2,700</u> <u>4,650</u>	<u>7,200</u> <u>13,600</u> <u>15,300</u>

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。
- 2 (略)

ウ 支持部の交換

(新設)

(削る)

名称	型 式	部 位	使用材料	価 格 円	備 考
義手用	装飾用	肩 部		9,000	
	能動式 作業用	上腕部	アルミニウム、 セルロイド 熱硬化性樹脂	8,050 24,900	
		前腕部	アルミニウム、 セルロイド 熱硬化性樹脂	10,300 20,600	
	作業用 (幹部 使用)	上腕部		8,050	肩義手用及び上 腕義手用に幹部を 使用する場合に限 ること。
		前腕部		10,300	前腕義手用に幹 部を使用する場合 に限ること。
	電動式	肩 部	熱硬化性樹脂	10,900	
		上腕部	熱硬化性樹脂	30,800	
		前腕部	熱硬化性樹脂	25,300	
		手 部	熱硬化性樹脂	25,300	
	義足用	常 用	股 部		10,800
作業用		大腿部	木製	33,900	
			アルミニウム、 セルロイド 熱硬化性樹脂	32,400 33,900	
		下腿部	木製 アルミニウム、 セルロイド 熱硬化性樹脂	33,300 29,900 33,300	

	足 部	軟性発泡樹脂	15,200	
作業用 (鉄脚 使用)	大腿部		62,900	股義足用及び大 腿義足用に鉄脚を 使用する場合に限 ること。
	下腿部		29,900	下腿義足用に鉄 脚を使用する場合 に限ること。

(注)

- 1 果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限り、足部を加えることができること。
- 2 義手用及び義足用の支持部そのものが外装となる場合は、支持部に外装を加えることができること。
- 3 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,400円増しとすること。
- 4 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、11,100円増しとすること。
- 5 熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。
- 6 支持部の長さ及び高さ修正を行う場合は、支持部の修理部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。ただし、外装を行う場合は、外装交換の額を加算することができること。
- 7 ブロック継手交換は、支持部の修理部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。ただし、外装を行う場合は、外装交換の額を加算することができること。
- 8 ソケット交換を行う場合は、取り外す部位の使用材料の額を加算することができること。

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋の交換

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

区分	交換部品	作業上限価格 円	備考
義 手 用 ハ ー ネ ス	一式交換 (削る) (削る) (削る) (削る) 上腕カフ (三頭筋パッド)	4,950 (削る) (削る) (削る) (削る) 3,500	義手用ハーネスの修 理価格は、交換部品 ごとに1の(1)のエの (エ)に掲げる額を加 算したものを上限額 とすること。ただ し、1の(1)のエの (エ)に掲げられてい ないものの修理は、 作業上限価格をもつ て修理価格の上限額 とすること。
	交換 その他の交換	1,900	
義 足 懸 垂 用 部 品	一式交換	4,950	義足懸垂用部品の修 理価格は、交換部品 ごとに1の(1)のエの (エ)に掲げる額を加 算したものを上限額 とすること。ただ し、1の(1)のエの (エ)に掲げられてい ないものの修理は、 作業上限価格をもつ て修理価格とするこ と。
	肩吊り帯交換 (削る)	4,800 (削る)	
	(削る)	(削る)	
	腰バンド交換	3,850	
	横吊り帯交換 (削る)	4,050 (削る)	
	(削る)	(削る)	
	(削る)	(削る)	
義足用股吊り帯交換 (1本) その他の交換	2,050 2,900		
断 端 袋	上腕用	3,350	年間の上限額である ため、特性、数量に かかわらず、当該額 の範囲で一括支給す ることができるこ
	前腕用	3,550	
	大腿用	5,600	
	下腿用	5,900	

区分	交換部品	基本価格 円	備考
義 手 用 ハ ー ネ ス	一式交換	4,700	(新設)
	美錠縮革交換	1,800	
	美錠留革交換	1,900	
	たわみ式肘継手交換	1,750	
	前方支持バンド交換	1,750	
	上腕カフ (三頭筋パッド)	3,350	
(新設)	(新設)		
義 足 懸 垂 用 部 品	一式交換	4,700	価格は、1本当たり のものであること。 価格は、1か所当た りのものであるこ と。
	肩吊り帯交換	4,550	
	義足用股吊り帯交換	1,950	
	位置革交換	3,200	
	腰バンド交換	3,650	
	横吊り帯交換	3,850	
	美錠縮革交換	2,600	
	美錠留革交換	2,300	
	金具部品交換	3,000	
	(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)		
(新設)	(新設)		
(新設)	(新設)		
(新設)	(新設)		
(新設)	(新設)		

と。
(削る)

オ 外装の更新

名 称	外 装 部 位	使用材料等	上限価格 円	備 考
義手用	肩 部	皮 革	7,550	
		プラスチック	21,200	
		塗 装	4,400	
	上腕部	皮 革	8,100	
		プラスチック	21,200	
		塗 装	4,400	
	前腕部	皮 革	8,100	
		プラスチック	17,100	
		塗 装	4,400	
義足用	股 部	皮 革	11,200	
		プラスチック	20,500	
		塗 装	5,000	
	大腿部	皮 革	9,000	
		プラスチック	20,500	
		塗 装	5,000	
	下腿部	皮 革	9,800	
		プラスチック	18,300	
		塗 装	5,000	
	足 部	表 革	7,600	

(注)
1 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の価格は、基本価格に、使用部品ごとに1の(1)のエの(エ)に掲げる額を加算したものとすること。ただし、1の(1)のエの(エ)に掲げられていないものの修理は、基本価格をもって修理価格とすること。
2 金具部品交換の基本価格は、美錠等金具部品の価格を含むものであること。

オ 外装の交換

名 称	外 装 部 位	使用材料等	価 格 円	備 考
義手用	肩 部	皮 革	7,150	
		プラスチック	20,100	
		塗 装	4,200	
	上腕部	皮 革	7,700	
		プラスチック	20,100	
		塗 装	4,200	
	前腕部	皮 革	7,700	
		プラスチック	16,200	
		塗 装	4,200	
義足用	股 部	皮 革	10,600	
		プラスチック	19,400	
		塗 装	4,750	
	大腿部	皮 革	8,550	
		プラスチック	19,400	
		塗 装	4,750	
	下腿部	皮 革	9,300	
		プラスチック	17,300	
		塗 装	4,750	
	足 部	表 革	7,200	

	裏革	6,150	
	塗装	6,250	
	リアルソックス	2,400	リアルソックスは、完成用部品を加えることができること。

カ 完成用部品の交換

ここに掲げる価格は作業にかかる価格であること。完成用部品を加えることができること。

(ア) アライメント調整を必要とするもの

名称	交換部品	作業上限価格 円	備考
義手用	肩継手部品	17,800	
	肘継手部品	10,600	
	手継手部品	4,050	
義足用	股継手部品	20,800	
	膝継手部品	18,000	
	足継手部品	4,050	
	(削る)	(削る)	
溶接		10,500	(略)

(注)

- 1 継手のうち支柱の交換は、右又は左の一侧を1単位とすること。
- 2 ブロック継手を交換する場合で、アライメント調整が必要な場合は、ウの支持部の交換を加えることができること。

(イ) アライメント調整を必要としないもの

名称	交換部品	作業上限価格 円	備考
義手用	肩義手部品	4,950	
	肘ブロック継手部品	6,650	

	裏革	5,850	
	塗装	5,950	
	リアルソックス	2,300	リアルソックスは、完成用部品を加えることができること。

カ 完成用部品の交換

(新設)

(ア) アライメント調整を必要とするもの

名称	交換部品	基本価格 円	備考
義手用	肩継手部品	16,900	
	肘継手部品	10,100	
	手継手部品	3,850	
義足用	股継手部品	19,700	
	膝継手部品	17,100	
	足継手部品	3,850	
	前留金具部品	9,800	
溶接		10,000	(略)

(注)

- 1 筋金交換は、右又は左の一侧を1単位とすること。
- 2 ブロック継手交換は、ウの支持部交換に定めるところによるものとする。

(イ) アライメント調整を必要としないもの

名称	交換部品	基本価格 円	備考
義手用	肩義手部品	4,700	
	肘ブロック継手部品	6,300	

	肘ヒンジ継手部品	3,750	
	手継手部品	3,650	
	手先具部品	3,000	
	コントロールケーブル部品	3,150	
	電極部品	1,250	
	接続ケーブル部品	1,250	
義足用	股継手部品 (削る)	5,150 (削る)	
	膝継手部品	3,000	
	足部部品	3,250	
	作業用スプリング	2,000	
	作業用足部裏ゴム	2,900	
	吸着式バルブ (削る)	6,300 (削る)	
溶接		2,150	(略)
(注)			
1 (略)			
2 部品交換の <u>上限価格</u> に、外装の額を加算することができないものとする。			
(2) 義肢一骨格構造義肢			
修理項目	<u>上 限 価 格</u>		
ア ソケットの交換	ソケットを新たに製作する場合は、1の(2)の購入基準に準ずることとし、ソケットを複製する場合は、1の(2)のイの採型区分ごとの複製価格にソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ソケットの交換に伴い、ソフトインサート及び支持部の交換が必要な場合は、それぞれの修理項目の上限価格を加算することができる。		

	肘筋金部品	3,550	
	手継手部品	3,450	
	手先具部品	2,850	
	コントロールケーブル部品	3,000	
	電極部品	1,200	
	接続ケーブル部品	1,200	
義足用	股継手部品	4,900	
	膝ブロック部品	6,500	
	膝筋金部品	2,850	
	足部部品	3,100	
	作業用スプリング	1,900	
	作業用足部裏ゴム	2,750	
	吸着式バルブ	6,000	
	前留金具部品	4,200	
溶接		2,050	(略)
(注)			
1 (略)			
2 部品交換の <u>基本価格</u> に、外装の額を加算することができないものとする。			
(2) 義肢一骨格構造義肢			
修理項目	<u>価 格</u>		
ア ソケットの交換	1の(2)のイの採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。		

イ ソフトインサートの交換	ソケットの交換に伴ってソフトインサートを交換する場合は、1の(2)のエの(イ)のソフトインサートの上限価格をもって修理価格の上限額とし、ソフトインサートを単独で交換する場合は、ソフトインサートの交換の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部ごとの1の(2)のエの(ウ)の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
オ 外装の交換	外装の交換の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
カ 完成用部品の交換	使用部品ごとに1の(2)のオに掲げる額に、2,900円を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、ストックネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、KBMウェッジ、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアパイロンポンプの交換の場合には、1の(2)のオに掲げる額をもって修理価格の上限額とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に8,000円をもって修理価格の上限額とすること。
(注) 1～3 (略)	

イ ソフトインサートの交換	1の(2)のイの採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格に、1の(2)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	使用部品ごとに1の(2)のオに掲げる額に、2,750円を加算した額をもって修理価格とすること。ただし、ストックネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、KBMウェッジ、断端袋、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアパイロンポンプの交換の場合には、1の(2)のオに掲げる額をもって修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に7,600円をもって修理価格とすること。
(注) 1～3 (略)	

ア ソケットの交換

ソケットを新たに製作する場合は、1の(2)のウの基本価格に1の(2)のエの(ア)のソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とし、ソケットを複製する場合は、1の(2)のイの採型区分ごとの複製価格に1の(2)のエの(ア)のソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、筋電電極が必要な電動義手において完成用部品に掲げられた筋電電極の交換を伴わない場合は、ダミー用部品価格として5,600円増しとすること。

(ア) 複製価格

名称	採型区分	型式	上限価格		備考	
			円	円		
義手用	A-1	(削る) 能動式 その他	(削る) 37,200 27,400	(削る) 37,200 27,400	全ての型式において、肩甲胸郭間切断用は、15,000円増しとすること。	
		(削る) 能動式 その他	(削る) 34,800 31,100	(削る) 34,800 31,100		全ての型式において、吸着式は、29,600円増しとすること。
		(削る) 能動式 その他	(削る) 32,000 28,200	(削る) 32,000 28,200		
		能動式 その他	27,700 25,100	27,700 25,100		全ての型式において、顎上懸垂式は、14,800円増しとすること。 スプリットソケットは、22,200円増しとすること。
義足用	B-1	(削る)	205,100	205,100	片側骨盤切断用は、20,100円増しとすること。	
		差込式	48,000	48,000		短断端切断用キップシャフ

ア ソケットの交換

(新設)

(ア) 基本価格及び複製価格

名称	採型区分	型式	価格		備考	
			円			
			基本価格	複製価格		
義手用	A-1	装飾用 (新設) (新設)	41,400 (新設) (新設)	25,900 (新設) (新設)	肩甲胸郭間切断用は、14,200円増しとすること。	
		装飾用 (新設) (新設)	44,000 (新設) (新設)	29,400 (新設) (新設)		吸着式は、28,000円増しとすること。
		装飾用 (新設) (新設) (新設) (新設)	42,800 (新設) (新設) (新設)	23,800 (新設) (新設) (新設)		
義足用	B-1	カナダ式	113,100	65,300	片側骨盤切断用は、19,000円増しとすること。	
		差込式	74,800	45,400		短断端切断用

	ライナー式	76,500	トは、57,200円増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、62,100円増しとすること。
	吸着式	77,800	
B-3	差込式	46,700	
	ライナー式	69,100	
	吸着式	70,400	
B-4	差込式	42,500	大腿支柱付きは、27,200円増しとすること。
	PTB式	46,200	
	PTS式	56,000	
	KBM式	56,000	
	T SB式	46,200	
B-5	差込式	44,400	
	有窓式	48,200	

(注)

- 1 (略)
- 2 チェックソケット加算はできないこと。

(削る)

(削る)

	ライナー式	121,100	72,400	キップシャフトは、54,100円増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、58,700円増しとすること。
	吸着式	167,500	73,600	
B-3	差込式	74,800	44,200	
	ライナー式	95,900	65,400	
	吸着式	142,300	66,600	
B-4	差込式	60,700	40,200	大腿支柱付きは、25,800円増しとすること。
	PTB式	84,600	43,700	
	PTS式	100,900	53,000	
	KBM式	103,700	53,000	
	T SB式	84,600	43,700	
B-5	差込式	49,500	42,000	
	有窓式	73,000	45,600	

(注)

- 1 (略)
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合の基本価格に限り、47,900円加算できること。
- 3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顎上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。
- 4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシ

システムについては、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できないこと。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。

(イ) ソケットの価格

1の(2)のエの(ア)のソケットに準じ、ソケットの上限価格をもって修理価格の上限額とすること。必要に応じて完成用部品を加えることができること。

(削る)

(イ) ソケットの価格
(新設)

名称	採型区分	使用材料	価格 円	備考
義手用	A-1	アルミニウム、セルロイド	11,700	
		皮革	9,550	
		熱硬化性樹脂	21,400	
		熱可塑性樹脂	5,450	
	A-2	アルミニウム、セルロイド	10,300	
		皮革	12,600	
		熱硬化性樹脂	14,700	
		熱可塑性樹脂	7,100	
	A-3	アルミニウム、セルロイド	9,100	
		皮革	12,400	
		熱硬化性樹脂	14,400	
		熱可塑性樹脂	4,950	
義足用	B-1	アルミニウム、セルロイド	23,100	

	熱硬化性樹脂	37,900	
	熱可塑性樹脂	15,900	
B-2	木製	51,600	エアクションソ
	アルミニウ	15,400	ケットは、16,300円増
	ム、セルロイ		しとすること。
	ド		二重式ソケットは、
	皮革	20,200	内ソケットの使用材料
	熱硬化性樹脂	29,400	の価格を加算すること
	熱可塑性樹脂	17,300	ができること。
			主たる積層材にカー
			ボンストッキネットを
			用い樹脂注型を行う場
			合は、17,900円増しと
			すること。
B-3	アルミニウ	15,700	エアクションソ
	ム、セルロイ		ケットは、16,300円増
	ド		しとすること。
	皮革	26,000	二重式ソケットは、
	熱硬化性樹脂	43,500	内ソケットの使用材料
	熱可塑性樹脂	19,700	の価格を加算すること
			ができること。
			主たる積層材にカー
			ボンストッキネットを
			用い樹脂注型を行う場
			合は、17,600円増しと
			すること。
B-4	アルミニウ	12,300	エアクションソ
	ム、セルロイ		ケットは、14,800円増
	ド		しとすること。
	皮革	18,300	二重式ソケットは、
	熱硬化性樹脂	26,600	内ソケットの使用材料

イ ソフトインサートの交換

名 称	採 型 区 分	使用材料	上限価格 円	備 考
義手用	A-1	皮革	13,000	
		軟性発泡樹脂	17,400	
		皮革・軟性発泡樹脂	21,400	
	A-2	皮革	11,700	
		軟性発泡樹脂	16,700	
		皮革・軟性発泡樹脂	18,600	
	A-3	皮革	11,700	

イ ソフトインサートの交換

名 称	採 型 区 分	使用材料	価 格 円		備 考
			ソケット 交換に付 随する場 合	単独の場 合	
義手用	A-1	皮革	4,700	12,300	
		軟性発泡樹脂	4,800	16,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,100	20,300	
	A-2	皮革	4,150	11,100	
		軟性発泡樹脂	4,650	15,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,750	17,600	
	A-3	皮革	4,050	10,100	

		軟性発泡樹脂	<u>16,500</u>				軟性発泡樹脂	<u>4,650</u>	<u>14,600</u>
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>18,500</u>				皮革・軟性発泡樹脂	<u>7,500</u>	<u>16,700</u>
	A-4	皮革	<u>10,700</u>			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
		軟性発泡樹脂	<u>15,400</u>				(新設)	(新設)	(新設)
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>17,600</u>				(新設)	(新設)	(新設)
義足用	B-1	皮革	<u>15,600</u>		義足用	B-1	皮革	<u>7,000</u>	<u>14,800</u>
		軟性発泡樹脂	<u>22,700</u>				軟性発泡樹脂	<u>5,300</u>	<u>21,500</u>
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>26,500</u>				皮革・軟性発泡樹脂	<u>10,600</u>	<u>25,100</u>
	B-2	皮革	<u>14,100</u>			B-2	皮革	<u>5,400</u>	<u>13,400</u>
		軟性発泡樹脂	<u>22,700</u>				軟性発泡樹脂	<u>4,950</u>	<u>21,500</u>
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>26,100</u>				皮革・軟性発泡樹脂	<u>7,000</u>	<u>24,700</u>
		皮革・フェルト	<u>17,700</u>				皮革・フェルト	<u>9,700</u>	<u>16,800</u>
		シリコーン	<u>46,500</u>				シリコーン	<u>44,000</u>	<u>44,000</u>
	B-3	皮革	<u>12,800</u>			B-3	皮革	<u>6,050</u>	<u>12,100</u>
		軟性発泡樹脂	<u>22,000</u>				軟性発泡樹脂	<u>5,100</u>	<u>20,800</u>
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>26,400</u>				皮革・軟性発泡樹脂	<u>9,650</u>	<u>25,000</u>
		皮革・フェルト	<u>18,800</u>				皮革・フェルト	<u>10,700</u>	<u>17,800</u>
		シリコーン	<u>50,100</u>				シリコーン	<u>47,400</u>	<u>47,400</u>
	B-4	皮革	<u>11,700</u>			B-4	皮革	<u>4,450</u>	<u>11,100</u>
		軟性発泡樹脂	<u>17,500</u>				軟性発泡樹脂	<u>4,750</u>	<u>16,600</u>
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>19,100</u>				皮革・軟性発泡樹脂	<u>7,200</u>	<u>18,100</u>
		皮革・フェルト	<u>16,200</u>				皮革・フェルト	<u>8,350</u>	<u>15,400</u>
		シリコーン	<u>40,000</u>				シリコーン	<u>37,900</u>	<u>37,900</u>
	B-5	皮革	<u>10,700</u>			B-5	皮革	<u>4,700</u>	<u>10,200</u>
		軟性発泡樹脂	<u>17,900</u>				軟性発泡樹脂	<u>7,600</u>	<u>17,000</u>
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>19,200</u>				皮革・軟性発泡	<u>8,250</u>	<u>18,200</u>

(注)
 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト等のスポンジ材であること。
 2 (略)

ウ 支持部の交換
1の(2)のエの(ウ)の支持部に準じ、支持部の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。必要に応じて完成用部品を加えることができること。

(削る)

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋の交換

区分	交換部品	作業上限 価格 円	備考
	一式交換 (削る)	4,950 (削る)	義手用ハーネスの修理価格は、交換部品

樹脂
 (注)
 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。
 2 (略)

ウ 支持部の交換
 (新設)

名称	価格 円	備考
肩義手用	14,500	
上腕義手用	11,500	
前腕義手用	11,400	
股義足用	17,300	
大腿義足用	17,300	
下腿義足用	11,400	

(注)
 1 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,400円増しとすること。
 2 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、11,100円増しとすること。

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

区分	交換部品	基本価格 円	備考
	一式交換	4,700	(新設)
	美錠縮革交換	1,800	

義 手 用 ハ ー ネ ス	(削る) 上腕カフ (三頭筋パッド) 交換 その他の交換	(削る) 3,500 1,900	ごとに1の(2)のエの (エ)に掲げる額を加 算したものを上限額 とすること。ただ し、1の(2)のエの (エ)に掲げられてい ないものの修理は、 作業上限価格をもっ て修理価格の上限額 とすること。
	一式交換 肩吊り帯交換 (削る) (削る) 腰バンド交換 横吊り帯交換 (削る) (削る) (削る) 義足用股吊り帯交換 (1本) その他の交換	4,950 4,800 (削る) (削る) 3,850 4,050 (削る) (削る) (削る) 2,050 2,900	義足懸垂用部品の修 理価格は、交換部品 ごとに1の(2)のエの (エ)に掲げる額を加 算したものを上限額 とすること。ただ し、1の(2)のエの (エ)に掲げられてい ないものの修理は、 作業上限価格をもっ て修理価格の上限額 とすること。
断 端 袋	上腕用	3,350	年間の上限額である ため、特性、数量に かかわらず、当該額 の範囲で一括支給す ることができるこ と。
	前腕用	3,550	
	大腿用	5,600	
	下腿用	5,900	
(削る)			

義 手 用 ハ ー ネ ス	美錠留革交換 上腕カフ (三頭筋パッド) (新設)	1,900 3,350 (新設)	
	一式交換 肩吊り帯交換 義足用股吊り帯交換 位置革交換 腰バンド交換 横吊り帯交換 美錠縮革交換 美錠留革交換 金具部品交換 (新設) (新設)	4,700 4,550 1,950 3,200 3,650 3,850 2,600 2,300 3,000 (新設) (新設)	価格は、1本当たり のものであること。 価格は、1か所当た りのものであるこ と。
(新設)	(新設) (新設) (新設) (新設)	(新設) (新設) (新設) (新設)	(新設)
(注)			
1 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の価格は、基			

本価格に、使用部品ごとに1の(2)のエの(エ)に掲げる額を加算したものとする。ただし、1の(2)のエの(エ)に掲げられていないものの修理は、基本価格をもって修理価格とすること。

2 金具部品交換の基本価格は、美錠等金具部品の価格を含むものであること。

オ 外装の交換

名 称	価 格 円	備 考
肩義手用	11,500	
上腕義手用	9,100	
(新設)	(新設)	
前腕義手用	8,100	
股義足用	28,800	
大腿義足用	23,100	
膝義足用	20,600	
下腿義足用	18,200	

(注)

フットカバー又はリアルソックスを必要とする場合は、1の(2)のオの完成用部品の価格を1,100円増しとすること。

(3) 装具

修 理 項 目	価 格 円	備 考
ア 継手及び支持部の交換	修理項目ごとに1の(3)のエに掲げる価格に、 <u>1,300</u> 円を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ (略)	(略)	

オ 外装の交換

名 称	上限価格 円	備 考
肩義手用	12,100	
上腕義手用	9,600	
肘義手用	9,050	
前腕義手用	8,550	
股義足用	30,400	
大腿義足用	24,400	
膝義足用	21,700	
下腿義足用	19,200	

(注)

フットカバー又はリアルソックスを必要とする場合は、1の(2)のオの完成用部品の価格を1,150円増しとすること。

(3) 装具 (オーダーメイド)

修 理 項 目	上限価格 円	備 考
ア 継手及び支持部の交換	修理項目ごとに1の(3)のエに掲げる価格に、 <u>1,350</u> 円を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ (略)	(略)	

ウ	ベルトの交換	修理箇所ごとに 25mm幅のものは 940円、50mm幅の ものは1,300円と すること。ただ し、裏付きの場合 には、当該価格を 2倍した額を修理 価格とすること。	
エ	溶接	修理箇所ごとに アライメントの調 整を必要とするも のは10,700円、必 要としないものは 2,200円とすこと。 と。	
オ	その他の交換・修理		
(ア) 修理 部位	下肢 装具	足底裏革交換 又は足底ゴム 交換	6,150 (略)
		靴型 装具	本底交換 8,700 (略)
	踵交換	足底挿板交換	7,550 (略)
		半張交換	3,650 踵以外 (若しくは足 長のおおむね遠位2 ／3の範囲) の本底 の交換であること。
踵交換	1,800 踵 (若しくは足長の おおむね近位1／3 の範囲) の本底の交 換であること。		

ウ	マジックバンドの交換	修理箇所ごとに 25mm幅のものは 890円、50mm幅の ものは1,250円と すること。ただ し、裏付きの場合 には、当該価格を 2倍した額を修理 価格とすること。	
エ	溶接	修理箇所ごとに アライメントの調 整を必要とするも のは10,100円、必 要としないものは 2,100円とすこと。 と。	
オ	その他の交換・修理		
(ア) 修理 部位	下肢 装具	足底裏革交換 又は足底ゴム 交換	5,800 (略)
		靴型 装具	本底交換 8,200 (略)
	踵交換	足底挿板交換	7,100 (略)
		半張交換	3,450 (新設)
踵交換	1,700 (新設)		

	積上交換	1,350	本底より上部におよぶ底の交換の場合に加算できること。
	底張かけ交換	2,200	MP部から遠位の範囲の底の交換であること。
	ファスナー交換	3,350	
	細革交換	760	細革全体の交換の場合に限り加算出来ること。 グッドイヤーの場合は、1,450円増しとすること。
体幹装具	支柱交換(硬性)	3,250	
	支柱交換(軟性)	1,400	
(イ) (ア)以外の部位		(略)	
(注) 1～4 (略)			

(4) 装具 (レディメイド)

3の(3)の装具 (オーダーメイド) に準じて修理すること。

(5) 姿勢保持装置

修理項目	上限価格	円
ア 支持部の交換	1の(5)のエの(ア)に掲げる価格に、1,350円を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ 支持部の調整	寸法調整	形状調整

	積上交換	1,300	(新設)
	底張かけ交換	2,100	(新設)
	ファスナー交換	3,150	
	細革交換	720	革底の場合は、1,400円増しとすること。
体幹装具	硬性コルセット	3,100	
	ト筋金交換		
	軟性コルセット	1,350	
(イ) (ア)以外の部位		(略)	
(注) 1～4 (略)			

(新設)

(新設)

(4) 座位保持装置

修理項目	価格	円
ア 支持部の交換	1の(4)のエの(ア)に掲げる価格に、1,300円を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ 支持部の調整	寸法調整	形状調整

頭部	3,000	4,100
上腕部	1,800	2,750
前腕・手部		
体幹部	3,500	9,450
骨盤・大腿部		
下腿部	1,800	2,750
足部		
ウ 支持部の連結、連結角度調整用部品の交換	修理項目ごとに1の(5)のエの(イ)に掲げる価格に、1,350円を加算した額をもって修理価格とすること。	
エ 構造フレームの交換	1の(5)のエの(ウ)に掲げる基本価格に、1,350円を加算した額をもって修理価格とすること。 車椅子としての機能を付加した場合は、当該機能のみに係る部分については、車椅子の修理基準に準ずること。	
オ 付属品の交換	修理項目ごとに1の(5)のエの(エ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
カ 調節機構の交換	修理項目ごとに1の(5)のエの(オ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
キ ベルトの交換	25mm幅のものは960円、50mm幅のものは1,300円とし、裏付きを必要とする場合及びバックルを使用する場合には、当該価格を2倍した額とすること。	

頭部	2,800	3,850
上腕部	1,700	2,600
前腕・手部		
体幹部	3,300	8,850
骨盤・大腿部		
下腿部	1,700	2,600
足部		
ウ 支持部の連結、連結角度調整用部品の交換	修理項目ごとに1の(4)のエの(イ)に掲げる価格に、1,300円を加算した額をもって修理価格とすること。	
エ 構造フレームの交換	1の(4)のエの(ウ)に掲げる基本価格に、1,300円を加算した額をもって修理価格とすること。 車椅子としての機能を付加した場合は、当該機能のみに係る部分については、車椅子の修理基準に準ずること。	
オ 付属品の交換	修理項目ごとに1の(4)のエの(エ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
カ 調節機構の交換	修理項目ごとに1の(4)のエの(オ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
キ マジックバンドの交換	25mm幅のものは900円、50mm幅のものは1,250円とし、裏付きを必要とする場合には、当該価格を2倍した額とすること。	

ク 完成用部品の交換	修理項目ごとに1の(5)のオに掲げる価格をもって修理価格とすること。
(注) 採寸又は採型を必要とする修理については、1の(5)のウに掲げる <u>上限価格の範囲内</u> で加算することができること。	

(6) 車椅子

名称	種 類	上限価格 円	備 考
フ レ ー ム	フレーム交換	24,100	
	サイドガード (スカートガード) 交換 (片側)	7,400	
	溶接 (修理箇所ごと)	10,700	
	6 輪構造部品交換	37,700	
	幅止め交換 (1本)	5,400	
シ ー ト	座布交換 (スリング式)	12,300	板張り式の 場合は1の (6)のエの (ウ)の付属 品に掲げる 座板の価格 をもって修 理価格とす ること。
	座布交換 (張り調整式)	21,000	
	奥行き調整部品交換 (片側)	9,250	
	背布交換 (スリング式)	12,300	背布交換の うち、ワイ ドフレー ム、バック サポート延 長 (頭頸部
	背布交換 (張り調整式)	21,000	
	バックサポートパイプ交換 (片側)	4,150	
	バックサポートパイプ取付部品交換 (片側)	4,000	

ク 完成用部品の交換	修理項目ごとに1の(4)のオに掲げる価格をもって修理価格とすること。
(注) 採寸又は採型を必要とする修理については、1の(4)のウに掲げる <u>価格</u> を加算することができること。	

(新設)

バックサポート	背座間角度調整部品交換（片側）	8,800	まで) の場合 は 110 % の範囲内の 額とするこ と。バック サポートパ イプ交換の うち、ワイ ドフレーム の 場 合 は 7,000 円、 バックサ ポート延長 (頭頸部ま で) の 場 合 は 5,000 円、高さ調 整の構造を 有する場 合は 6,600 円 増しとし、 片側を 1 単 位とするこ と。
	背折れ機構部品交換（片側）	8,000	
フット・レッグ	フット・レッグサポートベルト交換	2,900	フット・ レッグサ ポートベル ト交換のう ち、全面張 りの場合は 4,000円増
	フット・レッグサポートパッド交換（片側）	5,500	
	着脱式フット・レッグサポート交換（片側）	6,250	

サ ポ ー ト	挙上式フット・レッグサポート交換（片側）	8,550	しとするこ と。
	開閉挙上式フット・レッグサポ ート交換（片側）	11,100	
	開閉着脱式フット・レッグサポ ート交換（片側）	7,350	
フ ッ ト サ ポ ー ト	フットサポート交換（片側）	4,100	前後調整、 角度調整及 び左右調整 の各構造を 有する場合 は各1,600 円増しと し、片側を 1単位とす ること。
	フットサポート交換（二重折込 式、片側）	6,250	
	フットサポート交換（中折れ式）	8,750	
ア ー ム サ ポ ー ト (片側)	アームサポート交換（固定式）	5,000	高さ調整の 構造を有す る場合は 3,600円、 角度調整の 構造を有す る場合は 7,650円、 アームサ ポート幅 広、アーム サポート延 長の各構を 有する場合 はそれぞれ
	アームサポート交換（跳ね上げ 式）	6,750	
	アームサポート交換（着脱式）	6,550	

			3,900円増 しとし、片 側を1単位 とするこ と。 アームサ ポート交換 のうち、肘 当て部分の みを交換す る場合は固 定式の価格 をもって修 理価格とす ること。
ヘッドサ ポート	ヘッドサポートパイプ交換	4,150	ヘッドサ ポートとし
	ヘッドサポートパイプ取付部品交 換	4,000	て独立した ものに限る (バックサ ポート一体 型は含まな い)。
ブレ ーキ (片 側)	ブレーキ交換	9,900	
	介助用ブレーキ交換	8,700	
	フットブレーキ交換	8,650	

駆 動 輪 ・ 主 輪 (片 側)	駆動輪・主輪一式交換	18,600	駆動輪・主
	駆動輪・主輪ホイール交換	10,000	輪一式と
	駆動輪・主輪ホイール交換(片手 駆動式)	15,000	は、リム、 スポーク、
	片手駆動部品交換	9,000	タイヤ、
	車軸位置調整部品交換	8,750	チューブ、
	タイヤ交換	4,600	タイヤバル ブ、ハブ及
	ノーパンクタイヤ交換	9,100	びハブ軸を
	チューブ交換	4,000	含むもので あること。 ホイールと は、リム、 スポーク、 ハブ及びハ ブ軸を含む ものである こと。タイ ヤ交換は チューブ交 換を含まな いものであ ること。 ホイール交 換のうち、 着脱式ハブ を含む場合 は5,400円 増しとし、 片側を1単 位とするこ

キヤスタ (片側)	キヤスタ交換	8,700	キヤスタは
	キヤスタ取付部品交換	7,600	キヤスタ輪及びフォークから構成されるものであること。 衝撃吸収タイプの場合は7,500円増しとし、片側を1単位とすること。
ハンドリム (片側)	ハンドリム交換 (プラスチック)	5,250	ノブ付きの場合
	ハンドリム交換 (ステンレス)	12,700	は4,850円増しとし、片側を1単位とすること。
	ハンドリム交換 (アルミ)	11,200	片手駆動式の場合は3,300円増しとすること。
	付属品交換	修理項目ごとに1の(6)のエの(ウ)	クッション、背クッション及びヘッドサポ

付 属 品		に掲げる価 格をもって 修理価格と すること。	ート交換 (オーダー メイドに限 る。)の場 合は、 1,350円を 加算するこ とができる こと。
	そ の 他	リヤ・シャフト交換 レバー交換 ワイヤ交換 メカロック交換 ガスダンパー交換 グリップ交換	7,100 1,750 3,000 10,800 16,300 500 価格は、1 個(本)当 たりのもの であるこ と。
(注) 部品の交換を伴わないシート、バックサポート、レッグサ ポート、フットサポート及びアームサポート等について、成長 に伴う調整をした場合は箇所にかかわらず1回当たり5,000円 を加算した額をもって修理価格とすること。			
(7) 電動車椅子 ア 標準形			
名称	種 類	上限価格 円	備 考
フ レ ー ム	フレーム交換	40,800	
	フレーム部品交換	9,450	
	シートフレーム交換	16,000	
	シートフレーム部品交換	6,800	
	電動リフト・電動テイルト・電動 リクライニングシートフレーム交 換	86,500	

(新設)

	電動リフトメインフレーム交換	108,100			
	サイドガード（スカートガード） 交換（片側）	5,300			
	溶接（修理箇所ごと）	10,700			
操 作 ボ ツ ク ス	感度調整式ジョイスティック交換	15,900	価格は、1 個当たりの ものである こと。		
	ジョイスティック ばね圧変更部品 交換	8,500			
	操作制御部交換	25,900			
	操作制御部部品交換	6,150			
	電動リフト・電動テイルト・電動 リクライニング制御部一式交換	32,500			
	電動リフト・電動テイルト・電動 リクライニング制御部部品交換	5,400			
	電動リフト・電動テイルト・電動 リクライニング自動停止制御部一 式交換	16,200			
	電動リフト・電動テイルト・電動 リクライニング自動停止制御部部 品交換	5,400			
	ス イ ツ チ	延長スイッチ交換		1,050	価格は、1 個当たりの ものである こと。
	バ ッ テ リ	バッテリー交換（シールド）		37,700	価格は、1 個当たりの ものである こと。
バッテリー交換（リチウムイオン電 池）		100,000			
充 電 器	内蔵充電器交換	50,700			
	外部充電器交換	21,300			
	充電器部品交換	12,500			

シート	座布交換（スリング式）	12,300	板張り式の 場合は1の (6)のエの (ウ)の付属 品に掲げる 座板の価格 をもって修 理価格とす ること。
	座布交換（張り調整式）	21,000	
	座奥行き調整部品交換（片側）	9,250	
バックサポート	背布交換（スリング式）	12,300	背布交換の うち、ワイ ドフレー ム、バック サポート延 長（頭頸部 まで）の場 合は110% の範囲内の 額とするこ と。 バックサ ポートパイ プ交換のう ち、ワイド フレームの 場合は 7,000円、 バックサ ポート延長 （頭頸部ま
	背布交換（張り調整式）	21,000	
	バックサポートパイプ交換（片側）	9,350	
	バックサポートパイプ取付部品交換（片側）	4,000	
	背座間角度調整部品交換（片側）	8,800	
	背折れ機構部品交換（片側）	8,000	

			で) の場合 は 5,000 円、高さ調 整の構造を 有する場合 は 6,600 円 増しとし、 片側を 1 単 位とするこ と。
フット・レ ッグサポー ト	フット・レグサポートベルト交 換	2,900	フット・ レグサ ポートベル ト交換のう ち、全面張 りの場合は 4,000 円 増 しとするこ と。
	フット・レグサポートパッド交 換 (片側)	5,500	
	着脱式フット・レグサポート交 換 (片側)	6,250	
	挙上式フット・レグサポート交 換 (片側)	8,550	
	開閉挙上式フット・レグサポー ト交換 (片側)	11,100	
	開閉着脱式フット・レグサポー ト交換 (片側)	7,350	
	フット・レグサポートフレーム 交換 (片側)	5,700	
	フットサポート交換	12,300	フットサ ポートのう ち、前後調 整、角度調 整及び左右 調整の各構 造を有する
	フットサポート交換 (二重折込 式)	14,450	

フットサポート (片側)			場合は各 1,600円増 しとし、片 側を1単位 とするこ と。 強度を高め るために、 金属製の フットサ ポートを使 用する場合 は15,000円 増しとする こと。
アームサポート (片側)	アームサポート交換 (固定式) アームサポート交換 (跳ね上げ 式) アームサポート交換 (着脱式)	5,000 6,750 6,550	高さ調整の 構造を有す る場合は 3,600円、 角度調整の 構造を有す る場合は 7,650円、 アームサ ポート幅 広、アーム サポート延 長の各構造 を有する場 合はそれぞ

			れ 3,900 円 増しとし、 片側を1単 位とすること。 アームサ ポート交換 のうち、肘 当て部分の みを交換す る場合は固 定式の価格 をもって修 理価格とす ること。
ブレーキ	電動又は電磁ブレーキ交換（標準形）	18,500	
駆動輪・主輪（片側）	駆動輪・主輪一式交換	16,000	駆動輪・主輪一式と は、タイ ヤ、ホイ ール及び チューブを 含むもので あること。 タイヤ交換 はチューブ 交換を含ま ないもので あること。
	タイヤ交換	6,450	
	ノーパンクタイヤ交換	10,500	
	ホイール交換	5,550	
	チューブ交換	4,000	

前輪 (片側)	タイヤ交換	5,400	
	ノーパンクタイヤ交換	9,900	
	ホイール交換	4,550	
	チューブ交換	4,000	
	フォーク交換	12,700	
電装系 部品	コントローラ交換	89,800	価格は、1
	コントローラ部品交換	10,100	個当たりの
	電動リフトコントローラ交換	43,200	ものである
	電動リフトコントローラ部品交換	10,800	こと。
	電動ティルト・電動リクライニング コントローラ交換	100,700	
	電動ティルト・電動リクライニング コントローラ部品交換	10,800	
	ハーネス及びリレー交換	9,550	
	ハーネス及びリレー部品交換	3,600	
	電動リフト・電動ティルト・電動 リクライニングハーネス交換	16,200	
	モータ交換	30,300	
	モータ部品交換	7,650	
	電動ティルト・電動リクライニング モータ交換	18,100	
	電動リフトモータ交換	64,900	
	電動リフト・電動ティルト・電動 リクライニングモータ部品交換	8,600	
	ギヤボックス交換	48,000	
	電動ティルト・電動リクライニング 装置交換	56,800	
	電動ティルト・電動リクライニング 装置部品交換	23,400	
	前輪パワーステアリング部品交換	54,300	

付 属 品	付属品交換	修理項目ご とに1の(7) のエの(ウ) に掲げる価 格をもって 修理価格と すること。	クッション 、背クッシ ョン及びへ ッドサポー ト交換（オ ーダーメイ ドに限る。 ）の場合は 、1,350円 を加算する ことができ ること。
	転倒防止装置 リヤ・シャフト交換 電動リフトシャフト交換 電動テイルト・電動リクライニン グシャフト交換 電動リフトチェーン交換 電動リフトチェーンアジャスタ交 換 オイル又はグリス交換 クラッチ交換 レバー交換 ワイヤ交換 メカロック交換 ガスダンパー交換 グリップ交換	6,400 7,100 54,100 61,800 54,100 27,000 2,850 9,150 1,750 3,000 10,800 16,300 500	価格は、1 個（回）当 たりのもの であるこ と。
そ の 他	(注)	部品の交換を伴わないシート、バックサポート、レッグサ ポート、フットサポート及びアームサポート等について、成	

長に伴う調整をした場合は箇所にかかわらず1回当たり5,000円を加算した額をもって修理価格とすること。

イ 簡易形

名称	種 類	上限価格 円	備 考
操作ボックス	感度調整式ジョイスティック交換	15,900	価格は、1個当たりのものであること。
	ジョイスティック ばね圧変更部品交換	8,500	
	操作制御部交換	25,900	
	操作制御部部品交換	6,150	
スイッチ	スイッチゴム交換	300	価格は、1個当たりのものであること。
	延長スイッチ交換	1,050	
バッテリー	バッテリー交換（リチウムイオン電池）	100,000	価格は、1個当たりのものであること。
	バッテリー交換（ニッケル水素電池）	62,000	
充電器	外部充電器交換	28,800	価格は、1個当たりのものであること。
ブレーキ	電動又は電磁ブレーキ交換	13,300	
	介助用ブレーキ交換	17,400	
	電動ユニット交換	100,400	電動ユニット交換のう
	ホイール交換	13,600	

駆 動 輪 ・ 主 輪 (片 側)	ホイール部品交換	4,150	ち、バッテ
	駆動装置部品交換	24,900	リホルダー
	タイヤ交換	4,600	付きの場合
	ノーパンクタイヤ交換	9,100	は10,000
	チューブ交換	4,000	円、アシス
			ト式の構造 を有する場 合は18,000 円増しとす ること。ホ イール交換 のうち、ア シスト式の 構造を有す る場合は 7,300円増 しとするこ と。
ハ ン ド リ ム (片 側)	ハンドリム交換 (切替式)	5,400	滑り止めハ ンドリムの
	ハンドリム交換 (アシスト式)	12,000	場 合 は 7,350円増 しとするこ と。
電 装 系 部 品	ハーネス及びリレー交換	9,550	価格は、1
	ハーネス及びリレー部品交換	3,600	個当たりの ものである こと。

その他	リヤ・シャフト交換	7,100	価格は、1 個（回）当 たりのもの であるこ と。
	オイル又はグリス交換	2,850	
	クラッチ交換	9,150	

(注)

- 1 部品の交換を伴わないシート、バックサポート、レッグサポート、フットサポート及びアームサポート等について、成長に伴う調整をした場合は箇所にかかわらず1回当たり5,000円を加算した額をもって修理価格とすること。
- 2 上記のほか3の(6)に掲げる価格を加算することができること。

(8) その他

種目	型式	修理部位	上限価格 円	備考
視覚 障害 者安 全つ え		マグネット付き石突交換	870	
眼 鏡		枠交換	8,300	矯正用レンズ、遮 光矯正用レンズに 乱視矯正を含む場 合は、片眼又は両 眼にかかわらず、 円増しとす ること。
		矯正用レンズ（6D未満）交換	4,900	
		矯正用レンズ（6D以上10D未満）交換	6,450	
		矯正用レンズ（10D以上）交換	8,400	
		遮光矯正用レンズ交換	11,500	
		遮光用レンズ交換	11,500	

(5) その他

種目	型式	修理部位	価格 円	備考
視覚 障害 者安 全つ え		マグネット付き石突交換	760	
眼 鏡		枠交換	8,000	矯正用レンズ、遮 光矯正用レンズに 乱視矯正を含む場 合は、片眼又は両 眼にかかわらず、 円増しとす ること。
		矯正用レンズ（6D未満）交換	5,100	
		矯正用レンズ（6D以上10D未満）交換	6,450	
		矯正用レンズ（10D以上）交換	8,400	
		遮光矯正用レンズ交換	11,100	
		遮光用レンズ交換	11,100	

補 聴 器	耳あな型シェル交換 (レディメイド)	<u>6,650</u>	補 聴 器	耳あな型シェル交換 (レディメイド)	<u>6,300</u>
	耳あな型シェル交換 (オーダーメイド)	<u>27,900</u>		耳あな型シェル交換 (オーダーメイド)	<u>26,400</u>
	耳あな型スイッチ交換	<u>3,300</u>		耳あな型スイッチ交換	<u>3,150</u>
	耳あな型テレホンコイル交換 (レディメイド)	<u>8,850</u>		耳あな型テレホンコイル交換 (レディメイド)	<u>8,400</u>
	耳あな型テレホンコイル交換 (オーダーメイド)	<u>13,400</u>		耳あな型テレホンコイル交換 (オーダーメイド)	<u>12,700</u>
	耳あな型極板交換	<u>1,100</u>		耳あな型極板交換	<u>1,050</u>
	耳あな型ボリューム交換 (レディメイド)	<u>8,850</u>		耳あな型ボリューム交換 (レディメイド)	<u>8,400</u>
	耳あな型ボリューム交換 (オーダーメイド)	<u>12,200</u>		耳あな型ボリューム交換 (オーダーメイド)	<u>11,600</u>
	耳あな型マイクロホン交換 (レディメイド)	<u>14,200</u>		耳あな型マイクロホン交換 (レディメイド)	<u>13,500</u>
	耳あな型マイクロホン交換 (オーダーメイド)	<u>16,800</u>		耳あな型マイクロホン交換 (オーダーメイド)	<u>15,950</u>
	耳あな型レシーバー交換 (レディメイド)	<u>15,000</u>		耳あな型レシーバー交換 (レディメイド)	<u>14,200</u>
	耳あな型レシーバー交換 (オーダーメイド)	<u>21,100</u>		耳あな型レシーバー交換 (オーダーメイド)	<u>20,000</u>
	耳あな型抵抗交換 (レディメイド)	<u>2,200</u>		耳あな型抵抗交換 (レディメイド)	<u>2,100</u>
	耳あな型抵抗交換 (オーダーメイド)	<u>9,400</u>		耳あな型抵抗交換 (オーダーメイド)	<u>8,900</u>
	耳あな型コンデンサ交換 (レディメイド)	<u>2,200</u>		耳あな型コンデンサ交換 (レディメイド)	<u>2,100</u>

耳あな型コンデンサ交換 (オーダーメイド)	<u>9,400</u>
耳あな型電池ホルダー交換 (レディメイド)	<u>1,100</u>
耳あな型電池ホルダー交換 (オーダーメイド)	<u>1,600</u>
耳あな型トリマー交換 (レディメイド)	<u>6,650</u>
耳あな型トリマー交換 (オーダーメイド)	<u>10,000</u>
耳あな型サスペンション交換	<u>940</u>
耳あな型アンプ組立交換 (レディメイド)	<u>33,500</u>
耳あな型アンプ組立交換 (オーダーメイド)	<u>44,600</u>
耳かけ型ケース組立交換	<u>3,950</u>
耳かけ型スイッチ交換	<u>4,750</u>
耳かけ型テレホンコイル交換	<u>2,650</u>
耳かけ型極板交換	<u>1,550</u>
耳かけ型ボリューム交換	<u>6,800</u>
耳かけ型マイクロホン交換	<u>12,400</u>
耳かけ型レシーバー交換	<u>12,800</u>
耳かけ型トリマー交換	<u>2,000</u>
耳かけ型フック交換	<u>650</u>

耳あな型コンデンサ交換 (オーダーメイド)	<u>8,900</u>
耳あな型電池ホルダー交換 (レディメイド)	<u>1,050</u>
耳あな型電池ホルダー交換 (オーダーメイド)	<u>1,550</u>
耳あな型トリマー交換 (レディメイド)	<u>6,300</u>
耳あな型トリマー交換 (オーダーメイド)	<u>9,500</u>
耳あな型サスペンション交換	<u>890</u>
耳あな型アンプ組立交換 (レディメイド)	<u>31,700</u>
耳あな型アンプ組立交換 (オーダーメイド)	<u>42,200</u>
耳かけ型ケース組立交換	<u>3,750</u>
耳かけ型スイッチ交換	<u>4,500</u>
耳かけ型テレホンコイル交換	<u>2,550</u>
耳かけ型極板交換	<u>1,470</u>
耳かけ型ボリューム交換	<u>6,450</u>
耳かけ型マイクロホン交換	<u>11,810</u>
耳かけ型レシーバー交換	<u>12,120</u>
耳かけ型トリマー交換	<u>1,900</u>
耳かけ型フック交換	<u>620</u>

耳かけ型電池ホルダー 交換	<u>1,050</u>
耳かけ型耳栓組立交換	<u>630</u>
耳かけ型サスペンション 交換	<u>670</u>
耳かけ型アンプ組立交換	<u>31,600</u>
重度難聴用ポケット型 スイッチ交換	<u>3,300</u>
重度難聴用ポケット型 テレホンコイル交換	<u>1,400</u>
重度難聴用ポケット型 マイクロホン交換	<u>8,750</u>
重度難聴用イヤホン交換	<u>5,800</u>
重度難聴用耳かけ型レ シーバー交換	<u>15,800</u>
重度難聴用コード交換	<u>1,900</u>
重度難聴用耳かけ型ア ンプ組立交換	<u>42,700</u>
眼鏡型ケース組立交換	<u>9,900</u>
眼鏡型スイッチ交換	<u>3,650</u>
眼鏡型テレホンコイル 交換	<u>3,450</u>
眼鏡型極板交換	<u>1,450</u>
眼鏡型ボリューム交換	<u>4,800</u>
眼鏡型マイクロホン交 換	<u>14,700</u>
眼鏡型骨導子交換	<u>17,300</u>
眼鏡型アンプ組立交換	<u>24,400</u>
眼鏡型アンプ組立交換	<u>37,200</u>

耳かけ型電池ホルダー 交換	<u>1,000</u>
耳かけ型耳栓組立交換	<u>600</u>
耳かけ型サスペンション 交換	<u>640</u>
耳かけ型アンプ組立交換	<u>29,880</u>
重度難聴用ポケット型 スイッチ交換	<u>3,150</u>
重度難聴用ポケット型 テレホンコイル交換	<u>1,350</u>
重度難聴用ポケット型 マイクロホン交換	<u>8,300</u>
重度難聴用イヤホン交 換	<u>5,490</u>
重度難聴用耳かけ型レ シーバー交換	<u>15,000</u>
重度難聴用コード交換	<u>1,800</u>
重度難聴用耳かけ型ア ンプ組立交換	<u>40,400</u>
眼鏡型ケース組立交換	<u>9,400</u>
眼鏡型スイッチ交換	<u>3,450</u>
眼鏡型テレホンコイル 交換	<u>3,300</u>
眼鏡型極板交換	<u>1,400</u>
眼鏡型ボリューム交換	<u>3,900</u>
眼鏡型マイクロホン交 換	<u>13,900</u>
眼鏡型骨導子交換	<u>16,400</u>
眼鏡型アンプ組立交換	<u>23,100</u>
眼鏡型アンプ組立交換	<u>35,200</u>

(送信用)	
眼鏡型アンプ組立交換	<u>57,800</u>
(受信用)	
眼鏡型ブラנק（空つ る）交換	<u>4,600</u>
眼鏡型テンプル（補助 つる）交換	<u>3,250</u>
眼鏡型フロント（前 枠）交換	<u>10,000</u>
眼鏡型平面レンズ交換	<u>3,800</u>
ポケット型ケース組立 交換	<u>5,700</u>
ポケット型クリップ交 換	<u>1,250</u>
ポケット型スイッチ交 換	<u>3,700</u>
ポケット型テレホンコ イル交換	<u>1,400</u>
ポケット型極板交換	<u>1,400</u>
ポケット型ボリューム 交換	<u>4,800</u>
ポケット型マイクロホ ン交換	<u>5,700</u>
骨導式ポケット型レ シーバー交換	<u>11,100</u>
骨導式ポケット型ヘッ ドバンド交換	<u>3,300</u>
ダンパー入り耳かけ型 フック交換	<u>1,000</u>
受信機交換	<u>97,300</u>
受信機基板交換	<u>29,200</u>

(送信用)	
眼鏡型アンプ組立交換	<u>54,700</u>
(受信用)	
眼鏡型ブラנק（空つ る）交換	<u>4,350</u>
眼鏡型テンプル（補助 つる）交換	<u>3,100</u>
眼鏡型フロント（前 枠）交換	<u>9,500</u>
眼鏡型平面レンズ交換	<u>3,600</u>
ポケット型ケース組立 交換	<u>5,400</u>
ポケット型クリップ交 換	<u>1,200</u>
ポケット型スイッチ交 換	<u>3,500</u>
ポケット型テレホンコ イル交換	<u>1,350</u>
ポケット型極板交換	<u>1,350</u>
ポケット型ボリューム 交換	<u>4,580</u>
ポケット型マイクロホ ン交換	<u>5,400</u>
骨導式ポケット型レ シーバー交換	<u>10,500</u>
骨導式ポケット型ヘッ ドバンド交換	<u>3,150</u>
ダンパー入り耳かけ型 フック交換	<u>960</u>
受信機交換	<u>92,000</u>
受信機基板交換	<u>27,600</u>

	受信機部品（ケース、 充電機、アンテナ、ス イッチ、コネクタ）交 換	5,250			受信機部品（ケース、 充電機、アンテナ、ス イッチ、コネクタ）交 換	5,000	
	ワイヤレスマイク交換	135,400			ワイヤレスマイク交換	128,000	
	ワイヤレスマイク基板 交換	40,600			ワイヤレスマイク基板 交換	38,400	
	ワイヤレスマイク充電 用ACアダプタ交換	3,700			ワイヤレスマイク充電 用ACアダプタ交換	3,500	
	ワイヤレスマイクマイ クロホン交換	12,600			ワイヤレスマイクマイ クロホン交換	12,000	
	ワイヤレスマイクディ スプレイ交換	12,600			ワイヤレスマイクディ スプレイ交換	12,000	
	ワイヤレスマイク部品 （ケース、充電機、ア ンテナ、スイッチ、コ ネクタ）交換	5,250			ワイヤレスマイク部品 （ケース、充電機、ア ンテナ、スイッチ、コ ネクタ）交換	5,000	
	イヤモールド交換	9,500			イヤモールド交換	9,000	
	コンセント交換	870			コンセント交換	830	
	I C回路交換	4,800			I C回路交換	4,550	
	イヤホン交換	3,350			イヤホン交換	3,170	
	コード交換	710			コード交換	680	
	トランジスター又はダ イオード交換	2,150			トランジスター又はダ イオード交換	2,050	
	抵抗交換	2,150			抵抗交換	2,050	
	コンデンサ交換	2,150			コンデンサ交換	2,050	
	トランス交換	2,000			トランス交換	1,900	
	オーディオチューブ交換	5,250			オーディオチューブ交換	5,000	
人工 内耳	人工内耳用音声信号処 理装置修理	30,000	部品の交換を伴う 修理は認められな いこと。	人工 内耳	人工内耳用音声信号処 理装置修理	30,000	(新設)

(削る)	(削る)	(削る)		車椅子	クッション交換	4,090	
	(削る)	(削る)			クッション (ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの及び立体編物構造のもの) 交換	10,000	
	(削る)	(削る)	(削る)		クッション (ゲルとウレタンフォームの組合せのもの) 交換	19,080	
	(削る)	(削る)	(削る)		クッション (バルブを開閉するだけで空気量を調整するもの) 交換	30,000	
	(削る)	(削る)	(削る)		クッション (特殊な空気室構造のもの) 交換	45,000	
	(削る)	(削る)	(削る)		フローテーションパッド交換	30,000	三重構造とする場合は、1,300円増しとすること。
	(削る)	(削る)	(削る)		背クッション交換	10,000	
	(削る)	(削る)	(削る)		特殊形状クッション (骨盤・大腿部サポート) 交換	25,750	
	(削る)	(削る)	(削る)		クッションカバー (防水加工を施したもの) 交換	7,460	
	(削る)	(削る)	(削る)		クッション滑り止め部品交換	1,920	
	(削る)	(削る)	(削る)		バックサポート交換	8,860	
	(削る)	(削る)	(削る)		延長バックサポート交換	10,190	枕は含めないこと。
	(削る)	(削る)	(削る)		枕 (オーダー) 交換	10,330	
(削る)	(削る)	(削る)	枕 (レディメイド) 交換	5,830			

	(削る)	(削る)	換	
	(削る)	(削る)	バックサポートパイプ	3,830
	(削る)	(削る)	交換	
	(削る)	(削る)	バックサポートパイプ	3,700
	(削る)	(削る)	取付部品交換	
	(削る)	(削る)	張り調整式バックサ	15,080
	(削る)	(削る)	ポート交換	
	(削る)	(削る)	高さ調整式バックサ	12,080
	(削る)	(削る)	ポート交換	
	(削る)	(削る)	背折れ機構部品交換	7,180
	(削る)	(削る)	背座間角度調整部品交	8,100
	(削る)	(削る)	換	
	(削る)	(削る)	アームサポート (肘当	4,620
	(削る)	(削る)	て部分) 交換	
	(削る)	(削る)	アームサポート (フ	4,600
	(削る)	(削る)	レーム) 交換	
	(削る)	(削る)	高さ角度調整式アーム	9,010
	(削る)	(削る)	サポート交換	
	(削る)	(削る)	高さ調整式アームサ	3,310
	(削る)	(削る)	ポート (段階調整式)	
	(削る)	(削る)	交換	
	(削る)	(削る)	角度調整式アームサ	7,050
	(削る)	(削る)	ポート交換	
	(削る)	(削る)	跳ね上げ式アームサ	6,060
	(削る)	(削る)	ポート交換	
	(削る)	(削る)	脱着式アームサポート	6,200
	(削る)	(削る)	交換	
	(削る)	(削る)	アームサポート拡幅部	3,610
	(削る)	(削る)	品交換	
	(削る)	(削る)	アームサポート延長部	3,610
	(削る)	(削る)	品交換	

	(削る)	(削る)		レッグサポート交換	2,700	
	(削る)	(削る)		脱着式レッグサポート 交換	5,780	
	(削る)	(削る)		挙上式レッグサポート (パッド形状) 交換	7,900	
	(削る)	(削る)		開閉挙上式レッグサ ポート (パッド形状) 交換	10,290	
	(削る)	(削る)		開閉・脱着式レッグサ ポート交換	6,790	
	(削る)	(削る)	(削る)	フットサポート交換	3,780	前後調整の構造を 有する場合は 4,160円増し、角 度調整、左右調整 の各構造を有する 場合は各1,500円 増しとすること。
	(削る)	(削る)	(削る)	ヘッドサポートベース (マルチタイプ) 交換	27,080	枕は含めること。
	(削る)	(削る)		座布交換	8,750	
	(削る)	(削る)		座張り調整部品交換	10,000	
	(削る)	(削る)		座奥行き調整 (スライ ド式) 部品交換	16,970	
	(削る)	(削る)		座板交換	6,800	
	(削る)	(削る)		座席昇降ハンドルユ ニット交換	15,800	
	(削る)	(削る)		座席昇降チェーン交換	8,400	
	(削る)	(削る)		座席昇降メカユニット 交換	22,100	
	(削る)	(削る)		フレーム (サイドベー ス) 交換	10,700	

(削る)	(削る)		フレーム (サイド拡張) 交換	8,500	
(削る)	(削る)		フレーム (サイド拡張) 取付部品交換	3,200	
(削る)	(削る)		フレーム (折りたたみ) 交換	22,180	
(削る)	(削る)		ブレーキ交換	9,100	
(削る)	(削る)		キャリパーブレーキ交換	8,000	
(削る)	(削る)		フットブレーキ (介助者用) 交換	7,970	
(削る)	(削る)		延長用ブレーキアーム交換	1,630	
(削る)	(削る)	(削る)	リフレクタ (反射器—夜光材) 交換	430	1 回当たりとすること。
(削る)	(削る)	(削る)	リフレクタ (反射器—夜光反射板) 交換	670	
(削る)	(削る)	(削る)	ハンドリム交換	5,240	
(削る)	(削る)	(削る)	滑り止めハンドリム交換	8,740	
(削る)	(削る)	(削る)	ノブ付きハンドリム交換	4,470	購入後に後付けする場合は、4,350 円増しとすること。
(削る)	(削る)	(削る)	キャスター (大) 交換	8,000	
(削る)	(削る)	(削る)	キャスター (小) 交換	5,800	
(削る)	(削る)	(削る)	屋外用キャスター (エア—式等) 交換	7,500	
(削る)	(削る)	(削る)	リーム交換	5,500	
(削る)	(削る)	(削る)	車軸位置調整部品交換	16,120	
(削る)	(削る)	(削る)	大車輪脱着ハブ交換	5,000	

(削る)	(削る)		サイドガード交換	6,820	
(削る)	(削る)		タイヤ交換	4,270	
(削る)	(削る)	(削る)	ノーパンクタイヤ交換	4,190	購入後に後付けする場合は、1,740円増しとすること。
(削る)	(削る)	(削る)	チューブ交換	2,450	
(削る)	(削る)	(削る)	シートベルト交換	4,300	
(削る)	(削る)	(削る)	テーブル交換	10,900	
(削る)	(削る)	(削る)	スポークカバー交換	4,100	
(削る)	(削る)	(削る)	塗装	17,900	1回当たりとすること。総塗り替えの場合に限ること。
(削る)	(削る)	(削る)	ハブ取付部品交換	6,100	
(削る)	(削る)	(削る)	キャスター取付部品交換	7,000	
(削る)	(削る)	(削る)	ハブ用スプリング交換	16,000	
(削る)	(削る)	(削る)	ステッキホルダー(杖たて)交換	3,000	
(削る)	(削る)	(削る)	泥よけ交換	6,050	
(削る)	(削る)	(削る)	転倒防止装置交換	3,750	
(削る)	(削る)	(削る)	転倒防止装置(キャスター付き折りたたみ式)交換	8,670	
(削る)	(削る)	(削る)	携帯用会話補助装置搭載台交換	30,000	
(削る)	(削る)	(削る)	酸素ボンベ固定装置交換	13,000	
(削る)	(削る)	(削る)	人工呼吸器搭載台交換	25,000	
(削る)	(削る)	(削る)	栄養パック取り付け用	10,190	

	(削る)	(削る)		ガートル架交換		
	(削る)	(削る)		点滴ポール交換	10,430	
	(削る)	(削る)		シリンダー用レバー交換	2,500	
	(削る)	(削る)		メカロック交換	10,000	
	(削る)	(削る)		テイルト用ガスダンパー交換	15,000	
	(削る)	(削る)	(削る)	ワイヤー交換	1,800	
	(削る)	(削る)	(削る)	ガスダンパー交換	15,000	
	(削る)	(削る)	(削る)	幅止め交換	4,290	購入後に後付けする場合は、750円増しとすること。
	(削る)	(削る)	(削る)	高さ調整式手押しハンドル交換	7,840	
	(削る)	(削る)	(削る)	車載時固定用フック交換	3,000	
	(削る)	(削る)	(削る)	日よけ(雨よけ)部品交換	12,000	
	(削る)	(削る)	(削る)	6輪構造部品交換	34,720	
	(削る)	(削る)	(削る)	成長対応型部品交換	56,020	バックサポート高さ及び張り調整、座奥行き及び張り調整、フットプレート前後調整、車軸位置調整及び脱着ハブ、その他成長対応に必要な構造を有すること。
	(削る)	(削る)	(削る)	痰吸引器搭載台交換	25,000	
	(削る)	(削る)	(削る)	コントローラー交換	84,300	

(削る)	(削る)	(削る)	電動 車椅子	コントローラー部品交換	9,500
	(削る)	(削る)		電動リフトコントローラー交換	40,600
	(削る)	(削る)		電動リフトコントローラー部品交換	10,200
	(削る)	(削る)		電動ティルトコントロール交換	94,500
	(削る)	(削る)		電動ティルトコントロール部品交換	10,200
	(削る)	(削る)		操作制御部交換	24,300
	(削る)	(削る)		操作制御部部品交換	5,800
	(削る)	(削る)		電動リフト操作制御部交換	30,500
	(削る)	(削る)		電動リフト操作制御部品交換	5,100
	(削る)	(削る)		電動ティルト制御部交換	30,500
	(削る)	(削る)		電動ティルト制御部部品交換	5,100
	(削る)	(削る)		電動リフト自動停止制御部交換	15,200
	(削る)	(削る)		電動リフト自動停止制御部部品交換	5,100
	(削る)	(削る)		電動ティルト自動停止制御部品交換	15,200
	(削る)	(削る)		電動ティルト自動停止制御部部品交換	5,100
	(削る)	(削る)		ハーネス及びリレー交換	9,000
	(削る)	(削る)		ハーネス及びリレー部	3,400

	(削る)	(削る)	品交換	
	(削る)	(削る)	電動リフトハーネス交換	15,200
	(削る)	(削る)	電動ティルトハーネス交換	15,200
	(削る)	(削る)	モーター交換	28,500
	(削る)	(削る)	モーター部品交換	7,200
	(削る)	(削る)	電動リクライニングモーター交換	17,000
	(削る)	(削る)	電動リフトモーター交換	60,900
	(削る)	(削る)	電動リフトモーター部品交換	8,100
	(削る)	(削る)	電動ティルトモーター交換	17,000
	(削る)	(削る)	電動ティルトモーター部品交換	8,100
	(削る)	(削る)	ギヤーボックス交換	45,100
	(削る)	(削る)	ギヤーボックス部品交換	9,700
	(削る)	(削る)	電動リクライニング装置交換	53,300
	(削る)	(削る)	電動リクライニング装置部品交換	22,200
	(削る)	(削る)	電動ティルト装置交換	53,300
	(削る)	(削る)	電動ティルト装置部品交換	22,200
	(削る)	(削る)	電動又は電磁式ブレーキ（簡易型用を除く。）交換	17,400
	(削る)	(削る)	電動又は電磁式ブレーキ	12,500

				キ（簡易型用に限 る。）交換		
(削る)	(削る)			手動ブレーキ交換	12,200	
(削る)	(削る)			手動ブレーキ部品交換	7,200	
(削る)	(削る)			クラッチ交換	8,600	
(削る)	(削る)			フレーム交換	38,300	
(削る)	(削る)			フレーム部品交換	8,900	
(削る)	(削る)			シートフレーム交換	15,100	
(削る)	(削る)			シートフレーム部品交 換	6,400	
(削る)	(削る)			電動リフトシートフ レーム交換	81,200	
(削る)	(削る)			電動リフトメインフ レーム交換	101,500	
(削る)	(削る)			電動ティルトシートフ レーム交換	81,200	
(削る)	(削る)			バックサポートパイプ 交換	8,800	
(削る)	(削る)	(削る)		延長バックサポート交 換	9,300	枕は含めないこ と。
(削る)	(削る)	(削る)		枕（オーダー）交換	10,330	レディメイドは50 %とすること。
(削る)	(削る)			張り調整式バックサ ポート交換	15,080	
(削る)	(削る)	(削る)		ヘッドサポートベース （マルチタイプ）交換	16,950	枕は含めること。
(削る)	(削る)			高さ調整式アームサ ポート交換	3,310	
(削る)	(削る)			跳ね上げ式アームサ ポート交換	6,280	
(削る)	(削る)			アームサポート拡張部	3,610	

	(削る)	(削る)		品交換		
	(削る)	(削る)		アームサポート延長部	3,610	
	(削る)	(削る)		品交換		
	(削る)	(削る)		アームサポートパイプ	4,150	
	(削る)	(削る)		交換		
	(削る)	(削る)		アームサポートクッ	3,450	
	(削る)	(削る)		ション交換		
	(削る)	(削る)		サイドガード交換	5,000	
	(削る)	(削る)		バックサポート交換	6,900	
	(削る)	(削る)		シート交換	9,290	
	(削る)	(削る)	(削る)	フットサポート交換	11,500	前後調整、角度調
						整、左右調整の各
						構造を有する場合
						は、各1,500円増
						しとすること。
	(削る)	(削る)		フットサポート部品交	5,200	
	(削る)	(削る)		換		
	(削る)	(削る)		開閉・脱着式レッグサ	6,790	
	(削る)	(削る)		ポート交換		
	(削る)	(削る)		キャスター交換	9,600	
	(削る)	(削る)		キャスター部品交換	3,900	
	(削る)	(削る)		フロントホイール交換	4,300	
	(削る)	(削る)		リヤーホイール交換	5,200	
	(削る)	(削る)		タイヤ交換	8,100	
	(削る)	(削る)	(削る)	ノーパンクタイヤ(前	5,000	購入後に後付けす
				輪)交換		る場合は、12,400
						円増しとすること。
	(削る)	(削る)	(削る)	ノーパンクタイヤ(後	5,000	購入後に後付けす
				輪)交換		る場合は、13,300
						円増しとすること。

									ること。ACサーボモーター式を必要とする場合は10,000円増しとすること。
	(削る)	(削る)				簡易型駆動装置部品交換	23,400		
	(削る)	(削る)	(削る)			バッテリー交換	25,800	密閉型は、3,000円増しとすること。	
	(削る)	(削る)				バッテリー（マイコン内蔵型ニッカド電池）交換	31,000		
	(削る)	(削る)				バッテリー（マイコン内蔵型ニッケル水素電池）交換	54,000		
	(削る)	(削る)				バッテリー（リチウムイオン電池）交換	124,400		
	(削る)	(削る)				バッテリー部品交換	2,300		
	(削る)	(削る)				内蔵充電器交換	47,600		
	(削る)	(削る)	(削る)			外部充電器交換	20,000	簡易型は、5,000円増しとすること。	
	(削る)	(削る)				充電器部品交換	11,800		
	(削る)	(削る)				オイル又はグリス交換	2,700		
	(削る)	(削る)				ステッキホルダー（杖たて）交換	3,000		
	(削る)	(削る)				転倒防止装置交換	3,750		
	(削る)	(削る)				転倒防止装置（キャスター付き折りたたみ式）交換	7,740		

(削る)	(削る)	クライマーセット (段差乗り越え補助装置) 交換	18,000
(削る)	(削る)	フロントサブホイール (溝脱輪防止装置) 交換	11,200
(削る)	(削る)	携帯用会話補助装置搭載台交換	30,000
(削る)	(削る)	酸素ボンベ固定装置交換	13,000
(削る)	(削る)	人工呼吸器搭載台交換	25,000
(削る)	(削る)	栄養パック取り付け用	10,910
(削る)	(削る)	ガートル架交換	
(削る)	(削る)	点滴ポール交換	10,430
(削る)	(削る)	背座間角度調整部品交換	8,100
(削る)	(削る)	座奥行き調整 (スライド式) 部品交換	12,080
(削る)	(削る)	電動スイングチンコン	213,000
(削る)	(削る)	トロール一式交換 (以下パーツ)	
(削る)	(削る)	パワースイングチン	68,250
(削る)	(削る)	アーム交換	
(削る)	(削る)	チン操作ボックス交換	15,250
(削る)	(削る)	セレクター交換	88,000
(削る)	(削る)	液晶モニター交換	52,000
(削る)	(削る)	頭部スイッチ・取付	20,000
(削る)	(削る)	金具交換	
(削る)	(削る)	手動スイングチンコン	35,000
		トロール一式交換	

(削る)			(以下パーツ)		
(削る)	(削る)		手動スイングチン	19,750	
(削る)	(削る)		アーム交換		
(削る)	(削る)		チン操作ボックス交換	15,250	
(削る)	(削る)		手動スイングアーム交換	10,000	
(削る)	(削る)	(削る)	多様入力コントローラ	20,000	購入後に後付けする場合は、28,000
(削る)	(削る)		(非常停止スイッチボックス) 交換		円増しとすること。
(削る)	(削る)		多様入力コントローラ	30,000	
(削る)	(削る)		(4方向スイッチボックス) 交換		
(削る)	(削る)		多様入力コントローラ	30,000	
(削る)	(削る)		(4方向スイッチボード) 交換		
(削る)	(削る)		多様入力コントローラ	50,000	
(削る)	(削る)		(8方向スイッチボックス) 交換		
(削る)	(削る)		多様入力コントローラ	50,000	
(削る)	(削る)		(8方向スイッチボード) 交換		
(削る)	(削る)		多様入力コントローラ	40,000	
(削る)	(削る)		(小型ジョイスティックボックス) 交換		
(削る)	(削る)		多様入力コントローラ	88,000	
(削る)	(削る)		(フォースセンサ) 交換		
(削る)	(削る)		多様入力コントローラ	40,000	
			(足用ボックス) 交換		

	(削る)	(削る)		簡易1入カー式交換	90,000	
	(削る)	(削る)		延長式スイッチ交換	1,000	
	(削る)	(削る)	(削る)	レバーノブ各種形状 (小ノブ、球ノブ、こ けしノブ) 交換	3,350	購入後に後付けす る場合は、1,650 円増しとするこ と。
	(削る)	(削る)	(削る)	レバーノブ各種形状 (U ノブ、十字ノブ、ペン ノブ、太長ノブ、T字ノ ブ、極小ノブ) 交換	3,860	購入後に後付けす る場合は、2,980 円増しとするこ と。
	(削る)	(削る)	(削る)	感度調整式ジョイス ティック交換	10,000	購入後に後付けす る場合は、5,000 円増しとするこ と。
	(削る)	(削る)	(削る)	ジョイスティックのバ ネ圧変更部品交換	7,500	購入後に変更する 場合は、500円増 しとすること。
	(削る)	(削る)	(削る)	前輪パワーステアリン グ部品交換	51,000	
	(削る)	(削る)	(削る)	車載時固定用フック交 換	3,000	1ヶ所当たりとす ること。
	(削る)	(削る)	(削る)	日よけ (雨よけ) 部品 交換	12,000	
	(削る)	(削る)	(削る)	リフレクタ (反射器— 夜光材) 交換	430	1回当たりとする こと。
	(削る)	(削る)	(削る)	リフレクタ (反射器— 夜光反射材) 交換	670	
	(削る)	(削る)	(削る)	シートベルト交換	4,300	
	(削る)	(削る)	(削る)	テーブル交換	10,900	
	(削る)	(削る)	(削る)	成長対応型部品交換	56,020	バックサポート高 さ及び張り調整、

	(削る)	(削る)					座奥行き及び張り調整、フットプレート前後調整、その他成長対応に必要な構造を有すること。
	(削る)	(削る)			手動リクライニング装置交換	35,000	
					痰吸引器搭載台交換	25,000	
歩行器	キャスタ (大) 交換	8,200	(略)	歩行器	キャスター (大) 交換	7,400	(略)
	キャスタ (小) 交換	4,100			キャスター (小) 交換	3,700	
	腰掛交換	5,350			腰掛交換	4,850	
	肘当交換	7,950			肘当交換	7,200	
	ブレーキ交換	15,700			ブレーキ交換	14,200	
	グリップ交換	2,050			グリップ交換	1,850	
	塗装	9,400			塗装	8,500	
歩行補助つえ	脇当交換	1,650	(略)	歩行補助つえ	脇当交換	1,450	(略)
	凍結路面用滑り止め (非ゴム系) 交換	1,150			凍結路面用滑り止め (非ゴム系) 交換	1,000	
重度障害者用意思伝達装置	本体修理	53,400	(略)	重度障害者用意思伝達装置	本体修理	50,000	(略)
	固定台 (アーム式又はテーブル置き式) 交換	32,000			固定台 (アーム式又はテーブル置き式) 交換	30,000	
	固定台 (自立スタンド式) 交換	62,000			固定台 (自立スタンド式) 交換	50,820	
	入力装置固定具交換	32,000			入力装置固定具交換	30,000	
	呼び鈴交換	21,300			呼び鈴交換	20,000	
	呼び鈴分岐装置交換	35,800			呼び鈴分岐装置交換	33,600	
	接点式入力装置 (ス	10,600			接点式入力装置 (ス	10,000	

スイッチ) 交換 帯電式入力装置 (ス イッチ) 交換	<u>42,700</u>	触れる操作で信号 入力可能なタッ チセンサーコン ローラであるこ と。別途必要な タッチ式入力装置 は <u>10,600円</u> 、ピン タッチ式先端部は <u>13,000円</u> 増しとす ること。
筋電式入力装置 (ス イッチ) 交換	<u>85,400</u>	
光電式入力装置 (ス イッチ) 交換	<u>53,400</u>	
呼気式 (吸気式) 入力 装置 (スイッチ) 交換	<u>37,300</u>	
圧電素子式入力装置 (スイッチ) 交換	<u>42,700</u>	
空気圧式入力装置 (ス イッチ) 交換	<u>42,700</u>	(略)
視線検出式入力装置 (スイッチ) 交換	<u>220,000</u>	
遠隔制御装置交換	<u>36,000</u>	
(注) 1・2 (略)		

スイッチ) 交換 帯電式入力装置 (ス イッチ) 交換	<u>40,000</u>	触れる操作で信号 入力可能なタッ チセンサーコン ローラであるこ と。別途必要な タッチ式入力装置 は <u>10,000円</u> 、ピン タッチ式先端部は <u>6,300円</u> 増しとす ること。
筋電式入力装置 (ス イッチ) 交換	<u>80,000</u>	
光電式入力装置 (ス イッチ) 交換	<u>50,000</u>	
呼気式 (吸気式) 入力 装置 (スイッチ) 交換	<u>35,000</u>	
圧電素子式入力装置 (スイッチ) 交換	<u>40,000</u>	
空気圧式入力装置 (ス イッチ) 交換	<u>40,000</u>	(略)
視線検出式入力装置 (スイッチ) 交換	<u>180,000</u>	
遠隔制御装置交換	<u>21,000</u>	
(注) 1・2 (略)		

(案)

障発0323第31号
平成30年3月23日
一部改正 障発0912第2号
令和元年9月12日
一部改正 障発0331第2号
令和2年3月31日
一部改正 障発1225第1号
令和2年12月25日
一部改正 障発0331第7号
令和3年3月31日
一部改正 障発0331第4号
令和4年3月31日
一部改正 障発 第 号
令和6年3月29日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
こども家庭庁支援局長
(公印省略)

「補装具費支給事務取扱指針について」の一部改正について

補装具費の支給事務については、平成30年3月23日障発0323第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「補装具費支給事務取扱指針について」により取り扱われてきたところであるが、今般、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第25項及び第76条第2項に基づく、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）の一部が改正され、令和6年4月1日から適用されることに伴い、別紙のとおり「補装具費支給事務取扱指針」を一部改正し、同日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、本事務取扱指針は地方自治法第245条の4の規定に基づく「技術的助言」として位置付けられるものであることに御留意願いたい。

補装具費支給事務取扱指針

第1 基本的事項

1 補装具費支給の目的について

- (1) 補装具は、身体障害者、身体障害児及び難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成30年厚生労働省告示73号。以下「特殊の疾病告示」という。）に掲げる疾病による障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。以下同じ。）（以下「身体障害者・児」という。）の失われた身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される用具であり、身体障害者及び18歳以上の難病患者等（以下「身体障害者」という。）の職業その他日常生活の効率の向上を図ることを目的として、また、身体障害児及び18歳未満の難病患者等（以下「身体障害児」という。）については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用されるものであり、市町村は、補装具を必要とする身体障害者・児に対し、補装具費の支給を行うものである。

このため、市町村は、補装具費の支給に当たり、医師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、言語聴覚士、身体障害者福祉司、保健師等の専門職員及び補装具の販売又は修理を行う事業者（以下「補装具事業者」という。）との連携を図りながら、身体障害者・児の身体の状況、性別、年齢、職業、教育、生活環境等の諸条件を考慮して行うものとする。

なお、その際、身体障害児については、心身の発育過程の特殊性を十分考慮する必要があること。

- (2) 市町村及び都道府県並びに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第7項に定める身体障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）は、補装具を必要とする身体障害者・児及び現に装着又は装用（以下「装着等」という。）している身体障害者・児の状況を常に的確に把握し、装着等状況の観察、装着等訓練の指導等の計画的な支援に加え、補装具支給後の装着状況及び破損リスクの確認等のフォローアップについても、関係機関と連携し積極的に行うこと。

2 借受けについて

補装具は、身体障害者・児の身体状況に応じて個別に身体への適合を図ることが必要であるため、購入することが原則である。このため、補装具の借受けについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平

成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。)において、「借受けによることが適当である場合」として、次の場合に限るとしていること。

- ① 身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合
- ② 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
- ③ 補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

3 関係各法に基づく補装具給付との適用関係について

障害者総合支援法以外の関係各法の規定に基づき補装具の給付等が受けられる者については、当該関係各法に基づく給付等を優先して受けるよう取り扱うものであること。

4 都道府県等の役割について

(1) 都道府県

各都道府県は、補装具費支給制度の運用に当たり、更生相談所が補装具費支給制度の技術的中枢機関としての業務を遂行できるよう、必要な体制の整備に努めるとともに、身体障害者福祉法第10条に定める業務を行うこと。

(2) 更生相談所

更生相談所は、補装具費支給制度における技術的中枢機関及び市町村等の支援機関として、身体障害者福祉法第10条第1項第2号ニに定める補装具の処方及び適合判定の他に、市町村に対する専門的な知識及び技術に基づく支援、補装具費支給意見書を作成する医師に対する指導、補装具事業者に対する指導等の業務を行うこと。また、身体障害児については、指定自立支援医療機関、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の規定に基づく療育の指導等を実施する保健所(以下「保健所」という。)に対し、難病患者等については、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」という。)第5条第1項に規定する指定医療機関(病院又は診療所に限る。)に対し、それぞれ技術的助言等を行うこと。

また、市町村担当職員、補装具費支給意見書を作成する医師及び補装具事業者を育成する等の観点から、研修等を実施することが望ましいこと。

さらに、新しい製作方法又は新しい素材等、補装具に関する新しい情報の把握に努めるとともに、市町村及び補装具事業者と情報の共有を図ること。

なお、身体障害者・児が自費で補装具を入手しようとする場合(本人又は配偶者のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合を含む。)についても、適切な補装具を入手することができるよう、補装具の処方及び判定等の業務を行うこと。

(3) 市町村

市町村は、補装具費支給制度の実施主体として、補装具費の支給申請に対して適切に対応できるよう、補装具の種目、名称、型式及び基本構造等について十分に把握するとともに、申請者が適切な補装具事業者を選定するに当たって必要となる情報の提供に努めること。

情報提供する際には、補装具事業者の経歴や実績等を勘案し、安定的かつ継続的に販売、貸付け又は修理を行うことが可能であるか等について十分に検討の上行う必要があること。

特に、義肢及び装具に係る補装具事業者の選定に当たっては、特殊な義足ソケットの採型等については複数の義肢装具士が必要なことから、複数の義肢装具士を配置していることが望ましいこと。

また、補装具事業者の選定に当たっては、(公財)テクノエイド協会が提供している情報(ホームページ等)を活用することが考えられること。

さらに、新しい製作方法又は新しい素材等、補装具に関する新しい情報の把握に努めるとともに、更生相談所及び補装具事業者と情報の共有を図ること。

なお、身体障害者・児が自費で補装具を入手しようとする場合(本人又は配偶者のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合を含む。)についても、適切な補装具を入手するために更生相談所等の意見を聴く必要がある場合には、当該身体障害者・児に更生相談所等を紹介するなどの調整等を行うこと。

第2 具体的事項

1 補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の運用について

(1) 購入等に要する費用の額及び消費税の取扱い等について

補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。)の別表に定める上限価格は、別表の基本工作法、付属品等によった場合のものであり、支給決定に当たっては、各種目における型式等の機能の相違及び特性等を勘案の上、画一的な額の決定を行うことのないよう留意するとともに、補装具(付属品及び完成用部品を含む。)に関する補装具事業者等の製品カタログ及びホームページに記載された価格が上限価格の範囲内のものである場合には、製品カタログ及びホームページ(以下「製品カタログ等」という。)に記載された価格に基づく額を支給する必要があること。製品カタログ等の価格に基づく額を支給する場合で製品カタログ等に掲載されている補装具に加工を行う(部品の着脱を含む。)等の必要があると認めるときは、告示に基づき加工等にかかる費用についても適切に支給すること。

なお、消費税法施行令第14条の4の規定に基づき内閣総理大臣及び厚生

労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件（平成3年厚生省告示第130号）に基づいて消費税が課税されない物品に係る補装具費の支給については、補装具事業者が材料仕入時に負担した消費税相当分を考慮し、別表の価格の100分の106に相当する額をもって、購入、借受け又は修理（以下「購入等」という。）に要する費用の額の上限としているものである。ただし、別表の1の(4)の装具（レディメイド）の購入については、補装具事業者の仕入時にあっても非課税であることから、別表の価格の100分の100に相当する額をもって、購入に要する費用の額の上限としているものである。

また、消費税が課税される物品に係る補装具費の支給については、別表の価格の100分の110に相当する額をもって、購入等に要する費用の額の上限としているものである。

(2) 身体障害児に対する電動義手の支給について

身体障害児に対する電動義手の費用の支給に当たっては、技術の習得が要件であること。なお、補装具装用訓練等支援事業での訓練を含め、相応の訓練を実施した場合、訓練期間及び具体的な操作の習得レベル等については、訓練担当医及び訓練担当作業療法士の意見に基づき、必要に応じて動画等を提出させる等して判断すべきものであること。また、訓練担当医および作業療法士が技術の習得を意見書等により証明している場合は、技術の未習得を理由として不支給とすることは適切ではないこと。

(3) 借受けの対象となる種目、基準額等について

借受けの対象となる種目については、第1の2の考え方に基づき、告示において、

- ① 義肢、装具、姿勢保持装置の完成用部品、
- ② 重度障害者用意思伝達装置の本体、
- ③ 歩行器、
- ④ 座位保持椅子

と規定しており、基準額等についても、購入又は修理と同様に規定しているので、適切に取り扱うこと。

(4) 特例補装具費の支給について

身体障害者・児の障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情により、告示に定められた補装具の種目に該当するものであって、別表に定める名称、型式、製作要素及び完成用部品によることができない補装具（以下「特例補装具」という。）の購入又は修理に要する費用を支給する必要性が生じた場合の取扱いは次のとおりとすること。

ア 特例補装具費の支給の必要性及び当該補装具の購入又は修理に要す

る費用の額等については、更生相談所又は指定自立支援医療機関若しくは保健所（以下「更生相談所等」という。）の判定又は意見に基づき市町村が決定すること。

イ 身体障害児に係る特例補装具費の支給に当たっては、市町村は必要に応じ、補装具の構造、機能等に関する技術的助言を更生相談所に求めること。

ウ 製作要素等が告示上限価格を超えることのみをもって特例補装具として取扱うことは適切ではないこと。

エ 特例補装具を支給した場合、真に必要なものであったかの確認のために、支給後の使用状況についても確認の上、記録すること。

(5) 国等が設置する補装具製作施設と契約する場合の購入等に要する費用の額について

購入等に要する費用の額を告示本文第3項又は前項に掲げる額の100分の95に相当する額とするものは、国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する補装具製作施設が自ら製作した補装具（完成用部品に係る部分を除く。）についてのみ適用されるものであって、当該施設が民間事業者の製作した補装具（装具（レディメイド）を含む。）をあっせん又は取次販売する場合には適用されないこと。

(6) 補装具費の支給対象となる補装具の個数について

補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個であるが、身体障害者・児の障害の状況等を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は、2個とすることができること。特に、聴覚及び視覚に障害のある盲ろう者については、障害特性を踏まえ、補聴器の複数（両耳）支給や眼鏡の複数（屋内／屋外等）支給等、情報取得に必要であると認められれば、実情に応じた個数を支給することができること。

この場合、当該種目について医学的判定を要しないと認める場合を除き、更生相談所等に助言を求めること。

(7) 耐用年数及び使用年数の取扱いについて

耐用年数及び使用年数（以下「耐用年数等」という。）は、通常の装着等状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数が示されたものであり、補装具費の支給を受けた身体障害者・児の身体状況や使用状況によって実耐用年数が異なるものである。このため、再支給や修理の際には告示に掲げる耐用年数等を一律に適用することなく、以下の具体例を参考に、個々の実情に沿った対応が行われるよう十分配慮すること。また、身体障害児にお

いては、使用年数の定めのない補装具についても、成長速度や使用環境等の心身の発育過程の特殊性を考慮の上、柔軟に対応すること。

【適切な事例】

- ・耐用年数等に達していない補装具が修理不能になったので、再支給の決定をした。
- ・耐用年数等を経過している補装具について、修理可能との見積もりであったので、修理の支給決定をした。

なお、災害等本人の責任に拠らない事情により亡失・毀損した場合は、新たに必要と認める補装具費を支給することができること。

また、骨格構造義肢については、必要に応じて部品の交換を行うことにより長期間の使用が可能であることから、耐用年数等を規定していないところであるが、部品の交換のみによっては、その後の適正な使用が真に困難な場合又は部品の交換によることよりも再支給を行うことの方が真に合理的・効果的であると認められる場合にあっては、再支給を行って差し支えないこと。

(8) 修理基準に規定されていない修理の取扱いについて

修理基準の種目欄、名称欄、型式欄又は修理部位欄に定められていないものに係る修理が必要な場合には、他の類似種目の修理部位等を参考として、又は、それらの個々について原価計算による見積り若しくは市場価格に基づいて適正な額を決定し、修理に要する費用として支給することができること。

なお、借受け期間中における通常の使用の範囲内での故障と判断される場合は、借受けに係る補装具費にその修理に要する費用を加えて算定すること。

(9) 差額自己負担の取扱いについて

市町村は、告示と身体機能等を照らし、補装具に求められる機能を判断し、支給決定している。そのため、補装具費支給の必要性を認める補装具は、身体機能に適合するように製作され、種目、名称、型式等が支給要件を満たすものとなること、使用者本人が希望するデザイン、素材等を選択又は介助者のみが使用する機能の追加により基準額を超えることとなる場合は、追加する当該機能が使用者の身体機能の補完及び適合に影響を与えないと認められる場合に限り、当該名称の補装具に係る基準額との差額を本人が負担することとして支給の対象とすることは、差し支えないこと。

更生相談所にあつては、補装具の処方時に、差額自己負担でのデザイン、素材の変更及び機能追加が明らかとなっている場合は判定書に記載すること。

【差額自己負担の例】

- ・視覚障害者安全つえにおいて、日常生活には軽金属等の素材で問題ないものの、より軽量のカーボン製を使用したい場合には、軽金属等の支給基準額との差額を自己負担とした。
- ・眼鏡（遮光用）に視力矯正機能を追加したものの支給対象者は、視野障害だけでなく視力障害の認定基準を満たしていることが必要である

が、視野障害のみで視力障害の認定基準を満たさない場合に、視力矯正機能の追加に要する費用のみを自己負担とした。

- ・補聴器において、支給決定したものと同等の機能を持つ小型軽量なものを使用したい場合に、支給決定額との差額を自己負担した。
- ・自走用車椅子の支給において、介助者のみが使用する機能（介助用ブレーキ等）を追加する場合に、機能を追加した費用のみを自己負担した。（介助用ブレーキなしでの支給基準額との差額自己負担。）

（10）介護保険による福祉用具貸与との適用関係について

65歳以上（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項第2号に規定する特定疾病により、同条第1項に規定する要介護状態（以下「要介護状態」という。）又は同条第2項に規定する要介護状態となるおそれがある状態（以下「要支援状態」という。）に該当する者については、40歳以上65歳未満）の身体障害者であって要介護状態又は要支援状態に該当するものが、介護保険の福祉用具と共通する補装具を希望する場合には、介護保険による福祉用具の貸与が優先されるため、原則として、本制度においては補装具費の支給をしない。

ただし、オーダーメイド等により個別に製作する必要があると判断される者である場合には、更生相談所の判定等に基づき、本制度により補装具費を支給して差し支えないこと。

（11）修理または再支給する場合の対応について

修理や再支給の必要がある場合、市町村は他制度による適用の有無を確認した上で、補装具事業者が定める保証期間や任意保険加入の有無について補装具事業者や本人に聴取・確認等を行い、それらで対応が可能な場合は優先的に活用し、対応すること。

2 補装具費支給に係る事務処理について

2-1 身体障害者に対する事務処理

（1）申請の受付

市町村は、身体障害者から障害者総合支援法施行規則第65条の7の規定に基づき、本事務取扱指針の別添様式例（以下「様式例」という。）第1号の補装具費支給申請書の提出を受け、補装具費の支給に係る申請を受け付けた場合には、様式例第2号の調査書を作成すること。

（2）更生相談所の判定を要するもの

ア 判定依頼

市町村は、当該申請が、義肢、装具、姿勢保持装置、補聴器、車椅子（レディメイドを除く。）、電動車椅子及び重度障害者用意思伝達装置の新規支給に係るものであるときには、更生相談所に対し、補装具費支給

の要否について、様式例第3号の判定依頼書による判定依頼をするとともに、様式例第4号の判定通知書を身体障害者に送付すること。なお、当該申請が借受けに係るものである場合は、市町村は、借受けに関する申請者の意向をよく聴取した上で、様式例第2号の調査書、様式例第3号の判定依頼書に申請者の意向を記入する等により、更生相談所との連携に努めること。

イ 判定（医学的判定及び補装具の処方）

判定依頼を受けた更生相談所は、申請があった身体障害者について、

- ① 義肢、装具、姿勢保持装置及び電動車椅子に係る申請の場合は、申請者の来所
- ② 補聴器、車椅子（オーダーメイド）及び重度障害者用意思伝達装置に係る申請で、補装具費支給申請書等により判定できる場合は、当該申請書等

による医学的判定を行い、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第1号（別添様式1）の判定書により、医学的判定の結果及び補装具の処方の内容を市町村に送付すること。この場合、判定書には様式例第5号の補装具処方箋を添付することができる。なお、補装具事業者に対しては、処方箋を作成の上、採型（採寸を含む。）等の製作指導を行うこと。処方箋作成後の処方変更に要する製作費用について、補装具事業者に負担させることは適切ではないこと。

①及び②に掲げる種目については、再支給に際しても、障害状況等に変化のある場合、身体障害者本人が処方内容の変更を希望する場合、又は、それまで使用していた補装具から性能等が変更されている場合等は、軽微なものを除き、同様の医学的判定及び補装具の処方を行うこと。

また、市町村が借受けの申請に基づく判定依頼をしていない場合においても、更生相談所が判定の過程で借受けによることが適当と判断できる場合は、借受けの必要性を判定し、想定される借受け期間、使用効果等を判定書に記載の上、判定書を市町村に送付すること。

なお、別表1に掲げる補装具の対象者は、原則として、同表の「対象者」欄に掲げる者に限ること（身体障害児についても同様の取扱いとする）。

更生相談所は、新規申請者に係る判定を行うときは、できる限り切断その他の医療措置を行った医師と緊密な連絡を取り、判定に慎重を期すること。なお、訓練用仮義肢等の治療用装具を所持していることを理由として、日常生活を送る上で必要となる補装具の費用を不支給とすることは適切ではないこと。

更生相談所の長は、判定を行うに当たって、更生相談所に専任の医師又は適切な検査設備が置かれていないときは、身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医又は指定自立支援医療機関において当該医療を主として担当する医師であって、(一社)日本専門医機構が認定した専門医及び所属医学会において認定されている専門医(医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項(平成19年厚生労働省告示第108号)第1条で定める項目を満たすものとして、厚生労働大臣に届出を行った団体に所属し、当該団体から医師の専門性に関する認定を受けた医師)に判定を委嘱すること。

(3) 更生相談所の判定を要しないもの

市町村は、当該申請が、義眼、眼鏡(矯正用、遮光用、コンタクトレンズ、弱視用)、人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。)、車椅子(レディメイド)、歩行器、視覚障害者安全つえ及び歩行補助つえに係るものであって、補装具費支給申請書等により判断できる場合は、更生相談所の判定を要せず、市町村が補装具費支給の要否について決定して差し支えないこと。

なお、身体障害者福祉法第15条第4項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳(以下単に「身体障害者手帳」という。)によって当該申請に係る身体障害者が補装具の購入等を必要とする者であることを確認することができるときは、補装具費支給意見書を省略させることができること。

ただし、人工内耳音声信号処理装置の修理の場合は、補装具費支給意見書及び補装具費支給事務取扱要領別紙2の人工内耳用音声信号処理装置確認票により、補装具事業者が修理可能であることや医療保険給付で行われる交換ではないこと、人工内耳メーカー等の保証期間外となっていること、人工内耳メーカーと提携する任意保険(動産保険)に加入していないこと等を確認すること。

(4) 補装具費支給意見書の作成について

補装具費支給申請書等により更生相談所が判定する場合又は市町村が判断のうえ決定する場合は、具体的には、医師が作成する様式例第6号の補装具費支給意見書により判定又は決定することとなる。

なお、補装具費支給意見書を作成する医師は、それぞれ、以下の要件を満たす者とする。

- ア 更生相談所が判定する場合、補装具費支給意見書を作成する医師は、別表2の①から③に掲げる医師であること。ただし、電動義手について医学的意見書を作成することができる医師は、別表2の①かつ③に掲げる要件を満たす医師に限ること。
- イ 市町村が判断のうえ決定する場合、補装具費支給意見書を作成する

医師は、別表 2 の①から④に掲げる医師であること。

更生相談所の長は、重度の障害を持つ者又は遠隔地に住む者等の利便を考慮する必要があるときは、アの定めにかかわらず、別表 2 の④に掲げる医師に医学的判定を委嘱することができる。

身体障害者が、補装具費支給意見書を提出することに代えて、更生相談所において判定を受けることを希望する場合は、更生相談所において判定を行うこと。また、借受け期間が終了し、改めて購入又は借受けの支給決定を行う場合についても、補装具費支給意見書を提出することに代えて、更生相談所において判定を行うことができること。

2-2 身体障害児に対する事務処理

(1) 申請の受付

市町村は、身体障害児の保護者から、様式例第 6 号の補装具費支給意見書を添付した様式例第 1 号の補装具費支給申請書の提出を受け、補装具費の支給に係る申請を受け付けた場合には、様式例第 2 号の調査書を作成する。

なお、身体障害者手帳によって当該申請に係る身体障害児が補装具の購入等を必要とする者であることを確認することができるときは、補装具費支給意見書を省略させることができること。

補装具費支給意見書は、別表 2 の①から⑤までに掲げる医師が作成したものであること。

(2) 更生相談所への技術的助言の求め

市町村における支給の決定に際し、補装具の構造、機能等に関することで技術的な助言を必要とする場合には、更生相談所に助言を求めること。その際、市町村が借受けの申請に基づく助言依頼をしていない場合においても、更生相談所が助言の過程で借受けによることが適当と判断できる場合は、借受けの必要性を助言し、想定される借受け期間、使用効果等を意見書に記載し、市町村に送付すること。なお、身体障害児に係る意見書及び補装具処方箋の様式は、2-1 の(2)のイの様式に準じること。

身体障害児については、心身の発育過程の特殊性を十分考慮しつつ、心身機能の維持、向上、日常生活の改善に寄与することが期待できる等の医学的観点から判断するとともに、生活環境等の諸条件を総合的に考慮する必要があること。

2-3 難病患者等に対する事務処理

(1) 申請の受付及び判定依頼

原則、身体障害者・児の手續に準ずるものとするが、補装具費の支給申請を受け付けるにあたり、特殊の疾病告示に掲げる疾病に該当するか否かについては、医師の診断書等の提出により確認するものとする。特定疾患医療受

給者証等により疾病名が確認できる場合には、医師の診断書の提出を省略させることができること。

医師の診断書により、当該疾病が急速に進行するため迅速な支給が必要であると認められる場合には、様式例第2号の調査書を作成するとともに、更生相談所の判定を要する種目にあつては、様式例第3号の判定依頼書により申請受付から1週間以内に更生相談所に迅速判定を依頼し、更生相談所の判定を要しない種目にあつては、1週間以内に支給決定を行うなど、迅速な対応に努めること。

なお、難病患者等に係る補装具費支給意見書は、別表2の①から⑥までに掲げる医師が作成したものであること。

(2) 判定（医学的判定及び補装具の処方）

判定依頼を受けた更生相談所は、申請があつた身体障害者について、2-1の(2)のイによる判定を行うこと。ただし、迅速判定の依頼を受けた場合には、種目にかかわらず、判定依頼を受けた日から1週間以内に補装具費支給申請書等による医学的判定を行うなど、迅速な対応に努めるとともに、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第1号（別添様式1）の判定書により、医学的判定の結果及び補装具の処方を速やかに市町村に送付すること。この場合、判定書には様式例第5号の補装具処方箋を添付することができる。

2-4 支給の決定等

市町村は、2-1から2-3に掲げる手続を経て購入等に係る補装具費の支給を決定したときは、申請者に対し、速やかに、様式例第7号の補装具費支給決定通知書及び様式例第8号(1)の補装具費支給券を交付すること。補装具費支給事務及び給付の迅速化を図るため、市町村は、原則として申請書の提出があつた日の翌日から起算して2週間以内に可否を決定するなど、支給事務に係る標準処理期間を定めることとし、その迅速な対応に努めるとともに、速やかに様式例第7号の補装具費支給決定通知書及び様式例第8号の補装具費支給券又は様式例第9号の却下決定通知書を発行し、申請者に交付すること。

特に、進行性の難病患者等に対する補装具費の支給決定においては、判定時の身体状況が支給要件に達していない場合であっても、急速な進行により支給要件を満たす可能性が高い場合には、迅速に支給決定を行うこと。

また、初めて補装具費の支給申請をする場合、身体障害者手帳の交付申請と同時にすることがあるが、手続を並行して進める等、可能な限り速やかに支給決定を行うよう努めること。

借受けに係る補装具費の支給決定に当たっては、あわせて借受け期間についても決定すること。

また、借受け期間中は毎月補装具費を支給するが、支給決定の際は、借受けを行う一月目のみ、申請者に対し、速やかに、様式例第7号の補装具費支給決定通知書及び様式例第8号（1）から（3）までの補装具費支給券を交付すること。その際、様式例第8号（2）については、借受け期間の月数分を交付すること。支給決定の際に決定した借受け期間が終了するに当たっては、改めて更生相談所等において、購入が可能か、借受けを継続するかの必要性を判断することになるため、再度、2-1から2-3と同様に更生相談所による判定及び支給決定の手続を行うこと。

借受けに係る補装具の交換までの期間については、最長1年を原則とする。ただし、市町村及び更生相談所が必要と判断すれば、概ね1年ごとに再度判定及び支給決定を行うことにより、交換までの期間を最長3年程度とすることができる。支給決定に当たっては、耐用年数や想定される使用期間等を踏まえ、借受けの必要性を判断すること。

市町村は、申請を却下することの決定をしたときは、様式例第9号の却下決定通知書により、理由を附して申請者に交付すること。

なお、補装具費の算定等については、別紙によるものとする。

3 契約

様式例第7号の補装具費支給決定通知書の交付を受けた身体障害者又は身体障害児の保護者（以下「補装具費支給対象障害者等」という。）は、補装具事業者に様式例第8号の補装具費支給券を提示し、契約を結んだ上で、補装具の購入等を行うこと。

なお、借受け期間中の修理に関し、通常の使用の範囲内での故障、製品の不具合による故障又は故意による故障等に係る取扱いについて、予め明らかにしておくことが望ましい。

4 採型、仮合せ

義肢、装具及び姿勢保持装置の採型及び仮合せは、2-1の（2）に準じて専門医等の指導のもとに実施すること。

5 適合判定

（1）補装具費の支給に当たっては、以下により適合判定を実施すること。

ア 申請者の来所による更生相談所の判定に基づき市町村が決定するもの

更生相談所が適合判定を行い、市町村は適合判定が行われたことを確認する。

イ 補装具費支給意見書による更生相談所の判定に基づき市町村が決定する

もの

補装具費支給意見書を作成した医師が適合判定を行い、更生相談所は適合判定が適切に行われたことを確認する。最終的に、市町村は医師及び更生相談所による適合判定が行われたことを確認する。

ウ 補装具費支給意見書により市町村が判断のうえ決定するもの

補装具費支給意見書を作成した医師が適合判定を行い、市町村は適合判定が適切に行われたことを確認する。

エ 身体障害者手帳により補装具の購入等を必要とする者であることを確認することができるもの
市町村が確認する。

なお、指定自立支援医療機関又は保健所の医師が作成した補装具費支給意見書により市町村が決定する補装具費の支給に当たっては、指定自立支援医療機関又は保健所の医師は、必要に応じて更生相談所に助言を求めながら、適合判定を行うこと。

- (2) 適合判定を行う際は、補装具費の支給を受ける者、医師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、言語聴覚士、身体障害者福祉司、保健師等の専門職員並びに補装具事業者及び補装具担当職員の立会いのもとに実施すること。
- (3) 義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子（レディメイドを除く。）及び電動車椅子の適合判定は、軸位及び切断端とソケットとの適合状況、又は固定、免荷、矯正等装具装着の目的に対する適合状況、安定した姿勢の保持状況、さらに使用材料、工作法、操作法の確実性について検査し、併せて外観、重量及び耐久力について考慮すること。
- (4) 義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子（レディメイドを除く。）及び電動車椅子以外の種目についても、ウに準じて検討し、当該補装具が申請書の使用目的に照らし、適合しているかどうかを判定すること。
- (5) 適合判定の結果、当該補装具が申請者に適合しないと認められた場合や、処方箋どおりに製作されていないと判断された場合等については、補装具事業者に対し不備な箇所を改善を指示し、改善がなされた後に補装具の引渡しを行わせること。

6 補装具費の支給手順

(1) 補装具の購入等に要した費用の支払い

補装具事業者は、購入又は修理に係る補装具の引渡しの際には、補装具

費支給対象障害者等から補装具の購入又は修理に要した費用についての支払いを受け、領収書を発行すること。

借受けに係る補装具については、一月目の借受けに要した費用についての支払いを受け、領収書を発行すること。二月目以降は、毎月の支払いの際に領収書を発行すること。

なお、借受けの単位は暦月であるが、その月の途中で借受けを開始した場合又は終了した場合は、日割り計算により借受けに係る補装具費が支払われるものであること。その場合、借受けの開始日は様式例第8号（1）の「受領日」であり、終了日は様式例8号（3）の「返却日」であること。

（2）補装具費の請求

購入又は修理に係る補装具費支給対象障害者等は、アで交付を受けた領収書及び様式例第8号（1）の補装具費支給券を添えて、市町村に請求すること。

借受けに係る補装具費支給対象障害者等は、アで交付を受けた領収書及び、借受けを行う一月目にあつては様式例第8号（1）の、一月目及び借受け期間の最終月を除く月にあつては様式例第8号（2）の、借受け期間の最終月にあつては様式例第8号（3）の補装具費支給券を添えて、市町村に請求すること。

（3）補装具費の支払

市町村は、補装具費支給対象障害者等から、（2）に掲げる領収書等の提出があつた場合は、審査のうえ、支払を行うこと。

また、借受けの場合における借受け期間の二月目以降は、補装具支給対象障害者等からの請求をもって、借受けに係る補装具費の支払を行うこと。

7 借受けを行った補装具の返却

市町村は、借受け期間の最終月に様式例第8号（3）の補装具費支給券によって、借受けを行った補装具が故障等なく補装具事業者に返還されたことを確認すること。

8 装着等訓練及び実地観察

（1）市町村は、更生相談所等と連携して、随時、装着等訓練に必要な計画を立て実施すること。

（2）装着等訓練に際しては、補装具の装着等について熟達した者をモデルとして専門医指導のもとに実施指導を行うことが効果的であるので、実施に当たっては留意されたいこと。

（3）市町村は、補装具費を支給した補装具について常に補装具担当職員、身体

障害者福祉司等にその装着等状況を観察させ、装着等訓練を必要とする者を発見した場合は、速やかに適切な訓練を施すよう留意すること。

9 関係帳簿について

市町村は、補装具費の支給に当たって、様式例第10号の補装具費支給決定簿を備え、必要な事項を記載しておくこと。

10 代理受領について

補装具費の支給手順については、原則として6の取扱いによることとなるが、補装具費支給対象障害者等の利便を考慮し、市町村は、補装具費支給対象障害者等が補装具事業者に支払うべき補装具の購入等に要した費用について、補装具費として補装具費支給対象障害者等に支給すべき額の限度において、補装具費支給対象障害者等に代わり、補装具事業者に支払うことができること。

(1) 前提条件

代理受領による補装具費の支払を行う場合には、次の取扱いによること。

ア 市町村は、補装具費支給対象障害者等が希望する補装具事業者との間での契約等に基づき、代理受領について合意形成を行うこと。

補装具事業者と契約等による取り決めを行う場合には、次の事項を盛りこむことが望ましいこと。

(ア) 補装具事業者は、様式例第8号の補装具費支給券に記載されている利用者負担額を受領し、補装具費の請求の際には、利用者負担額を受領したことを証する書類を添付すること。

(イ) 引渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後9か月以内に生じた破損又は不適合は、補装具事業者の責任において改善すること。なお、借受け期間中の修理に関し、通常の使用の範囲内での故障、製品の不具合による故障又は故意による故障等に係る取扱いについて、予め明らかにしておくこと。

ただし、修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は1の(11)に基づいた修理のうち軽微なものについて、補装具事業者の責任において改善することとするものは、修理した部位について修理後3か月以内に生じた不適合等（上記災害等により免責となる事由を除く。）であること。

イ 補装具費支給対象障害者等が、補装具事業者に代理受領の委任をしていること。

(2) 補装具費の支給手順

ア 利用者負担額の支払

補装具事業者は、補装具の引渡しの際には、補装具費支給対象障害者等から利用者負担額についての支払を受け、領収書を発行するとともに、補装具費支給券の引渡しを受けること。ただし、利用者負担額が0円と認定された補装具費支給対象障害者等については、領収書の発行を要しないこと。

イ 補装具費の請求

補装具事業者は、代理受領を行う場合、購入又は修理に係る補装具費支払請求書に、代理受領に対する委任状及び様式例第8号(1)の補装具費支給券を添えて、市町村に提出すること。

また、借受けに係る補装具費支払請求書については、借受けを行う一月目にあつては代理受領に対する委任状及び様式例第8号(1)の補装具費支給券を、一月目及び借受け期間の最終月を除く月にあつては様式例第8号(2)の補装具費支給券を、借受け期間の最終月にあつては様式例第8号(3)の補装具費支給券を添えて、市町村に提出すること。

なお、借受け期間中、補装具費支給対象障害者等と補装具事業者との間の委任関係が解消した場合には、補装具費支給対象障害者等とともに、その旨を市町村に報告すること。

ウ 補装具費の支払

市町村は、補装具事業者から、イに掲げる請求書等の提出があつた場合は、審査の上、支払を行うこと。

また、借受けの場合における借受け期間の二月目以降は、補装具事業者からの請求をもって、借受けに係る補装具費の支払を行うこと。

1.1 補装具事業者との連携

更生相談所及び市町村においては、補装具事業者が以下の項目について適切に実施するよう連携を図ること。なお、更生相談所及び市町村は、補装具事業者に対し、製品カタログ等に記載された額(告示上限価格の範囲のものに限る。)よりも安価な額を一方的に要求することは適切ではないこと。

(1) 補装具事業者が更生相談所、市町村及び医師その他の専門職との緊密な連携を図り、医師の処方に基づき、補装具の採型、製作、適合等を行うこと。

(2) 補装具(付属品及び完成用部品を含む。)について、補装具事業者が製品カタログ等に仕様、価格等を公開することにより、価格の透明性を確保するよう努めること。

(3) 補装具引渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は

病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後9か月以内に生じた破損又は不適合は、補装具事業者の責任において改善すること。

ただし、修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は1の(11)に基づく修理のうち軽微なものについて、補装具事業者の責任において改善することとするものは、修理した部位について修理後3か月以内に生じた不適合等(上記災害等により免責となる事由を除く。)であること。

- (4) 補装具を引渡す場合には、補装具の取扱方法、破損や不具合が生じた場合の対応等について申請者及び保護者に説明するとともに、支給後のフォローアップについても積極的に行うこと。

1.2 番号法の施行に伴う個人番号利用事務について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、補装具費支給事務について、各市町村は番号法に関する各種通知を参照し、マイナンバーを利用した情報連携業務を円滑に実施すること。

補装具費支給事務において提供する項目のうち、「種目名称別コード」を市町村が適切に設定できるよう、更生相談所等は判定書や補装具処方箋に対応するコードを記載すること等により、市町村と連携すること。

(※)「補装具種目名称別コード一覧表」掲載 URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shouugaishahukushi/yogu/index.html

【参考：種目名称別コード(一部抜粋)】

コード値	コード値の内容
010001	殻構造義肢 義手 特例
010002	殻構造義肢 義足 特例
010101	殻構造義肢 上腕義手 装飾用
010102	殻構造義肢 上腕義手 作業用
010103	【連携後登録不可】殻構造義肢 上腕義手 能動式
010104	殻構造義肢 上腕義手 能動式(ハンド型手部付)
010105	殻構造義肢 上腕義手 能動式(フック型手部付)

別添様式（略）

別表 1

○ 補装具の対象者について

種目	名称	対象者
眼鏡	遮光用	<p>以下の要件を満たす者。</p> <p>1) 羞明を来していること。</p> <p>2) 羞明の軽減に、遮光用の装用より優先される治療法がないこと。</p> <p>3) 補装具費支給事務取扱指針に定める眼科医による選定、処方であること。</p> <p>※この際、下記項目を参照の上、遮光用の装用効果を確認すること。（意思表示できない場合、表情、行動の変化等から総合的に判断すること。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まぶしさや白んだ感じが軽減する ・ 文字や物などが見やすくなる ・ 羞明によって生じる流涙等の不快感が軽減する ・ 暗転時に遮光用をはずすと暗順応が早くなる <p>※遮光用とは、羞明の軽減を目的として、可視光のうちの一部の透過を抑制するものであって、分光透過率曲線が公表されているものであること。</p> <p>※難病患者等に限り身体障害者手帳を要件としないものであり、それ以外は視覚障害により身体障害者手帳を取得していることが要件となる。</p>
	コンタクトレンズ	<p>（多段階）</p> <p>角膜形状異常や強度屈折異常等のため一般的なコンタクトレンズ装用が困難で真に必要な者 （虹彩付き）</p> <p>角膜白斑あるいは羞明等があり、遮光用の眼鏡装用が困難で真に必要な者</p>
	弱視用 （高倍率）	職業上又は教育上真に必要な者。
補聴器	高度難聴用、重度難聴用の補聴器が真に必要な者 ※中軽度補聴器は補装具費の対象外であることに留意すること。	
	耳あな型	<p>ポケット型及び耳かけ型の補聴器の使用が困難で真に必要な者。</p> <p>特に、オーダーメイドの場合は、障害の状況、耳の形状等レディメイドで対応不可能な者。</p>
	骨導式	伝音性難聴者であって、耳漏が著しい者又は外耳閉鎖

		症等を有する者で、かつ、耳栓又はイヤーマールドの使用が困難な者。
人工内耳	人工内耳用音声信号処理装置（修理）	人工内耳装用者のうち、医師が当該人工内耳用音声信号処理装置の修理が必要であると判断している者。
車椅子	手動リフト式普通型	当該車椅子を使用することにより自力乗降が可能となる者等、日常生活又は社会生活において真に必要な者。 ※ 手動リフト式普通型とは、座席の高さが床面から概ね 70 cmの安全な範囲で調整可能なものとする。
	リクライニング式	次のいずれかに該当する身体障害者・児であること。 ア 座位姿勢の持続により低血圧性発作を起こしやすいため、随時に仰臥姿勢をとることにより発作を防止する必要のある者。 イ 四肢や体幹に著しい運動制限があつて座位を長時間保持できないため、随時に仰臥姿勢をとることにより座位による生活動作を回復する必要のある者。
	レバー駆動型	歩行困難な者で、かつ、片上肢機能に障害がある者。
	ティルト式	四肢麻痺や、関節拘縮等により長時間の座位保持が困難な者であつて、自立姿勢変換が困難な者等。
電動車椅子	<p>学齡児以上であつて、次のいずれかに該当する障害者・児を対象者とする事。</p> <p>ア 重度の下肢機能障害者等であつて、電動車椅子によらなければ歩行機能を代替できない者</p> <p>イ 歩行に著しい制限を受ける者又は歩行により症状の悪化をきたす者であつて、医学的所見から適応が可能な者</p> <p>なお、支給決定にあたっては、次のいずれにも該当する障害者・児を条件とすること。</p> <p>（適正） 日常生活において、視野、視力、聴力等に障害を有しない者又は障害を有するが電動車椅子の安全走行に支障がないと判断される者。</p> <p>（知識） 歩行者として、必要最小限の交通規則を理解・遵守することが可能な者。</p> <p>（操作能力） ア及びイの全ての操作を円滑に実施できる者。 ただし、簡易形アシスト式の場合には、イの(エ)を除き不要であること。</p> <p>ア 基本操作 （ア）操作ノブ等の操作</p>	

	(イ) メインスイッチ・速度切り替え (ウ) 発進・停止 イ 移動操作 (ア) 速度(低速・高速等)調節 (イ) 直進(直線・蒲鉾・片傾斜道路)走行 (ウ) S字・クランク走行 (エ) 坂道走行 (オ) 溝・段差乗越え走行 (カ) 旋回 (キ) 非常時の対応 (ク) その他移動に必要な操作	
	リクライニング式	次のいずれかに該当する身体障害者・児であること。 ア 座位姿勢の持続により低血圧性発作を起こしやすいため、随時に仰臥姿勢をとることにより発作を防止する必要のある者。 イ 四肢や体幹に著しい運動制限があつて座位を長時間保持できないため、随時に仰臥姿勢をとることにより座位による生活動作を回復する必要のある者。
	電動リフト式普通型	手動リフト式普通型車椅子の使用が困難な者で、当該車椅子を使用することにより自力乗降が可能となる者等、日常生活又は社会生活において真に必要な者。
	ティルト式	四肢麻痺や、関節拘縮等により長時間の座位保持が困難な者であつて、自立姿勢変換が困難な者等。
重度障害者用意思伝達装置	重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者であつて、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者。 難病患者等については、音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者。	
	文字等走査入力方式(簡易なもの)	操作が簡易であるため、複雑な操作が苦手な者、若しくはモバイル使用を希望する者。
	文字等走査入力方式(簡易な環境制御機能若しくは高度な環境制御機能が付加されたもの)	独居等日中の常時対応者(家族や介護者等)が不在などで、家電等の機器操作を必要とする者。

	文字等走査入力方式(通信機能が付加されたもの)	通信機能を用いて遠隔地の家族等と連絡を取ることが想定される者。
	生体现象方式	筋活動(まばたきや呼気等)による機器操作が困難な者

(注1) 以上の表は、あくまでも対象者の例を示しているものであり、支給の判断に当たっては、個別の身体状況や生活環境等を十分に考慮すること。

(注2) 難病患者等は、症状が日内変動する者もいるため、症状がより重度である状態をもって判断すること。

別表 2

○ 補装具費支給意見書を作成する医師の要件について

	身体障害者	身体障害児	難病患者等
①身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医（日本専門医機構が認定した専門医又は所属学会認定の専門医）	○	○	○
②指定自立支援医療機関の医師（日本専門医機構が認定した専門医又は所属学会認定の専門医）	○	○	○
③国立障害者リハビリテーションセンター学院で行う補装具関係の適合判定医師研修会を修了している医師	○	○	○
④上記と同等と認める医師（※）	○	○	○
⑤保健所の医師	—	○	○
⑥難病法第6条第1項に基づく指定医	—	—	○

※ 補装具費支給意見書のみで市町村が判断する種目に限る

補装具費等の算定について

(1) 基準額の算出（端数処理：小数点以下切り捨て）

① 購入又は修理の場合

次に掲げる(ア)、(イ)又は(ウ)のうち、最も低い額を基準額とする。

(ア) 告示により算出した額

(イ) 現に補装具の購入又は修理に要した費用の額

(ウ) 補装具事業者等の製品カタログ及びホームページに記載された額

② 借受けの場合

次に掲げる(ア)又は(イ)のうち、いずれか低い額を基準額とする。

(ア) 告示により算出した額（日割り計算を行う場合は、その額）

(イ) 現に補装具の借受けに要した費用の額

(2) 利用者負担額の算出

原則、負担上限月額（政令で定める額）とする。ただし、負担上限月額よりも基準額に $10/100$ を乗じて得た額（1割負担額）の方が低い場合は、1割負担額（端数処理：小数点以下切り捨て）とする。

(3) 補装具費の算出

① 基準額の $10/100$ 相当額が負担上限月額を超えない場合

補装具費＝基準額－利用者負担額

② 基準額の $10/100$ 相当額が利用者負担上限月額を超える場合

補装具費＝基準額－負担上限月額

※同一月内に複数回の支給を受ける場合

補装具費の算出

① 前回の支給の際に利用者負担額が負担上限月額を超えていない場合

ア 今回の基準額の $10/100$ 相当額を加算して負担上限月額を超えない場合

補装具費＝（今回の基準額＋前回までの基準額）－（今回の利用者負担額＋前回までの利用者負担額）

イ 今回の基準額の $10/100$ 相当額を加算して負担上限月額を超えた場合

補装具費＝（今回の基準額＋前回までの基準額）－負担上限月額

② 前回の支給の際に利用者負担額が利用者負担上限月額を超えている場合

補装具費＝（今回の基準額＋前回までの基準額）－負担上限月額

別添様式例第1号

補装具費（購入・借受け・修理）支給申請書

		申請日 年 月 日		
(あて先) 市町村長		(申請者)		
		住 所		
		氏 名		
		個人番号		
		対象者との続柄		
		電 話		
<p>下記のとおり補装具費の支給申請（購入・借受け・修理）をいたします。</p> <p>補装具費の支給申請（購入・借受け・修理）の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。</p>				
対 象 者	住 所			
	フリガナ 氏 名	(個人番号)		
	生年月日	年 月 日	電 話	
身体障害者手帳 障 害 名	手帳番号	第 号	交付年月日	年 月 日
	障害種別			障害等級
疾患名	(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に規定する疾患名を記載のこと)			
購入・借受け・修理 を受ける補装具名				
判定予定日				
希 望 する 補 装 具 事 業 者	名 称			
	所在地			
	電 話		FAX	
該当する所得区分	1. 生活保護 2. 低所得 3. 一般 4. 一定所得以上			
生活保護への移行予防措置に関する認定	<input type="checkbox"/> 生活保護への移行予防（定率負担減免措置）を希望します。			

調 査 書

申請年月日	年 月 日	申請者氏名				
申請の種類	購入（借受けの意向 有・無） ・ 借受け ・ 修理 ※ 迅速判定（有・無）					
対象者	住 所					
	フリガナ 氏 名					
	生年月日	年 月 日	電 話			
世帯員の状況	氏 名	年 齢	対象者 との 続 柄	課 税 状 況		備 考
				課税区分	市 民 税 所 得 割	
	非課税世帯	氏名	所得	障害年金	手当	合計
		円	円	円	円	
世帯区分	1. 生活保護 2. 低所得 3. 一般 4. 一定所得以上					
基準額	見積額	利用者負担額		公費負担額		
円	円					
月額負担上限額						
		円		円		
用 具 名	基準額	見積額	利用者負担	公費負担		
合 計						
上記のとおり確認しました。						
年 月 日						
調査者						

判定依頼書（迅速・一般）

第 年 月 日 号

身体障害者更生相談所長 殿

市町村長

下記の者に対する判定を依頼する。

記

氏名		年 月 日生	住 所	
手帳	号	年 月 日交付	医療保険名	
長期給付の内容（現在被保険者であればそれも含む）				
家 族 関 係				
生 育 ・ 職 業 歴				
障害・疾患等に関する既往歴			最近5年間の補装具購入・借受け・修理状況	
			年 月（購入・借受け・修理）	
			年 月（購入・借受け・修理）	
			年 月（購入・借受け・修理）	
			年 月（購入・借受け・修理）	
			年 月（購入・借受け・修理）	
現在受療中の医療機関名				
判定依頼事項				
申請の種類・・・ 購入（借受けの意向 有・無）、借受け、修理				
借受けの意向・・・有、無				
判定の方法・・・ 通所、巡回、オンライン、動画、訪問（自宅・施設）、委嘱				
訪問又は委嘱による判定を希望する場合は、以下のいずれかをチェックして施設名等を記入すること。（委嘱の場合、別表2による医師の要件を満たしているか確認のこと）				
<input type="checkbox"/> :重度の障害を持つ者 <input type="checkbox"/> :遠隔地に住む者 <input type="checkbox"/> :その他（ ）				
判定を希望する場所	医療機関（施設）名：			
	電 話 番 号 ：			

判 定 通 知 書

第 号
年 月 日
市 町 村 長

殿

先に申請のあった については、専門的判定の必要がありますので
年 月 日に 身体障害者更生相談所において判定を行うこ
とになりました。

なお、当日は本書を持参してください。

記

1. 身体障害者手帳番号
2. 判定依頼事項

義手処方箋

氏名				生年月日	明治・大正 昭和・平成 令和	年月日()歳
住所					TEL	
医学的所見	疾患名		切断部位	左右		職業 (具体的に)
	障害名		断端長	cm		
種目	殻構造・骨格構造		採型区分	A- ()		種目名称別コード
	1. 肩義手用 2. 上腕義手用 3. 肘義手 4. 前腕義手 5. 手義手 6. 手部義手 7. 手指義手		1. 能動式 2. 電動式 3. その他 <input type="checkbox"/> 装飾用 <input type="checkbox"/> 作業用		1. 肩甲胸郭間切断用 2. 吸着式 3. 顆上懸垂式 4. スプリットソケット 5. チェックソケット <input type="checkbox"/> シリコーン又はライナー <input type="checkbox"/> 透明チェックソケット	

【製作要素価格】

ソケット	インサート	支持部	殻構造		骨格構造	
			1. 能動式	<input type="checkbox"/> 肩部	<input type="checkbox"/> 肩義手用	
1. 皮革 2. 熱硬化性樹脂 3. 熱硬化性樹脂(電動式) 4. 熱可塑性樹脂 5. 熱可塑性樹脂(電動式)		1. 皮革 2. 軟性発泡樹脂 3. 皮革・軟性発泡樹脂	2. 電動式 <input type="checkbox"/> 上腕部		<input type="checkbox"/> 上腕義手用	
			3. その他 a. 熱硬化性樹脂 b. 熱可塑性樹脂 <input type="checkbox"/> 前腕部 a. 熱硬化性樹脂 b. 熱可塑性樹脂 <input type="checkbox"/> 手部		<input type="checkbox"/> 肘義手用 <input type="checkbox"/> 前腕義手用	
			<input type="checkbox"/> 形状、接続部の修正		<input type="checkbox"/> 形状、接続部の修正	
義手用ハーネス		外装	殻構造		骨格構造	
			<input type="checkbox"/> 肩部		<input type="checkbox"/> 肩義手用	
			a. 皮革 b. プラスチック c. 塗装		<input type="checkbox"/> 上腕義手用	
			<input type="checkbox"/> 上腕部 a. 皮革 b. プラスチック c. 塗装		<input type="checkbox"/> 前腕義手用	
			<input type="checkbox"/> 前腕部 a. 皮革 b. プラスチック c. 塗装			
断端袋						
			1. 上腕用 2. 前腕用			

【完成用部品価格】

完成用部品	
-------	--

特記事項、使用者の希望事項など記述すること

(借受けの希望 有・無)

処方	年月日	仮合せ	年月日	良・不良
採型	年月日	適判定	年月日	

義足処方箋

氏名				生年月日	明治・大正 昭和・平成 令和	年 月 日 ()歳	
住所					TEL		
医学的 所見	疾患名			切断部位	左 右		
	障害名			断端長	cm		
種目	殻構造・骨格構造		採型区分	B- ()		種目名称別コード	
名称・ 型式	殻構造			骨格構造			
	1. 股義足						
	2. 大腿義足	a. 差込式	b. ライナー式	c. 吸着式	a. 差込式	b. ライナー式	c. 吸着式
	3. 膝義足	a. 差込式	b. ライナー式	c. 吸着式	a. 差込式	b. ライナー式	c. 吸着式
	4. 下腿義足	a. 差込式	b. PTB式	c. PTS式	a. 差込式	b. PTB式	c. PTS式
		d. KBM式	e. TSB式		d. KBM式	e. TSB式	
	5. サイム義足						
6. 足根中足義足	a. 足袋式		b. 下腿部支持式				
7. 足趾義足							
基本 価格	1. 差込式		6. KBM式		加算	1. 片側骨盤切断用	
	2. ライナー式		7. TSB式			2. 短断端切断用キャップシャフト	
	3. 吸着式		8. 有窓式			3. 坐骨収納型ソケット	
	4. PTB式		9. 足袋式			4. 大腿支柱付き	
	5. PTS式		10. 下腿部支持式			5. チェックソケット <input type="checkbox"/> シリコーン又はライナー <input type="checkbox"/> 透明プラスチック	

【製作要素価格】

ソケット	1. 熱硬化性樹脂	インソ ソフト	1. 皮革	支持部	殻構造義肢		骨格構造義肢	
	2. 熱可塑性樹脂		2. 軟性発泡樹脂		1. 股部	1. 股義足用		
	3. 木製		3. 皮革・軟性発泡樹脂		2. 大腿部	2. 大腿義足用		
	4. 皮革		4. 皮革・フェルト		a. 木製 b. 熱硬化性樹脂	3. 膝義足用		
	<input type="checkbox"/> エアクションソケット		5. シリコーン		3. 下腿部	4. 下腿義足用		
	<input type="checkbox"/> カーボnstockソケット				a. 木製 b. 熱硬化性樹脂	<input type="checkbox"/> 土台修正		
	<input type="checkbox"/> 下腿部支持式				4. 足部			
義足懸垂 用品	1. 股義足用			外装	殻構造義肢		骨格構造義肢	
	a. 懸垂帯一式				1. 股部	a. 皮革	1. 股義足用	
	2. 大腿義足用	3. 膝義足用			2. 大腿部	b. プラスチック	2. 大腿義足用	
	a. シレジアバンドー式	b. 肩吊り帯			3. 下腿部	c. 塗装	3. 膝義足用	
	c. 腰バンド	d. 横吊帯			4. 足部	d. リアルソックス	4. 下腿義足用	
	4. 下腿義足用	d. PTB膝カフ一式					<input type="checkbox"/> リアルソックス	
	a. 腰バンド	b. 横吊帯						
	c. 大腿コルセット一式	d. PTBカフベルト一式						
断端袋	1. 大腿用							
	2. 下腿用							

【完成用部品価格】

完成用 部品			
-----------	--	--	--

特記事項、使用者の希望事項など記述すること

(借受けの希望 有・無)

処方	年 月 日	仮合せ	年 月 日	良・不良
採型	年 月 日	適合 判定	年 月 日	

別添様式例第5号(3)

3. 体幹装具			
a. 支持部		b. その他の加算要素	
(1)頸椎支持部 A 硬性 1 支柱付き 2 支柱なし B フレーム C カラー 1 あご受けあり 2 あご受けなし	(4)仙腸支持部 A 硬性 1 支柱付き 2 支柱なし B フレーム C 軟性 D 骨盤帯 1 芯あり 2 芯なし	(1)体幹装具付属品 <input type="checkbox"/> 高さ調整 <input type="checkbox"/> ターンバックル式 <input type="checkbox"/> 腰部継手 <input type="checkbox"/> バタフライ <input type="checkbox"/> 肩バンド <input type="checkbox"/> 会陰ひも <input type="checkbox"/> 腹圧強化バンド <input type="checkbox"/> 斜頸枕	(2)側弯症装具付属品 <input type="checkbox"/> ミルウォーキー型付属品一式 <input type="checkbox"/> 胸椎パッド <input type="checkbox"/> 腰椎パッド <input type="checkbox"/> ショルダーリング <input type="checkbox"/> 腋窩パッド <input type="checkbox"/> ネックリング <input type="checkbox"/> 胸郭バンド <input type="checkbox"/> アウトリガー <input type="checkbox"/> 前方支柱 <input type="checkbox"/> 後方支柱 <input type="checkbox"/> 側方支柱
(2)胸椎支持部 A 硬性 1 支柱付き 2 支柱なし B フレーム C 軟性	(5)骨盤支持部 A 皮革 B 硬性 <input type="checkbox"/> 硬性のサンドイッチ構造	(3)内張り <input type="checkbox"/> 頸椎支持部 <input type="checkbox"/> 胸椎支持部 <input type="checkbox"/> 腰椎支持部 <input type="checkbox"/> 仙腸支持部	
(3)腰椎支持部 A 硬性 1 支柱付き 2 支柱なし B フレーム C 軟性			

4. 上肢装具			
a. 継手			c. その他の加算要素 <input type="checkbox"/> 肘サポーター(支柱付き・支柱なし) <input type="checkbox"/> 末節骨パッド(硬性・フレーム) <input type="checkbox"/> 中・末節骨パッド(硬性・フレーム) <input type="checkbox"/> 対立バー <input type="checkbox"/> Cバー <input type="checkbox"/> アウトリガー <input type="checkbox"/> 伸展・屈曲補助バネ <input type="checkbox"/> 膝当て <input type="checkbox"/> ターンバックル <input type="checkbox"/> フレクサーヒンジ <input type="checkbox"/> 内張り(上腕部・前腕部・手部)
(1)肩継手 A 固定式・B 遊動式 C 肩回旋装置	(3)手継手 A 固定式・B 遊動式 C プラスチック継手	(4)MP継手 A 固定式・B 遊動式 (5)IP継手 A 固定式 1 硬性 2 フレーム B 遊動式・C 鋼線支柱	
b. 支持部			
(1)胸郭支持部 A 硬性 B フレーム	(3)上腕支持部 A 半月 B 皮革等	(4)前腕支持部 A 半月 B 皮革等	(5)手部背側パッド A 硬性 B フレーム
(2)骨盤支持部 A 硬性 B フレーム	1 カフバンド 2 上腕コルセット C 硬性	1 カフバンド 2 前腕コルセット C 硬性	(6)手掌パッド A 硬性 B フレーム

【完成用部品価格】

完成用部品	
-------	--

【レディメイド】

メーカー名		メーカー型番	
装具名称		種類	硬性・軟性(支柱付き・支柱なし)

特記事項、使用者の希望事項など記述すること

(借受けの希望 有・無)			
処方	年 月 日	仮合せ	年 月 日 良・不良
採型	年 月 日	適合判定	年 月 日

姿勢保持装置処方箋

氏名			生年月日	明治・大正 昭和・平成 令和	年 月 日 () 歳			
住所					TEL			
医学的 所見	疾患名		身長	cm /	kg	職業 (具体的に)		
	障害名		移乗力	自立・半介助・介助		主な使用場所	屋内 屋外 屋内外	
基本価格	1. 頭・頸部	<input type="checkbox"/> 採寸 <input type="checkbox"/> 採型			【付属品】			
	2. 上肢	<input type="checkbox"/> 採寸 <input type="checkbox"/> 採型 (右・左)			カットアウト テーブル	<input type="checkbox"/> カットアウトテーブル <input type="checkbox"/> クッション張り <input type="checkbox"/> テーブル取付部品		
	3. 体幹部	<input type="checkbox"/> 採寸 <input type="checkbox"/> 採型			上肢保持 部品	<input type="checkbox"/> アームレスト (右・左) <input type="checkbox"/> 肘パッド (右・左) <input type="checkbox"/> 縦型グリップ (右・左) <input type="checkbox"/> 横型グリップ (右・左)		
	4. 骨盤・大腿部	<input type="checkbox"/> 採寸 <input type="checkbox"/> 採型				体幹保持 部品	<input type="checkbox"/> 頭頸部パッド <input type="checkbox"/> 肩パッド(右・左) <input type="checkbox"/> 胸パッド <input type="checkbox"/> 胸受けロール <input type="checkbox"/> 体幹パッド (右・左) <input type="checkbox"/> 腰部パッド (右・左)	
	5. 下腿・足部	<input type="checkbox"/> 採寸 (右・左)					骨盤保持 部品	<input type="checkbox"/> 骨盤パッド (右・左) <input type="checkbox"/> 臀部パッド (右・左)
1. 頭・頸部	<input type="checkbox"/> 頭部支え			下腿保持 部品	<input type="checkbox"/> 内転防止パッド <input type="checkbox"/> 外転防止パッド (右・左) <input type="checkbox"/> 膝パッド (右・左) <input type="checkbox"/> 下腿保持パッド (右・左) <input type="checkbox"/> 足部保持パッド (右・左)			
2. 上肢	<input type="checkbox"/> 上肢支え (右・左) <input type="checkbox"/> 前腕・手部支え (右・左)				ベルト部品	<input type="checkbox"/> 肩ベルト (右・左) <input type="checkbox"/> 腕ベルト (右・左) <input type="checkbox"/> 手首ベルト (右・左) <input type="checkbox"/> 胸ベルト <input type="checkbox"/> 骨盤ベルト <input type="checkbox"/> 股ベルト <input type="checkbox"/> 大腿ベルト(右・左) <input type="checkbox"/> 膝ベルト(右・左) <input type="checkbox"/> 下腿ベルト(右・左) <input type="checkbox"/> 足首ベルト(右・左)		
3. 体幹部	<input type="checkbox"/> 平面形状型 <input type="checkbox"/> モールド型 <input type="checkbox"/> 張り調整型					支持部 カバー	<input type="checkbox"/> 頭部 <input type="checkbox"/> 上肢(右・左) <input type="checkbox"/> 体幹部 平面形状型 <input type="checkbox"/> 体幹部 モールド型 <input type="checkbox"/> 体幹部 張り調整型 <input type="checkbox"/> 骨盤・大腿部 平面形状型 <input type="checkbox"/> 骨盤・大腿部 モールド型 <input type="checkbox"/> 骨盤・大腿部 張り調整型 <input type="checkbox"/> 下腿部 (右・左) <input type="checkbox"/> 足部 (右・左)	
4. 骨盤・大腿部	<input type="checkbox"/> 平面形状型 <input type="checkbox"/> モールド型 <input type="checkbox"/> 張り調整型			内張り	<input type="checkbox"/> アームレスト (右・左) <input type="checkbox"/> テーブル			
5. 下腿部	<input type="checkbox"/> 下腿支え (右・左)				体圧分散 補助素材	<input type="checkbox"/> 頭部 <input type="checkbox"/> 上肢(右・左) <input type="checkbox"/> 体幹部 <input type="checkbox"/> 骨盤・大腿部 <input type="checkbox"/> 下腿部(右・左) <input type="checkbox"/> 足部(右・左)		
6. 足部	<input type="checkbox"/> 足台 (右・左)			キャスタ		<input type="checkbox"/> 標準 <input type="checkbox"/> 多機能		
7. 加算要素	<input type="checkbox"/> フレックス構造				その他	<input type="checkbox"/> 介助用グリップ(右・左) <input type="checkbox"/> ストッパー <input type="checkbox"/> 高さ調整用台座		
支持部の 連結	1. 固定	<input type="checkbox"/> 頸部 <input type="checkbox"/> 腰部 (右・左) <input type="checkbox"/> 膝部 (右・左) <input type="checkbox"/> 足部 (右・左)			構造 フレーム	使用材料 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 金属		
	2. 遊動	<input type="checkbox"/> 腰部 (右・左) <input type="checkbox"/> 膝部 (右・左) <input type="checkbox"/> 足部 (右・左)				機構 加算	1. ティルト機構 <input type="checkbox"/> 機械式 <input type="checkbox"/> ガス圧式 <input type="checkbox"/> 電動式 2. 昇降機構 <input type="checkbox"/> 機械式 <input type="checkbox"/> ガス圧式 <input type="checkbox"/> 電動式 3. 車椅子機能 <input type="checkbox"/> 機械式 <input type="checkbox"/> ガス圧式 <input type="checkbox"/> 電動式	
	3. 角度調整用部品	<input type="checkbox"/> 機械式 <input type="checkbox"/> ガス圧式 <input type="checkbox"/> 電動式					調節機構	1. 高さ調節 <input type="checkbox"/> 頭部支持部 <input type="checkbox"/> 体幹支持部 <input type="checkbox"/> 骨盤・大腿支持部 <input type="checkbox"/> 足部支持部(右・左) <input type="checkbox"/> アームサポート(右・左)
1. 固定	<input type="checkbox"/> 頸部支持部 <input type="checkbox"/> 骨盤・大腿支持部 <input type="checkbox"/> 足部支持部(右・左)			調節機構	2. 前後調節 <input type="checkbox"/> 頭部支持部 <input type="checkbox"/> 骨盤・大腿支持部 <input type="checkbox"/> 足部支持部(右・左)			
2. 遊動	<input type="checkbox"/> 頭部支持部 <input type="checkbox"/> テーブル				調節機構	3. 角度調節 <input type="checkbox"/> 頭部支持部 <input type="checkbox"/> テーブル		
3. 角度調整用部品	<input type="checkbox"/> 体幹パッド(右・左) <input type="checkbox"/> 骨盤パッド(右・左) <input type="checkbox"/> 膝パッド(右・左) <input type="checkbox"/> アームサポート(右・左) <input type="checkbox"/> 内転防止パッド			調節機構		4. 脱着機能 <input type="checkbox"/> 体幹パッド(右・左) <input type="checkbox"/> 骨盤パッド(右・左) <input type="checkbox"/> 膝パッド(右・左) <input type="checkbox"/> アームサポート(右・左) <input type="checkbox"/> 内転防止パッド		
1. 固定	<input type="checkbox"/> アームサポート(右・左) <input type="checkbox"/> 足部支持部(右・左)				調節機構	5. 開閉機構 <input type="checkbox"/> アームサポート(右・左) <input type="checkbox"/> 足部支持部(右・左)		

【完成用部品価格】

完成用 部品		
-----------	--	--

特記事項、使用者の希望事項など記述すること

		(借受けの希望 有・無)	
処方	年 月 日	仮合せ	年 月 日 良・不良
採型	年 月 日	適合 判定	年 月 日

車椅子処方箋

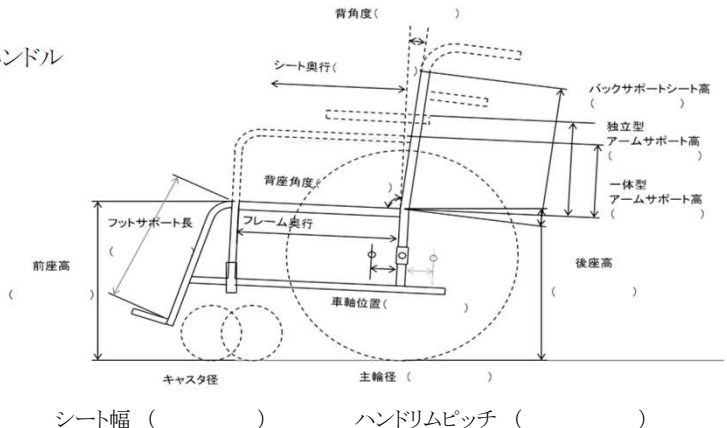
氏名		生年月日		明治・大正 昭和・平成 令和		年月日()歳	
住所				TEL			
医学的 所見	疾患名		身長	cm /	kg	職業 (具体的に)	
	障害名		移乗能力	自立・半介助・介助		主な使用場所 屋内 屋外 屋内外	
基本価格		1. 標準 2. 頭頸部		本体		自走用・介助用	
a. 新規支給(1台)		b. 2台同時支給		c. 再支給		種目名称別コード	
a. 新規支給(1台)		b. 2台同時支給		c. 再支給		a. モジュール(標準) b. オーダーメイド c. レディメイド	
機構加算	1. リクライニング機構 2. ティルト機構 3. ティルト・リクライニング機構 4. リフト機構			基本構造	1. 後方大車輪(標準) 2. 前方大車輪 3. 6輪構造		
【構造部品加算】							
シート	1. スリング式(標準) 2. 張り調整式 3. 板張り式		a. 奥行き調整構造	バックサポート	1. スリング式(標準) 2. 張り調整式		a. ワイドフレーム b. バックサポート延長 c. 高さ調整構造 d. 背座角度調整 e. 背折れ構造
フットサポート	1. 固定式(標準) 2. 挙上式 3. 着脱式 4. 開閉着脱式 5. 挙上・開閉着脱式		a. レッグベルト全面張り	フットサポート	1. セパレート式(標準) 2. セパレート式(中折式) 3. 中折式		a. 前後調整 b. 角度調整 c. 左右調整
サーム	1. フレーム一体型_固定式 2. フレーム一体型_跳ね上げ式 3. フレーム一体型_着脱式 4. 独立型_固定式 5. 独立型_跳ね上げ式 6. 独立型_着脱式		a. 高さ調整構造 b. 角度調整構造 c. アームサポート幅広 d. アームサポート延長	ブレーキ		1. 駐車ブレーキ(標準) a. キャリパーブレーキ b. フットブレーキ	
駆動輪主輪	1. 固定式(標準) 2. 着脱式		a. 車軸位置調整構造 b. キャンバー角度変更 c. 片手駆動構造 d. レバー駆動構造	タイヤ	1. エア 2. ノーパンク		キャスタ 1. ソリッド 2. 衝撃吸収タイプ
ハンドリム	1. プラスチック(標準) 2. ステンレス 3. アルミ		a. ピッチ30mm以上 b. 片手駆動構造	【付属品】 ヘッドサポート		1. 着脱式(枕含む) 2. マルチタイプ(枕含む) 3. 枕(オーダーメイド) 4. 枕(レディメイド)	
【付属品】							
<input type="checkbox"/> クッション (カバー付き)	1. 平面形状型 2. モールド型		a. ゲル素材 d. 滑り止め加工	b. 多層構造 e. 防水加工		c. 立体編物	
<input type="checkbox"/> 座板	a. クッション一体型						
<input type="checkbox"/> 背クッション	a. 滑り止め加工						
<input type="checkbox"/> ヒールループ	<input type="checkbox"/> 酸素ボンベ固定装置						
<input type="checkbox"/> アンクルストラップ	<input type="checkbox"/> 栄養バック取付用ガートル架						
<input type="checkbox"/> ステップカバー	<input type="checkbox"/> 点滴ポール						
<input type="checkbox"/> テーブル	<input type="checkbox"/> 日よけ						
<input type="checkbox"/> テーブル取付部品	<input type="checkbox"/> 雨よけ						
<input type="checkbox"/> 転倒防止装置(パイプ)	<input type="checkbox"/> 泥よけ						
<input type="checkbox"/> 転倒防止装置(キャスタ付き)	<input type="checkbox"/> スポークカバー						
<input type="checkbox"/> 呼吸器搭載台	<input type="checkbox"/> リフレクタ						
<input type="checkbox"/> 痰吸引器搭載台	<input type="checkbox"/> 高さ調整手押しハンドル						
<input type="checkbox"/> 携帯会話補助装置搭載台	<input type="checkbox"/> 滑り止めハンドリム						
<input type="checkbox"/> 車載固定用フック	<input type="checkbox"/> ノブ付きハンドリム						
<input type="checkbox"/> 杖たて(一本杖)	a. 水平ノブ						
<input type="checkbox"/> 杖たて(多点つえ)	b. 垂直ノブ						
【付属品】姿勢保持装置_製作要素							
【完成用部品】				メーカー名			
種目名称別コード				製品名			
適合判定	年月日			処方	年月日		

標準形電動車椅子処方箋

氏名		生年月日		明治・大正 昭和・平成 令和		年 月 日 ()歳	
住所				TEL			
医学的 所見	疾患名	身長	cm /	kg	職業 (具体的に)		
	障害名	移乗 能力	自立・半介助・介助		主な使用場 所	屋内 屋外 屋内外	
基本価格		1. 標準 2. 頭頸部		本体	1. 標準形(低速用) 2. 標準形(中速用)		
a. 新規支給(1台)		b. 2台同時支給		c. 再支給		a. モジュール(標準) b. オーダーメイド c. レディメイド	
機構 加算	1. 手動リクライニング機構		バッテリー		1. シールドバッテリー		
	2. 電動リクライニング機構				2. リチウムイオンバッテリー		
	3. 電動ティルト機構		操作ボックス		1. 標準型		
	4. 電動ティルト・リクライニング機構		操作レバー		1. 感度調整		a. ばね圧変更
	5. 電動リフト機構		スイッチ		1. 標準型		a. スイッチ延長
【構造部品加算】							
シート	1. 板張り式(標準) 2. スリング式 3. 張り調整式		a. 奥行き調整構造		バック サポート	1. スリング式(標準) 2. 張り調整式	
レフト フット サ	1. 固定式(標準) 2. 挙上式 3. 着脱式 4. 開閉着脱式 5. 挙上・開閉着脱式		a. レッグベルト全面張り		フット サポート	1. セパレート式(標準) 2. セパレート式 (二重折込式)	
サポー ト	1. フレーム一体型_固定式 2. フレーム一体型_跳ね上げ式 3. フレーム一体型_着脱式 4. 独立型_固定式 5. 独立型_跳ね上げ式 6. 独立型_着脱式		a. 高さ調整構造 b. 角度調整構造 c. アームサポート幅広 d. アームサポート延長		ブレーキ	1. 電動又は電磁ブレーキ(標準)	
					タイヤ	1. エア(標準) 2. ノーパンク	キャスト 1. エア(標準) 2. ノーパンク
【付属品】							
<input type="checkbox"/> パワーステアリング <input type="checkbox"/> クライマーセット <input type="checkbox"/> 手動スイングアーム <input type="checkbox"/> 電動チンコントロール一式 <input type="checkbox"/> 手動チンコントロール一式 <input type="checkbox"/> 多様入力コントローラ <input type="checkbox"/> a. 非常停止スイッチボックス <input type="checkbox"/> b. 4方向スイッチボード <input type="checkbox"/> c. 8方向スイッチボード <input type="checkbox"/> d. 小型ジョイスティックボックス <input type="checkbox"/> e. フォースセンサ <input type="checkbox"/> f. 足用ボックス <input type="checkbox"/> 簡易1入力 <input type="checkbox"/> ジョイスティックノブ <input type="checkbox"/> 小/球/こけし <input type="checkbox"/> U/十字/ペン/太長/T字/極小 <input type="checkbox"/> ヒールループ <input type="checkbox"/> アンクルストラップ <input type="checkbox"/> ステップカバー		<input type="checkbox"/> テーブル <input type="checkbox"/> テーブル取付部品 <input type="checkbox"/> 呼吸器搭載台 <input type="checkbox"/> 痰吸引器搭載台 <input type="checkbox"/> 携帯会話補助装置搭載台 <input type="checkbox"/> 車載固定用フック <input type="checkbox"/> 杖たて(一本杖) <input type="checkbox"/> 杖たて(多点つえ) <input type="checkbox"/> 酸素ボンベ固定装置 <input type="checkbox"/> 栄養バック取付用ガートル架 <input type="checkbox"/> 点滴ポール <input type="checkbox"/> 日よけ <input type="checkbox"/> 雨よけ <input type="checkbox"/> 泥よけ <input type="checkbox"/> スポークカバー <input type="checkbox"/> リフレクタ <input type="checkbox"/> 高さ調整手押しハンドル		<input type="checkbox"/> クッション(カバー付き) 1. 平面形状型 2. モールド型 a. ゲル素材 b. 多層構造 c. 立体編物 d. 滑り止め加工 e. 防水加工 <input type="checkbox"/> 背クッション a. 滑り止め加工 <input type="checkbox"/> ヘッドサポート 1. 着脱式(枕含む) 2. マルチタイプ(枕含む) 3. 枕(オーダーメイド) 4. 枕(レディメイド) a. 枕オーダーメイド変更			
【付属品】姿勢保持装置_製作要素				【特記事項】			
【完成用部品】							
種目名称別コード				メーカー名/製品名			
適合 判定	年 月 日			処方	年 月 日		

簡易形電動車椅子処方箋

氏名		生年月日		明治・大正 昭和・平成 令和		年月日()歳	
住所		TEL					
医学的 所見	疾患名	身長	cm /	kg	職業 (具体的に)		
	障害名	移乗能力	自立・半介助・介助		主な使用場所	屋内	屋外
基本価格		1. 標準 2. 頭頸部		本体	1. 簡易形(切替式) 2. 簡易形(アシスト式)		
a. 新規支給(1台)		b. 2台同時支給		c. 再支給		a. モジュール(標準) b. オーダーメイド c. レディメイド	
機構 加算	1. リクライニング機構 2. ティルト機構 3. ティルト・リクライニング機構			バッテリー	1. リチウムイオンバッテリー 2. ニッケル水素バッテリー		
				操作ボックス	1. 標準型		
基本 構造	1. 後方大車輪(標準)		a. 幅止め構造		操作レバー	1. 感度調整 a. ばね圧変更	
					スイッチ	1. 標準型 a. スイッチ延長	
【構造部品加算】							
シート	1. スリング式(標準) 2. 張り調整式 3. 板張り式		a. 奥行き調整構造		バックサポート	1. スリング式(標準) 2. 張り調整式 a. ワイドフレーム b. バックサポート延長 c. 高さ調整構造 d. 背座角度調整 e. 背折れ構造	
フットサポートレッグ	1. 固定式(標準) 2. 挙上式 3. 着脱式 4. 開閉着脱式 5. 挙上・開閉着脱式		a. レッグベルト全面張り		フットサポート	1. セパレート式(標準) 2. セパレート式(中折式) 3. 中折式 a. 前後調整 b. 角度調整 c. 左右調整	
サポーム	1. フレーム一体型_固定式 2. フレーム一体型_跳ね上げ式 3. フレーム一体型_着脱式 4. 独立型_固定式 5. 独立型_跳ね上げ式 6. 独立型_着脱式		a. 高さ調整構造 b. 角度調整構造 c. アームサポート幅広 d. アームサポート延長		ブレーキ	1. 駐車ブレーキ/電磁ブレーキ	
【付属品】							
<input type="checkbox"/> 手動スイングアーム <input type="checkbox"/> 手動チンコントロール一式 <input type="checkbox"/> 多様入力コントローラ <input type="checkbox"/> a. 非常停止スイッチボックス <input type="checkbox"/> b. 4方向スイッチボード <input type="checkbox"/> c. 8方向スイッチボード <input type="checkbox"/> d. 小型ジョイスティックボックス <input type="checkbox"/> e. フォースセンサ <input type="checkbox"/> f. 足用ボックス <input type="checkbox"/> 簡易1入力 <input type="checkbox"/> ジョイスティックノブ <input type="checkbox"/> 小/球/こけし <input type="checkbox"/> U/十字/ペン/太長/T字/極小 <input type="checkbox"/> ヒールループ <input type="checkbox"/> アンクルストラップ <input type="checkbox"/> ステップカバー		<input type="checkbox"/> テーブル <input type="checkbox"/> テーブル取付部品 <input type="checkbox"/> 呼吸器搭載台 <input type="checkbox"/> 痰吸引器搭載台 <input type="checkbox"/> 携帯会話補助装置搭載台 <input type="checkbox"/> 車載固定用フック <input type="checkbox"/> 杖たて(一本杖) <input type="checkbox"/> 杖たて(多点つえ) <input type="checkbox"/> 酸素ボンベ固定装置 <input type="checkbox"/> 栄養バック取付用ガートル架 <input type="checkbox"/> 点滴ポール <input type="checkbox"/> 日よけ <input type="checkbox"/> 雨よけ <input type="checkbox"/> 泥よけ <input type="checkbox"/> スポークカバー <input type="checkbox"/> リフレクタ <input type="checkbox"/> 高さ調整手押しハンドル		<input type="checkbox"/> クッション(カバー付き) 1. 平面形状型 a. ゲル素材 2. モールド型 b. 多層構造 c. 立体編物 d. 滑り止め加工 e. 防水加工 <input type="checkbox"/> 背クッション a. 滑り止め加工 <input type="checkbox"/> ヘッドサポート 1. 着脱式(枕含む) 2. マルチタイプ(枕含む) a. 枕オーダーメイド変更 3. 枕(オーダーメイド) 4. 枕(レディメイド)			
【付属品】姿勢保持装置_製作要素							
【完成用部品】							
種目名称別コード		メーカー名/製品名					
適合判定	年月日	処方		年月日			



補 装 具 費 支 給 意 見 書

氏名	年 月 日 生 (歳)	
障害名及び原因となった疾病・外傷名 ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令で定める特殊の疾病（難病等）に該当（ <input type="checkbox"/> する・ <input type="checkbox"/> しない）		
障害・疾患等の状況 （注：下記補装具を必要と認める理由が明確となるよう記載する。難病患者等については、身体症状等の変動状況や日内変動等についても記載し、迅速な手続が必要な場合は、迅速手続が必要な理由についても記載する。）	進行性疾患： <input type="checkbox"/> 該 当 <input type="checkbox"/> 非該当 支給決定手続： <input type="checkbox"/> 迅 速 <input type="checkbox"/> 一 般	
必 要 と 認 め る 補 装 具	補装具の種目、名称	
	処 方 （注：借受けが必要な場合はその理由が明確となるよう記載する。）	
	使用効果見込み（注：借受けが必要な場合は借受け期間及び効果が明確となるよう記載する。）	
上記のとおり意見する <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 年 月 日 病院又は診療所名 所 在 地 診療担当科名 作成医師氏名 </div>		

補装具費支給決定通知書

年 月 日

(申請者) 様

市町村長

標記のことについて、次のとおり決定しましたので通知します。

対象者	住所	〒		
	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	年 月 日	電話	

支給番号		支給決定日	年 月 日
------	--	-------	-------

決定内容	(購入・借受け・修理)	借受け期間	年 月 日～ 年 月 日
------	-------------	-------	--------------

補装具事業者	名称			
	所在地	〒		
	電話			

基準額	見積額	利用者負担額		公費負担額
円	円	合計額	円	(合計額) 円
月額負担上限額	円	月額	(初 月) 円	
		(借受けの場合)	(中間月) 円	
		(最終月) 円		

教示事項

補 装 具 費 支 給 券

支 給 番 号		支 給 決 定 日		年 月 日	
購 入 ・ 借 受 け ・ 修 理 の 別		購 入 ・ 借 受 け ・ 修 理			
借 受 け 期 間 (借 受 け の 場 合)		年 月 日		年 月 日	
氏 名		生 年 月 日		年 月 日	
住 所					
保 護 者 氏 名				続 柄	
補 装 具 の 名 称			修 理 部 位		
処 方					
補 装 具 事 業 者	名 称				
	所 在 地				
	電 話				
基 準 額		見 積 額		利 用 者 負 担 額	
円		円		円	
月 額 負 担 上 限 額			円		
円			円		
上記のとおり決定する。 令和 年 月 日					
市町村長					
判 定 検 査	判 定 年 月 日	令 和 年 月 日	判 定 員 名	氏 名	
受 領	受 領 年 月 日	令 和 年 月 日	受 領 者 名	氏 名	
				本人との関係	

補 装 具 費 支 給 券

支 給 番 号			支 給 決 定 日	年 月 日
借 受 け 期 間		年 月 日	~	年 月 日
氏 名			生年月日	年 月 日
住 所				
保 護 者 氏 名			続 柄	
補 装 具 の 名 称			修 理 部 位	
処 方				
補 装 具 事 業 者	名 称			
	所 在 地			
	電 話			
基 準 額	見 積 額	利 用 者 負 担 額		公 費 負 担 額
円	円	円		円
月 額 負 担 上 限 額				
円				
<p>上記のとおり決定する。 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">市町村長</p>				

補 装 具 費 支 給 券

支 給 番 号			支 給 決 定 日	年 月 日	
借 受 け 期 間		年 月 日 ~		年 月 日	
氏 名			生年月日	年 月 日	
住 所					
保 護 者 氏 名			続 柄		
補 装 具 の 名 称			修 理 部 位		
処 方					
補 装 具 事 業 者	名 称				
	所 在 地				
	電 話				
基 準 額		見 積 額		利 用 者 負 担 額	
円		円			
月 額 負 担 上 限 額			円		円
円					
上記のとおり決定する。 令和 年 月 日					
市町村長					
返 却 確 認	返 却 日	令和 年 月 日	事 業 者 名		
			申 請 者 氏 名		本 人 と の 関 係

却下決定通知書

文 書 番 号
令和 年 月 日

〒 -
〇市（町・村）

〇〇 〇〇 様

〇〇市（町村）長

年 月 日に申請された補装具費の支給申請及び利用者負担額減額・免除等申請については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に〇〇市町村長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、〇〇市町村長を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(案)

(別紙)

補装具費支給事務取扱要領

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第25項及び第76条第2項に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。）中の別表の1の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)及び(8)の補聴器歩行器及び重度障害者用意思伝達装置に係る部分並びに3の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)及び(8)の人工内耳及び重度障害者用意思伝達装置については、それぞれ以下の第1から第6により取り扱われることとされた。

なお、完成用部品及び断端袋は義肢、装具等の構成品であって、構成品のみでは消費税が非課税となる身体障害者用物品にはあたらないため、製作又は修理作業を伴わず完成用部品及び断端袋のみを購入又は借受けをした場合の補装具費については、告示に定める上限価格の100分の110に相当する額となること。

また、告示第6項の規定により100分の95を乗ずることとするものは、購入においては、告示別表の「基本価格」及び「製作要素価格」に係るもののみとし、「完成用部品価格」、「本体価格」、「加算要素価格」に係るものについては要しないこと。また、修理については購入に準じること。

第1 義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子及び電動車椅子の基本的事項

1 殻構造義肢

(1) 製作工程

殻構造義肢は、「アの基本工作法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

素材費	義肢材料リストによる素材購入費
素材のロス	素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）
小物材料費	個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費 （糸、釘、ビス、ナット、油脂等）
材料管理費	素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

作業人件費	製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）
作業時間の 余裕割増	製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費
製造間接費	光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等
管理販売経費	完成品の保管、販売に要する経費

また、殻構造義肢の価格は、次のように構成されていること。

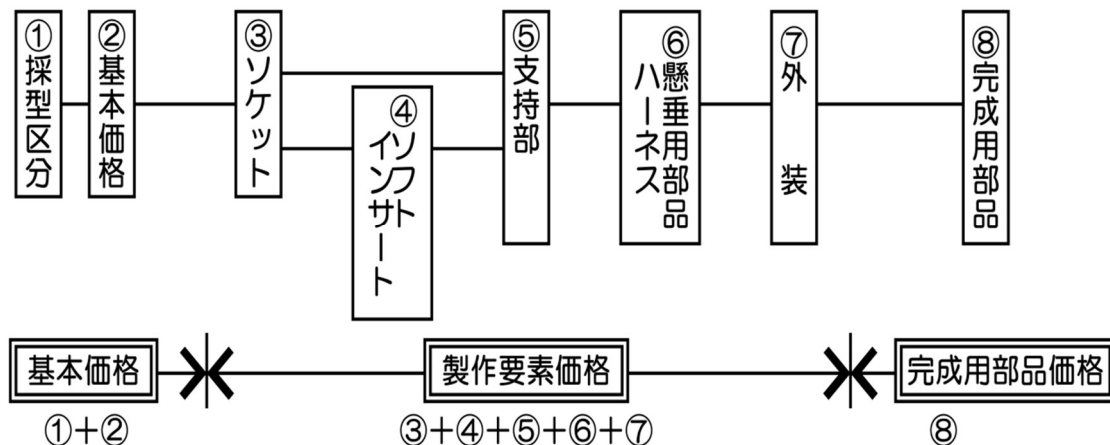
殻構造義肢の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

基本価格	採型使用材料費及び殻構造義肢の名称、型式別に設けられている基本工作に要する加工費の計
製作要素価格	材料の購入費及び当該材料を殻構造義肢の形態に適合するように行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計
完成用部品 価格	完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

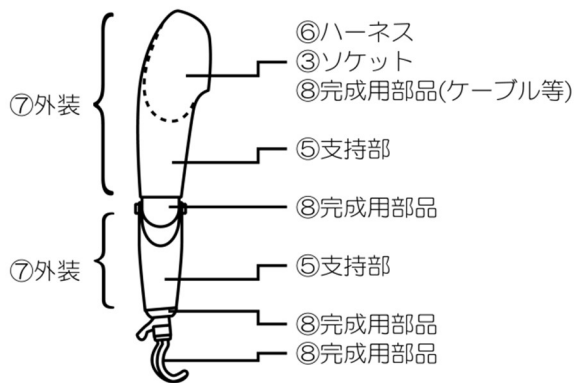
義肢は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、殻構造義肢の価格は、「イの採型区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の 100 分の 106 に相当する額を上限とすること。（図－1 参照）

「100 分の 106 に相当」の趣旨は、殻構造義肢を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されるものの、販売時には非課税となるため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。

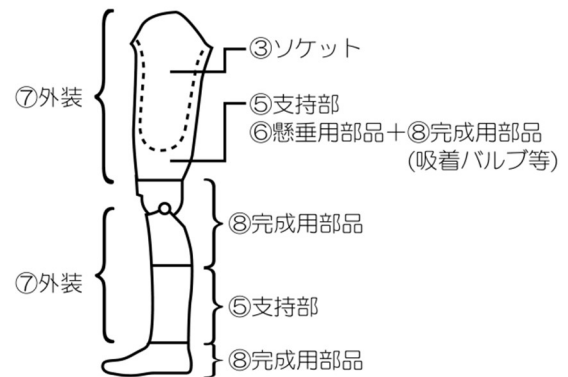
殻構造義肢の構成は価格体系に基づくものであること。（図－2、3 参照）



図－1 殻構造義肢の価格体系



図－２ 殻構造上腕義手の構成例



図－３ 殻構造大腿義足の構成例

(3) 基本価格

① 義手

ア 義手の基本価格は、「イの採型区分」(図－４参照)に基づき、「ウの基本価格」から選択すること。

イ 手指義手の基本価格は、手指１本の切断の場合は採型区分の「A－７」で算定し、多指切断の場合は採型区分の「A－６」で算定すること。(なお、手指義手のソケットの価格は、キャップ式の場合は指１本を１単位として「A－７」で算定し、手袋型の場合は手部(片側)を１単位として「A－６」で算定すること。)

【算定例】

- 片手２指切断、キャップ式２本の場合は、基本価格「A－６」、ソケット「A－７」×２で算定
- 片手２指切断、手袋型の場合は、基本価格「A－６」、ソケット「A－６」で算定

ウ 顎上懸垂式ソケットとは、ミュンスター式及びノースウェスタン式のように上腕骨顎部を包み込み、懸垂機能をソケット自体が持つものであること。

エ スプリットソケットとは、前腕極短断端に使用されるものでソケットと前腕支持部が分離しており、倍動ヒンジ肘継手又は断端操作式能動肘継手を持つものであること。

オ 義手の型式は、身体状況や日常生活の様々な場面に応じて選択されるものであり、支持部や完成用部品の肘継手、手先具の型式にとらわれず取り扱うこと。

カ 電動式の手先具は、電動ハンドもしくは電動フックを扱うものであること。

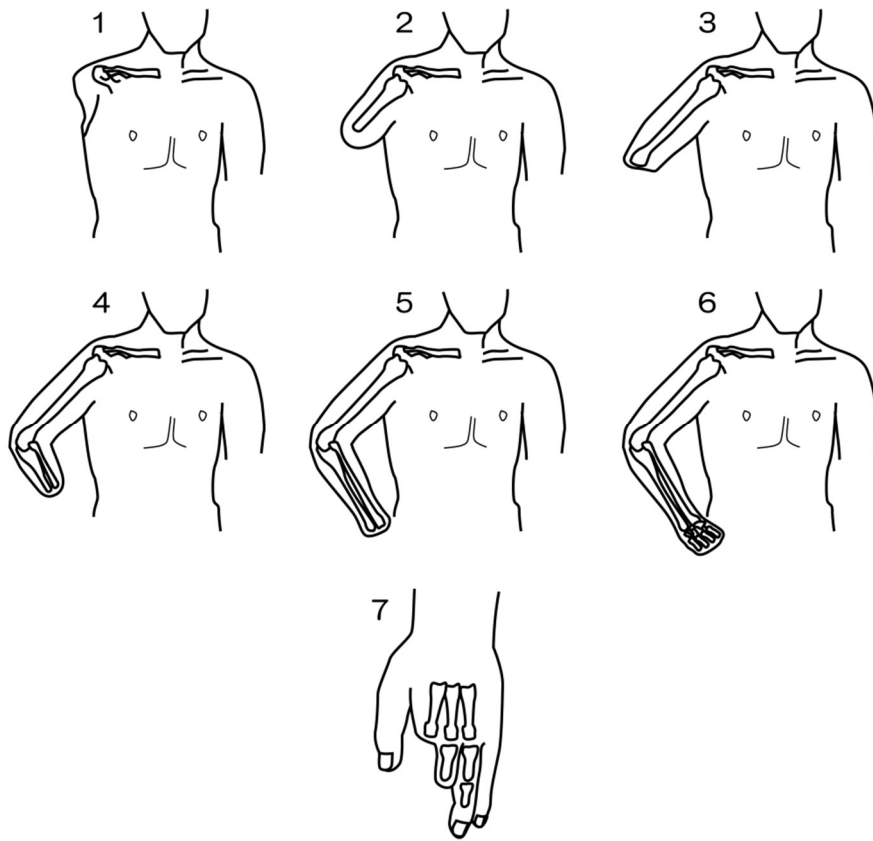


図-4 義手の採型区分

② 義足

- ア 義足の基本価格は、「イの採型区分」(図-5参照)に基づき、「ウの基本価格」から選択すること。
- イ 採型区分の「B-6」における下腿部支持式は、断端等の免荷が必要な場合、もしくは、下腿部のレバーアームを伸ばすことで断端にかかる力を分散する場合に用いるものであること。
- ウ 採型区分の「B-7」は、足趾5本以内の切断を対象とし、多趾切断であっても基本価格は1単位で取り扱うこと。
- エ キップシャフトは、大腿切断短断端用で断端に屈曲拘縮がみられ、座位姿勢をとるためにやむを得ず断端末近くに継手装置を取り付けた構造のものであること。
- オ 坐骨収納型ソケットは、坐骨結節から恥骨枝の一部(骨盤の一部)と大転子(大腿骨)をソケット内に納め、大腿骨を内転位に保持することにより、歩行中における義足側の体重負荷に対する安定性を高められるよう設計されたものであること。
- カ 下腿義足及びサイム義足における大腿コルセットについては、側方安定性を高め又は断端に対する負荷を軽減する目的で使用されるものであること。

キ 大腿義足・膝義足に、ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを用いた場合は、ライナー式により取り扱うこと。

ク 下腿義足で、全面が接触するよう製作したのものについてはTSB式により取り扱うこと。なお、懸垂方法として、「エの製作要素価格」の「(エ)の義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋」の義足懸垂用部品を組み合わせても良いこと。ただし、自己懸垂機能を有するPTS式又はKBM式を用いるときには、自己懸垂機能の型式を優先して算定すること。

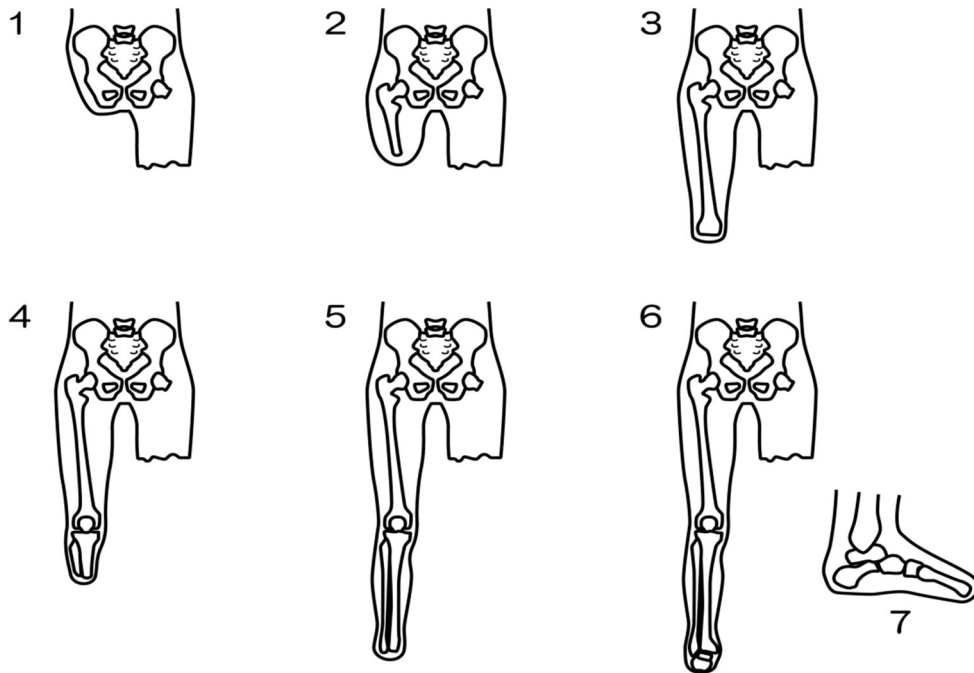


図-5 義足の採型区分

(4) 製作要素価格

① ソケット

ア ソケットの価格は、「イの採型区分」に基づきソケットの使用材料ごとに「(ア)のソケット」から選択すること。

イ 二重式ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、二重式ソケットの価格は、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料ごとの価格を合算した額とすること。

ウ 熱硬化性樹脂とは、F.R.P.（繊維強化プラスチック）のことで、樹脂注型されたものであること。

エ 熱可塑性樹脂とは、板状の樹脂が加熱成形されたものであること。

オ 電動式は、センサ部の取り付け加工を行うソケット製作のときのみ算定でき、二重式ソケットの価格に電動式を重複して算定することはできないこと。

② ソフトインサート

ア ソフトインサートの価格は、「イの採型区分」に基づきソフトインサートの使用材料ごとに「(イ)のソフトインサート」から選択すること。

イ ソフトインサートとは、骨突起部、断端末等の除圧のために部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

ウ 義手用及び義足用のソフトインサートの使用は、断端の表面の状況によりソケットのみでは不適合を生じる場合に限ること。

エ シリコンとは、F.R.P.同様に樹脂注型されたものであり、完成用部品のライナーを加えられないこと。

③ 支持部

ア 支持部の価格は、型式、部位及び使用材料ごとに「(ウ)の支持部」から選択すること。

イ 算定できる支持部は、原則として表1によること。ただし、手義手および手部義手は、電動式に限ること。また、電動義手の支持部はソケットを有する部分にのみ電動式を用い、他の部分は能動式及びその他の支持部を用いること。

表1 殻構造義肢の名称と算定できる支持部

名 称	算定できる支持部
肩 義 手	肩部・上腕部・前腕部
肩 義 手 (電動式)	肩部 (電動式)・上腕部・前腕部
上腕義手・肘義手	上腕部・前腕部
上腕義手・肘義手 (電動式)	上腕部 (電動式)・前腕部
前 腕 義 手	前腕部
前 腕 義 手 (電動式)	前腕部 (電動式)
手 義 手 (電動式)	前腕部 (電動式)
手 部 義 手 (電動式)	手部 (電動式)
股 義 足	股部・大腿部・下腿部
大 腿 義 足	大腿部・下腿部
下 腿 義 足	下腿部
サ イ ム 義 足	下腿部・足部
足 根 中 足 義 足	下腿部 (下腿部支持式の場合)・足部
足 趾 義 足	足部

ウ 図-6及び図-7のような斜線の部分をもつソケットの場合は、斜線部分の大小にかかわらず支持部を加えることができること。

エ オープンエンドソケットは、使用材料ごとに支持部の価格を加算することができること。

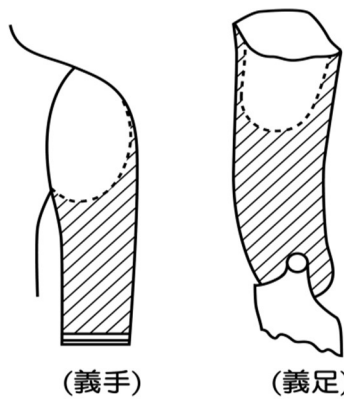


図-6 支持部を加算できるソケット

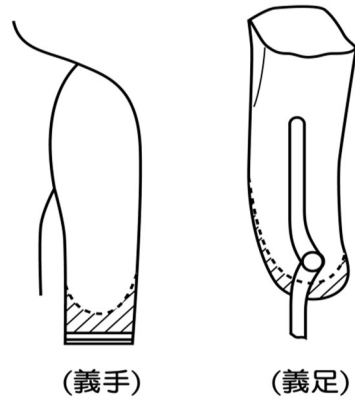


図-7 支持部を加算できるソケット

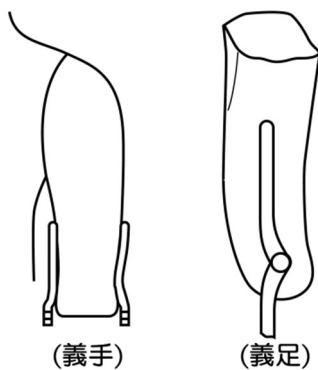


図-8 支持部を加算できないソケット

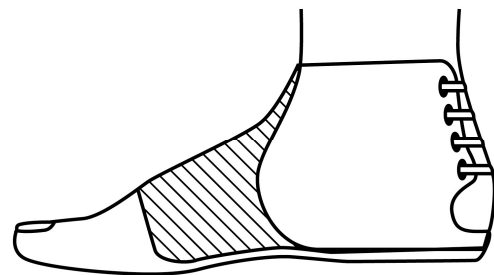


図-9 支持部を加算できる足部

オ 熱可塑性樹脂で成形された支持部そのものが外装となる場合は、外装のプラスチックを加算することができないこと。

カ 図-8のような斜線の部分がないソケットの場合は、支持部を加えられないこと。ただし、外装を行う場合は、使用材料ごとに「(オ)の外装」を加えること。

キ サイム義足、足根中足義足及び足趾義足の場合は、図-9のようにソケットと足先ゴムの間を軟性発泡樹脂で埋めた場合に「(ウ)の支持部」の足部を加えることができること。

④ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋

ア 義手用ハーネス

(ア) 各義手に用いられるハーネスの例を、以下の図-10 から図-20 に示す。

(イ) 使用部品の項目に一式とされているものであっても、使用部品の組み合わせができること。(図-14、15、18、19 参照)

(ウ) 能動式に用いられるハーネスで、他の義手用ハーネスの組み合わせを必要とする場合には、それぞれ組み合わせることができること。(図-20 参照)

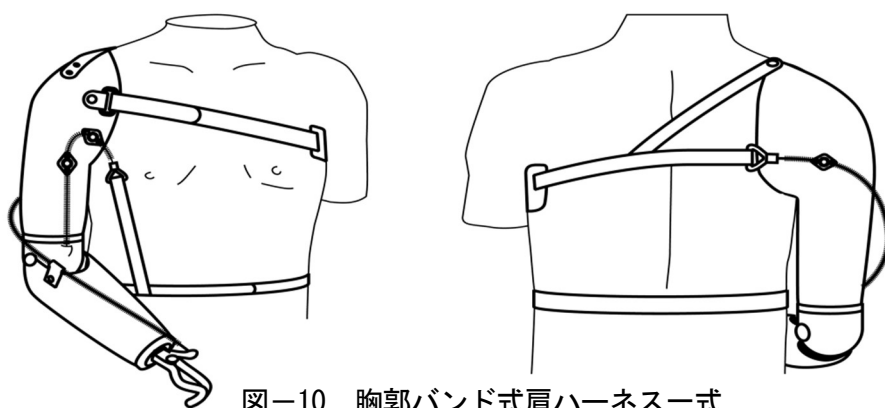


図-10 胸郭バンド式肩ハーネス式

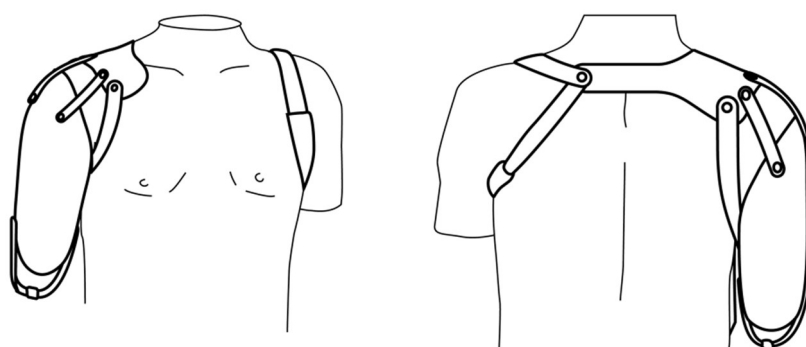


図-11 肩義手用及び上腕義手用肩たすき式

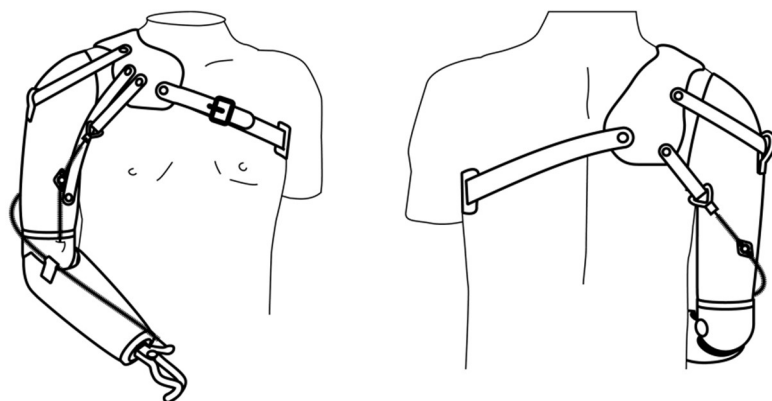


図-12 胸郭バンド式上腕ベルトハーネス式

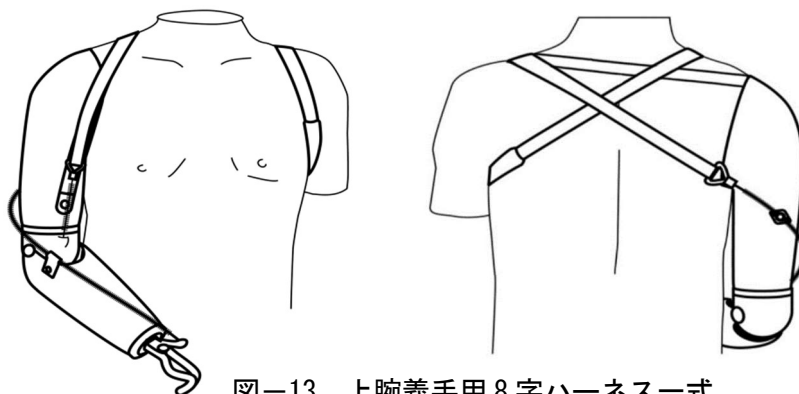


図-13 上腕義手用8字ハーネス式

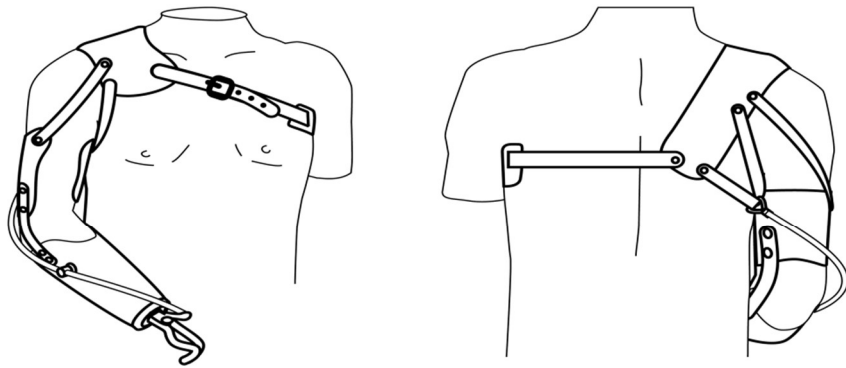


図-14 胸郭バンド式前腕ハーネス式
(胸郭バンド式前腕ハーネス式と上腕カフの組み合わせ)

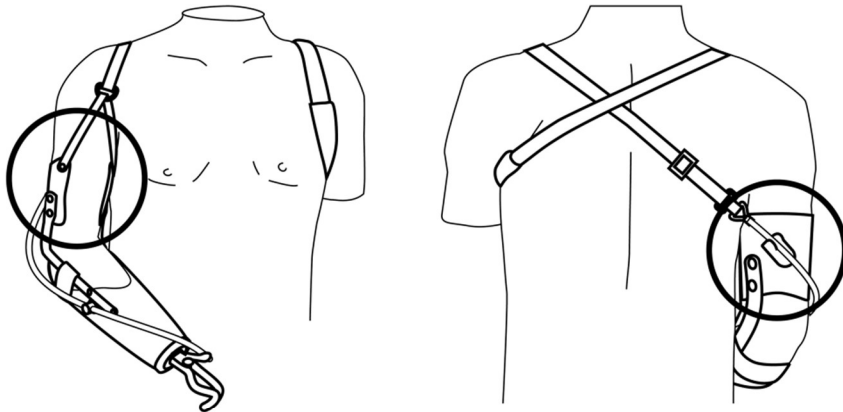


図-15 8字ハーネス式と上腕カフの組み合わせ例
(前腕義手用)

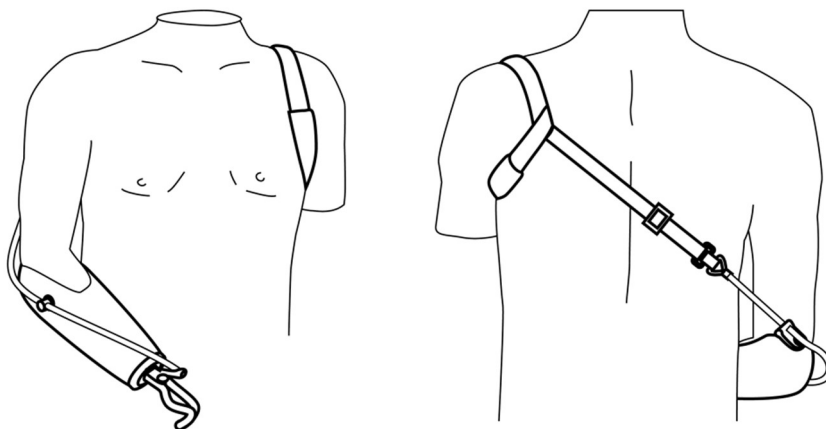


図-16 前腕義手用9字ハーネス式

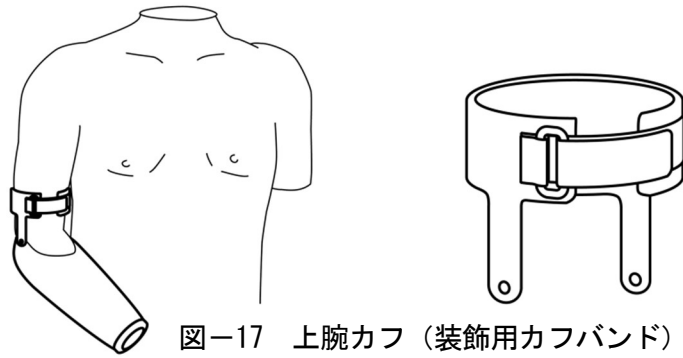


図-17 上腕カフ（装飾用カフバンド）

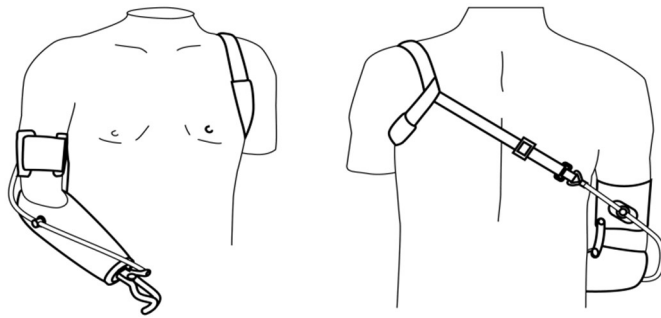


図-18 前腕義手用9字ハーネス式と上腕カフの組合せ

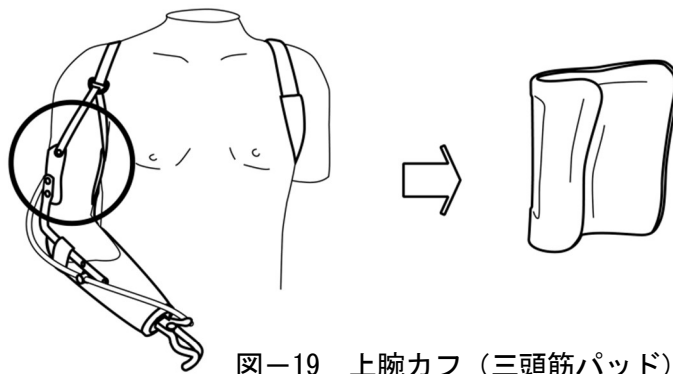


図-19 上腕カフ（三頭筋パッド）

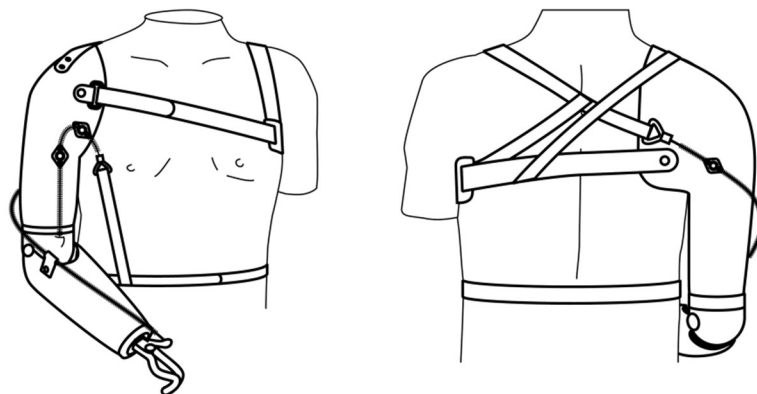


図-20 胸郭バンド式肩ハーネス式と前腕義手用9字ハーネス式の組合せ

イ 義足懸垂用部品

- (ア) 使用部品の項目に一式とされているもの（大腿コルセット一式を除く。）は、他の義足懸垂部品を加えられないこと。（図-21 参照）
- (イ) 使用部品の項目に一式とされていないものは、使用部品の組み合わせにより加算すること。（図-22、23 参照）
- (ウ) 義足用股吊りの価格は、1本当たりのものであること。
- (エ) 軽便式・下腿義足の懸垂用膝カフは、PTBカフベルトに準じて取り扱うこと。

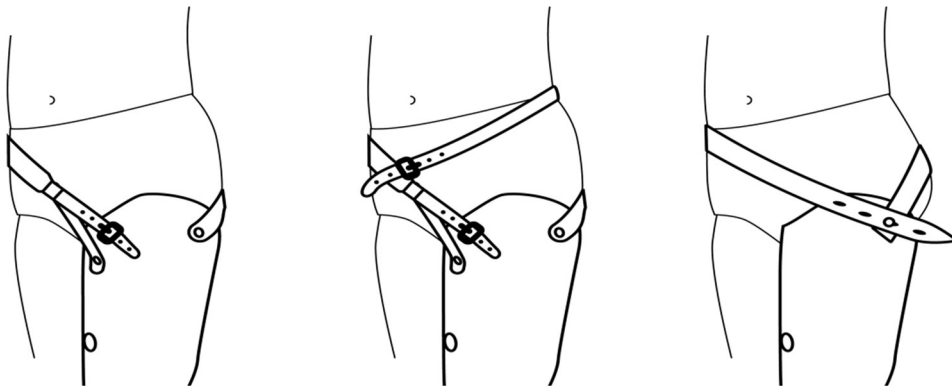
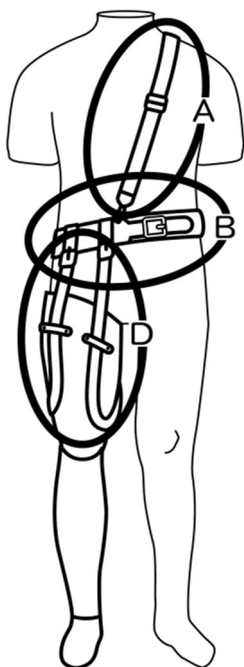
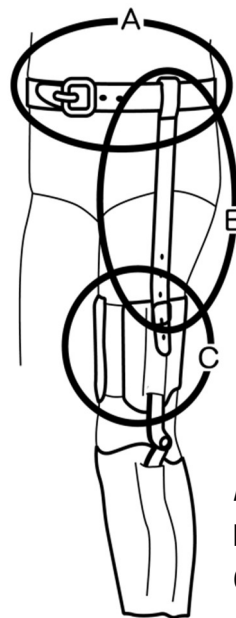


図-21 義足懸垂用部品（シレジアバンド一式の例）



- A. 肩吊り帯
- B. 腰バンド
- C. 横吊帯
- D. 義足用股吊帯一式

図-22 義足懸垂用部品
（大腿義足・膝義足用）



- A. 腰バンド
- B. 横吊帯
- C. 大腿コルセット一式

図-23 義足懸垂用部品
（下腿義足・サイム義足用）

ウ 断端袋

断端袋は、年間の上限額のみが定められているため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができること。

⑤ 外装

外装の価格は、外装部位及び使用材料等に応じて「(オ)の外装」から選択すること。ただし、肩部、股部及び足部については、次によること。

ア 肩部

ソケット自体が外装を兼ねる場合は、外装を加算できないこと。(図-24、25 参照)

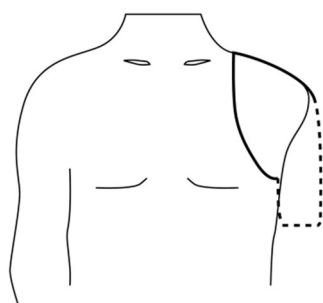


図-24 外装を加算できない事例

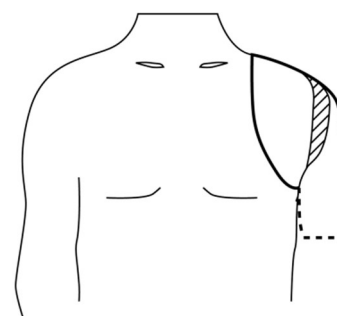


図-25 外装を加算できる事例

イ 股部

ソケット自体が外装を兼ねる場合は、外装を加算できないこと。(図-26、27 参照)

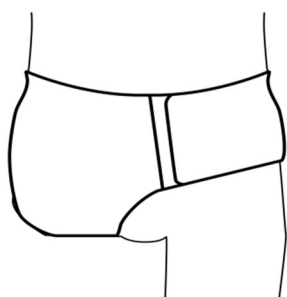


図-26 外装を加算できない事例

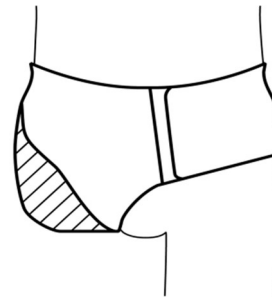


図-27 外装を加算できる事例

ウ 足部

(ア) 足部表革及び裏革については、木製足部の場合に加算することができること。ただし、生活環境等により、特に足部の耐久性を高める必要があると認められる場合は、木製足部以外の足部にも表革及び裏革を加算することができること。

(イ) 足部の外装にリアルソックスを使用する場合は、「オの完成用部品」を加えることができること。

(5) 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」の別添「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品」(以下、「完成用部品の指定基準」という。)に定めるところによるものとする。ただし、使用部品の処方の際には、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。

また、完成用部品のうち、再度製作する際に再利用できない部品は、借受けの対象とならないこと。

なお、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、骨格構造義肢及び装具の完成用部品を用いることができること。

① 義手用部品

ア 肩継手部品のうち支柱の価格は、1本当たりのものであること。

イ 肩継手部品のうち支柱以外の部品は、一組又はセットの価格であること。

ウ 手継手は、一組の価格であること。

エ 作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけ加算することができること。

オ フック用先ゴムは1本当たりの価格とし、当分の間、6ヵ月分を限度として必要な数だけ一括支給することができること。

② 義足用部品

ア 股継手部品のうち支柱の価格は、1本当たりのものであること。

イ 股継手部品のうち支柱以外の部品は、一組又はセットの価格であること。

(参考) 殻構造義肢の基本工作法から考えられる必要な設備等

殻構造義肢の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、標準的な設備等については、以下を参照すること。

工 程	作業の内容	設 備
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況（筋収縮時と弛緩時の形状変化、知覚の状況等）、関節の運動機能の状況（屈伸、内転、外転等の関節可動域や筋力等）並びに肢位の観察及び特徴の把握、筋肉の走路及び筋電位出力の確認（電動式）	
(イ) 採寸及び投影図の作成	製作に必要な寸法（断端の周径、断端長）及び角度を測定及び情報カードへの記録と投影図の作成。（トレースのほか前後左右からの写真撮影による断端形状の正確な把握も必要。）	
(ウ) 採型	ギプス包帯法による断端の採型及び陰性モデルの順型（石膏の盛り削り修正）、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正。 ※断端の採型に当たっては、良肢位を保つため採型治具や補助具を用いる場合がある。また、断端の正確な形状を得るため場合によっては複数の義肢装具士が行う必要がある。	
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック（断端の筋、軟部組織の状態、体重支持、疼痛の有無、関節可動域、トリミングライン、電極の位置等）及び修正、継手の中心位置の設定。	真空成型機 カービングマシン 電気オープン
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥。	
(カ) ソケット製作	陽性モデルへのストックネットの被覆、強化材の付加、PVAバックの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング、電極ダミーの設定（電動式）。 ※ソケット構造によっては、完成用部品のコネクタ等支持部材を組み込み、注型を行う。この際、強度を確保するために、アライメント還元治具を用いて位置設定を行う。	真空ポンプ
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部材外形の形成及び要素の結合、バッテリーおよびコントローラ収納場所の確保（電動式）。 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整。	カービングマシン
(ク) 組立て	義手：継手等各部の組み合わせ及び結合、ハーネスの取付け。 足部：アライメントカップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組み合わせ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整。	マシン
(ケ) 仮合せ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、電極の位置確認及び感度調整（電動式）、義手操作の基本指導並びに適合の修正。 義足：アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導。 ※義肢部品等の名称と機能の説明及びソケット等の装着方法の指導、留意事項の説明。 ※スタティックアライメントの調整の後、安定した歩行を得るためダイナミックアライメントを決定する。	
(コ) 外装及び仕上げ	義手：外形の研削、ストックネットの被覆及びラミネーション、感度調整用窓加工（電動式）。 義足：カップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検。	
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びに使用者に対する義肢の取扱い方法の説明やメンテナンス、断端の衛生管理等の指導。	
※ 関連業務	・ 義肢の製作に必要な個人情報（氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、使用者の希望、	

	連携可能な関係医療機関等)の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務。 ・ 初期段階で、使用者に義肢を装着するまでの流れについて説明する。 ・ 処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 ・ 義肢の引渡し後も、定期的なチェック等のフォローアップを行うことが望ましいことを使用者にご理解いただく。	
--	--	--

製作所には、事務室、工作室等が必要であり、設備を配置した上で十分に動ける面積があること。具体例としては、以下に示す「(参考)義肢製作所の面積例」を参照すること。「2骨格構造義肢」、「3装具」についても、これを参照すること。

設備欄に掲げる設備のほか、必要な工具等(例:復元器、コンターマシン、集塵器、ボール盤、グラインダー、バフグラインダー、溶接器、電動ドリル、パイプカッター、万力、八方ミシン、特殊ミシン、内周計、カップリング、ヒートガン等)を備えていること。「2骨格構造義肢」、「3装具」についても、これを参照すること。

(参考) 義肢製作所の面積例

室名等	面積 (坪数)		備 考
事務室	16.5 m ²	5 坪	受付、一般事務、待合室
採型室	16.5 m ²	5 坪	測定、仮合せ、試歩行
工作室			
ギプス作業室	9.9 m ²	3 坪	型流し、陽性モデル修正
機械室	9.9 m ²	3 坪	集塵設備
一般組立室	19.8 m ²	6 坪	作業台2台(義肢装具士2名以上)
倉庫	9.9 m ²	3 坪	材料保管

2 骨格構造義肢

(1) 製作工程

骨格構造義肢は、「アの基本工作法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

素材費	義肢材料リストによる素材購入費
素材のロス	素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）
小物材料費	個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）
材料管理費	素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

作業人件費	製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）
作業時間の余裕割増	製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費
製造間接費	光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等
管理販売経費	完成品の保管、販売に要する経費

また、骨格構造義肢の価格は、次のように構成されていること。

骨格構造義肢の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

基本価格	採型使用材料費及び骨格構造義肢の名称、型式別に設けられている基本工作に要する加工費の計
製作要素価格	材料の購入費及び当該材料を骨格構造義肢の形態に適合するように行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計
完成用部品価格	完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

義肢は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、骨格構造義肢の価格は、「イの採型区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の100分の106に相当する額を上限とすること。（図－28 参照）

「100分の106に相当」の趣旨は、骨格構造義肢を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されているものの、販売時には非課税となるため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。

骨格構造義肢の構成は価格体系に基づくものであること。（図－29、30 参照）

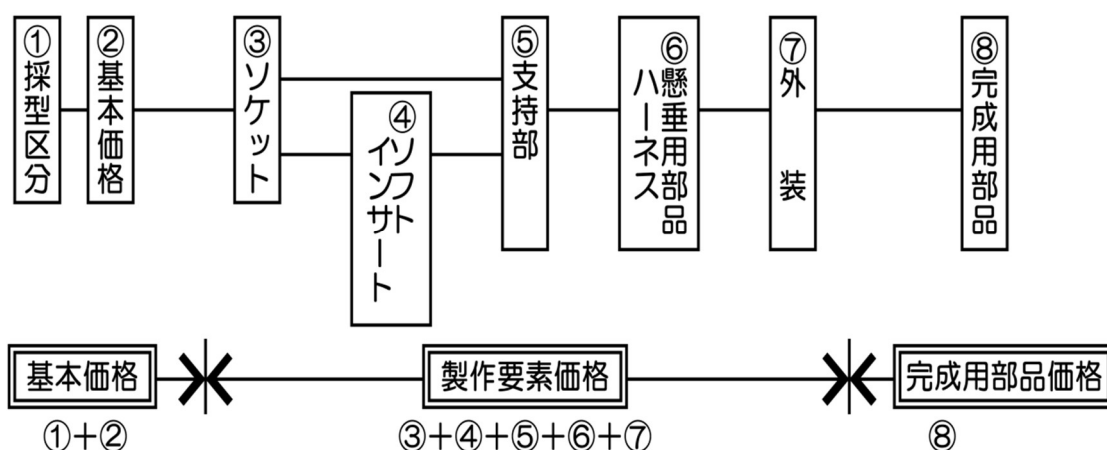


図-28 骨格構造義肢の価格体系

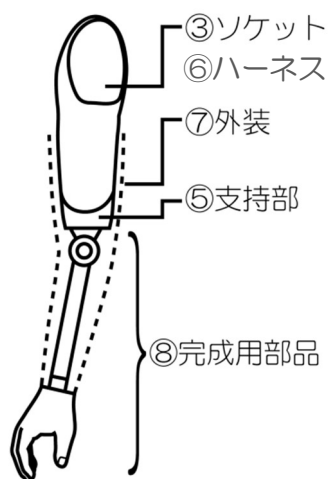


図-29 骨格構造義手の構成例

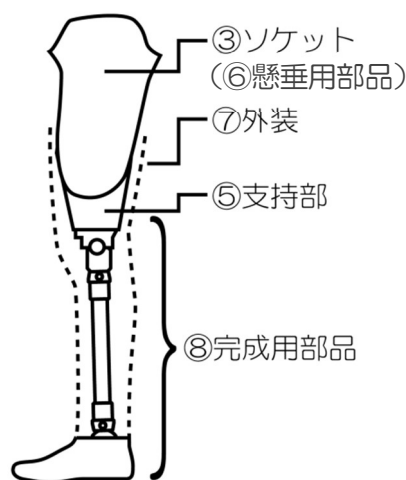


図-30 骨格構造義足の構成例

(3) 基本価格

① 義手

ア 義手の基本価格は、「イの採型区分」(図-31 参照)に基づきそれぞれ製作する義手の型式ごとに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。

イ 顆上懸垂式ソケットとは、ミュンスター式及びノースウェスタン式のように上腕骨顆部を包み込み、懸垂機能をソケット自体が持つものであること。

ウ スプリットソケットとは、前腕極短断端に使用されるものでソケットと前腕支持部が分離しており、倍動式肘継手又は断端操作式能動肘継手を持つものであること。

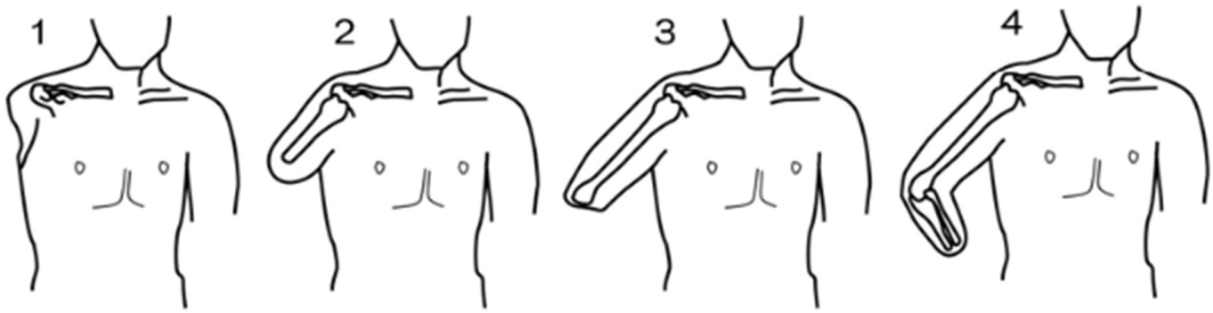


図-31 義手の採型区分

② 義足

ア 義足の基本価格は、「イの採型区分」(図-32 参照)に基づきそれぞれ製作する義足の型式ごとに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。

イ 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

B-1 股義足 B-2 大腿義足 B-3 膝義足
B-4 下腿義足 B-5 サイム義足

ウ キップシャフトは、大腿短断端用で断端に屈曲拘縮がみられる場合に、座位姿勢を取することを目的として、断端末近くに継手装置を取り付ける構造のもので、他の方法では代替できない場合に限ること。

エ 坐骨収納型ソケットは、坐骨結節から恥骨枝の一部(骨盤の一部)と大転子(大腿骨)をソケット内に納め、かつ大腿骨を内転位に保持することにより、歩行中における義足側の体重負荷に対する安定性を高められるよう設計されたものであること。

オ 大腿支柱付きは、断端に対する負荷を軽減する目的で使用されるものであること。

カ 大腿義足・膝義足に、ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを用いた場合は、ライナー式により取り扱うこと。

キ 下腿義足で、全面が接触するよう製作したものについてはT S B式により取り扱うこと。なお、懸垂方法として、「エの製作要素価格」の「(エ)の義手用ハーネス及び義足懸垂用部品」の義足懸垂用部品を組み合わせても良いこと。ただし、P T S式又はK B M式の義足懸垂方法を用いるときには、型式に合わせて取り扱うこと。

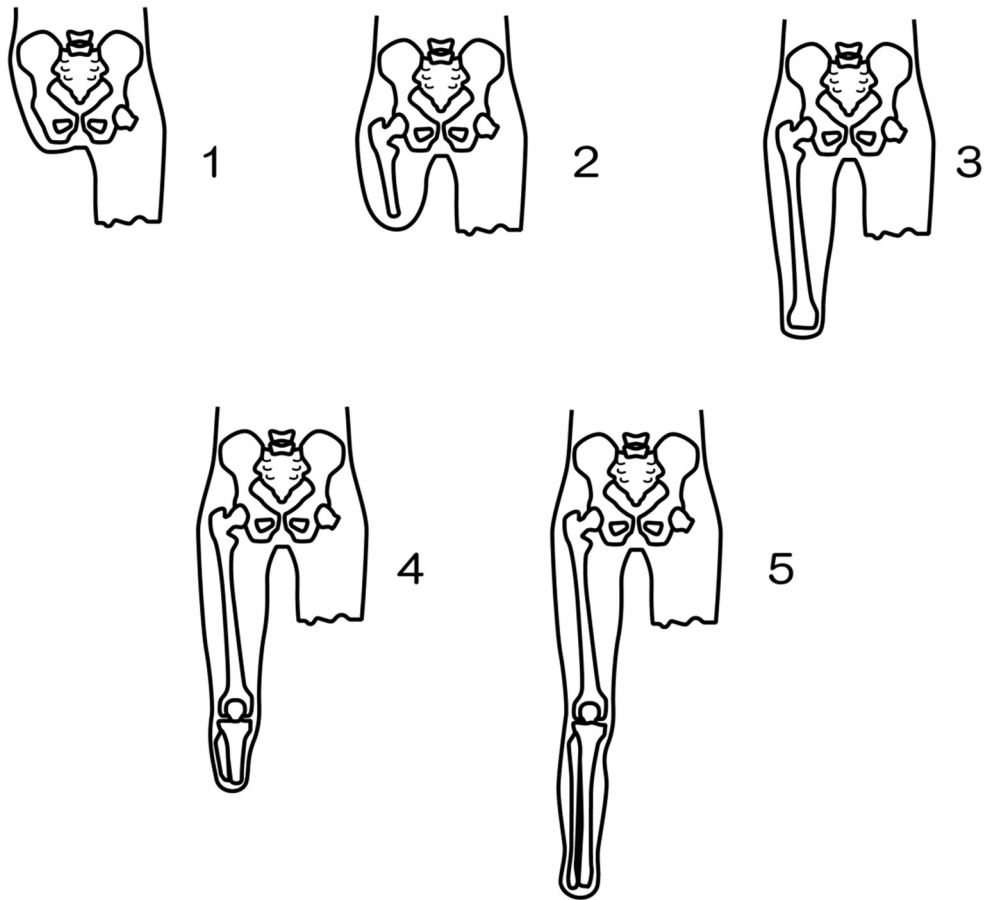


図-32 義足の採型区分

(4) 製作要素価格

① ソケット

ア ソケットの価格は、「イの採型区分」に基づきソケットの使用材料ごとに「(ア)のソケット」から選択すること。

イ 二重式ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、二重式ソケットの価格は、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットの各使用材料の価格を合算した額とすること。

ウ 熱硬化性樹脂とは、F.R.P.（繊維強化プラスチック）のことで、樹脂注型されたものであること。

エ 熱可塑性樹脂とは、板状の樹脂が加熱成形されたものであること。

② ソフトインサート

ア ソフトインサートの価格は、「イの採型区分」に基づきソフトインサートの使用材料ごとに「(イ)のソフトインサート」から選択すること。

イ 軟性発泡樹脂とは、PEライト等のスポンジ材であること。

ウ ソフトインサートとは、骨突起部、断端末等の除圧のために部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

エ 義手用及び義足用のソフトインサートの使用は、断端の表面の状況によりソケットのみでは不適合を生じる場合に限ること。

オ シリコンとは、F.R.P. 同様に樹脂注型されたものであり、完成用部品のライナーを加えられないこと。

③ 支持部

支持部は、それぞれ製作する義手又は義足の型式ごとに「(ウ)の支持部」から選択すること。

名 称	適 用 例
肩 義 手 用	肩義手の場合に限ること。
上 腕 義 手 用	上腕義手の場合に限ること。
肘 義 手 用	肘義手の場合に限ること。
前 腕 義 手 用	前腕義手の場合に限ること。
股 義 足 用	股義足の場合に限ること。
大 腿 義 足 用	大腿義足の場合に限ること。
膝 義 足 用	膝義足の場合に限ること。
下 腿 義 足 用	下腿義足の場合に限ること。

④ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋

義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋の取扱いについては、1の殻構造義肢に準ずること。

⑤ 外装

ア 外装は、フォームカバー又は熱可塑性樹脂を用いる場合にのみ加えること。

イ フォームカバーは、皮革を当てる等の耐久性を持たせる工夫を施すこと。

ウ 外装に用いるフォームカバー又は熱可塑性樹脂は、調整及び修理を考慮して簡単に着脱できる構造にすること。

エ 外装にリアルソックスを使用する場合は、「オの完成用部品」を加えること。

(5) 完成用部品

部品の名称、使用部品価格等については、完成用部品の指定基準に定めるところによるものとする。ただし、使用部品の処方の際には、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。

また、完成用部品のうち、再度製作する際に再利用できない部品は、借受けの対象とならないこと。

なお、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、殻構造義肢及び装具の完成用部品を用いることができること。

(参考) 骨格構造義肢の基本工作法から考えられる必要な設備等

骨格構造義肢の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、標準的な設備等については、以下を参照すること。

工 程	作業の内容	設 備
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況（筋収縮時と弛緩時の形状変化、知覚の状況等）、関節の運動機能の状況（屈伸、内転、外転等の関節可動域や筋力等）並びに肢位の観察及び特徴の把握。	
(イ) 採寸及び投影図の作成	製作に必要な寸法（断端の周径、断端長）及び角度を測定及び情報カードへの記録と投影図の作成。（トレースのほか前後左右からの写真撮影による断端形状の正確な把握も必要。）	
(ウ) 採型	ギプス包帯法による断端の採型及び陰性モデルの順型（石膏の盛り削り修正）、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正。 ※断端の採型に当たっては、良肢位を保つため採型治具や補助具を用いる場合がある。また、断端の正確な形状を得るため場合によっては複数の義肢装具士が行う必要がある。	
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック（断端の筋、軟部組織の状態、体重支持、疼痛の有無、関節可動域、トリミングライン等）及び修正、継手の中心位置の設定。	真空成型機 カービングマシーン 電気オーブン
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥。	
(カ) ソケットの製作	陽性モデルへのストックネットの被覆、強化材の付加、PVA バックの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング。 ※ソケット構造によっては、完成用部品のコネクタ等支持部材を組み込み、注型を行う。この際、強度を確保するために、アライメント還元治具を用いて位置設定を行う。	真空ポンプ
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部材の外形の形成及び要素の結合。 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整。	カービングマシーン
(ク) 組立て	義手：継手等各部の組み合わせ及び結合、ハーネスの取付け。 足部：カップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組み合わせ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整。	ミシン
(ケ) 仮合せ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本指導並びに適合の修正。 義足：アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導。 ※義肢部品等の名称と機能の説明及びソケット等の装着方法の指導、留意事項の説明。 ※スタティックアライメントの調整の後、安定した歩行を得るためダイナミックアライメントを決定する。	
(コ) 外装及び仕上げ	義手：フォームカバーの穴堀及び外形の研削、ストックネットの被覆。 義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検。	カービングマシーン
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びに使用者に対する義肢の取扱い方法の説明やメンテナンス、断端の衛生管理等の指導。	
※ 関連業務	<ul style="list-style-type: none"> 義肢の製作に必要な個人情報（氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、使用者の希望、連携可能な関係医療機関等）の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務。 初期段階で、使用者に義肢を装着するまでの流れについて説明する。 処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 義肢の引渡し後も、定期的なチェック等のフォローアップを行うことが望ましいことを使用者にご理解いただく。 	

3 装具（オーダーメイド）

(1) 製作工程

装具は、「アの基本工作法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

素材費	装具材料リストによる素材購入費
素材のロス	素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）
小物材料費	個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）
材料管理費	素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

作業人件費	製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）
作業時間の余裕割増	製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費
製造間接費	光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等
管理販売経費	完成品の保管、販売に要する経費

また、装具の価格は、次のように構成されていること。

装具の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

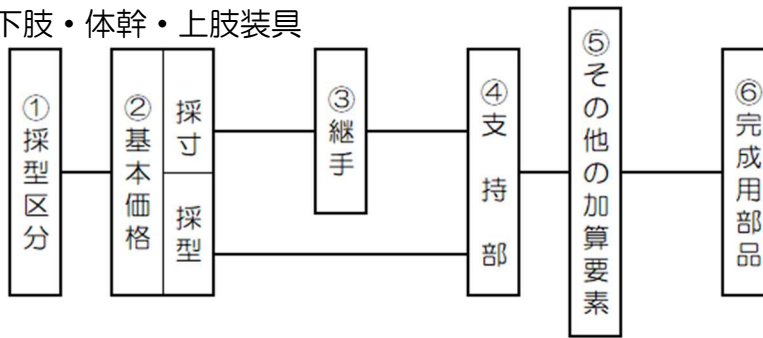
基本価格	採型（又は採寸）使用材料費及び装具の名称、採型区分別に設けられている基本工作に要する加工費の計
製作要素価格	材料の購入費及び当該材料を身体の形態に適合するように行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計
完成用部品価格	完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

装具（オーダーメイド）は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、装具の価格は、「イの採型区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の 100 分の 106 に相当する額を上限とすること。（図-33 参照）

「100 分の 106 に相当」の趣旨は、装具を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されるものの、販売時には非課税となるため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。

装具の構成は価格体系に基づくものであること。

○ 下肢・体幹・上肢装具



○ 靴型装具

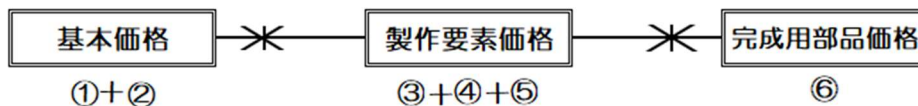
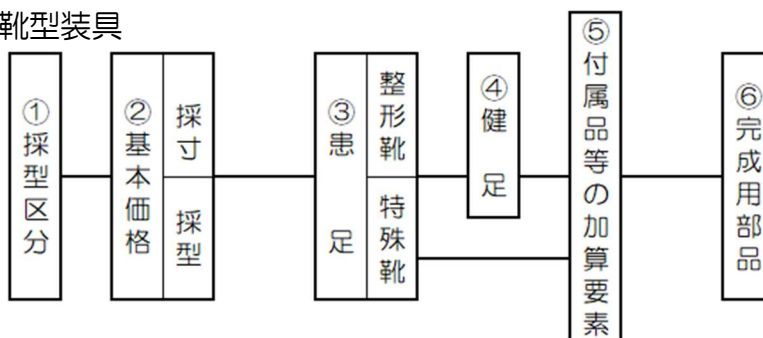


図-33 装具の価格体系

(3) 基本価格

① 共通事項

ア 装具の基本価格は、「イの採型区分」に基づき採寸又は採型のいずれかに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。

イ 採型区分は、装具の製作のために採寸又は採型を必要とする最小限の区分を選択すること。

ウ 下肢装具、靴型装具及び上肢装具の基本価格は、片側を1単位として算定することができること。ただし、両側骨盤帯長下肢装具は基本価格を「A-10」で算定すること。

エ 採寸とは、「アの基本工作法」に基づいた採寸に必要な工程のなかで、「(イ)の採寸及び投影図の作成」が行われるものであること。

オ 採型とは、「アの基本工作法」に基づいた採型に必要な工程のなかで、「(ウ)の採型」及び「(エ)の陽性モデルの製作」が行われるものであること。

なお、実際に採型を行ったものであっても、陽性モデルの製作及び修正が行われない場合には、採寸の価格とすること。

カ 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、それぞれの基本価格のうち最も高いもので算定することとし、それぞれの基本価格を加算できな

いこと。ただし、両長下肢装具に体幹装具（骨盤帯を除く）を組み合わせる場合は、体幹装具の基本価格に下肢装具の基本価格「A-10」を加算することができること。

カ カーボン製装具は、筋力の著しい低下が認められる等により医師が必要であると判断し、処方箋に明記している場合に限り、算定することができること。ただし、チェック用装具のための完成用部品の加算はできないこと。

カーボン製装具は、樹脂注型により個別に成形されたもの並びにオートクレープ方式等にてプリプレグカーボン等を使い、個別に成形されたものであること。

② 下肢装具

ア 下肢装具の基本価格は、「イの採型区分」（図-34 参照）により決定すること。

イ 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

- | | | | |
|------|-----------------------|-----|--------------|
| A-1 | 股装具 | A-2 | 骨盤帯長下肢装具（片側） |
| A-3 | 長下肢装具 | A-4 | 膝装具 |
| A-5 | 短下肢装具（大腿骨顆部を覆うものに限る。） | | |
| A-6 | 短下肢装具 | A-7 | 足装具 |
| A-8 | 股関節外転装具 | A-9 | 股関節外転装具 |
| A-10 | 骨盤帯長下肢装具（両側） | | |

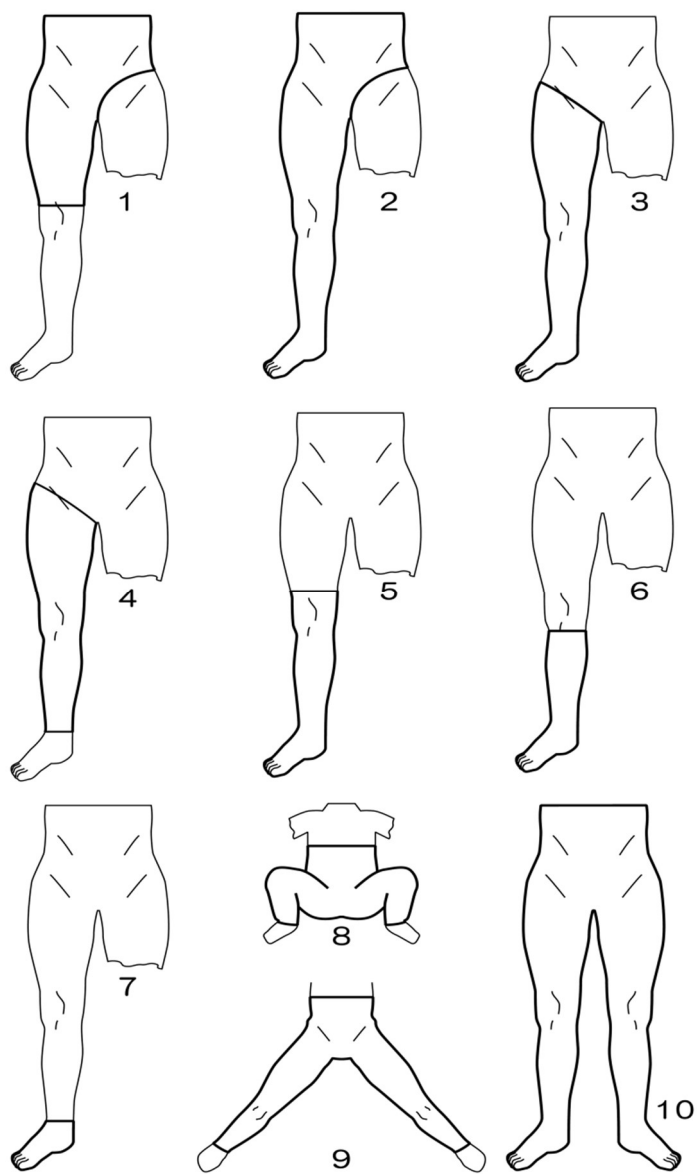


図-34 下肢装具の採型区分

③ 靴型装具

ア 靴型装具の基本価格は、「イの採型区分」(図-35 参照)により決定すること。

イ 靴型装具の基本価格は、右又は左の片側を1単位として算定すること。

ウ 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

B-1 長靴 B-2 半長靴、チャッカ靴、短靴

エ 健足は採寸で取り扱うこと。

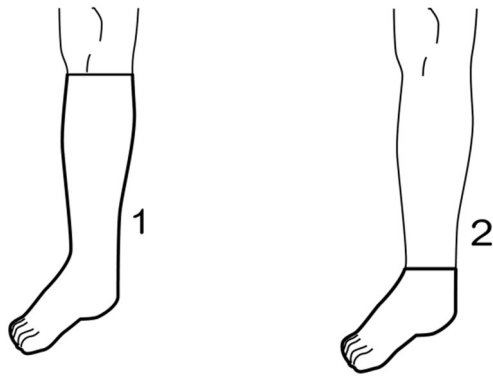


図-35 靴型装具の採型区分

④ 体幹装具

ア 体幹装具の基本価格は、「イの採型区分」(図-36 参照)により決定すること。

イ 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

- | | | | |
|-----|----------------|-----|------------|
| C-1 | 頚椎装具 (胸腰仙椎装具付) | C-2 | 頚胸椎装具 |
| C-3 | 頚椎装具 (カラー) | | |
| C-4 | 胸腰仙椎装具 (肩ベルト付) | | |
| C-5 | 胸腰仙椎装具 | C-6 | 腰仙椎装具、仙腸装具 |

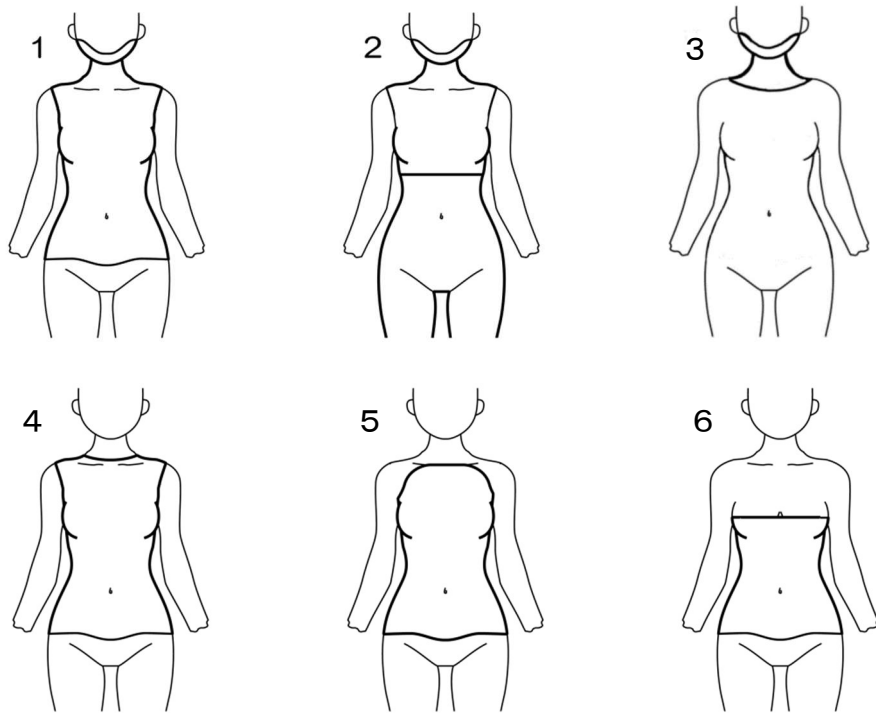


図-36 体幹装具の採型区分

⑤ 上肢装具

ア 上肢装具の基本価格は、「イの採型区分」(図-37 参照)により決定すること。

イ 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

- | | |
|---------|------------------|
| D-1 肩装具 | D-2 肘装具(手部付)、BFO |
| D-3 肘装具 | D-4 手関節装具 |
| D-5 手装具 | D-6 指装具 |

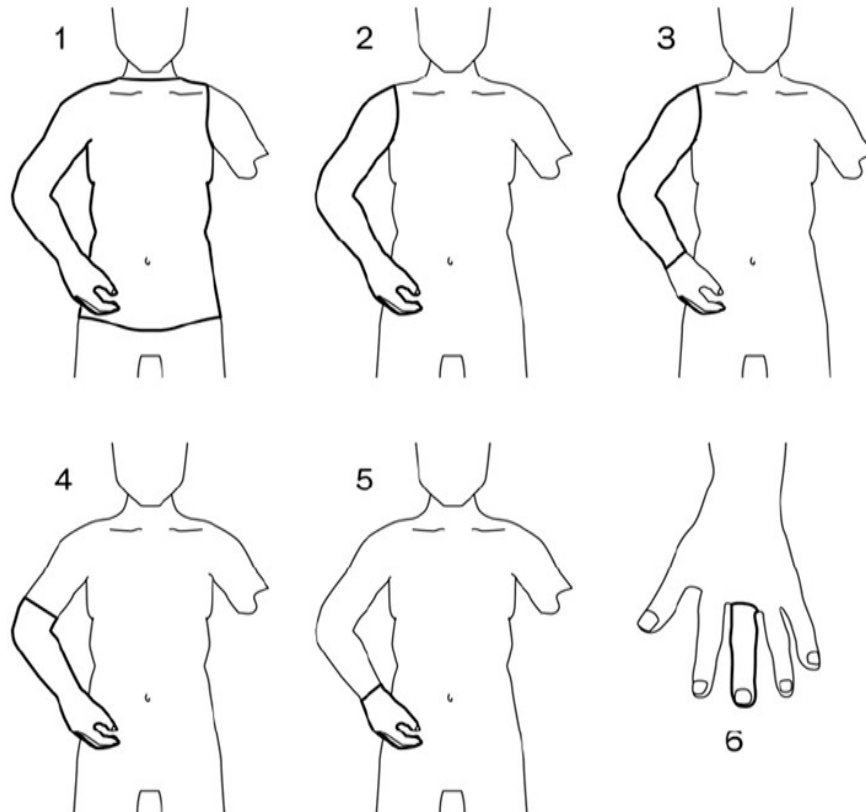


図-37 上肢装具の採型区分

(4) 装具の製作要素価格

① 下肢装具

ア 継手

(ア) 固定式継手

a 固定式継手とは、一本棒状の金属支柱をもち、全く動きのない継手であること。(図-38 参照)

b 固定式継手は、継手のない支柱を用いる場合にのみ加算できること。

(イ) 遊動式継手

a 遊動式継手とは、可動性をもつ継手であること。(図-39 参照)

b 遊動式継手は、継手のある支柱を用いる場合にのみ加算できること。

なお、遊動式継手には固定・遊動切替式の継手も含まれること。

c 鋼線支柱の場合は、遊動式の価格とし、片側を1単位とすること。(図-40 参照)

d 完成用部品に指定されているプラスチック製の継手は、遊動式継手として取り扱うこと。(プラスチック継手と完成用部品の併用加算はできないこと。)

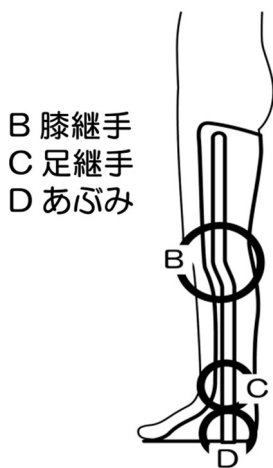
e 後方支柱の場合は、片側遊動式として算定すること。つまり、装具1個当たりの価格を1単位とすること。(図-41 参照)

(ウ) プラスチック継手

a プラスチック継手は、ヒンジ式、可撓式及び可撓性のある継手に区分されること。(図-42 参照)

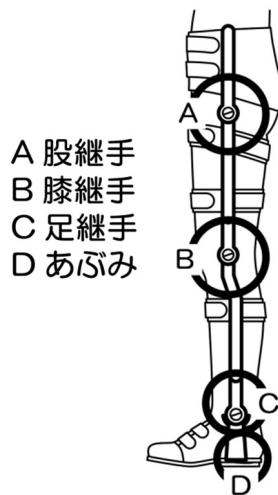
b ヒンジ継手は、片側を1単位として算定すること。

c 可撓式及び可撓性のある継手については、片側プラスチック継手として算定すること。つまり、装具1個当たりの価格を1単位とすること。



B 膝継手
C 足継手
D あぶみ

図-38 固定継手の加算方法



A 股継手
B 膝継手
C 足継手
D あぶみ

図-39 遊動継手の加算方法

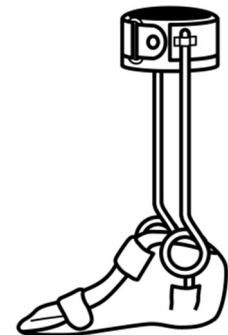


図-40 鋼線支柱
(2単位で算定)

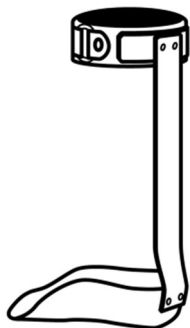


図-41 後方支柱
(1単位で算定)



ヒンジ式
(2単位で算定)



可撓式
(1単位で算定)



可撓性のある継手
(1単位で算定)

図-42 プラスチック継手

イ 支持部

- (ア) 支持部とは肢体を半周又は一周するもので、装具を肢体に固定し、支柱の位置決定及び装具の強度を高めるために用いられるものであること。
- (イ) 半月及び皮革は、それぞれ1カ所を1単位とすること。
- (ウ) カフベルトは半月を使用する場合のみ算定できることとし、硬性に算定することはできないこと。
- (エ) 熱硬化性樹脂とは、F.R.P. (繊維強化プラスチック) のことで、樹脂注型されたものであること。
- (オ) 熱可塑性樹脂とは、板状の樹脂が加熱成形されたものであること。
- (カ) カーボンとは、C.F.R.P. (炭素繊維強化プラスチック) のことで、ウェットカーボン又はドライカーボンを指す。支持部をカーボンで製作した場合は、半月と組合せできないこと。
- (キ) あぶみとは、足板又は靴と装具とを連結する足継手より遠位の部分のものであること。なお、歩行用あぶみは、あぶみに準じて取り扱うこと。
- (ク) 足部とは、足部に装着するものであり、すべて支持部とすること。ただし、補高、ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合には、靴型装具の「bの付属品等の加算要素」に準じて取り扱うこと。
- (ケ) 足部覆いとは、皮革製の足部支持要素でつま先部分がないものであること。
- (コ) 標準靴とは、一般のレディメイドの靴ではなく、義肢装具材料メーカーが製作販売している半完成品の靴を加工して靴付きの下肢装具を製作する場合の基準であり、靴自体の価格が含まれていること。
- (サ) 足底装具のうち「MP関節遠位」とは、MP関節の局所的な除圧が必要な場合等で5趾すべてにおいて基節骨以遠に及ぶものとし、その他は「MP関節近位」で算定すること。
- (シ) 硬性にはベルトの価格が含まれていること。ただし、短下肢装具(硬性)において3本を超えるベルトを使用する場合は、1本当たりの価格を加算できること。
- (ス) 支持部に完成用部品を使用する場合は、当該支持部の価格の40%の範囲内において、作業技術料を算定できること。あぶみについては、支持部の価格に完成用部品価格を加算できること。

ウ その他の加算要素

- (ア) 膝サポーターを製作する場合は、基本価格に製作要素価格の「cのその他の加算要素の価格」を合算した額とすること。ただし、遊動式継手付きの場合は、製作要素価格の「aの継手」を加えること。なお、膝サポーターについては、レディメイドの膝サポーターでは対応できない場合に限り算定できること。
- (イ) キャリパー及びツイスターで算定する場合は、完成用部品を加えら

れないこと。

- (ウ) T・Yストラップについては、原則として支柱付装具の付属品であるが、硬性に用いる場合は、硬性の支持部に含まれるベルト1本分の価格を差引いた額を上限価格とすること。
- (エ) 体幹装具以外で骨盤帯を用いる場合は、すべて体幹装具に準じて取り扱うこと。
- (オ) 懸垂帯を必要とする場合は、1の殻構造義肢の義足懸垂用部品に準じて取り扱うこと。
- (カ) 補高用足部とは、健肢との大幅な脚長差を補正するために下肢装具の足部の下方に取り付ける義足部品の足部であり、完成用部品を加えることができること。
- (キ) ファンロックは、ダイヤルロックに準じて取り扱うこと。
- (ク) 足底装具において、屋内で使用する必要がある場合、足底装具屋内用ベルトを加算できること。なお、足底装具の全面を皮革で覆い、皮革ベルトを取り付けた場合は、上限価格の2倍の範囲内の額を加算できること。
- (ケ) 装具装着に際し市販品の靴の加工が必要な場合は、加工に要した費用を算定できること。ただし、市販品の靴は自費で購入すること。

② 靴型装具

ア 製作要素

- (ア) 靴型装具には、患足と健足とがあり、それぞれ短靴、チャッカ靴、半長靴及び長靴に区分されること。
- (イ) 短靴とは、腰革（側革）の高さが果部より低い靴であること。
- (ウ) チャッカ靴とは、腰革（側革）の高さが果部に及ぶ靴であること。
- (エ) 半長靴とは、腰革（側革）の高さが果部を完全に覆う靴であること。
- (オ) 長靴とは、腰革（側革）の高さが概ね下腿の2/3までかかる靴であること。

イ 患足

- (ア) 右又は左の片側を1単位とすること。
- (イ) 整形靴とは、既製品の靴型（ラスト）を補正して製作されたものであること。
- (ウ) 特殊靴とは、採型した陰性モデルから製作した陽性モデルを基に製作されたものであること。
- (エ) グッドイヤー式及びマッケイ式とは、中底と表底を縫い合わせたものであり、製作要素の価格は、「aの製作要素」の2割増しとすること。
- (オ) 支柱を必要とする場合には、「(イ)の下肢装具の製作要素価格」と「オの完成用部品」を加えること。

ウ 健足

- (ア) 右又は左の片側を1単位とすること。
- (イ) 健足は、「オの完成用部品」を加えられないこと。

エ 付属品等の加算要素

- (ア) 月型の延長とは、通常の月型芯を足先方向又は足関節より上の方向に延長したものであり、それぞれの方向に延長した場合であっても当該価格で取り扱うこと。
- (イ) スチールバネ入りとは、足関節の側方安定性を向上させる目的で付加されたものであり、使用本数にかかわらず1単位とすること。
- (ウ) ベルトは3個までを本体に含むものとし、3個を超える場合に、超える分につき加算すること。
- (エ) 補高
 - a 敷き革式とは、靴の内部に挿入するものであること。
 - b 靴の補高とは、靴の表底に補高を貼り合わせるものであり、健足補高もこれに準じて取り扱うこと。
- (オ) 靴型装具の構成要素には、足部に適合させるためのインソールも含むことから、足底装具を加算することは出来ないこと。

③ 体幹装具

ア 支持部

- (ア) 支持部について、2種類以上の種類を組み合わせた場合は個々の価格のうち最も高い価格で算定すること。
- (イ) 軟性は、キャンバス及びメッシュの区分がないこと。
- (ウ) 骨盤支持部は、側弯症装具の場合に限り加算できること。なお、ミルウォーキー型については、他の支持部を加算することができないこと。

【ミルウォーキー型の算定例】

基本価格「C-6 採型」、支持部「骨盤支持部」、その他の加算要素「ミルウォーキー型付属品一式」、完成用部品

【モールドジャケットタイプの側弯症装具の算定例】

基本価格「C-5 採型」、支持部「胸腰仙椎支持部」及び「骨盤支持部」、その他の加算要素「胸椎パッド」及び「腰椎パッド」

- (エ) ジュエット型の場合は、胸腰仙椎支持部のフレームの価格で算定すること。
- (オ) 支持部に完成用部品を使用する場合は、当該支持部の価格の40%の範囲内において、作業技術料を算定できること。

イ その他の加算要素

- (ア) 高さ調整とは、容易に調整可能なものであり、頰椎装具（カラーを除く）についてのみ加算することができること。なお、価格は1カ所当たりのものであること。
- (イ) バタフライについては、硬性又はフレームの場合にのみ加算することができること。
- (ウ) 側弯症装具付属品の内、アウトリガー、支柱については、完成用部品を加算することができること。

- (エ) ミルウォーキー型付属品一式により算定しない場合でも、必要な付属品を個別に加算することができること。

④ 上肢装具

ア 継手

上肢装具の継手については、下肢装具の継手の取扱いに準じること。ただし、MP継手及びIP継手については、装具1個当たりの価格を1単位とすること。

イ 支持部

- (ア) 胸郭支持部及び骨盤支持部は、右又は左の半身を1単位とすること。なお、胸郭支持部及び骨盤支持部を加算する場合は、体幹装具に関する他のものを加えられないこと。(図-43 参照)
- (イ) 半月及び皮革は、それぞれ1カ所を1単位とすること。
- (ウ) カフベルトは半月を使用する場合のみ算定できることとし、硬性に算定することはできないこと。
- (エ) 支持部に完成用部品を使用する場合は、当該支持部の価格の40%の範囲内において、作業技術料を算定できること。

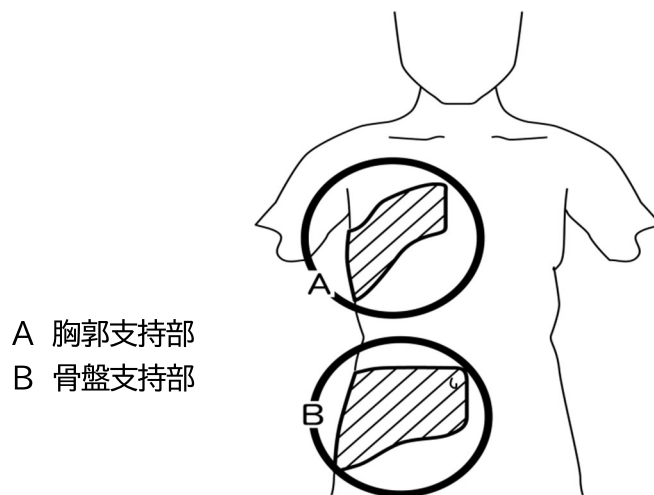


図-43 支持部の区分

ウ その他の加算要素

- (ア) 肘サポーターを製作する場合は、基本価格に製作要素価格の「cのその他の加算要素の価格」を合算した額とすること。ただし、遊動式継手付きの場合は、製作要素価格の「aの継手」を加えること。なお、肘サポーターについては、レディメイドの肘サポーターでは対応できない場合限り算定できること。
- (イ) 基節骨パッド及び中・末節骨パッドは、片手当たりの価格を1単位

とすること。(図-44 参照)

(ウ) アウトリガーの価格は、1カ所当たりのものであること。(図-45 参照)

(エ) 伸展・屈曲補助バネの価格は、1本当たりのものであること。ただし、輪ゴムを用いる場合は、装具1個当たりの価格を1単位とすること。(図-46 参照)

(オ) 懸垂帯を用いる場合は、殻構造義肢の購入基準の懸垂用部品に準じて取り扱うこと。

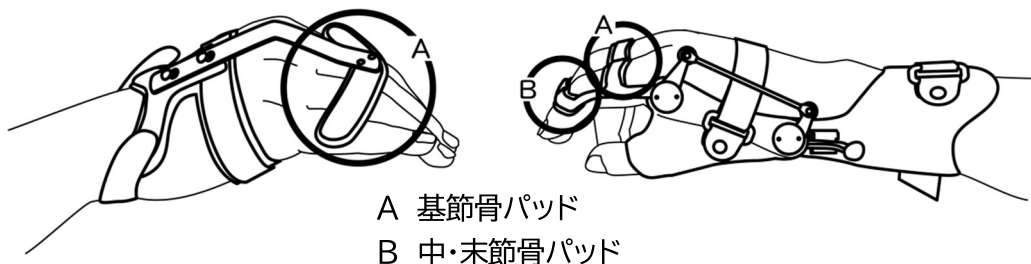


図-44 基節骨パッド及び中・末節骨パッド

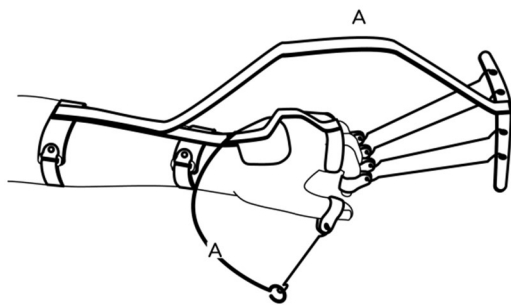


図-45 アウトリガー (A)

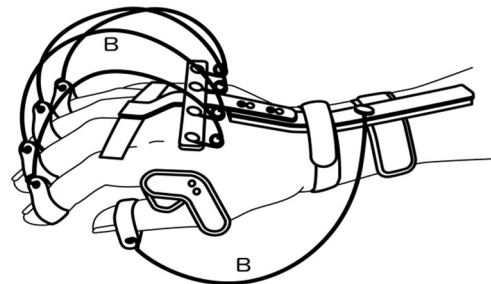


図-46 伸展・屈曲補助バネ (B)

(5) 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、完成用部品の指定基準に定めるところによるものとする。ただし、使用部品については、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。

また、完成用部品のうち、再度製作する際に再利用できない部品は、借受けの対象とならないこと。

なお、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、殻構造義肢及び骨格構造義肢の完成用部品を用いることができること。

(参考) 装具の基本工作法から考えられる必要な設備等

装具の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、標準的な設備等については、以下を参照すること。

(1) 靴型装具以外の装具

工 程	作業の内容	設 備
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況(知覚の状況等)、関節の運動機能の状況(屈曲、伸展、内転、外転等の関節可動域や筋力等)並びに肢位の観察及び特徴の把握。	
(イ) 採寸及び投影図の作成	製作に必要な寸法(周径、長さ)及び角度の測定及び情報カードへの記録と投影図の作成。(トレースのほか前後左右からの写真撮影による形状の正確な把握も必要。)	
(ウ) 採型	ギプス包帯法及び印象材による採型及び陰性モデルの採型。 ※ 採型に当たっては、最適な肢位を保持する。	
(エ) 陽性モデルの製作	陰性モデルへのギプス泥の注型、陽性モデルの修正(石膏の盛り削り修正)、表面の仕上げ及び乾燥。	
(オ) 組立て	陽性モデルへの装具形状(継手、支柱、半月の位置、外形ライン)の記入。アライメントの確認。 フレーム: 曲げ加工、組み立て及び調整。 硬 性: プラスチック板切断、加熱成形加工(熱可塑性樹脂)、注型(熱硬化性樹脂)、トリミング及び調整 支柱、支持部、継手、付属品等の板止め及び各部の結合。	カービングマシン ボール盤(又はハンドドリル) ミシン 電気オープン(又はガスバーナー)
(カ) 仮合わせ(中間適合検査)	支柱、支持部、継手、付属品等の調整及び試用	
(キ) 仕上げ	支柱、支持部、継手、付属品等の取付け及び仕上げ。	カービングマシン ボール盤(又はハンドドリル) ミシン
(ク) 適合検査	装具の適合の最終検査並びに装着及び使用による機能の最終検査。 ※使用者に対する装具の取扱い方法の説明やメンテナンス、装着部の衛生管理等の指導。	
※関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 装具の製作に必要な個人情報(氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、使用者の希望、連携可能な関係医療機関等)の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務。 ・ 初期段階で、使用者に装具を装着するまでの流れについて説明する。 ・ 処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 ・ 装具の引渡し後も、定期的なチェック等のフォローアップを行うことが望ましいことを使用者にご理解いただく。 	

(2) 靴型装具

工 程	作業の内容	設 備
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況（知覚の状況等）、関節の運動機能の状況（屈伸、内転、外転等の関節可動域や筋力等）並びに肢位の観察及び特徴の把握。	
(イ) 採寸及び投影図の作成	製作に必要な寸法（周径、長さ）及び角度の測定及び情報カードへの記録と投影図の作成。（トレースのほか前後左右からの写真撮影による患肢形状の正確な把握も必要。）	
(ウ) 採型・採寸	ギプス包帯法及び印象材による採型及び陰性モデルの採型。 ※ 採型に当たっては、最適な肢位を保持する。	
(エ) 陽性モデルの製作（木型）	陰性モデルへのギプス泥の注型、陽性モデルの修正（石膏の盛り削り修正）、表面の仕上げ及び乾燥。	
(オ) 足底板の製作		ベルトサンダー
(カ) アッパーの製作		ミシン
(キ) 吊り込み		
(ク) 底付け		ベルトサンダー
(ケ) 仕上げ		
(コ) 適合検査	装具の適合の最終検査並びに装着及び使用による機能の最終検査。 ※ 使用者に対する装具の取扱い方法の説明やメンテナンス、装着部の衛生管理等の指導。	
※ 関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 装具の製作に必要な個人情報（氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、使用者の希望、連携可能な関係医療機関等）の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務。 ・ 初期段階で、使用者に装具を装着するまでの流れについて説明する。 ・ 処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 ・ 装具の引渡し後も、定期的なチェックを行うことが望ましいことを使用者にご理解いただく。 	

4 装具（レディメイド）

(1) 価格構成

装具（レディメイド）の価格は、基本価格及び本体価格から構成されたものであること。

装具（レディメイド）は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、メーカー、サプライヤー及び補装具事業者間の物品の譲渡はすべて非課税で行われる。そのため、補装具事業者は非課税で仕入れ、非課税で販売することから、基本価格及び本体価格を合算した額の 100 分の 100 に相当する額を上限とすること。

(2) 基本価格

基本価格には、採寸及び適合にかかる全ての作業を含むものとし、使用方法の説明及び加工についても含むものであること。

(3) 本体価格

本体価格は当該装具メーカーが厚生労働省に対し、補装具としての届出を行うことで決定するものであるが、厚生労働省のホームページ上で補装具としての承認を確認できない場合は、更生相談所又は市町村から厚生労働省担当係に確認を行い、厚生労働省から各メーカーに対し、補装具としての届出の意思を確認する。各メーカーにおいて、補装具としての価格設定をする意思がない場合は、同等機能を持つ他社メーカーの補装具又はオーダーメイドで対応すること。

(4) その他

ア 装具（レディメイド）については、必要に応じて加工を行うことができること。その場合、装具（オーダーメイド）の製作要素価格又は修理価格を加算することができること。

イ 支給決定にあたっては、厚生労働省又は当該装具メーカーのホームページにて本体価格を確認すること。

5 姿勢保持装置

姿勢保持装置とは、体幹及び四肢の機能障害により姿勢を保持する能力に障害がある場合に用いられるものである。

ただし、立位訓練を目的とするものは、姿勢保持装置の購入に係る補装具費の支給目的に馴染まないため、起立保持具の特例として取り扱うこと。

(1) 製作工程

姿勢保持装置は、「アの基本工作法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

素材費	姿勢保持装置材料リストによる素材購入費
素材のロス	素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）
小物材料費	個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）
材料管理費	素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

作業人件費	製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）
作業時間の余裕割増	製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費
製造間接費	光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等
管理販売経費	完成品の保管、販売に要する経費

また、姿勢保持装置の価格は、次のように構成されていること。

姿勢保持装置の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

基本価格	採寸又は採型使用材料費及び姿勢保持装置の名称、型式別に設けられている基本工作に要する加工費の計
製作要素価格	材料の購入費及び当該材料を姿勢保持装置の形態に適合するように行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計
完成用部品価格	完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

姿勢保持装置は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、姿勢保持装置の価格は、「イの身体部位区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の100分の106に相当する額を上限とすること。（図-47 参照）

「100分の106に相当」の趣旨は、姿勢保持装置を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されるものの、販売時には非課税となる

ため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。
 姿勢保持装置の構成は価格体系に基づくものであること。

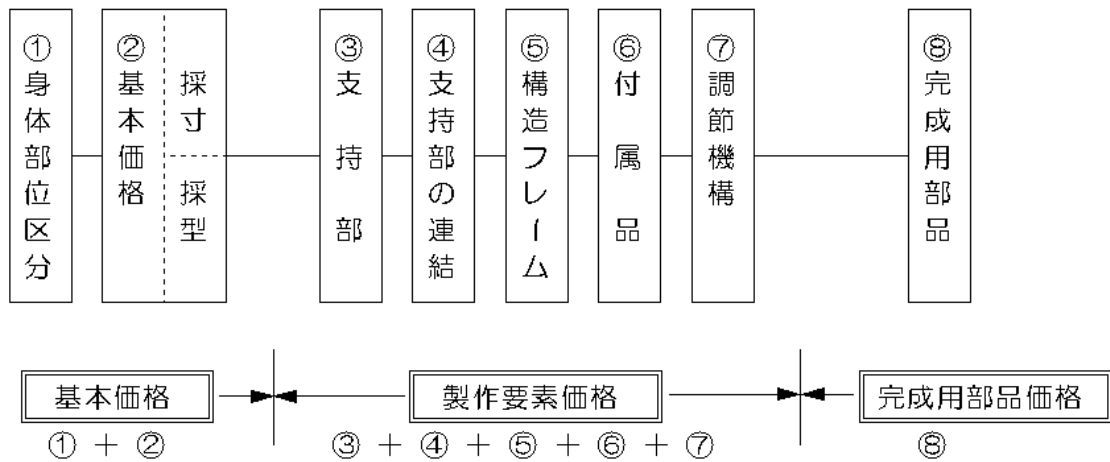


図-47 姿勢保持装置の価格体系

(3) 基本価格

- ア 姿勢保持装置の基本価格は、身体支持を必要とする身体部位を「イの身体部位区分」から選択し、部位の区分ごとに定める採寸又は採型の価格を「ウの基本価格」から選択して組み合わせること。ただし、下腿・足部の基本価格は採寸のみとし、採型をした場合であっても採寸の価格の範囲内で対応すること。
- イ 身体部位区分は、装置を製作するために必要とする最小限の区分を選択すること。
- ウ 採寸とは、「アの基本工作法」に基づく工程の中で、「(イ)採寸、(エ)設計図の作成」が行われるものであること。
- エ 採型とは、「アの基本工作法」に基づく工程の中で、「(ウ)採型、(エ)設計図の作成、(カ)陽性モデルの製作・修正」が行われるものであること。
- オ 採型器による採型の後、その三次元形状をデジタルデータ化して製作する場合は、採型として取り扱うこと。
- カ 上肢及び下腿・足部は、右側又は左側の一方を片側とすること。

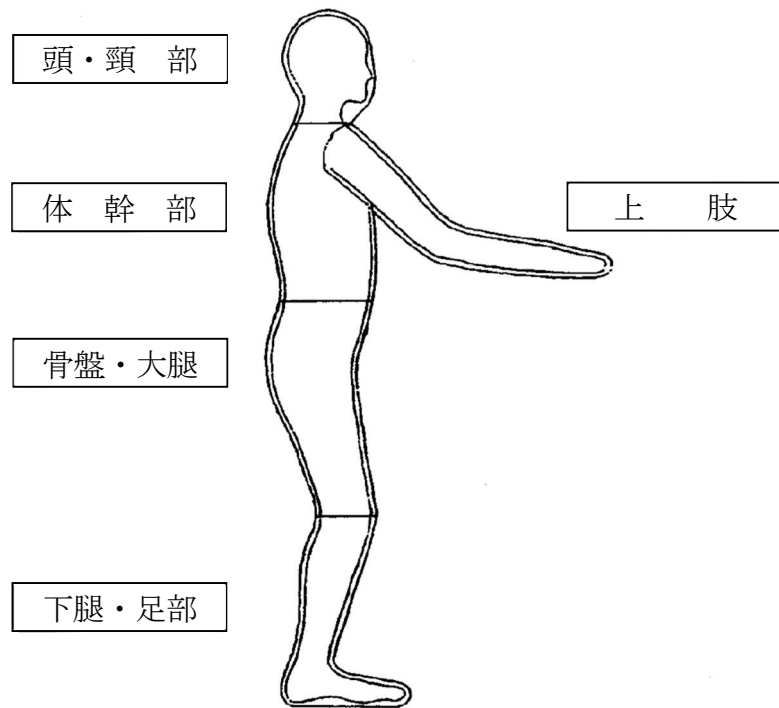


図-48 姿勢保持装置の採寸・採型に係る身体部位区分

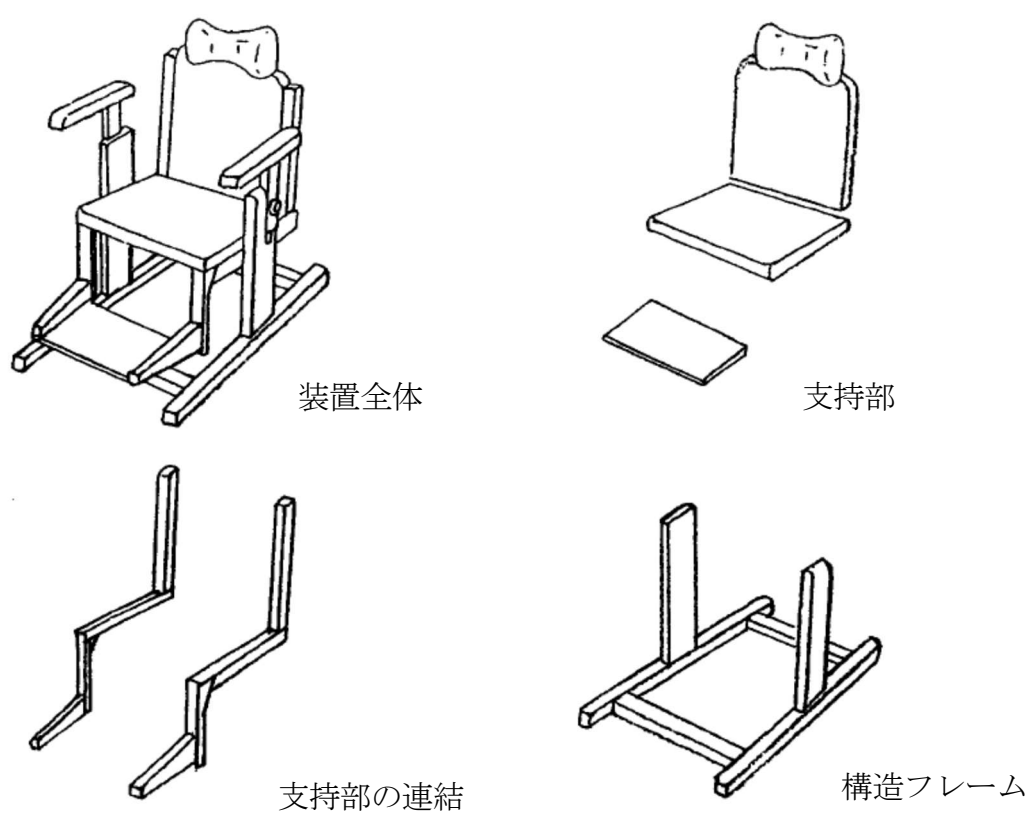


図-49 姿勢保持装置の構成概念図

(4) 製作要素価格

ア 支持部

(ア) 共通事項

- a 姿勢保持装置の支持部は、身体部位区分で選択した身体部位に該当する支持部を組み合わせること。
- b 支持部カバー（表面の張り地）の価格は含まないものとする。
- c 完成用部品の支持部を用いる場合は、当該完成用部品が及ぶ部位の製作要素価格の支持部を加算することができないこと。

(イ) 平面形状型

平面形状型とは、採寸で製作されるもので、平面を主体として構成された支持面を持ち、各種付属品を組み合わせることで姿勢を保持する機能を有するものであること。(図-50 参照)

なお、(エ)付属品の体幹保持部品、骨盤保持部品、下肢保持部品等を内蔵して一体型として製作する場合は、その価格を加算することができること。

(ウ) モールド型

- a モールド型の支持部とは、採型又は採寸で製作されるもので、身体の形状に合わせた三次曲面で構成された支持面を持ち、各種付属品を組み合わせることで姿勢を保持する機能を有するものであること。(図-51 参照)

なお、付属品のうち体幹保持部品（胸パッド及び胸受けロールを除く。）及び骨盤保持部品を組み合わせることはできないこと。

- b 採寸でモールド型を製作する場合は、モールド型の価格の80%に相当する額とすること。

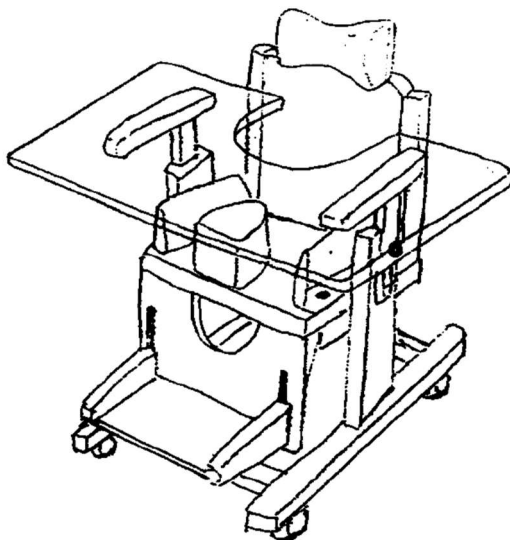


図-50 平面形状型

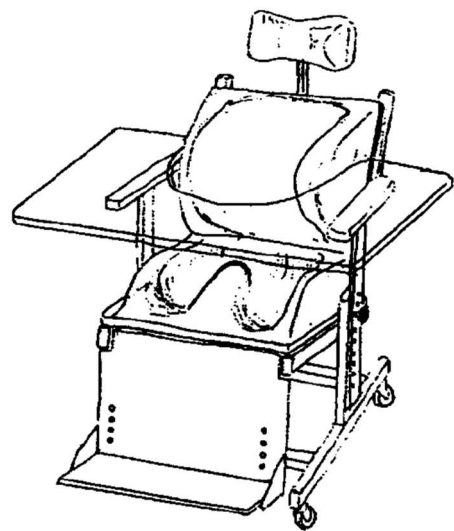


図-51 モールド型

(エ) シート張り調節型

シート張り調節型とは、支持面のシート又は複数のベルトによるたわみによって身体形状や変形に対応し、姿勢を保持できる機能を有するものであること。

(オ) フレックス構造

フレックス構造とは、2つ以上に分割された身体支持部が柔軟性のある部材で連結され、可動する構造を有するものであること。

イ 支持部の連結

(ア) 共通事項

- a 支持部の連結とは、各支持部を一定の位置関係に保つため、構造フレームと独立した部材で各々を連結するものであること。
- b 完成用部品の各種継手を使用する場合は、各支持部の連結の価格を加算することができないこと。
- c 固定とは、角度調節機能のない一定の角度で連結する構造であること。
- d 遊動とは、多少にかかわらず角度の変更が可能な連結構造であり、可動軸を有するものであること。
- e フレックス構造により連結を行った支持部について、さらに固定又は遊動の価格を加算することはできないこと。
- f 殻構造義肢又は装具の完成用部品を使用する場合は、殻構造義肢又は装具の購入基準に準じて取り扱うこと。

(イ) 角度調整用部品

- a 支持部の連結・遊動と組み合わせて無段階に角度可変調節を行うために使用されるものであること。
- b 使用者の身体状況（体重を含む。）を参考に、安全性と耐久性を考慮して必要な本数分を加算することができること。

(ウ) その他

- a 体幹支持部と骨盤・大腿支持部間の角度可変機構（いわゆるリクライニング）は、「腰部・遊動×（必要数）」＋「角度調整用部品×（必要数）」で取り扱うこと。（図－52 参照）
- b 骨盤・大腿支持部と下腿支持部間の角度可変機構（いわゆるエレベーターイング）は、「膝部・遊動×（必要数）」＋「角度調整用部品×（必要数）」で取り扱うこと。（図－53 参照）

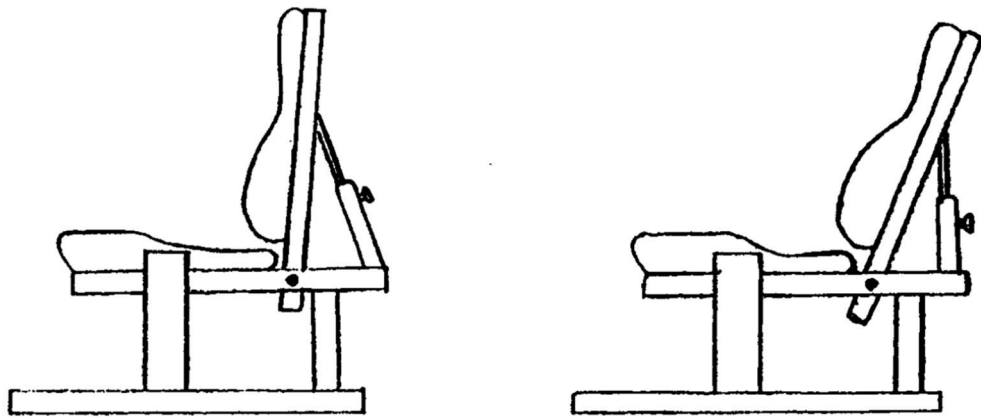


図-52 リクライニングの概念図

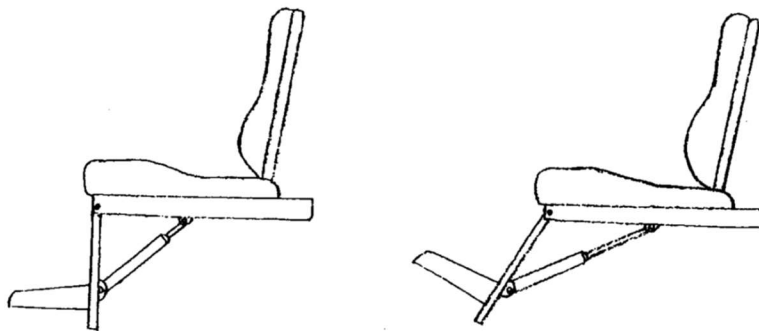


図-53 エレベーターの概念図

ウ 構造フレーム

- (ア) 構造フレームとは、支持部を装置の使用目的に合わせた高さや角度に保持するためのもので、これを「支持部」及び「支持部の連結」と組み合わせることで装置本体の形が決定されるものであること。
- (イ) ティルト機構とは、体幹支持部と骨盤・大腿支持部が一定の角度を維持した状態で支持部全体を傾ける機構であること。(図-54 参照)

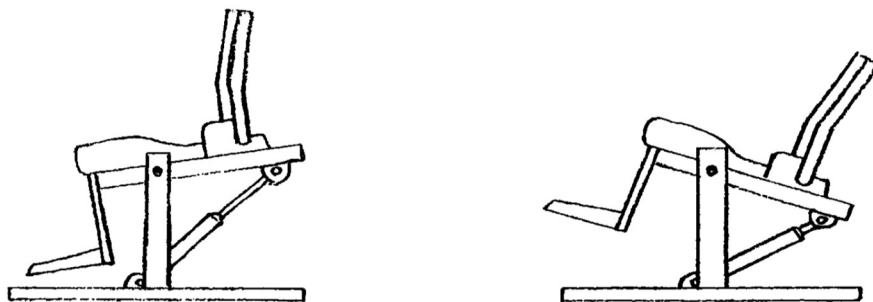


図-54 ティルト機構の概念図

- (ウ) ティルト機構を有する装置の「支持部の連結」、「構造フレーム」の取扱いは、「腰部・固定×(必要数)」+「構造フレーム」+「ティルト機構加算」+「角度調整用部品×(必要数)」で取り扱うこと。

- (エ) 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、車椅子及び電動車椅子の購入基準の価格を基本価格とし、構造フレームの基本価格を合算できないこと。
- (オ) 姿勢保持装置として製作する部分が、車椅子及び電動車椅子に備わっているため重複することとなる部分（座布、バックサポート、アームサポート、レッグサポート、フットサポート等）については、車椅子及び電動車椅子の修理上限価格の95%を控除すること。ただし、リクライニング機構に限り車椅子及び電動車椅子側の機構を優先することとし、姿勢保持装置側のリクライニング機構の製作加算は行わないこと。
- (カ) 車椅子及び電動車椅子フレームに支持部を直接取りつける場合は、支持部の連結の価格を加算することができないこと。
- (キ) 完成用部品を使用する場合は、構造フレームの基本価格を合算することができないこと。

エ 付属品

- (ア) 共通事項
 - a 価格は、1単位（個・本）の額とすること。
 - b 取り付けに当たって面ファスナーを使用する場合は、その価格を含むものとする。
- (イ) カットアウトテーブル
 - a カットアウトテーブルは、机上作業を行う場合に用いるとともに、そのカット部において体幹の安定や上肢の保持を図るものであること。
 - b 表面クッション張りは、緊張や不随意運動などによる頭部、上肢への保護を目的とするものであること。
- (ウ) 上肢保持部品、体幹保持部品、骨盤保持部品、下肢保持部品、ベルト部品については、次に示すそれぞれの機能を果たすものであること。なお、その形状が例示以外のものであっても、当該機能を果たすものであれば、取り扱うことができること。

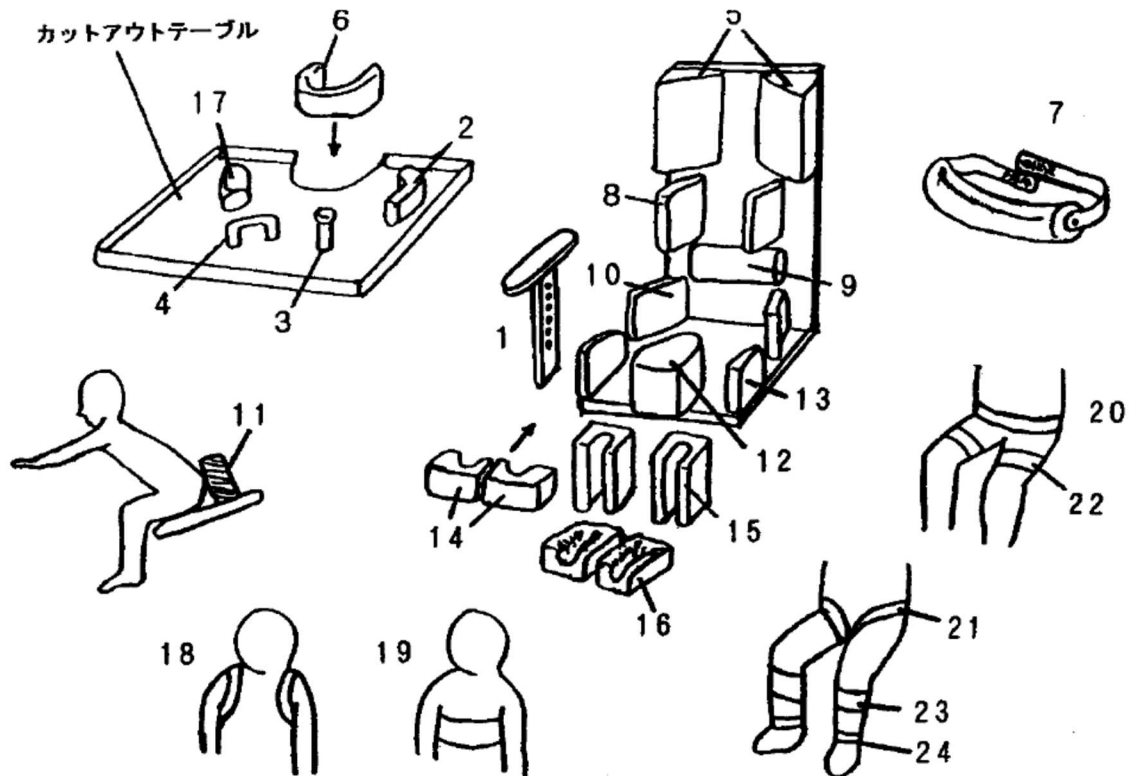


図-55 付属品の例

名 称	種 類	機 能		
上肢保持部品	1 アームサポート	上肢の支持 肩甲帯のリトラクション抑制、不随意運動の抑制 手の不随意運動の抑制、体幹の正中保持 同 上		
	2 肘パッド			
	3 縦型グリップ			
	4 横型グリップ			
体幹保持部品	5 肩パッド	肩の挙上防止、肩甲帯のリトラクション抑制 体幹の前傾防止 同 上 体幹の横ずれ防止 腰椎の支持		
	6 胸パッド			
	7 胸受けロール			
	8 体幹パッド			
	9 腰部パッド			
骨盤保持部品	10 骨盤パッド	骨盤の固定 臀部の後ろずれ防止		
	11 臀部パッド			
	下肢保持部品		12 内転防止パッド	股関節の内転防止 股関節の外転防止 前ずれ防止、膝の伸展防止、骨盤の固定 下腿の交差防止 足部の保持
			13 外転防止パッド	
			14 膝パッド	
			15 下腿保持パッド	
16 足部保持パッド				
ベルト部品	腕ベルト	手の不随意運動の抑制、体幹の正中保持 同 上 体幹の正中保持、前傾防止 体幹の前傾防止 骨盤の保持 骨盤の前ずれ防止 大腿部の保持 前ずれ防止、膝の伸展防止、骨盤の固定 下腿部の保持 膝の伸展防止、足の横ずれ防止		
	17 手首ベルト			
	18 肩ベルト			
	19 胸ベルト			
	20 骨盤ベルト			
	21 股ベルト			
	22 大腿ベルト			
	膝ベルト			
	23 下腿ベルト			
	24 足首ベルト			

- (エ) ベルト部品は、クッション素材を取り付けた場合を含む価格とすること。
- (オ) 支持部カバーとは、支持部の表面を覆うもので、ビニールレザー、布地などの素材を用いたものであること。なお、支持部が上肢支え及び前腕・手部支えに分離しているものに対する上肢支持部カバー及び左右両側分かつ脱着式の支持部カバーであっても、1台当たりの価格を1単位として取り扱うこと。
- (カ) 内張りとは、アームサポートやテーブルの裏側に腕や膝が当たることによる怪我の防止を目的としたものであること。
- (キ) 体圧分散補助素材とは、低い反発力又は衝撃を吸収する機能を有するものであること。
- (ク) キャスターは、1個当たりの価格とし、屋内で使用される場合に用いられるものであること。なお、多機能キャスターとは、車輪の動き（方向と回転）を同時に固定できるものであること。
- (ケ) 完成用部品が付属品を有している場合は加算することができないこと。

オ 調節機構

- (ア) 脱着・開閉機構は、その機能の固定・解除が確実にできる構造のものであり、蝶番のみや面ファスナーなどの簡便な方法によるものは加算することができないこと。
 - (イ) 完成用部品（支持部、継手部品、構造フレーム、アームサポートに係るもの）が調節機構を有している場合は加算することができないこと。
- (5) 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、完成用部品の指定基準に定めるところによるものとする。ただし、使用部品については、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。

また、完成用部品のうち、再度製作する際に再利用できない部品は、借受けの対象とならないこと。

(参考) 姿勢保持装置の基本工作法から考えられる必要な設備等

姿勢保持装置の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、標準的な設備等については、以下を参照すること。

工 程	作業の内容	設 備
(ア) 身体状況の観察と評価	身体変形の状況及び痙直、緊張、不随意運動等の観察並びにこれらの特徴の把握並びに姿勢の決定及び使用目的の確認。	
(イ) 採寸	製作に必要な寸法及び角度の測定並びに情報カードへの記録。	
(ウ) 採型	採型器による陽性モデル又はギプス包帯法による陰性モデルの採型。	採型器
(エ) 設計図の作成	製作に必要な設計図の作成。	
(オ) 陽性モデルの製作・修正	陰性モデルへのギプスの注型並びに支持部の製作に必要な陰性モデルの製作、修正、表面の仕上げ。	
(カ) 加工・組立て	陽性モデル及び設計図に基づく加工並びに組立て。	
(キ) 仮合せ (中間適合検査)	身体への適合並びに装置の各機能の検査及び修正。	
(ク) 仕上げ	各部品の取付け及び仕上げ等。	ミシン
(ケ) 適合検査	最終的な身体への適合及び装置の各機能の検査。 ※使用者に対する姿勢保持装置の取扱い方法の説明やメンテナンス、接触面の衛生管理等の指導。	
※ 関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製作に必要な個人情報（氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、使用者の希望、連携可能な関係医療機関等）の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務。 ・ 初期段階で、使用者が姿勢保持装置を入手するまでの流れについて説明する。 ・ 処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 ・ 姿勢保持装置の引渡し後も、定期的なチェック等のフォローアップを行うことが望ましいことを使用者にご理解いただく。 	

※事務室、工作室が必要であり、設備を配置した上で十分に動ける面積（例：6坪以上）があること。

※設備欄に掲げる設備のほか、必要な工具等（例：ボール盤、ジグソー、エアコンプレッサー、電動ドリル、万力、ハンドリベッター、トルクレンチ、パイプカッター、ノギス、ウレタンカッター、ディスクグラインダー等）を備えていること。

6 車椅子

(1) 製作工程

車椅子は、「アの基本工作法」により、「ウの本体価格」及び「エの加算要素価格」からそれぞれ必要な部品を選択し、組み合わせて製作すること。支給する車椅子は原則としてモジュラー式とし、障害の程度が軽度の場合及びバギー形を支給する場合等でレディメイド式の機能により身体機能の補完が可能な場合はレディメイド式を、身体の状態及び障害の程度等によりモジュラー式では身体機能の補完ができない場合はオーダーメイド式を、それぞれ支給すること。なお、メーカー等のカタログにレディメイドと記載されているもの及びカタログ補装具事業者において製作、仮合わせ及び仕上げをする必要のないものについてはレディメイド式として支給すること。

(2) 価格構成

告示の基本価格、本体価格及び加算要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

素材費	素材購入費
素材のロス	素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）
小物材料費	個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）
材料管理費	素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

作業人件費	製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）
作業時間の余裕割増	製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費
製造間接費	光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等
管理販売経費	完成品の保管、販売に要する経費

また、車椅子の価格は、次のように構成されていること。

車椅子の価格 = 基本価格 + 本体価格 + 加算要素価格

○車椅子の価格構成

基本価格	採寸及び適合検査等基本工作に要する使用材料費、加工費並びにメーカーからの車椅子本体及び部品の仕入れに伴う配送料の計
本体価格	フレーム及び標準構造部品の材料購入費並びに加工、組合せ及び結合の各作業によって発生する価格の計
加算要素価格	機構、構造部品及び付属品の追加に伴う料購入費並びに加工、組合せ及び結合の各作業によって発生する価格の計

車椅子は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、車椅子の価格は、「イの基本価格」に「ウの本体価格」及び「エの加算要素価格」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の100分の106に相当する額を上限とすること。（図-47 参照）

なお、「100分の106に相当」の趣旨は、車椅子（付属品を含む）を製作及び加

工をするに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されるものの、販売時には非課税となるため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。

車椅子の構成は価格体系に基づくものであること。

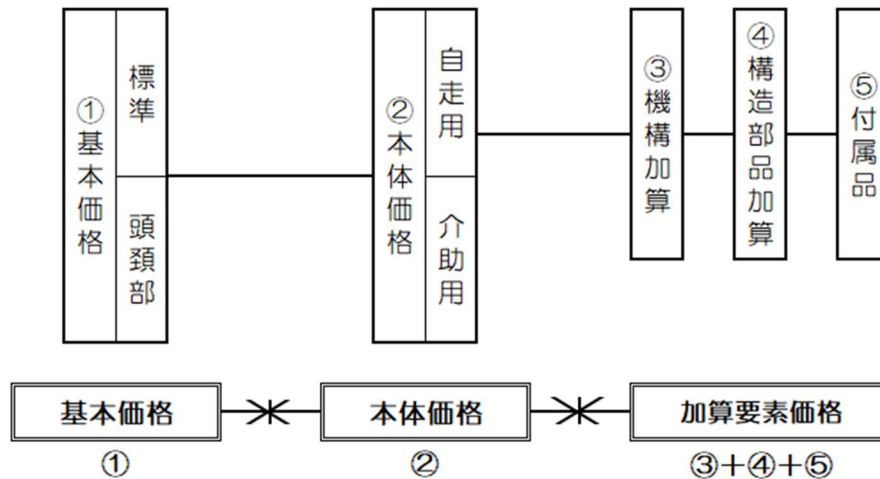


図-56 車椅子の価格体系

(3) 基本価格

ア 車椅子の基本価格は採寸のみとし、ヘッドサポートが必要な場合のみ標準価格に頭頸部の基本価格を加算できること。この場合のヘッドサポートとは、頭部支持が必要な場合に算定できるものであって、バックサポートと一体型のもも含まれること。

イ レディメイド式、2台同時支給及び再支給（前回支給の車椅子と構成部品が同じものに限る）の場合は、1台あたりの基本価格を半額とすること。

(4) 本体価格

ア 自走用車椅子は自らが駆動及び操作して使用することを主目的とし、介助用車椅子は自らが駆動せず介助者が操作することを主目的とした車椅子であること。

イ 本体価格はモジュラー式による上限価格であり、オーダーメイド式の場合は本体価格の125%、レディメイド式は本体価格の75%をそれぞれ上限価格とすること。

ウ 介助者のみが使用する介助ブレーキ等の機能を追加して取り付ける場合、追加する機能については全額自己負担とすること。なお、身体機能の補完及び適合に影響を及ぼす機能の追加は差額自己負担であっても認めることができないこと。

(5) 加算要素価格

ア 機構加算

障害状況等に応じた機構を車椅子に追加する場合の対象者例及び構造は

次の表のとおりとすること。ただし、リクライニング機構のうち、回転軸が2か所以上設けられている場合で、うち1つが座面の中に設けられているものは、ティルト・リクライニング機構に準じて算定等を行うこと。なお、リフト機構については、J I S T 9 2 0 1 - 2 0 1 6 の対象ではないが、障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情及び就労若しくは就学のために真に必要と認められる場合には、基準内の車椅子として支給して差し支えない（特例補装具ではない）こと。1台を1単位とすること。

○機構加算の対象者例及び構造

機構名称	対象者例	構造
リクライニング機構	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随時、仰臥姿勢をとる必要のある者 ・ 運動制限が著名で座位を長時間保持できない者 ・ 股関節の拘縮及び強直のある者 	バックサポート角度が変換でき、バックサポートの傾斜を、工具を使わずに調整できる機構
ティルト機構	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間の座位保持が困難な者であって、自立姿勢変換が困難な者 	シートとバックサポートとの角度が固定されたまま、シート及びバックサポートの傾斜を、工具を使わずに一体的に調整できる機構
ティルト・リクライニング機構	<ul style="list-style-type: none"> ・ リクライニング機構及びティルト機構について、それぞれ単独では座位保持等の目的が果たせない者 	バックサポート角度及びシート角度が変換でき、バックサポート及びシートの傾斜を、それぞれ工具を使わずに調整できる機構
リフト機構	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情が認められる者 ・ 就労若しくは就学のために真に必要と認められる者 	シートの高さを、工具を使わずに調整できる機構（昇降機構及びスタンドアップ機構を含む。）

イ 構造部品加算

障害状況等に応じた構造部品を車椅子に追加する場合の対象者例及び構造は次のとおりとすること。なお、基本構造のうち6輪構造については、J I S T 9 2 0 1 - 2 0 1 6 の対象ではないが、真に必要があると認められる場合には、基準内の車椅子として支給して差し支えない（特例補装具ではない）こと。告示等に特に記載のない限り、1台を1単位とすること。

ウ 付属品

(ア) クッション

ゲル素材と立体編物との併用加算はできないこと。

(イ) 座板

クッション一体型とは、座板及びクッション（カバーを含む。）が一体となっており、カバーも含め取り外しができないものをいう。

(ウ) 障害状況等に応じた付属品を車椅子に追加する場合の対象者の例及び構造は次のとおりとすること。告示等に特に記載のない限り、1台を1単位とすること。

○付属品の対象者例及び構造

名 称	対象者等の例	構 造
クッション (カバー付き) 平面形状型	座位保持は可能だが、使用時間により殿部に褥瘡の危険性がある者	平面形状型とは、平面を主体として構成された支持面を持ち、各種付属品を組み合わせることで姿勢を保持する機能を有するもの
クッション (カバー付き) モールド型	座位保持が困難で、殿部・大腿形状に沿った形状のクッションが必要な者	身体の形状に合わせた三次曲面で構成された支持面を持ち、各種付属品を組み合わせることで姿勢を保持する機能を有するもの
クッション (カバー付き) ゲル素材	殿部の褥瘡の危険性がある者	クッションの一部にゲル素材が使用されているもの
クッション (カバー付き) 多層構造	座位保持は可能だが、使用時間により殿部の褥瘡の危険性がある者	硬さが異なる素材を3層以上重ねて製作されているもの（立体編み物との併用加算はできないこと。）
クッション (カバー付き) 立体編物	褥瘡の危険性があり、汚損への対応を要する者	樹脂等を糸状に射出し、3次元形状に成形したもの（多層構造との併用加算はできないこと。）
クッション (カバー付き) 滑り止め加工	足こぎ操作や、移乗動作によりクッションのズレが頻繁に生ずる者	シートやカバーに面ファスナーや滑り止め効果のある素材を縫製したもの。価格は1台分のものであることとし、シートとクッションカバーの双方に使用した場合でも1個分の加算とすること。
クッション 防水加工	失禁が頻回等の理由から防水機能を必要とする者	クッション又はカバーに防水加工を施したもの。価格は1台分のものであること。
座板	スリング式のシートでは座位保持が困難な者	座位を安定させるためにシートを構成する硬度が高い板。クッションと一体になっている（着脱できない）ものを含む。
背クッション	背部の褥瘡危険性がある者。軽度の座位困難性があり、座位保持に必要とする者	背部に用いて、姿勢を保持する機能を有するもの
ヘッドサポート 着脱式	頭部支持が必要な者	背パイプから延長された構造で、着脱が可能なもの。枕を含む。

ヘッドサポート マルチタイプ (枕含む)	頭部の支持が必要で、位置を微調整する必要がある者（バギー形除く）	頭頸部を支持するためにバックサポートパイプに取り付けるもので高さ調整、前後調整、角度調整及び着脱が可能なもの。枕を含む。
ヘッドサポート 枕（オーダーメイド）	頭部のコントロールが困難で、頭部の形状が非対称等の理由によりアライメントの調整が困難な者	利用者の頭頸部に適合させたオーダーメイドの枕。カバー含む。
ヘッドサポート 枕（レディメイド）	頭部のコントロールが困難で、アライメントの調整が必要な者	レディメイドの枕。カバー含む。
フットサポート ヒールループ	フットサポートから足部が後方に脱落する危険性がある者	踵部にベルト等を引き掛け、足部が後方に脱落しないようにしたもの
フットサポート アンクルストラップ	フットサポートから足が脱落する危険性がある者	足部をベルト等で、フットサポートに固定するもの
フットサポート ステップカバー	足部の保護が必要な者	フットサポート全体を覆うことにより、足部の保護や負担を軽減するもの
テーブル	車椅子上で机上作業を行う者	机上作業を行う場合に用いるもの
テーブル取付部品	車椅子上にテーブルを固定する必要がある者	金属製または木製などでテーブル裏面やアームサポートなどにテーブルを固定する部品
転倒防止装置 パイプ（片側）	使用者の動作により、後方や側方などに車椅子ごと転倒する危険性がある者及びリクライニングやティルト機構の車椅子を使用している者	車椅子本体が転倒することを防ぐためのパイプ。後方、側方等の転倒防止方向は問わない。
転倒防止装置 キャスタ付き （片側）	転倒防止装置が必要な者で、パイプでは地面と干渉してしまい、移動の妨げになる場合	先端にキャスタが付いた転倒防止装置。後方、側方等の転倒防止方向は問わない。
転倒防止装置 キャスタ付き折りたたみ （片側）	転倒防止装置が必要な者で、段差を乗り越える際にパイプでは干渉してしまい移動の妨げになる場合	転倒防止装置キャスタ付きのうち、ワンタッチで折りたたみ可能なもの
搭載台 （呼吸器搭載台、痰吸引機搭載台、携帯用会話補助装置搭載台）	呼吸器、痰吸引器、携帯用会話補助装置を常時使用する必要がある者	車椅子フレームの下部等に台を取り付けたもの
車載固定用フック	車載固定の必要がある者	フックをフレームに溶接された構造等。4個まで。
杖たて 一本杖	杖を携行する必要がある者（バギー形除く）	ティッピングレバーなどに、杖を収納するためのもの
杖たて 多脚つえ	多脚つえを携行する必要がある者（バギー形除く）	ティッピングレバーなどに、杖を収納するためのもの
酸素ボンベ固定装置	酸素ボンベを携行する必要がある者	車椅子の前方や後方、下方等に酸素ボンベを固定設置するためのもの

栄養パック取付用ガードル架	栄養パックを携行する必要がある者	車椅子の前方や後方に栄養パックを取り付けるためのもの
点滴ポール	車椅子を使用しながら持続点滴が必要な者	車椅子の前方や後方に点滴バッグを取り付けるためのもの
日よけ部品	直射日光を照射により、体温上昇等のリスクが考えられる者	車椅子のバックサポート等に取り付けて直射日光を遮る構造を有するもの
雨よけ部品	雨天外出が想定される者	車椅子のバックサポート等に取り付けて、雨傘としての機能をもたせたもの
泥除け（片側）	駆動時に腕とタイヤが接触する危険性がある者（バギー形除く）	車椅子のサイドガードやフレームに取り付けてタイヤとの接触による汚損を防止するためのもの
スポークカバー（片側）	車輪に手指を挟んでしまう危険性がある者	樹脂製で車輪のスポークに固定する構造を有するもの
リフレクタ	夜間に屋外などで使用する場合に交通事故を予防する必要がある者（バギー形除く）	光に反射するもので、ステッカーなども含む。
高さ調整式手押しハンドル（片側）	複数の介助者が使用する場合並びにリクライニング機構及びティルト機構を有する場合に、安全な高さに調整する必要がある者。	段階式、または任意の高さに手押しハンドルの高さを調整できる構造を有するもの
ハンドリム滑り止め（片側）	握力等の上肢筋力低下により、グリップ性の高いハンドリムが必要な者。	樹脂、ゴム等で滑り止め加工がされたもの。波型のプラスチックハンドリムは除く。
ハンドリムノブ付き（片側）	握力等の上肢筋力低下により、駆動にノブが必要な者	ハンドリムに複数のノブを溶接した構造
ハンドリムノブ付き垂直ノブ（片側）	握力等の上肢筋力低下に加え、上肢の可動域制限等によりノブ付きでは操作ができない者	ハンドリムに対して垂直（上方または下方）にノブを設置する構造
ブレーキ延長レバー（片側）	片麻痺者の麻痺側や上肢の拘縮等によりブレーキに手が届かない者（バギー形除く）	ネジ等で延長棒を取り付ける構造

(6) 介助用車椅子バギー形についての留意事項

ア 介助用車椅子バギー形（以下、車椅子バギー）については、JIS規格において介助用特殊形に分類されているところ、標準形において定められている車輪の大きさ及び介助ブレーキ等の規定については定めがないこと。

イ 車椅子バギーでJIS規格における折りたたみフレームの構造を有する場合は、幅止めの構造を有するものとして加算できること。

ウ バックサポートの背折れの構造とは、車椅子バギーを折りたたむにあたり、バックサポートパイプの途中から後方に、あるいはバックサポートの根元付近から前方に折りたたむための独立した機構部品であること。リクライニング機構を応用した構造のバックサポートの折りたたみ機構は該当しない。

エ 車椅子バギーについては、フットブレーキが駐車ブレーキとなることから、

フットブレーキの加算は認められないこと。
 オ 付属品のヘッドサポート（マルチタイプ）、杖たて、泥よけ、リフレクタ及び延長レバーは認められないこと。

(参考) 車椅子の基本工作法から考えられる必要な設備等

車椅子の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、標準的な設備等については、以下を参照すること。

工 程	作業の内容	設 備
(ア) 身体状況の観察等	身体状況の観察、座位姿勢の評価及び使用目的の確認	
(イ) 採寸	製作に必要な採寸、車椅子の装備等についての選択及び記録	
(ウ) 製作、加工、組立て	フレーム及び付属品の製作、加工並びに組立て	溶接
(エ) 仮合わせ (必要に応じて)	身体への適合並びにフレーム及び付属品の検査及び修正	
(オ) 仕上げ	各部品の取付け、仕上げ等。	
(カ) 適合検査	最終的な身体への適合及び車椅子の各機能の検査	
※ 関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製作に必要な個人情報（氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、使用者の希望、連携可能な関係医療機関等）の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務 ・ 初期段階で、使用者が車椅子を入手するまでの流れについて説明する。 ・ 処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 ・ 車椅子の引渡し後も、定期的なチェック等のフォローアップを行うことが望ましいことを使用者にご理解いただく。 	

※事務室、工作室が必要であり、設備を配置した上で十分に動ける面積があること。

※設備欄に掲げる設備のほか、必要な工具等（例：ボール盤、ジグソー、エアコンプレッサー、電動ドリル、万力、ハンドリベッター、トルクレンチ、パイプカッター、ノギス、ウレタンカッター、ディスクグラインダー等）を備えていること。

6 電動車椅子に関する取扱い

(1) 製作工程

電動車椅子は、「アの基本工作法」により、「ウの本体価格」及び「エの加算要素価格」からそれぞれ必要な部品を選択し、組み合わせて製作すること。支給する電動車椅子は原則としてモジュラー式とし、身体の状態及び障害の程度等によりモジュラー式では身体機能の補完ができない場合はオーダーメイド式とする。なお、メーカー等のカタログにレディメイドと記載されているもの及びカタログ補装具事業者において製作、仮合わせ及び仕上げをする必要のないものについてはレディメイド式として支給すること。

(2) 価格構成

告示の基本価格、本体価格及び加算要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

素材費	素材購入費
素材のロス	素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）
小物材料費	個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）
材料管理費	素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

作業人件費	製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）
作業時間の余裕割増	製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費
製造間接費	光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等
管理販売経費	完成品の保管、販売に要する経費

また、電動車椅子の価格は、次のように構成されていること。

電動車椅子の価格 = 基本価格 + 本体価格 + 加算要素価格

○電動車椅子の価格構成

基本価格	採寸及び適合検査等基本工作に要する使用材料費、加工費並びにメーカーからの車椅子本体及び部品の仕入れに伴う配送料の計
本体価格	フレーム及び標準構造部品の材料購入費並びに加工、組合せ及び結合の各作業によって発生する価格の計
加算要素価格	機構、構造部品及び付属品の追加に伴う料購入費並びに加工、組合せ及び結合の各作業によって発生する価格の計

電動車椅子は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、電動車椅子の価格は、「イの基本価格」に「ウの本体価格」及び「エの加算要素価格」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の 100 分の 106 に相当する額を上限とすること。（図-47 参照）

なお、「100 分の 106 に相当」の趣旨は、電動車椅子（付属品を含む）を製作及

び加工をするに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されるものの、販売時には非課税となるため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。

電動車椅子の構成は価格体系に基づくものであること。

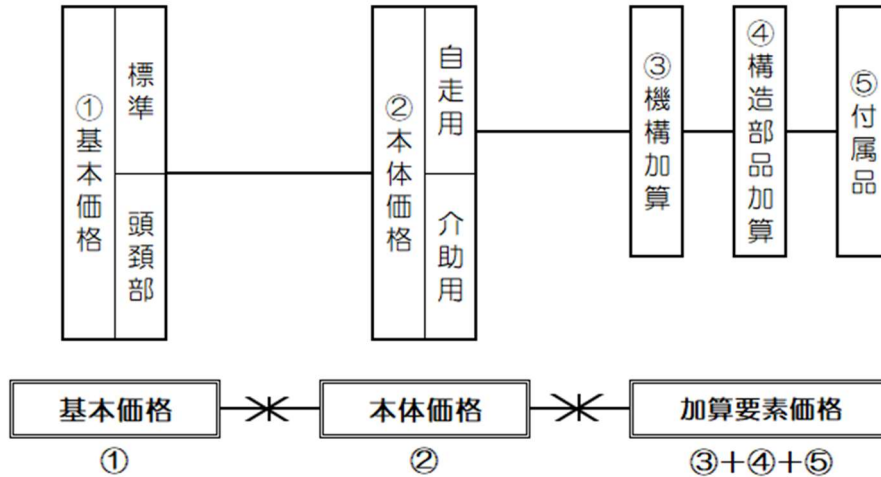


図-57 電動車椅子の価格体系

(3) 基本価格

ア 電動車椅子の基本価格は採寸のみとし、ヘッドサポートが必要な場合のみ標準価格に頭頸部の基本価格を加算できること。この場合のヘッドサポートとは、頭部支持が必要な場合に算定できるものであって、バックサポートと一体型のものも含まれること。

イ レディメイド式、2台同時支給及び再支給（前回支給の車椅子と構成部品が同じものに限る）の場合は、1台あたりの基本価格を半額とすること。

(4) 本体価格

ア 電動車椅子のうち、標準形は本体価格に駆動モータ、充電器及び転倒防止装置を含み低速用と中速用に区分されること。また、簡易型は本体価格に駆動モータ、充電器及び転倒防止装置に加え、自走用車椅子の価格を含み切替式とアシスト式に区分されること。

イ 標準形の本体価格はモジュラー式による上限価格であり、オーダーメイド式の場合は本体価格の125%、レディメイド式は本体価格の75%をそれぞれ上限価格とすること。

ウ 簡易形の本体価格は、自走用車椅子に駆動モータ、充電器、転倒防止装置及び構造部品（標準）を取り付けたものを原則としており、自走用車椅子に駆動モータを取り付ける作業人件費も含むものであるため、駆動輪等の重複部分を控除することは適切ではないこと。

(5) 加算要素価格

ア 機構加算

障害状況等に応じた機構を電動車椅子に追加する場合の対象者例及び構造は次の表のとおりとすること。なお、電動リフト機構については、J I S T 9203-2016の対象ではないが、障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情及び就労若しくは就学のために真に必要と認められる場合には、基準内の車椅子として支給して差し支えない(特例補装具ではない)こと。なお、簡易形で電動による機構加算が必要な場合は特例補装具として取り扱うこと。1台を1単位とすること。

○機構加算の対象者例及び構造

機構名称	対象者例	構造
手動リクライニング機構 電動リクライニング機構	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随時、仰臥姿勢をとる必要のある者 ・ 座位を長時間保持できない者 ・ 股関節の拘縮及び強直のある者 	(手動リクライニング機構) バックサポート角度が変換でき、バックサポートの傾斜を、介助者が調整できる機構 (電動リクライニング機構) バックサポート角度が変換でき、バックサポートの傾斜を、電動モータを用いて調整できる機構
電動ティルト機構	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間の座位保持が困難な者であって、自立姿勢変換が困難な者 	シートとバックサポートとの角度が固定されたまま、シート及びバックサポートの傾斜を、電動モータを用いて一体的に調整できる機構
電動ティルト・リクライニング機構	<ul style="list-style-type: none"> ・ リクライニング機構及びティルト機構について、それぞれ単独では姿勢保持等の目的が果たせない者 	バックサポート角度及びシート角度が変換でき、バックサポート及びシートの傾斜を、電動モータを用いて調整できる機構
電動リフト機構	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情が認められる者 ・ 就労若しくは就学のために真に必要と認められる者 	シートの高さを、電動モータを用いて調整できる機構 (昇降機構及びスタンドアップ機構を含む。)

イ 構造部品加算

(ア) 障害状況等に応じた構造部品を電動車椅子に追加する場合の対象者例

及び構造は次のとおりとすること。告示等に特に記載のない限り、1台を1単位とすること。

(イ) バッテリーの取扱い

電動車椅子のバッテリーについては、日常生活圏における坂道及び悪路の状況等、使用者の使用環境等を十分把握し、適切なバッテリーを選定すること。

ウ 付属品

障害状況等に応じた付属品を電動車椅子に追加する場合の対象者等の例及び構造は次のとおりとすること。なお、必要に応じて車椅子の付属品を加えることができること。告示等に特に記載のない限り、1台を1単位とすること。

○付属品の対象者例及び構造

項目	1台分 又は 1個分	対象者例	構造
電動スイングチンコントロール一式	台	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。あごで操作が可能な者。	下記パーツから構成された構造。
(パーツ) パワースイングチンアーム	個	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。	電動により可動するコントローラー取り付けアーム。
(パーツ) チン操作ボックス	個	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。	あご操作用のコントロールボックス。
(パーツ) セレクター	個	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。	走行、リクライニング等の操作切り替え用のスイッチ。
(パーツ) 液晶モニタ	個	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。	操作切り替えの状況等を表示するための液晶モニタ。
(パーツ) 頭部スイッチ・取付金具	個	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。	頭部で走行、リクライニング等の操作切り替えを行うためのスイッチとフレームに取り付けるための金具。
手動スイングチンコントロール一式	台	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。スイングアームの位置調整は介助者が行う場合。	下記パーツから構成された構造。
(パーツ) 手動スイングチンアーム	個	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。スイングアームの位置調整は介助者が行う場合。	手動により可動するコントローラー取り付けアーム。
(パーツ) チン操作ボックス	個	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。	あご操作用のコントロールボックス。
手動スイングアーム	個	上肢の可動域制限等により、コントローラー位置が、身体の中央になるような場合必要。	操作ボックスを任意の場所に取付が可能なアーム。
多様入力コントローラ（非常停止スイッチボックス）	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	非常停止スイッチ付きの多様入力コントローラ。
多様入力コントローラ（4方向スイッチボックス）	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	十字配列型の4ボタン。

ス)			
多様入力コントローラ（4方向スイッチボード）	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	並列配置の4ボタン。
多様入力コントローラ（8方向スイッチボックス）	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	円形配置の8ボタン。
多様入力コントローラ（8方向スイッチボード）	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	楕円形配置の8ボタン。
多様入力コントローラ（小型ジョイスティックボックス）	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	小型のジョイスティック。
多様入力コントローラ（フォースセンサ）	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	フォースセンサ内蔵のコントローラ。
多様入力コントローラ（足用ボックス）	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	足指や足底での操作に耐えるよう耐久性の高いコントローラ。
簡易1入力一式	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	スキャン式で、1ボタンで走行操作が可能な仕様コントローラ。
延長式スイッチ	個	上肢筋力低下や可動域制限等により、スイッチの延長が必要な者。	材料－樹脂
レバーノブ各種形状	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊なノブが必要な者。	材料－樹脂
感度調整式ジョイスティック	台	上肢筋力低下や病状進行等により、ジョイスティックの傾倒感度を、前・後・左・右それぞれ独立に変更することが必要な者。	プログラム変更により、ジョイスティックの傾倒感度を、前・後・左・右それぞれ独立に変更調整が可能なもの。
ジョイスティックのバネ圧変更	台	上肢筋力低下等により、バネ圧を低くする等の対応が必要な者。	バネの変更による操作力調整。（弱くしすぎると事故につながるため注意を要する。）
前輪パワーステアリング	台	悪路での使用が多い場合。不随意運動等による操作不安定が、これにより解消する場合。	前輪を自在輪とせず、電動で操作する構造のもの。
前輪駆動後輪自在輪式	台	悪路での使用が多い場合。不随意運動等による操作不安定が、これにより解消する場合。ベッド、机等へ寄り付きやすくなる場合等。	前輪を駆動輪、後輪を自在輪としたもの。加算額は設けない。
簡易型電動装置サーボモーター式	台	一回充電の航続距離を長く必要とする者。メンテナンスフリーを希望する者。	駆動方式としてACサーボモーターを採用したもの。
ノーパンクタイヤ（電動車椅子前輪）	個	メンテナンスフリーを希望する者。	ホイール付き。
ノーパンクタイヤ（電動車椅子後輪）	個	メンテナンスフリーを希望する者。	ホイール付き。
手動リクライニング装置交換	台	手動リクライニング式電動車椅子の修理時交換価格。	リクライニング機構が手動のもの。
スイッチボックス	個	上肢筋力低下や可動域制限等によりス	コントロールボックスについて

ス別箱		イッチボックスを別箱で必要とする場合は特例対応。	いるスイッチを別箱により任意の場所に取り付ける構造。
-----	--	--------------------------	----------------------------

第2 義肢、装具及び姿勢保持装置の修理に要する費用の額の算定等に関する取扱い

1 殻構造義肢

殻構造義肢の修理については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の100分の106に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとする。

修理項目	上限価格
ア ソケットの交換	ソケットを新たに製作する場合は、購入基準に準ずることとし、ソケットを複製する場合は、採型区分ごとの複製価格にソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ソケットの交換に伴い、ソフトインサート及び支持部の交換が必要な場合は、それぞれの修理項目の上限価格を加算することができる。
イ ソフトインサートの交換	ソケットの交換に伴ってソフトインサートを交換する場合は、「購入基準のソフトインサート」の上限価格をもって修理価格の上限額とし、ソフトインサートを単独で交換する場合は、「ソフトインサートの交換」の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部ごとの「購入基準の支持部」の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋の上限価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	外装の更新の上限価格をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	「完成用部品の交換」に掲げる上限価格に、「購入基準の完成用部品」に掲げる額を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、外付けバッテリー、バッテリーボックス、リストユニット又は充電器の交換の場合には、「購入基準の完成用部品」に掲げる額をもって修理価格の上限額とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に「修理基準のソケットの調整」に定める額をもって修理価格の上限額とすること。
(注) 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格を加算すること。 2 ア、ウ及びカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算すること。	

(1) ソケットの交換

ア 基本価格及び複製価格

- (ア) 採寸または採型により、ソケットを新たに製作する場合は、購入基準の基本価格にソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。基本価格は、採寸又は採型と仮歩行を含みソケット交換を行う場合の価格であること。
- (イ) 使用中の義足からソケットを復元する場合は、複製価格に購入基準の「ソケット」の上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。複製価格は、使用中の義足からソケットを復元し、仮歩行を含むソケット交換を行う場合の価格であること。
- (ウ) ソケットの交換により、大幅に支持部を修正する必要がある場合は、当該支持部の使用材料ごとに支持部の価格を加算することができる。

イ ソケットの価格

- (ア) ソケットの価格は購入基準に準じ、ソケットの基本価格又は複製価格の採型区分に基づき使用材料ごとに加算すること。
- (イ) 二重式ソケットは、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料ごとの価格を合算した額とすること。
- (ウ) 電動式は、電極の取り付け加工を行うソケット製作のときのみ取り扱い、二重式ソケットにおいて電動式を重複して取り扱えないこと。
- (エ) 電動義手において、完成用部品に揚げられた筋電電極の交換を伴わない場合は、ダミー用部品価格として修理基準で示した額を加算できること。

(2) ソフトインサートの交換

- ア ソケット交換に伴ってソフトインサートを交換する場合は、購入基準に基づき、ソフトインサートの上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
- イ ソフトインサートを単独で交換する場合は、修理基準のソフトインサートの交換の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。ソフトインサートの交換の価格は、使用中のソフトインサートから陽性モデルを作りソフトインサートを製作する場合の価格であること。

(3) 支持部の交換

- ア 支持部の交換は、購入基準の支持部の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。必要に応じて完成用部品の価格を加算することができること。
- イ ソケット交換、継手交換、アングルブロック交換、鉄脚交換、高さ修正及び長さ修正等の修理において支持部に手を加えることを余儀なくされる場合に、その修理箇所の支持部を加算することができること。
- ウ 支持部交換に伴い、外装を新しく行う場合は、外装の価格を加算すること。ただし、残存の皮革を使用する場合は、外装を加えられないこと。
- エ アルミニウムを用いる場合の価格は、木製に準じて取り扱うこと。
- オ 鉄脚及び足部の交換については、第1の1の殻構造義肢に準じて取り扱うこと。
- カ 電動式の支持部の交換は、第1の1の殻構造義肢に準じて取り扱うこと。

(4) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋の交換

- ア 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換は、作業上限価格に購入基準の使用部品の上限価格を加算したものを上限額とすること。
- イ 購入基準に揚げられていないものの修理は、「その他の交換」の作業上限価格をもって修理価格とすること。
- ウ 断端袋の交換は、作業上限価格を修理価格とすること。年間の上限額であるため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができること。
- エ 義足用股吊り交換の価格は、1本当たりのものであること。
- オ 懸垂用膝カフの交換については、PTBカフベルトに準じて取り扱うこと。

(5) 外装の更新

- ア 新たに外装を行う場合にのみ加算すること。
- イ 足部の表革及び裏革の交換については、木製足部の場合に加算することができること。ただし、職業上・生活環境等により、特に足部の耐久性を高める必要があると認められる場合は、木製足部以外の足部にも表革及び裏革を加算することができること。
- ウ リアルソックスを必要とする場合は、購入基準の「完成用部品」に掲げる価格を加算することができること。

(6) 完成用部品の交換

- ア 完成用部品の交換の上限価格は、作業にかかる価格であり、完成用部品の価格を加算することができること。1回の修理において複数の完成用部品を交換する場合、完成用部品の交換の価格は交換部位ごとに1回の算定とすること。つまり、交換部位ごとに交換した完成用部品の数にかかわらず1回を1単位として算定すること。
- イ アライメント調整を必要とするもの
 - a アライメント調整を必要とするものとは、支持部に手を加えないと修理できない完成用部品の交換であること。
 - b 溶接は、アライメント修正及び支持部修正を必要とする溶接であること。
 - c 外装を必要とする場合は、外装の価格を加算することができること。
- ウ アライメント調整を必要としないもの
 - a アライメント調整を必要としないものとは、支持部、外装に手を加えることなく修理ができる完成用部品の交換であり、各パーツの小部品の交換とすること。ただし、ネジ類の交換は、部品交換として加算できないこと。
 - b 溶接は、外装更新の有無にかかわらず支持部修正を必要としない溶接であること。
 - c 吸着式バルブの交換は、単独の場合とソケット交換に付随する場合とに区分され、単独の場合にのみ部品交換の上限価格を加算すること。
 - d その他の電動ハンドおよび電動フックについては、手先具部品で対応すること。
 - e その他のリストユニット用部品およびローテーターは手継手部品として扱うこと。
 - f その他の接続ケーブル、コントローラ、コネクタブロック及び、内蔵バッテリーは接続ケーブル部品として扱うこと。
 - g その他の電極およびスイッチは、電極部品として扱うこと。

2 骨格構造義肢

骨格構造義肢の修理に要する費用の額の算定等については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の100分の106に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとする。

修 理 項 目	上 限 価 格
ア ソケットの交換	ソケットを新たに製作する場合は、購入基準に準ずることとし、ソケットを複製する場合は、採型区分ごとの複製価格にソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ソケットの交換に伴い、ソフトインサート及び支持部の交換が必要な場合は、それぞれの修理項目の上限価格を加算することができること。
イ ソフトインサートの交換	ソケットの交換に伴ってソフトインサートを交換する場合は、「購入基準のソフトインサート」の上限価格をもって修理価格の上限額とし、ソフトインサートを単独で交換する場合は、「ソフトインサートの交換」の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部ごとの「購入基準の支持部の上限価格」をもって修理価格の上限額とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
オ 外装の交換	外装の交換の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
カ 完成用部品の交換	使用部品ごとに「購入基準の完成用部品」に掲げる額、「修理基準の完成用部品」に定める額を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、ストックネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、KBMウェッジ、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアパイロンポンプの交換の場合には、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格の上限額とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に「修理基準のソケットの調整」に定める額をもって修理価格の上限額とすること。
<p>(注) 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格を加算することができること。</p> <p>2 ア、ウ又はカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算すること。</p> <p>3 外装の交換は、フォームカバーを交換する場合に限ること。</p>	

(1) ソケットの交換

ア 基本価格及び複製価格

(ア) 採寸または採型により、ソケットを新たに製作する場合は、購入基準の基本価格にソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。基本価格は、採寸又は採型と仮歩行を含みソケット交換を行う場合の価格であること。

(イ) 使用中の義足からソケットを復元する場合は、複製価格に購入基準の「ソケット」の上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。複製価格は、使用中の義足からソケットを復元し、仮歩行を含むソケット交換を行う場合の価格であること。

(ウ) ソケットの交換により、大幅に支持部を修正する必要がある場合は、当該支持部の使用材料ごとに支持部の価格を加算することができること。

イ ソケットの価格

(ア) ソケットの価格は購入基準に準じ、ソケットの基本価格又は複製価

格の採型区分に基づき使用材料ごとに加算すること。

(イ) 二重式ソケットは、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料ごとの価格を合算した額とすること。

(ウ) 電動式は、電極の取り付け加工を行うソケット製作のときのみ取り扱い、二重式ソケットにおいて電動式を重複して取り扱えないこと。

(エ) 電動義手において、完成用部品に揚げられた筋電電極の交換を伴わない場合は、ダミー用部品価格として修理基準で示した額を加算できること。

(2) ソフトインサートの交換

ア ソケット交換に伴ってソフトインサートを交換する場合は、購入基準に基づき、ソフトインサートの上限価格をもって修理価格の上限額とすること。

イ ソフトインサートを単独で交換する場合は、修理基準のソフトインサートの交換の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。ソフトインサートの交換の価格は、使用中のソフトインサートから陽性モデルを作りソフトインサートを製作する場合の価格であること。

(3) 支持部の交換

幹部交換を除く支持部交換は、ソケット交換を行う場合にのみ加算すること。

(4) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋の交換

義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋の交換の取扱いについては、第1の1の殻構造義肢に準ずること。

(5) 外装の更新

ア フォームカバーの交換を行う場合にのみ加算すること。

イ リアルソックスを必要とする場合は、購入基準の「完成用部品」に掲げる価格を加算することができること。

(6) 完成用部品の交換

使用部品ごとに、完成用部品の価格に修理基準「骨格構造義肢 修理項目カ」に掲げる額を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、ストックネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、KBM ウェッジ、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアパイロンポンプの交換の場合には、完成用部品の価格をもって修理価格の上限額とすること。

3 装具（オーダーメイド）

装具の修理に要する費用の額の算定等については、購入基準と同様に加算方式でその合算した額の100分の106に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとする。

修 理 項 目	上 限 価 格	備 考
ア 継手及び支持部の交換	修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格」に掲げる価格に、「修理基準の継手及び支持部の交換」に定める額を加算した額	

			をもって修理価格の上限額とすること。	
イ	完成用部品の交換		修理項目ごとに「購入基準の完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格の上限額とすること。	
ウ	ベルトの交換		修理箇所ごとに 25 mm幅のもの及び 50 mm幅のものは「修理基準のベルトの交換」に定める額を修理価格の上限額とすること。ただし、裏付きの場合には、当該価格を2倍した額を修理価格の上限額とすること。	
エ	溶接		修理箇所ごとに「修理基準の溶接」に定める額を修理価格の上限額とすること。	
オ	その他の交換・修理			
(ア)	下肢 装具	足底裏革交換又は足底ゴム交換	修理項目ごとに「修理基準のその他の交換・修理」の「修理部位」に定める額を修理価格の上限額とすること。	単なる剥離に対する再接着修理は、交換とは認められない。
		本底交換		踵部品の価格を含むものであること。
	足底挿板交換	踏まず支え等の機能を有し、取り外しが出来る構造のものに限る。		
	半張交換 踵交換 積上交換 底張かけ交換 ファスナー交換	半張交換は、踵以外(若しくは足長のおおむね遠位2/3の範囲)の本底の交換であること。 踵交換は、踵(若しくは足長のおおむね近位1/3の範囲)の本底の交換であること。 積上交換は、本底より上部におよぶ底の交換の場合に加算できること。 底張かけ交換は、MP部から遠位の範囲の底の交換であること。		
	細革交換	細革全体の交換の場合に限り加算出来ること。 グッドイヤーの場合は、「修理基準のエのその他の交換・修理の(ア)の修理部位」に定める額を加算できること。		
	体幹 装具	支柱交換(硬性) 支柱交換(軟性)		
(イ)	(ア)以外の部位		修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格」に掲げる価格を修理価格の上限額とすること。	
(注) 1 採型又は採寸を必要とする修理については、「購入基準のウの基本価格」に掲げる価格を加算することができること。 2 ア又はオ((イ)に係るものに限る。)の修理で完成用部品を必要とする場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格を加算することができること。なお、2つ一組の完成用部品を1つ用いる修理の場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格に対して1/2を乗じた額をもって修理価格とすること。 3 靴型装具は、右又は左の一侧を一単位とすること。				

4 裏革に劣化等のない、単なる剥離に対する再接着修理は、「購入基準の製作要素価格」に掲げる価格を修理価格の上限額とすること。なお、剥離については、新規製作及び修理から9月以内は接着不良としての修理を認めないこと。

4 装具（レディメイド）

「修理基準の装具（オーダーメイド）」に準じて修理すること。

5 姿勢保持装置

姿勢保持装置の修理に要する費用の額の算定等については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の100分の106に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとする。

修理項目		上 限 価 格	
ア 支持部の交換		「購入基準のエの製作要素価格の(ア)の支持部」に掲げる価格に、「修理基準のアの支持部の交換」に定める額を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ 支持部の調整		寸 法 調 整	形 状 調 整
	頭 部 上 腕 部 前腕・手部 体 幹 部 骨盤・大腿部 下 腿 部 足 部	修理項目ごとに「修理基準のイの支持部の調整」に定める額とすること。	
ウ 支持部の連結、連結角度調整用部品の交換		修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格の支持部の連結」に掲げる価格に、「修理基準のウの支持部の連結、連結角度調整用部品の交換」に定める額をもって修理価格とすること。	
エ 構造フレームの交換		購入基準の製作要素価格の構造フレームに掲げる基本価格に、「修理基準のエの構造フレームの交換」に定める額を加算した額をもって修理価格とすること。 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加した場合は、当該機能のみに係る部分については、車椅子及び電動車椅子の修理基準に準ずること。	
オ 付属品の交換		修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格の付属品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
カ 調節機構の交換		修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格の調節機構」に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
キ ベルトの交換		25mm幅のもの及び50mm幅のものは「修理基準のキのベルトの交換」に定める額とし、裏付きを必要とする場合及びバックルを使用する場合には、当該価格を2倍した額とすること。	
ク 完成用部品の交換		修理項目ごとに「購入基準の完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
(注) 1 採寸又は採型を必要とする修理については、「購入基準のウの基本価格」に掲げる価格を加算することができること。 2 継手の交換において、2つ一組の義肢・装具の完成用部品を1つ用いる場合は、「購入基準の殻構造義肢の完成用部品」、「購入基準の装具の完成用部品」に掲げる価格に対して1/2を乗じた額をもって修理価格とすること。			

6 車椅子

車椅子の修理に要する費用の額の算定等については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の100分の106に相当する額を上限とする。ただし、次に掲げ

る付属品のみを交換する場合については 100 分の 110 に相当する額を上限とすること。なお、次に掲げる付属品のうち、オーダーメイドで製作されたものについては、100 分の 106 に相当する額を上限とすること。

別表の 3 の(6)の車椅子の表の付属品の項に掲げるクッション (カバー付き)、背クッション、枕 (レディメイド)、テーブル、杖たて、栄養パック取付用ガードル架、点滴ポール、日よけ、雨よけ、スポークカバー及びリフレクタの交換。

付属品の交換のうち、クッション (カバー付き)、背クッション、枕の交換において、オーダーメイドで製作する場合に限り、1 の(7)のイに掲げる基本価格を加算することができること。ただし、枕のみの場合は頭頸部のみの基本価格を加算すること。

7 電動車椅子

電動車椅子の修理に要する費用の額の算定等については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の 100 分の 106 に相当する額を上限とする。ただし、次に掲げる付属品のみを交換する場合については 100 分の 110 に相当する額を上限とすること。

別表の 3 の (7) の電動車椅子のアの表のスイッチの項に掲げる延長スイッチ交換、バッテリーの項に掲げるバッテリー交換 (リチウムイオン電池)、充電器の項に掲げる外部充電器交換及び付属品の項に掲げる付属品交換 (別表の 1 の(7)のエの(ウ)の表に掲げるジョイスティックノブの交換に限る。) 並びにイの表のスイッチの項に掲げるスイッチゴム交換及び延長スイッチ交換、バッテリーの項に掲げるバッテリー交換 (リチウムイオン電池) 及びバッテリー交換 (ニッケル水素電池) 並びに充電器の項に掲げる外部充電器交換。

第3 補聴器の加算に関する取扱い

デジタル式補聴器で、調整が必要な場合に加算することができる、「補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者」は、補装具事業者に配置されている言語聴覚士又は認定補聴器技能者とする。

なお、支給申請にあたって提出する見積書には、上記の者が調整を行う旨、明記することとし、引渡し時に、様式1により適切に調整が行われた書類を領収書に添えて提出すること。

第4 人工内耳用音声信号処理装置の修理に関する取扱い

人工内耳用音声信号処理装置の修理について、以下の場合に補装具費支給制度（修理）での対応を可能とすること。

1 対象者

人工内耳装用者のうち、医師が当該人工内耳音声信号処理装置の修理が必要であると判断している者

2 対象機器の範囲

人工内耳用音声信号処理装置（標準型・残存聴力活用型）のみ

※以下に掲げる機器は対象外である。

ア 人工内耳用インプラント

イ 人工内耳用ヘッドセット（マイクロホン・送信コイル・送信ケーブル・マグネット・接続ケーブル等）

ウ 人工内耳用音声信号処理装置の電池

※新機種を使用したい等、本人の選好による機器の交換は対象外である。

※人工内耳用材料が破損した場合及び医学的に必要と認められる場合の交換については医療保険給付の対象である。

なお、市町村は、「補装具費支給申請書」、医師が作成した「人工内耳用音声信号処理装置 確認票（様式2）」、修理見積書等に基づき、更生相談所の判定を要せず、支給決定して差し支えないこと。

支給決定に当たって、市町村は、当該人工内耳音声信号処理装置について、補装具事業者（人工内耳メーカー）や本人への聞き取り等により、以下の項目を確認すること。

- ・補装具事業者が定める保証期間を経過していること
- ・補装具事業者が修理可能と判断していること
- ・申請者が、人工内耳音声信号処理装置の修理を対象にした任意保険に加入していないこと。

第5 歩行器に関する取扱い

歩行器のうち、下記の項目の支給を行う場合の対象者例及び構造は次のとおり。

項目	1台分 又は 1個分	対象者例	構造
歩行器（後方支持型）	台	前方支持型のものでは歩行姿勢が前傾しやすい者であって、後方支持型であっても転倒危険性がない者、かつ、これによって実用的な歩行が可能となる者。	基本構造は四輪型（腰掛なし）に準じ、フレームが側方及び後方にあり、上肢及び骨盤後方を支持する構造。
歩行器（サドル・テーブル付きのもの又はスリング・胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのもの）	台	成長期の児童等で、上肢支持のみの自力立位が困難であるが、臀部のわずかな支持があれば実用歩行が可能になる者であって、かつ、歩行器の握りを把持することが困難等の理由からテーブル面に上肢を支持することで実用歩行が可能になる者。	基本構造は四輪型（腰掛なし）に準じ、サドル・テーブル等を有する構造。

第6 重度障害者用意思伝達装置の支給に関する取扱い

重度障害者用意思伝達装置の付属品等については、次により取り扱うものとする。

1 文字等走査入力装置における遠隔制御装置の取扱い

文字等走査入力装置のうち、高度な遠隔制御機能及び通信機能を有する本体（製品）を有するものの支給基準は、遠隔制御装置を必要とする場合は「高度な遠隔制御機能が付加されたもの」とし、遠隔制御装置を必要としない場合は「通信機能が付加されたもの」として取り扱うこと。

なお、「通信機能が付加されたもの」として支給決定された場合は、遠隔制御装置を付属品として購入することは、認められないこと。

2 視線検出式入力装置（スイッチ）の取扱い

文字等走査入力方式の装置において視線検出式入力装置（スイッチ）を選択している場合、その構造等により、次の付属品との組み合わせは原則として認められない。真にやむを得ない理由により必要な場合は、特例補装具として取り扱うこと。

(1) 呼び鈴分岐装置

呼び鈴分岐装置は、入力装置と本体の間に接続し、入力装置からの電気信号を本体側と呼び鈴側に分岐させることで、本体の作動状況によらず呼び鈴を鳴らすための装置であることから、本体が正常作動中に直接接続して利用する視線検出式入力装置（スイッチ）との併用はできないため、付属品として支給することは適切ではないこと。

(2) その他の入力装置

文字等走査入力方式の装置においては、複数の入力装置を併用して文字入力等を行うことができる製品もあるが、補装具費の支給対象となる入力装置は、補装具費支給事務取扱指針第2の1の（5）に定めるとおり、原則として1個であることから、視線検出式入力装置（スイッチ）と他の入力装置（スイッチ）を合わ

せて支給決定することは適切ではないこと。

3 入力装置固定具

視線検出式入力装置（スイッチ）をモニタに取り付けるためのプレートは製品に付属されていることから、入力装置固定具を付属品として支給することは適切ではないこと。利用環境によっては、本体を移動（再設置）させた際に、装置が脱落するような場合には、接続ケーブルを含めた固定方法を検討し、固定具の追加の必要性を個別に判断すること。

様式 1

デジタル補聴器の装用に関し専門的知識、技術を有する者の証明

_____氏の補装具費支給申請（補聴器）について、
以下の者がデジタル補聴器の調整を行ったことを証明します。

令和 年 月 日
(補装具事業者名及び代表者名)

調整を行った者の氏名 ()
(言語聴覚士 ・ 認定補聴器技能者)

(言語聴覚士免許証、認定補聴器技能者認定証書又は認定補聴器技能者カードの写し)

※貼付欄

様式2

人工内耳用音声信号処理装置 確認票

障害者総合支援法による補装具費支給にあたり、下記の内容について、確認しました。

(元号) 年 月 日

医療機関名 _____
所在地 _____
診療担当科 _____
作成医師氏名 _____

記

【患者情報】

氏名 _____

生年月日 年 月 日 年齢 歳

住所 _____

身障手帳障害名と等級
_____ (種 級)

【使用している人工内耳用音声信号処理装置】

メーカー名： _____

機種名： _____

【確認項目】

以下に該当する場合は□に☑を入れてください。

- 該当の人工内耳音声信号処理装置はメーカーの保証期間外となっている。
- 人工内耳用材料が破損した場合及び医学的に必要と認められる場合の交換では無く、人工内耳用音声信号処理装置の修理が必要である。
- 人工内耳メーカーと提携する任意保険（動産保険）に加入していない。

装具(レディメイド)の本体価格にかかる取扱いについて

1. 装具(レディメイド)にかかる本体価格について

令和 6 年度告示改正で、「装具(レディメイド)」が新設されましたが、その本体価格については、各補装具メーカーから厚生労働省あてに、承認希望書を提出することとします。

本体価格については、原価計算方式を採用し、製造原価、一般管理販売費等、営業経費及び流通経費に基づいて算出することとしています。

また、上記のうち、一般管理販売費等、営業経費、流通経費の算出に当たっては、「特定保険医療材料」及び「薬価」の係数を使用することとしており、この係数は、例年 5 月から 6 月にかけて公表されます。

このため、令和 6 年度におきましては、原則、この係数が公表され次第、令和 6 年 6 月頃、厚生労働省から、各補装具メーカーからの承認希望の受付を開始する旨、厚生労働省ホームページでお知らせします。

その後、厚生労働省において、承認希望があった装具(レディメイド)を審査した後、ホームページ上、装具(レディメイド)の本体価格等を掲載したリストを公表することとします。

2. 令和 6 年 4 月から 6 月までの期間における取扱いについて

本期間におきましても、補装具メーカーから装具(レディメイド)の本体価格に関する承認希望があった場合には、厚生労働省において、承認希望を受け付けることとしています。

また、各市町村で装具(レディメイド)の支給申請があった場合で、補装具メーカーから厚生労働省への承認希望がない場合には、厚生労働省から、補装具メーカーに個別にお知らせすることとしています。

つきましては、各更生相談所において、市町村から各装具(レディメイド)の支給申請の相談があった場合、厚生労働省あてに連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

厚生労働省において、補装具メーカーからの承認希望にかかる審査を行った後、個別に更生相談所あてに、当該装具(レディメイド)の本体価格等について連絡するとともに、ホームページにおいて公表することとします。

なお、本期間において本体価格の算出に使用する係数は、以下のとおりです。

- ・ 一般管理販売費等:21.2%
- ・ 営業利益:16.6%
- ・ 流通経費:10.2%

(注)本体価格は、完成用部品として指定されているものを除き、オーダーメイドで算定した額の75%が上限となります。

また、装具(レディメイド)の本体価格に関する承認のフロー(案)及び承認希望書の記載要領(案)は、(別添1)及び(別添2)のとおりとなります。

以下の参考資料につきましても、あわせて参照ください。

- ・ 参考資料 1:R6 改正告示(抜粋)
- ・ 参考資料 2:第 62 回補装具評価検討会資料(抜粋)

装具(レディメイド)の本体価格の承認の流れ(案)

① 申請者が市町村に装具(レディメイド)に該当しそうな装具の支給申請



② 市町村又は更生相談所が、厚労省に照会



③ 厚労省から補装具メーカーに確認



④ 補装具メーカーが補装具の本体価格の承認希望書(添付書類含む)を厚労省に提出



⑤ 厚労省において内容を確認



⑥ 承認



⑦ 厚労省から補装具メーカーに承認番号・本体価格を通知



⑧ 当該装具の本体価格等について、市町村又は更生相談所に連絡



⑨ 厚労省において、当該装具をリストに収載し、ホームページに掲載



⑩ 市町村又は更生相談所にお知らせ

補装具の本体価格の承認希望書(記載要領)(案)

<申請書類の記入方法>

1. 金額はすべての項目で、製品一個あたりの金額を記載してください。
2. 製造原価は可能な限り実費で記入するようにしてください。個別の製品の積み上げで算出することが難しい場合は、製品群、製造全体に係る費用を申請製品の寄与する割合で按分する方法でも問題ありません。
3. 製造原価、輸入原価以外に梱包資材費、取扱説明書など、輸入の場合は国内での再包装、日本国内販売用の取扱い説明書など申請企業が直接負担している場合は梱包資材費等に記載してください。
4. 輸入の場合は、金額欄には輸入原価を記載し、備考欄には契約書・インボイス等の日付、通貨、為替レートとその基準日を記載するとともに、あわせて挙証資料も提出ください。
5. 本体価格は、完成用部品として指定されているものを除き、オーダーメイドで算定した額の75%が上限となります。
6. 厚生労働省において、承認希望書について審査を行った後、承認番号と本体価格をお知らせするとともに、厚生労働省ホームページにおいて公表します。
7. カタログ、Web サイト等において、以下の情報を公開ください。
→製品名、承認番号、補装具費支給制度の上限価格、サイズ展開、取扱い方法

<挙証資料>

- ・製品写真(装具全体が写っていること)
- ・カタログ、チラシ、Web サイト上の製品ページを印刷したもの
- ・取扱説明書(保証期間が明記されていること)
- ・オーダーメイドにより算定した場合の算出内訳が分かる資料
- ・(輸入の場合)契約書・インボイス等の写し

<申請方法及び申請先>

製品ごとに、別紙様式と挙証資料を電子ファイルにし、以下の自立支援振興室宛のメールでお送りください。

複数の製品の申請を一つのファイルで申請できますが、その際は申ファイル内で申請製品毎に個別ファイルを作成し保存してください。

<申請受付期間>

令和6年4月1日から受付を開始します。

<申請先・問い合わせ先>

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課 自立支援振興室 障害者支援機器係
TEL:03-5253-1111 内線 3073
Mail:hosougu@mhlw.go.jp

(別紙様式)

補装具の本体価格の承認希望書 (案)

申請事業者			
メーカー名 (略名・ブランド名)		メーカー型番	完成用部品収載の有無
装具名称	種類	サイズ	製造・輸入の別
	硬性・軟性	S・M・L・その他 ()	製造・輸入
想定される障害名		装具の機能・目的	

以下、製造品・輸入品とも製造原価に関わる部分を記入してください。

原価要素/種別		製造品 (円)	輸入品 (円)
製造原価	原材料費 (消費税込)		
	直接労務費		
	製造経費 (消費税込)		
	梱包資材費 (消費税込)		
	国内諸掛 (流通経費、マージン)		
①製造原価計			

以下、輸入品の場合のみ記入してください。

表示価格通貨	適用為替レート	適用基準日	適用参照レート

厚生労働大臣 殿

上記により、装具 (レディメイド) にかかる本体価格の承認を申請します。

令和 年 月 日

申請者 (事業者名)

(代表者)

(住所)

(担当者)

(担当者連絡先 電話・Mail)

(厚生労働省記入欄)

令和 年 月 日

承認番号:

②一般販売管理費等	係数		
③営業経費	係数		
④流通経費	係数		
⑤合計 = 本体価格			

○ 令和6年改正告示（補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準）（抜粋）

（4）装具（レディメイド）

装具（レディメイド）とは、装具として完成しており、調整を必須としないものをいう。加工の必要がない部品を組立てる等して完成させるものを含み、軟性装具におけるベルト調整後の固定のための縫製は加工に含まないこと。

価格は、基本価格に本体価格を合算した価格を上限額とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

ア 基本価格

採寸及び適合にかかる全ての作業（使用方法の説明及び加工を含む。）についての技術料とする。

身体部位	上限価格 円	備考
共通	2,500	装具の種類にかかわらず一律の価格とすること。

イ 本体価格

装具（レディメイド）の本体価格は、装具（レディメイド）の製造又は輸入に要する原価に、一般管理販売費等、営業利益及び流通経費を加えた額の範囲内の額とし、一般管理販売費等、営業利益及び流通経費については、別に定める係数を基に算出すること。ただし、本体価格は、完成用部品として指定されているものを除き、オーダーメイドで算定した額の75%の範囲内の額とすること。

ウ 耐用年数及び使用年数

（3）の装具（オーダーメイド）に準ずること。

既製品(レディメイド)装具の取扱いについて

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課 自立支援振興室

- (1)既製品(レディメイド)装具の価格の算定方法について2
- (2)既製品(レディメイド)装具の完成用部品との関係について.....8
- (3)既製品(レディメイド)装具に係る届出の仕組みについて①.....11
- (4)既製品(レディメイド)装具に係る届出の仕組みについて②.....13

(1)既製品(レディメイド)装具の価格の算定方法について

(1)既製品(レディメイド)装具の価格の算定方法について

現状・課題

- 原価計算方式で必要となる係数について、補装具では公的統計が存在しない。
- 既製品(レディメイド)装具の価格については、前回の検討会(R5.11.20:参考資料2を参照。)の議論を踏まえ、他の公的制度(「特定保険医療材料」及び「薬価」)に係る原価計算方式の係数を用いて算定することとした。
- この算定に用いる係数について、「特定保険医療材料」又は「薬価」のいずれの係数を使用するかどうか検討が必要。

方向性(案)

- 特定医療保険材料の係数を使用することを基本としつつ、営業利益については、薬価の係数を使用し算定してはどうか。その理由については以下のとおりである。
 - 【一般管理販売費等及び流通経費】 →次ページの表中②、④
一般管理販売費等及び流通経費については、特定保険医療材料の係数(21.2%,10.2%)を使用してはどうか。
〈理由〉
特定保険医療材料は、補装具と類似した定義がなされており、かつ、その中には、装具と同等のものも含まれているため。
 - 【営業利益】 →次ページの表中③
営業利益については、薬価の係数(16.6%)を使用してはどうか。
〈理由〉
装具については、利用者への提供に当たって、特定保険医療材料とは異なり、薬価の薬剤師と同様に、義肢装具士が関与することになっているため(P.5)。
- また、上限価格について、現行の告示において、車椅子についてはオーダーメイドで算定した額の75%の範囲内の額とされていることから、これと同様に、オーダーメイドで算定した額の75%の範囲内としてはどうか(P.7)。
ただし、現在の完成用部品の中には、一部、既製品(レディメイド)装具の定義に該当するものがあるが(→後述(2)(P.9))、このうち、現在の価格が、オーダーメイドで算定した額の上限(75%)を超えるものについては、適用しない。
- 令和9年度告示価格改定までの間に補装具の原価計算方式のための統計データの収集を行い、独自の係数を設定することとしてはどうか。

特定保険医療材料、医薬品及び装具支給のステークホルダー(イメージ)

【特定保険医療材料】



メーカー



サプライヤー(卸)



医療機関

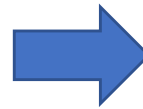
【医薬品】



メーカー



サプライヤー(卸)



調剤薬局

処方



医療機関

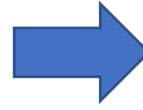
【装具】



メーカー

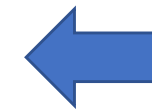


サプライヤー(卸)



補装具事業者

処方



医療機関
更生相談所等

特定保険医療材料、医薬品及び装具のステークホルダーを比較した場合、装具及び医薬品は、特定保険医療材料と異なり、義肢装具士や薬剤師による適合や調剤が必要。

【原価計算方式に使用する係数(案)】

➤赤囲みの係数が事務局案

原価要素	係数の計算式	他制度の係数	
		特定保険医療材料	薬価
①製品製造(輸入)原価(原材料費等)			
②一般管理販売費等	係数A = ② / ① + ② + ③	21.2%	50.5%
研究開発費			
③営業利益	係数B = ③ / ① + ② + ③	9.5%	16.6%
④流通経費	係数C = ④ / ① + ② + ③ + ④	10.2%	7.1%
合計 = 本体価格			

事務局案では、二つの制度の係数を使用するため、事務局案の係数を用いてすべての原価要素を①製品製造(輸入)原価(原材料費等)で正規化したところ、以下のとおり原価率は55.86%となる。

原価要素	事務局案
①製品製造(輸入)原価	100%
②一般管理販売費等	34.08%
③営業利益	26.69%
④流通経費	18.26%
⑤本体価格 (=①+②+③+④)	179.03%
原価率(=①/⑤)	55.86%

中小企業の原価率
 (「中小企業実態基本調査(令和3年度決算実績)」(政府統計)を基に算出)

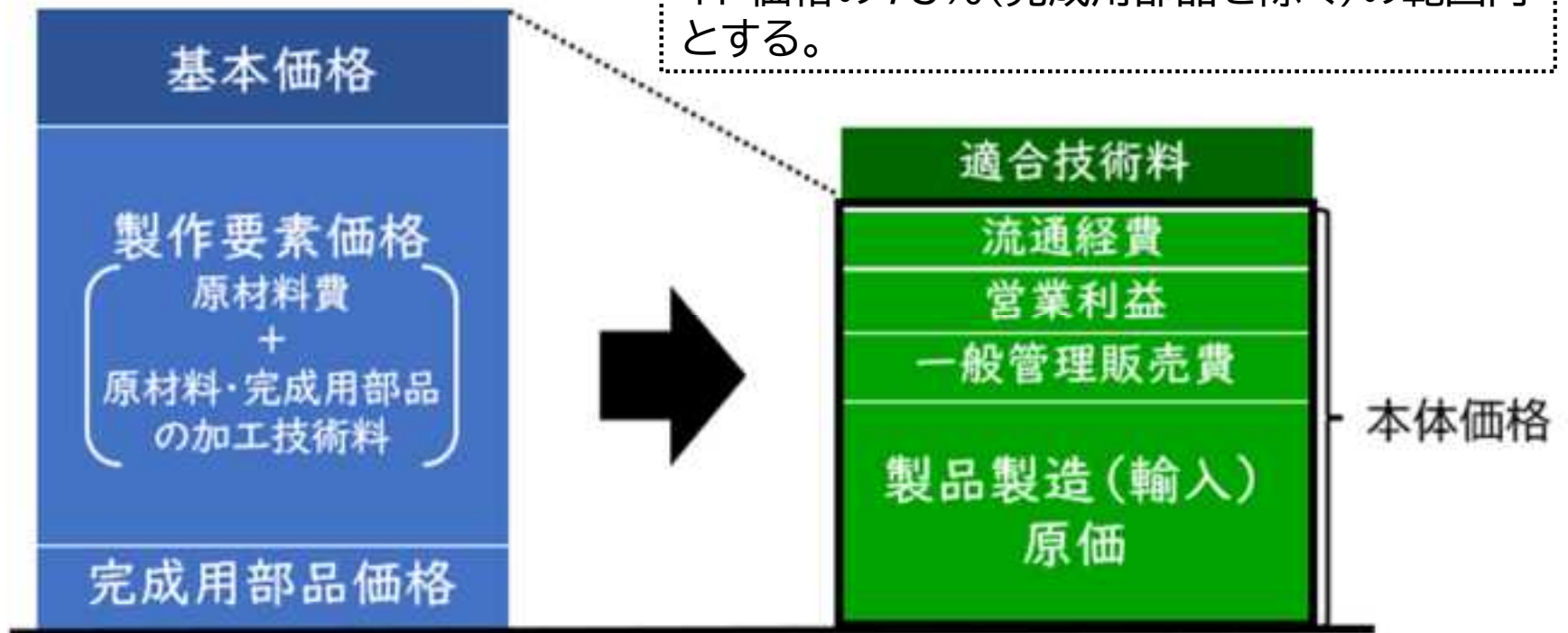
	メーカー	卸売	小売
販売原価(a) 〔単位:百万円〕	126,300,257.9	160,352,176.5	83,229,857.53
製造原価(b) 〔単位:百万円〕	98,635,184.18	134,801,497.2	57,969,096.42
原価率(=b/a)	78.1%(①)	84.1%(②)	69.6%(③)

※ 調査の対象となる中小企業の規模(製造業):資本金規模3億円以下又は従業員規模300人以下

→ メーカー、卸売、小売の順に流通した場合、最終的な販売価格は対原価比219.4となり、原価率は45.65%となる。

購入基準(案)のイメージ

本体価格の上限額は、原則、現状のオーダーメイド価格の75%(完成用部品を除く)の範囲内とする。



【現状・購入基準】

【新・購入基準(案)】

(2)既製品(レディメイド)装具の完成用部品との関係について

(2)既製品(レディメイド)装具の完成用部品との関係について

現状・課題

- 既製品(レディメイド)装具の定義については、前回の検討会での議論を踏まえ、装具として完成しており、調整を必須としないもので、加工の必要がないパーツを組み立てる等して完成させるものを含む装具としている。
 - 一方で、現在の完成用部品(※)の中には、一部、既製品(レディメイド)装具の定義に該当するものが含まれていることから、完成用部品の定義を明らかにしつつ、この定義に該当するものについては、完成用部品の一覧から削除する必要がある。
- (※)「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」(R5.3.31付/障害保健福祉部長通知)の別添「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品」において、部品の一覧を示しているが、具体的な定義は定めていない。

方向性(案)

- 完成用部品の定義として、以下のとおり定めてはどうか。
- 「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」に定められた義肢・装具・姿勢保持装置をオーダーメイドにより製作・完成させるための部品とし、レディメイド装具を含めない。
- 上記の定義により、完成用部品のリストの中で、レディメイド装具に該当するものについては、削除してはどうか。
具体的な品目については、次回検討会にて、抽出の上、議論することとする。
 - ただし、次回の告示改正までの間の経過措置として、既に完成用部品に収載されているものについては、完成用部品としての継続申請を認めることとする。

具体的な仕組みのイメージ

- 上記(1)及び(2)の方向性(案)を踏まえて、以下のとおり整理することとする。

- 装具(レディメイド)

装具(レディメイド)とは、装具として完成しており、調整を必須としないものをいう。加工の必要がない部品を組み立てる等して完成させるものを含み、軟性装具におけるベルト調整後の固定のための縫製は加工に含まないこと。価格は、基本価格に本体価格を合算した額を上限額とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

- ・ 基本価格

採寸及び適合に係る全ての作業(使用方法の説明及び加工を含む。)についての技術料とする。

身体部位	上限価格	備考
共通	—	装具の種類にかかわらず一律の価格とすること。

- ・ 本体価格

装具(レディメイド)の本体価格は、装具(レディメイド)の製造又は輸入に要する原価に、一般管理販売費等、営業利益及び流通経費を加えた額の範囲内の額とし、一般管理販売費等、営業利益及び流通経費の算出に必要な係数については、別に定める。ただし、本体価格は、完成用部品として指定されているものを除き、オーダーメイドで算定した額の75%の範囲内の額とすること。

- ・ 耐用年数及び使用年数

装具(オーダーメイド)に準ずること。

※既製品装具は、メーカー出荷時から非課税物品となる。

(3)既製品(レディメイド)装具に係る届出の仕組みについて①

(3)既製品(レディメイド)装具に係る届出の仕組みについて①

現状・課題

- 今回、新設する既製品(レディメイド)装具について、市町村において円滑に支給決定を行うため、具体的にどのような製品が、既製品(レディメイド)装具に該当し、かつ、その価格がいくらになるのかを公にしておく必要がある。

方向性(案)

- 補装具メーカーから、厚生労働省宛てに、以下のとおり、既製品(レディメイド)装具について、製品名等を届出させることとし、その後、厚生労働省から既製品装具の一覧を各地方自治体宛てに通知等を行う仕組みとしてはどうか。
 - ① 補装具メーカーから厚生労働省宛てに、既製品(レディメイド)装具の製品名等を届出させ、その後、厚生労働省において、届出内容を確認の上、補装具メーカーに対し受理番号及び価格等を通知。
 - ② その後、厚生労働省において、補装具メーカーから届出があった既製品(レディメイド)装具の一覧(価格を含む。)を整理し、各地方自治体宛てに通知するとともに、厚生労働省ホームページ(HP)に掲載(補装具メーカーのHPにおいても掲載)。
 - ③ なお、補装具メーカーから届出がない既製品(レディメイド)装具については、自治体から問合せがあることも想定されるため、その場合は、厚生労働省から補装具メーカーに連絡し、届出を促すこととする。

※ 令和6年度における届出の運用状況を踏まえて、来年度以降の運用方法については、必要に応じて見直すこととする。

具体的な運用イメージ(届出の内容)

- 補装具事業者から、厚生労働省宛てに、以下のとおり、届出させてはどうか。

【届出の内容】

項目：製品名、型番、装具の区分、適応が想定される障害、製品製造(輸入)原価 等

【添付書類】

- ・製品製造(輸入)原価の挙証資料
- ・オーダーメイドで製作した場合の見積書
- ・取扱説明書
- ・製品の写真 等

(4)既製品(レディメイド)装具に係る届出の仕組みについて②

(4)既製品(レディメイド)装具に係る届出の仕組みについて②

現状・課題

- 令和6年4月から改正後の告示が施行されるが、他の公的制度の係数については、毎年5月から6月頃にかけて更新・公表されることになるため、既製品(レディメイド)装具の価格が明らかになる時期は、令和6年6月以降となる。
- このため、令和6年4月から6月までの間、市町村において、既製品(レディメイド)装具に係る支給申請があった場合の対応について、あらかじめ検討しておく必要がある。

方向性(案)

- 当該期間中、既製品(レディメイド)装具に係る申請があった場合には、市町村から個別に厚生労働省に連絡後、厚生労働省から当該装具を扱う補装具メーカーからの届出状況を個別に確認の上、当該市町村に、連絡することとしてはどうか。
- なお、この場合の装具の価格については、令和6年度限りの措置として、令和6年4月時点での係数を使用して算定することとする。

【令和6年度における既製品(レディメイド)装具の届出の一連の流れ】

R6.4
月-
係数公
表まで

- ①既製品装具と思われる装具の申請を受け付けた市町村は、厚生労働省に問合せ
- ②厚生労働省は、補装具メーカーに既製品装具の届出予定の有無を確認
- ③届出予定がある場合は、移行措置として、一時的にR6年4月現在の係数を用いて価格を算出の上、市町村に連絡

5-6
月

- ①5月から6月にかけて、特定保険医療材料等の係数が公表
- ②補装具メーカーから既製品装具の届出を確認・受理

7-8
月

- ①厚生労働省にて届出に不備がない場合は、補装具メーカーに受理番号及び価格を通知
- ②厚生労働省から各自治体に通知するとともに、HPにて公開

既製品装具にかかる購入基準の新設について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課 自立支援振興室

既製品装具にかかる購入基準の新設について —現状と方向性(案)—

令和5年度補装具評価検討会ワーキンググループ(第1回、令和5年5月26日)、(第2回、令和5年7月31日)での議論をもとに整理したもの。

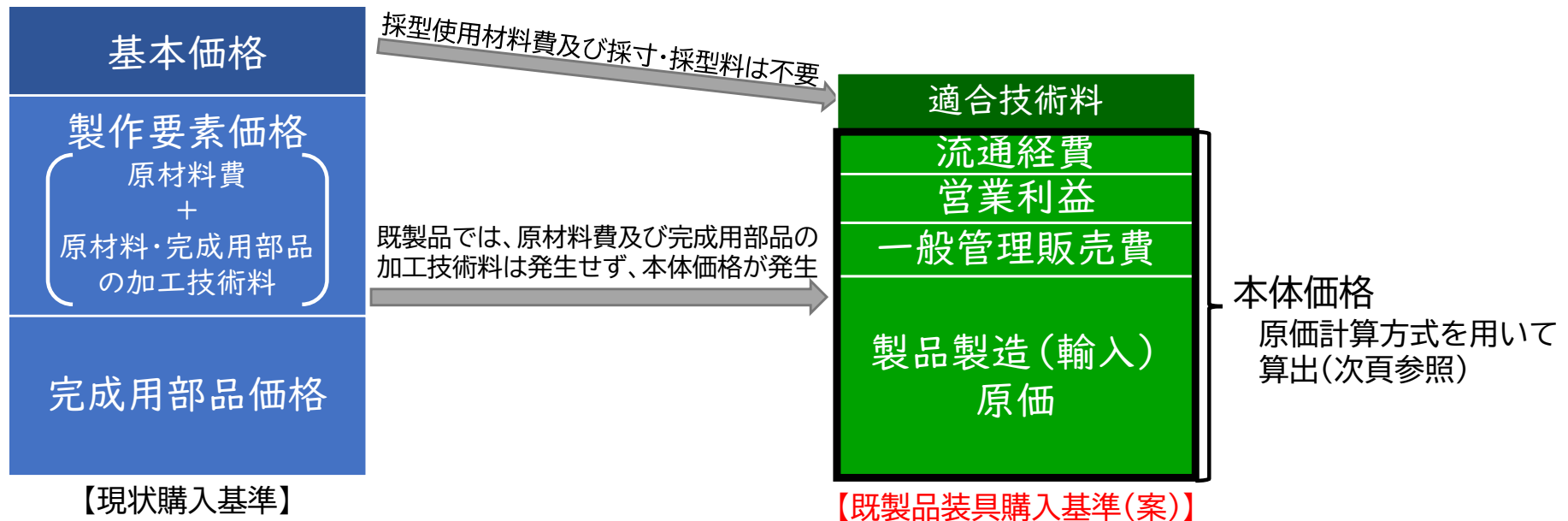
現状・課題

- 補装具は、補装具を必要とする障害児者の身体への適合を図るように製作されるものであることから、オーダーメイドを想定した購入基準となっているため、既製品装具についてもオーダーメイド価格で基準額を算定している。
- 医療保険で療養費が支給される治療用装具では、既製品装具の基準価格が設定されているものの、流通経費が含まれておらず、計算式も複数あるため、基準価格のうち技術料がいくらなのか判然としない(参考① 参照)。

方向性(案)

- 既製品装具の購入基準を新設する
製作のための採寸は行われないものの適合は行われるため、基本価格に代えて「適合技術料」を新設し、既製品装具の基準額は本体価格に適合技術料を加えたものとしてどうか。
- 本体価格の原価計算方式の採用
原価計算方式を採用し、原材料価格、流通経費、技術料等の内訳を明らかにした本体価格を設定し、すべての既製品装具は各項目に応じた係数を用いて本体価格を計算してはどうか。

購入基準のイメージ



既製品装具にかかる購入基準の新設について ー原価計算方式と各係数ー

【原価計算方式における原価要素及び各係数】

原価要素		係数の計算式	他制度の係数	
			特定保険医療材料 (参考②)	薬価 (参考③)
①製品製造(輸入) 原価	原料費	/	/	/
	包装材費			
	労務費			
	製造経費			
②一般管理販売費等	一般管理販売費	係数A = ② / ① + ② + ③	21.2%	50.5%
	研究開発費			
③営業利益		係数B = ③ / ① + ② + ③	9.5%	16.6%
④流通経費		係数C = ④ / ① + ② + ③ + ④	10.2%	7.1%
合計 = 本体価格		/	/	/

(* 義肢装具の係数を設定するための統計データはない)

方向性(案)

- 義肢装具の係数を設定するための公的統計データは存在しないことから、他制度の係数を用いて算定することとしてはどうか。

既製品装具にかかる購入基準の新設について —既製品装具の定義(案)—

現状・課題

- 既製品装具の購入基準を新設するにあたり、「既製品装具」を定義する必要がある。
- 既製品装具に類似するものとして組立キットのような「半製品装具」も存在している。

方向性(案)

- 装具について、「オーダーメイド装具」、「半製品装具」、「既製品装具」に分類し、それぞれに定義を定め、「半製品装具」については、オーダーメイド装具の価格を適用してはどうか。
- なお、既製品装具のうち、軟性装具におけるベルト調整後の固定のための縫製は加工に含まず、「既製品装具」の価格を適用してはどうか。

各定義と適用価格のイメージ

既製品装具価格

【既製品装具】

装具として完成しており、調整を必須としないもの。加工の必要がないパーツを組み立てる等して完成させるものを含む。

(例) ゲイトソリューションデザイン(S, M, L)



Sサイズ (R10w)	Mサイズ	Lサイズ (R10w)
145~150cm	155~170cm	170~180cm
21~23cm	23~26cm	26~28cm

オーダーメイド装具価格

【半製品装具】

装具として完成させるためのパーツはそろっているものの、加工がなければ使用できないもの。但し、軟性装具におけるベルト調整後の固定のための縫製は加工にはあたらない。

(例) ゲイトソリューションデザイン 組立キット



ゲイトソリューション
デザイン組立キット

【オーダーメイド装具】

装着者の身体形状に合わせて、原材料及び完成用部品を加工して製作するもの。

ゲイトソリューション
デザイン
完成用部品価格

¥66,000

(足絆手・B制動式・1 一方向・
川村義肢6950021-SIZE)



ゲイトソリューション
デザイン
完成用部品価格

¥15,900

(あぶみ・C歩行あぶみ・
川村義肢6950022-SIZE)



(参考①) 既製品の治療用装具に係る基準価格の算出方法(1/2)

令和5年2月20日社会保障審議会医療保険部会 治療用装具療養費検討専門委員会 資料「治-3」より-抜粋-

<既製品の治療用装具に係る基準価格の算出方法>

1. 基準価格

- 基準価格は、「A算定式：オーダーメイドで製作された場合における採寸・採型の基本価格（※1）の0.52倍の額（技術料）と仕入価格（※2）の1.3倍の額（製品価格）を合算した額」と「B：仕入価格（※2）の2倍の額」を比較し、低い額（ただし、下限額を5,000円とする。（※3））とする。

また、基準価格に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

※1 「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）の別表1の購入基準中の「ウ 基本価格」

※2 厚生労働省が装具業者を対象として行う仕入価格の調査により算出した仕入価格を用いることとしている。

リスト収載されていない製品の場合は、当該製品の仕入価格（税抜）を用いること。

※3 リスト収載されていない製品で、仕入価格（税抜）が1,500円未満の場合は、「（ただし、下限額を5,000円とする。」は適用しないこと。

2. 消費税相当分の取扱い

- 義肢装具士が材料仕入時に負担した消費税相当分を考慮し、オーダーメイドで製作される治療用装具と同様に、療養費として支給する額については、基準価格の100分の106に相当する額（円未満切り捨て）を基準として算定する。

(参考①) 既製品の治療用装具に係る基準価格の算出方法(2/2)

令和5年2月20日社会保障審議会医療保険部会 治療用装具療養費検討専門委員会 資料「治-3」より-抜粋-

「既製品装具の基準価格の設定方法」の考え方

＜「既製品装具の基準価格の設定方法」の考え方＞ (令和4年2月22日 治療用装具療養費検討専門委員会資料から抜粋)

- ① 「A：オーダーメイドで製作された場合における採寸・採型の基本価格の0.52倍の額（技術料）と仕入価格の1.3倍の額（製品価格）を合算した額」と「B：仕入価格の2倍の額」を比較し、低い額を基準価格とする考え方
 - ・ Aの価格は、オーダーメイド装具を製作する場合の装具の価格構成を既製品装具に置き換え、「技術料」と「製品価格」を算定したもの。製品によって仕入価格に比べて過大な基準価格にならないよう、「B：仕入価格の2倍の額」の上限を設定。
- ② 「オーダーメイドで製作された場合における採寸・採型の基本価格の0.52倍の額」とする考え方
 - ・ 「オーダーメイドで製作された場合における採寸・採型の基本価格の0.52倍の額」は、既製品装具における義肢装具士の「技術料」を反映したものの。
 - ・ オーダーメイド装具における採寸の工程は、①患肢及び患部の観察、②採寸及び投影図の作成、③組立て、④仮合せ、⑤外装、仕上げ、⑥適合検査が含まれているが、既製品装具の場合は、③組立ての工程は要さず、また、②採寸及び投影図の作成、④仮合せ、⑤仕上げの工程は、オーダーメイドの半分の時間を要するものと仮定。これを基に、「補装具の種目・構造・工作法等に関する体系的研究」（昭和54年3月、厚生省厚生科学研究（特別研究事業）、主任研究者 国立身体障害センター補装具研究所長 飯田卯之吉）における基本工作法の作業時間に当てはめると、既製品装具の「技術料」は、オーダーメイド装具の基本価格（採寸）の52%相当となる（なお、基本価格の改定は3年に一度、補装具の価格改定において行われる）。
- ③ 「仕入価格の1.3倍の額」とする考え方
 - ・ 既製品装具の製品価格は、①製品仕入価格、②管理販売経費、③利益から構成される（既製品装具の製品価格＝製品仕入価格×管理販売経費×利益）。
 - ・ 管理販売経費が23%（国立障害者リハビリテーションセンター研究所の全国調査（平成29年度実施））、利益7.8%（特定保険医療材料の利益率と同値）と仮定して、製品仕入価格の1.3倍（ $1.23 \times 1.078 = 1.326 \approx 1.3$ ）と設定。
- ④ 「仕入価格の2倍の額」を上限とする考え方
 - ・ 「仕入価格の2倍の額」の上限は、仕入価格に比べて過大な基準価格とならないようにするために設定。
 - ・ 既製品装具の業種は、一般に小売業の「他に分類されないその他の小売業」に分類されてるが、日本政策金融公庫「小企業の経営指標調査（令和元年度）」において、「他に分類されないその他の小売業」の指標は存在しないが、類似業として「時計・眼鏡・光学機械小売業」の売上高総利益率は53.5%、「織物・衣服・身の回り品小売業」の売上高総利益率は45.2%、「医療用品製造業」の売上高総利益率は58.2%、「装身具・装飾品製造業（貴金属・宝飾製品を除く）」の売上高総利益率は52.8%で、それぞれの売上高総利益率は50%前後であり、「仕入価格の2倍の額」と設定。
- ⑤ 「下限を5,000円」とする考え方
 - ・ 仕入価格の低い製品では、単純に「A：オーダーメイドで製作された場合における採寸・採型の基本価格の0.52倍の額（技術料）と仕入価格の1.3倍の額（製品価格）を合算した額」と「B：仕入価格の2倍の額」を比較して低い額とした場合には非常に低額になることがあるため、義肢装具士の手間（医療機関への装具運搬等）を考慮し、5,000円という下限額を設定。

特定保険医療材料の基準材料価格の算定における 原価計算方式の係数の更新

	令和4年度	令和5年度
一般管理販売费率 ※1 (=一般管理費/製造業者出荷価格)	24.0%	21.2%
営業利益率 ※2 (=営業利益/製造業者出荷価格)	6.7%	9.5%
流通経费率 ※3 (=流通経費/税抜き価格)	9.8%	10.2%

※1 「医療機器産業実態調査報告書【医療機器製造販売業・卸売業】」(厚生労働省医政局経済課)令和2年度、
(厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課)令和3年度 製造販売業「表9 決算状況 (2)損益計算書」における
「販売費及び一般管理費」

※2 「医療機器産業実態調査報告書【医療機器製造販売業・卸売業】」(厚生労働省医政局経済課)令和2年度、
(厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課)令和3年度 製造販売業「表9 決算状況 (2)損益計算書」における
「営業利益」

※3 「医療機器産業実態調査報告書【医療機器製造販売業・卸売業】」(厚生労働省医政局経済課)令和2年度、
(厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課)令和3年度 卸売業「表9 損益計算書(医療機器関係部門以外も含む)」
における「売上総利益」

(参考②) 原価計算方式の係数(特定保険医療材料) (2/2)

(参考) 原価計算方式

原価計算方式では、製品に係る各原価要素について、価格を積み上げて計算を行う。

原価要素		備考
原材料費	原料費	
	包装材費	
	労務費	
	製造経費	
	小計	
一般管理販売費等	一般管理販売費	※1の21.2%
	研究開発費	市販後調査費を含む
	小計	
営業利益	※1の9.5%	
小計(※1)		
流通経費	※2の10.2%	
計(※2)		
消費税	※2の10%	
合計		

(参考③) 原価計算方式の係数(薬価)

令和4年薬価制度改革

原価計算方式

「中央社会保険医療協議会 薬価専門部会 (第202回)薬-2(R5.6.21)」より抜粋

- 原価計算方式において、海外からの移転価格については、合理的な理由がある場合を除き、他の国への移転価格の最低価格（合理的な理由があれば、平均値又は2番目に低い価格等）を上限とする運用を明確化
- 開示度50%未満の場合の加算係数を現在の0.2から0に引下げ
 - ※ このほか、一定期間、移転価格として日本に導入される品目のメーカーに対して、必要な営業利益率についてのデータ提出の協力を要請

【原価計算方式の流れ】

※赤字・赤枠：見直し部分

- ① 類似薬がない場合には、原価計算方式を採用し、原材料費や製造経費などを積算して、収載時の薬価を算定

製品総原価	① 原材料費	(有効成分、添加剤、容器・箱など)	ただし、開示度 $\geq 80\%$ の化成品及び開示度 $\geq 80\%$ かつ研究費開発費だけで販管費率上限(50.6%)を超えるバイオ医薬品(ピーク時市場規模が50億円未満に限る)については、販管費率の上限は70%
	② 労務費	($= 3,680^{\text{注1}} \times \text{労働時間}$)	
	③ 製造経費		再生医療等製品については、個々の品目ごとに精査することとし、平均的な係数を用いて算出される額よりも低い場合はその額を用いて算定する。
	④ 製品製造(輸入)原価		
	⑤ 販売費・研究費等	$(\text{⑤} / (\text{④} + \text{⑤} + \text{⑥})) \leq 0.504^{\text{注2}}$	注1 労務費単価：「毎月勤労統計調査」及び「就労条件総合調査」(厚生労働省) 注2 一般管理販売費率、営業利益率：「産業別財務データハンドブック」(日本政策投資銀行) 注3 流通経費率：「医薬品産業実態調査報告書(厚生労働省医政局経済課) 上記の数値は、医薬品製造業の平均的な係数(前年度末時点で得られる直近3か年(平成30年～令和2年)の平均値)を用いることが原則 ※ 令和4年度適用の数値
	⑥ 営業利益	$(\text{⑥} / (\text{④} + \text{⑤} + \text{⑥})) = 0.161^{\text{注2}}$	
	⑦ 流通経費	$(\text{⑦} / (\text{④} + \text{⑤} + \text{⑥} + \text{⑦})) = 0.073^{\text{注3}}$	
	⑧ 消費税	(10%)	
合計：算定薬価			

- ② 既存治療に比べて高い有用性等が客観的に示されている場合、上記の算定薬価に補正加算を加える

※ ただし、製品総原価のうち、薬価算定組織での開示が可能な部分の割合(開示度)に応じて、加算率に差を設定

加算額 = 価格全体 × 加算率 × 加算係数
(加算前価格)

開示度*	80%以上	50~80%	50%未満
加算係数	1.0	0.6	0.2 → 0

※開示度 = (開示が可能な薬価部分) ÷ (製品総原価：①+②+③+⑤)